



東南アジア地域援助研究会報告書

— 地域統合と開発援助 —

総論



東南アジア地域援助研究会報告書 — 地域統合と開発援助 —

総論



2006年3月 国際協力機構

2006年3月

独立行政法人 国際協力機構
国際協力総合研修所

総 研

J R

06-08

ISBN4-902715-70-8

東南アジア地域援助研究会報告書

- 地域統合と開発援助 -

総論

2006年3月

独立行政法人国際協力機構
国際協力総合研修所

本報告書の内容は、国際協力機構が設置した「東南アジア地域援助」研究会の見解を取りまとめたもので、必ずしも国際協力機構の統一的な公式見解ではありません。

本報告書及び他の国際協力機構の調査研究報告書は、当機構ホームページにて公開しております。

URL: <http://www.jica.go.jp/>

なお、本報告書に記載されている内容は、国際協力機構の許可無く転載できません。

国際協力事業団は2003年10月から独立行政法人国際協力機構となりました。本報告書では2003年10月以前に発行されている報告書の発行元は国際協力事業団としています。

発行：独立行政法人国際協力機構 国際協力総合研修所 調査研究グループ

〒162 8433 東京都新宿区市谷本村町10 5

FAX : 03 3269 2185

E-mail: iictas@jica.go.jp

表紙写真（JICA）：背景 野町和嘉、上段左上 吉田勝美、下段中央 是永清子

序 文

独立行政法人国際協力機構が事業を展開している開発途上国においては、人口、環境、食糧問題など地球規模の課題への取り組みが重要性を増している一方、国あるいは地域ごとに異なる特性や発展段階に応じたきめの細かい援助を実施する必要があります。このような観点から、当機構では各開発途上国の開発の現状や課題に即した国別の援助アプローチを強化するため、有識者の方々にご協力いただき、各国に対する援助の方向性を検討する国別援助研究を実施してまいりました。これまでに43件の国別援助研究会、7件の地域別援助研究会を設置し、その研究成果を報告書に取りまとめております。今回は、各国に対してもわが国が最大規模の援助を行っている東南アジアをあらためて地域の視点からとらえて援助研究を実施した点において、新たな視点での地域別援助研究会となっております。

1990年代以降、自由貿易協定（FTA）、関税同盟といった地域貿易協定（RTAs）の締結数が激増し、世界的な地域統合化が進展しています。東南アジア地域でも1997年にASEAN Vision 2020を採択し、2020年までにASEAN共同体を創設することを決議するなど、ASEAN統合の動きが活発化しています。他方で、こうした国境を越える活動の活発化に伴って、東南アジアにおいても、テロリズムや海賊、鳥インフルエンザ、環境問題といった国境を越える課題への取り組みがより一層重要となっており、一国だけでなく地域レベルでの取り組みの必要性が高まっています。

わが国においては、歴史的に東南アジア地域との関係を最重要視しており、2002年1月にはシンガポールにおいて小泉首相により東アジア共同体構想が提唱されました。その後も対ASEAN協力のためのイニシアティブが打ち出されており、協力関係の強化を図ってきております。当機構においても、当該地域で二国間協力だけでなく地域協力を推進し始めており、2002年より域内各国の援助実務者とともにJICA-ASEAN地域協力会議（JARCOM）を毎年開催しております。

こうした状況を踏まえて、本調査研究では、東南アジアにおける地域統合の進展を把握するとともに、地域的なイニシアティブを整理することを通じて、地域的な視点から援助のあり方、実施方法を検討することを目的に実施されました。具体的には、ASEANの統合への支援と国境を越えた課題への対応の2つを重点課題として整理しました。なお、ASEANの統合への支援は、さらに、地域統合の制度化・基盤整備支援、貧困と格差の是正の2つの重点支援分野から構成されています。

本調査研究と並行して、当機構では「地域別事業実施方針」が検討されています。本報告書は、東南アジア地域における事業実施方針のバックグラウンドペーパーとしても位置付けられるものであり、今後地域レベルでの事業の計画・実施にあたり十分活用されるとともに、関係機関におきましても広く利用されることを期待しております。

最後に、本報告書の取りまとめにあたり、委員、関係者各位に多大なご尽力をいただきましたことに対し、深く感謝申し上げますとともに、ご協力くださいました関係機関の皆さまにもあわせてお礼申し上げます。

2006年3月
独立行政法人国際協力機構
国際協力総合研修所
所長 田口 徹

目 次

序文	
目次	i
用語・略語解説	vii
要約	xiii
序章 調査研究概要	1
第1章 地域統合と東アジア地域の変容	
1. はじめに	9
2. 進む世界の地域統合化	10
3. 経済発展モデルの変化	11
4. 地域化と地域主義	12
第2章 地域統合と開発	
1. 地域経済統合の分類	15
2. 地域統合の動機	16
3. 地域統合の貿易上の効果	18
4. 地域統合と物流ネットワーク	21
5. 地域統合と域内格差	23
6. ASEANにおける域内格差の現状	24
7. 統合の深化の担い手	26
8. 地域統合と民主化	27
第3章 ASEANの現状と歴史的経緯	
1. ASEANの現状	29
(1) 多様な構成国	29
(2) ミレニアム開発目標(MDGs)の達成状況	29
(3) 経済成長	29
(4) 貿易の発展	32
(5) 直接投資	35
(6) 援助	37
(7) 日ASEAN貿易投資関係	41
2. 歴史的経緯	44
(1) 東南アジアの地域形成	44
(2) ASEAN草創期	45
(3) インドシナ全面社会主義化と内向きの集団的自立	45

(4) 新たな経済協力戦略とASEAN 10の成立	46
(5) アジア経済危機と統合の加速	47
3 . ASEANを取り巻く地域的なイニシアティブ	49
(1) 概観	49
(2) ASEANイニシアティブ	49
(3) ASEANと中国、インド	50
(4) ASEAN包含	51
(5) ASEAN競合	51
(6) 地域的な枠組みの競合と競争	52
4 . ASEANの地域機構	53
(1) 意思決定機構	53
(2) ASEAN事務局	53

第4章 協力の方向性

1 . わが国の対ASEAN協カイニシアティブ	57
2 . 支援の方向性	59
(1) 基本的な考え	59
(2) 地域協力、グローバルな課題、ASEAN諸国への援助	60
(3) 統合深化と統合継続の条件への支援	62
(4) ASEANへの支援と人間の安全保障	63
(5) 重点支援項目	63

第5章 分野別重点支援の方向性

1 . 人、物、金、情報の自由な流通を可能とする制度化及び基盤整備支援	69
1 - 1 貿易投資	69
1 - 2 財政金融	70
1 - 3 運輸交通	72
1 - 4 情報通信技術 (ICT)	74
2 . 貧困と格差の是正	81
2 - 1 CLMV	81
2 - 2 BIMP-EAGA等ASEAN成長地域	85
3 . 国境を越えた課題	91
3 - 1 治安と開発	91
3 - 2 環境	98
3 - 3 エネルギー	105
4 . 人材育成	114
4 - 1 ASEAN域内における人材育成の取り組み	114

4 - 2	人材育成に関連する日ASEAN協力の概要	119
4 - 3	ASEAN地域における人材育成分野の課題	121
4 - 4	地域協力の方向性	122
4 - 5	地域協力実施上の留意点	124
第6章 援助の実施方法		
1 .	地域の視点の重要性	125
2 .	JICAにおける地域援助実施体制	125
3 .	協力方法	127
4 .	外部機関との連携	130
5 .	地域援助実施上の課題	132
引用・参考文献		135

図表・Box目次

図 1	報告書の構成	xiv
図 2	本調査研究で検討対象としている「地域的課題」の範囲	xiv
図 0 - 1	本調査研究における地域的対象領域	2
図 0 - 2	本調査研究で検討対象をしている「地域的課題」の範囲	3
図 0 - 3	報告書の構成	4
図 2 - 1	RTAsの加速度的増加（WTOに通知された件数）	15
図 2 - 2	途上国間地域統合体の輸入GDP比率（MERCOSUR）	19
図 2 - 3	途上国間地域統合体の輸入GDP比率（ASEAN）	20
図 2 - 4	ASEAN 5とMERCOSURの域内所得格差	24
図 2 - 5	ASEAN域内の所得格差	25
図 3 - 1	World FDI Inflow Share	37
図 3 - 2	主要ドナーの援助総額に占めるASEAN向け割合の推移（3カ年移動平均）	38
図 3 - 3	わが国の輸出に占めるシェア	42
図 3 - 4	わが国の輸入に占めるシェア	43
図 3 - 5	わが国の直接投資動向	43
図 3 - 6	ASEAN機構図	56
図 3 - 7	ASEAN事務局機構図	56
図 5 - 1	ASEAN地域の環境問題のとらえ方	100
図 5 - 2	ASEAN地域における送電網建設計画の概念図	109
図 5 - 3	人材育成分野における地域協力の方向性	122
図 6 - 1	二国間援助体制から地域援助実施体制へ	126
図 6 - 2	想定される外部連携機関	131
表 1	RTAsに基づく域内優遇貿易（輸入シェア）	xv
表 2	3地域における域内貿易シェア（2003年）	xvii
表 3	ASEANを取り巻く主要な地域的枠組み	xxii
表 1 - 1	RTAsに基づく域内優遇貿易（輸入シェア）	10
表 1 - 2	3地域における域内貿易シェア（2003年）	12
表 2 - 1	Intra Trade Shares of RTAs（2003）	19
表 2 - 2	東アジアにおける貿易の機械化	22
表 3 - 1	ASEAN諸国基礎指標	30
表 3 - 2	ASEAN諸国におけるMDGs達成に向けた進捗状況	31
表 3 - 3	実質GDP成長率	32
表 3 - 4	ASEANの輸出入先別貿易シェア	33

表 3 - 5	ASEAN加盟各国の域内貿易シェア	34
表 3 - 6	直接投資の流入	35
表 3 - 7	送出国別対ASEAN直接投資流入額	36
表 3 - 8	ドナー別対ASEAN援助総額の推移	39
表 3 - 9	CLV向け援助総額のASEAN 4 (IMPT) 向け総額に占める割合	40
表 3 - 10	ASEANを取り巻く主要な地域的枠組み	55
表 5 - 1	ITGの担当一覧	88
表 5 - 2	BIMP-EAGA参加国の役割	89
表 5 - 3	優先4分野における協力	96
表 5 - 4	アジア各国のGDP当たりエネルギー消費原単位の推移	106
表 5 - 5	アジア各国の1人当たりエネルギー消費量の推移	107
表 5 - 6	ASEAN+3各国の中等・高等教育就学率	115
表 5 - 7	各イニシアティブにおける人材育成関連の記述	117
表 5 - 8	日本の人材育成関連のイニシアティブ	120
Box 2 - 1	EU統合の経緯	26

略語・用語解説

略語	概要
ABMI	Asian Bond Markets Initiative (アジア債券市場育成イニシアティブ)
ACCSQ-METI	ASEAN Consultative Committee for Standards and Quality - Ministry of Economy, Trade and Industry (日ASEAN標準化品質管理諮問委員会)
ACD	Asia Cooperation Dialogue (アジア協力対話)
ACMECS	Ayeyawady-Chao Phraya-Mekong Economic Cooperation Strategy (イラワジ・チャオプラヤ・メコン経済協力戦略)
ADB	Asian Development Bank (アジア開発銀行)
AEC	ASEAN Economic Community (ASEAN経済共同体)
AEM	ASEAN Economic Ministerial Meeting (ASEAN経済閣僚会議)
AFTA	ASEAN Free Trade Area* (ASEAN自由貿易地域)
AMEICC	AEM-METI (ASEAN Economic Ministries with the Ministry of Economy, Trade and Industry of Japan) Economic and Industrial Cooperation Committee (日ASEAN経済産業協力委員会)
AMEM	ASEAN Ministers on Energy Meeting (ASEANエネルギー大臣会合)
AMM	ASEAN Ministerial Meeting (ASEAN外相会議)
AMMTC	ASEAN Ministerial Meeting on Transnational Crime (ASEAN国境を越える犯罪に関する閣僚会議)
AOTS	The Association for Overseas Technical Scholarship (海外技術者研修協会)
APA	ASEAN People's Assembly (ASEAN人民協議会)
APEC	Asia Pacific Economic Cooperation (アジア・太平洋経済協力会議)
ARF	ASEAN Regional Forum (ASEAN地域フォーラム)
ASC	ASEAN Security Community (ASEAN安全保障共同体)
ASC	ASEAN Standing Committee (ASEAN常任委員会)
ASEAN	Association of Southeast Asian Nations (東南アジア諸国連合)
ASEAN-ISIS	ASEAN Institute of Strategic and International Studies (ASEAN戦略国際問題研究所連合)
ASEAN PMC	ASEAN Post Ministerial Conference (ASEAN拡大外相会議)
ASEAN+3	ASEAN10カ国及び日本、中国、韓国の3カ国のこと。
ASEM	Asia-Europe Meeting (アジア欧州会議)
AUN	ASEAN University Network (ASEAN大学ネットワーク)
AUN/SEED-Net	AUN/Southeast Engineering Education Development Network (ASEAN工学系高等教育ネットワーク)
AusAID	Australian Agency for International Development (オーストラリア国際開発庁)
BIMP-EAGA	Brunei Darussalam-Indonesia-Malaysia-Philippine East ASEAN Growth Area (ブルネイ・インドネシア・マレーシア・フィリピン東ASEAN成長地域)
CDM	Clean Development Mechanism* (クリーン開発メカニズム)
CEPT	Common Effective Preferential Tariff* (共通実効特惠関税)
CIDA	Canadian International Development Agency (カナダ国際開発庁)
CLMV	Cambodia (カンボジア)、Laos (ラオス)、Myanmar (ミャンマー)、Viet Nam (ベトナム)
CSO	Civil Society Organization (市民社会組織)
EU	European Union (欧州連合)
EPA	Economic Partnership Agreement (経済連携協定)
ESCAP	United Nations Economic and Social Commission for Asia and the Pacific (国連アジア太平洋経済社会委員会)
FAO	Food and Agriculture Organization (国連食糧農業機関)
FDI	Foreign Direct Investment (海外直接投資)
FTA	Free Trade Area (自由貿易地域) あるいは Free Trade Agreement* (自由貿易協定)

略語	概要
GMS	Economic Cooperation in the Greater Mekong Sub-region* (拡大メコン地域経済協力プログラム)
IAI	Initiative for ASEAN Integration* (ASEAN統合イニシアティブ)
ICT	Information and Communication Technology (情報通信技術)
IMF	International Monetary Fund (国際通貨基金)
IMS-GT	Indonesia-Malaysia-Singapore Growth Triangle (インドネシア・マレーシア・シンガポール成長の三角地域)
IMT-GT	Indonesia-Malaysia-Thailand Growth Triangle (インドネシア・マレーシア・タイ成長の三角地)
JARCOM	JICA-ASEAN Regional Cooperation Meeting* (JICA-ASEAN地域協力会議)
JBIC	Japan Bank for International Cooperation (国際協力銀行)
JETRO	Japan External Trade Organization (独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ))
JODC	Japan Overseas Development Corporation (財団法人海外貿易開発協会)
MDGs	Millennium Development Goals (ミレニアム開発目標)
MERCOSUR	Mercado Comú del Sur (南米南部共同市場)
MRAs	Mutual Recognition Arrangements (相互認証枠組み協定)あるいは Mutual Recognition Agreements (相互認証協定)
MRC	Mekong River Commission (メコン河委員会)
NAFTA	North American Free Trade Agreement (北米自由貿易協定)
NEDO	New Energy and Industrial Technology Development Organization (新エネルギー・産業技術総合開発機構)
NGO	Non-Governmental Organization (非政府組織)
OECD	Organization for Economic Cooperation and Development (経済協力開発機構)
OVTA	Overseas Vocational Training Association (海外職業訓練協会)
PPP	Public-Private Partnership (官民パートナーシップ)
RTAs	Regional Trade Agreements (地域貿易協定)
SAARC	South Asian Association for Regional Cooperation (南アジア地域協力連合)
SEACSN	Southeast Asian Conflict Studies Network (東南アジア紛争研究ネットワーク)
SEAMEO	Southeast Asian Ministers of Education Organization (東南アジア教育大臣機構)
SEOM	Senior Economic Official Meeting (ASEAN高級経済事務レベル会合)
SOM	Senior Officials Meeting (ASEAN高級事務レベル会合あるいはASEAN高級外務事務レベル会合)
SOMTC	Senior Officials Meeting on Transnational Crime (国境を越える犯罪に関する高級事務レベル会合)
TAC	Treaty of Amity and Cooperation in Southeast Asia (東南アジア友好協力条約)
UNCTAD	United Nations Conference on Trade and Development (国連貿易開発会議)
UNDP	United Nations Development Programme (国連開発計画)
UNESCO	United Nations Educational Scientific and Cultural Organization (国際連合教育科学文化機関)
USAID	United States Agency for International Development (米国国際開発庁)
WHO	World Health Organization (世界保健機関)
WTO	World Trade Organization (世界貿易機関)

*は解説のある略語。

用語	解説
AFTA	ASEAN Free Trade Area (ASEAN自由貿易地域) : 1992年の第4回ASEAN首脳会議において創設が決定された。域内貿易の活性化、域外からの直接投資と域内投資の促進及び域内産業の国際競争力強化を主要目的とする。なおこれに中国を加えたASEAN-中国FTA (ASEAN-China FTA: ACFTA) もある。
ASEAN憲章	ASEAN憲章は、ASEAN共同体の今後の行動規範となるもので、ASEANに法的人格を付与し、その機能を決定し、全体的な機構的枠組みのなかで主要なASEAN組織の役割分担を定めるものとされる。2006年の首脳会議に憲章内容の方向性について議論を行っている賢人会議の提言が提出されることになっている。
ASEAN Vision 2020	2003年10月の第9回ASEANサミットにて掲げられた中期計画。2020年までに「ASEAN安全保障共同体 (ASC)」、「ASEAN経済共同体 (AEC)」、「ASEAN社会・文化共同体 (ASCC)」を三本柱としたASEAN共同体の実現を展望している。
ASEAN-X方式	ASEAN-X Formula : 2カ国またはそれ以上の加盟国が特定のセクターまたはサブ・セクターにおいてサービス分野での貿易自由化に合意した場合、そのほかの加盟国は準備ができた段階で後から参加することを容認する方式。サービスセクター以外への適用も議論されている。
CDM	Clean Development Mechanism (クリーン開発メカニズム) : 京都議定書 (1997年12月採択) において定められた、排出権取引制度、共同実施と並び、地球温暖化防止のための温室効果ガスを削減する政策手段の一つ。
CEPT	Common Effective Preferential Tariff (共通実効特惠関税) : 1993年1月1日、AFTA実現のためのメカニズムとしてCEPTスキームが発効。CEPTの重点は、全般的な関税引き下げであるが、非関税障壁の撤廃、関税分類・手続きなどの標準化も含まれる。
e-ASEAN構想	2000年にASEANにより合意された情報通信技術の活用促進に向けた構想。同分野の貿易・投資の自由化やインフラ整備、デジタル・デバイドの解消、電子商取引促進に向けた法整備、電子署名の相互承認などを旨とする。能力のある国が2002年までに合意を実施し、後発国を支援することで域内のデジタル・デバイドの解消を目指しているのが特徴。
FTA	Free Trade Agreement (自由貿易協定) : ある国や地域の間で、関税やサービス分野の規則などを取り払い、物やサービスの貿易の自由化を進めることを目的とした協定のこと。
GMS	Economic Cooperation in the Greater Mekong Sub-region (拡大メコン地域経済協力プログラム) : ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー、タイと中国・雲南省のメコン河流域6カ国・地域を対象とした国境をまたぐ広域開発構想。アジア開発銀行 (ADB) の地域協力プログラムとして1992年に始まり、運輸、エネルギー、通信、観光など8分野で計画が進行中。
IAI	Initiative for ASEAN Integration (ASEAN統合イニシアティブ) : 2000年11月に開催された第4回ASEAN非公式首脳会議において合意された、域内の格差を是正し、ASEANの地域的競争力を高める試み。その後、人材育成、情報通信技術、地域経済統合、運輸交通とエネルギー、貧困と生活の質、観光、及びGeneral Coverage of Projectsを重点分野とすることで合意がなされている。
JARCOM	JICA-ASEAN Regional Cooperation Meeting (JICA-ASEAN地域協力会議) : ASEAN域内の開発格差是正のためのJICA事業 (主として域内のリソースを活用した南南協力事業) の案件形成や効果的な事業実施推進を目的とする取り組み。2002年から、年に1回、ASEAN域内でJICAとASEAN加盟国の技術協力窓口機関の関係者が会議を開き、ニーズとリソースのマッチングや域内協力案件の実施方法改善、域内共通開発課題解決のための取り組みに関する協議を行っている。案件形成においては、域内の協力対象国のニーズと協力国のリソースのマッチングのための活動を年間を通じて行っている。詳細は、オフィシャルWebサイトを参照のこと。(http://www.jarcom.net/)
JICA-Net	JICAが推進する遠隔技術協力事業。日本国内の各事務所と海外事務所を専用回線で結び、ICT (テレビ会議システム、インターネットなど) を活用した遠隔による講義・セミナー、会議、教材作成、Web-Based Trainingなどを行うことができる。
SDR	Special Drawing Rights (特別引出権) : 金や外貨を補充する国際流動性として、1969年にIMFによって創設された準備資産。各国の出資割当額に比例してSDRが配分され、その国の国際収支が悪化した場合などにSDRと引き換えに他国から外貨を入手することができるほか、取引や決済にも直接使用できる。
アジア・ブロードバンド計画	アジアにおけるブロードバンド環境の整備を図ることを通じて、アジア全体を世界の情報拠点 (ハブ) にすることを目指した行動計画であり、日本政府が2003年3月に策定した。詳細は、オフィシャルWebサイトを参照のこと。(http://www.asia-bb.net/jp/index.html)

用語	解説
援助総額(グロス)	技術協力、無償資金協力、ODA借款からなる援助の総額の中で、被援助国からの借款などの返済額を差し引く前の額。
基準認証	工業製品等製品の技術基準への適合性について、証明・認定すること。地域統合やFTA交渉などでは、関係国間でこのような技術基準やその証明・認定制度の標準化を図ることが重要な課題となる。
キャパシティ・ディベロップメント	Capacity Development (CD) : 途上国の課題対処能力が、個人、組織、制度・社会などの複数のレベルの総体として向上していくプロセスを指す。1990年代末から技術協力アプローチ見直しに際して、UNDPを中心に議論され、JICAの技術協力の中核的概念でもある。
京都議定書	1997年の第3回締約国会議(COP3)で採択された議定書。先進国などに対し、温室効果ガスを1990年比で、2008~2012年に一定数値(日本6%、米国7%、EU8%)を削減することを義務付けている。また、右削減を達成するために排出権取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの市場原理に合った仕組み(京都メカニズム)が導入されている。
経済連携協定	FTAの要素を含みつつ、締約国間で経済取引の円滑化、経済制度の調和、協力の促進など、市場制度や経済活動の一体化のための取り組みも含む対象分野の幅広い協定。
原産地規制	Rule of origin : 国際取引における工業製品の原産国を決定するために加盟国の適用する法令、及び適用される行政上の決定のこと。
購買力平価	Purchasing Power Parity : ある国の通貨建ての資金の購買力が、ほかの国でも等しい水準となるように、為替レートが決定されるという考え方を基にした為替レートの決定メカニズムの仮説の一つ。
サービスリンクコスト	生産ブロック間を結ぶ調整、輸送、コミュニケーション、さらには、これらに伴う行政手続き費用などを含む取引費用のこと。
サプライチェーン	企業横断的に調達から生産・販売・物流の業務の流れを一つの「供給の鎖」(サプライチェーン)ととらえること。
第二ASEAN協和宣言	Declaration of ASEAN Concord (Bali Concord)。2003年10月7日のバリでのASEAN首脳会議において、「ASEAN安全保障共同体(ASC)」、「ASEAN経済共同体(AEC)」、「ASEAN社会・文化共同体(ASCC)」の設立を目指すことで、ASEAN諸国首脳が署名したもの。
チェンマイ・イニシアティブ	1999年11月、マニラで開催されたASEAN+3首脳会議において、通貨・金融分野での「東アジアにおける自助・支援メカニズムの強化」の必要性についての合意を受け、2000年5月にチェンマイで開催されたASEAN+3蔵相会議において、すべてのASEAN加盟国を含み得る形でASEANスワップアレンジメントの拡大、及びASEAN、中国、日本及び韓国との二国間通貨スワップ取り決め及びレボ取り決めのネットワークの確立などの取り組みについて合意されたもの。
通貨スワップ協定	一時的な外貨不足に陥った国に対し市場介入に必要な外貨の融通を行うもので、域内通貨の安定化を図り通貨危機を未然に防ぐこと。具体的には、二国間で直接外貨を融通し合う(スワップ取り決め)、外債を売却し一定期間後に買い戻す(レボ取り決め)の2つがある。
通貨バスケット方式	為替政策の一つ。複数の主要貿易相手国通貨を一定の割合で加重平均したものと自国通貨を連動させる方式。
デジタル・デバイド	コンピュータやインターネットなどの情報通信技術(ICT)を利用する能力、及びアクセスする機会をもつ者ともたざる者との間に情報格差が生じるとされる問題のこと。格差は、国内的には所得、年齢、性別、都市と地方、人種や教育の違いなどで、国際的には先進国と開発途上国との間で存在するといわれている。
日ASEAN行動計画	2003年の日ASEAN特別首脳会議で採択された、日本とASEAN諸国との今後の協力関係の指針となる「新世紀における躍動的で永続的な日本とASEANのパートナーシップのための東京宣言」に基づき、近い将来実施する具体的措置をまとめた東京宣言の付属文書。包括的経済連携・金融通貨協力の強化、経済発展及び繁栄のための基礎の強化、政治及び安全保障面での協力・パートナーシップの強化、人材育成、交流、社会文化協力の促進、東アジア協力の深化、地球規模問題への対処における協力、といった、各分野における具体的措置を記載。
日本センター	日本人材開発センター。冷戦終了後の1990年以降、計画経済から市場経済型を目指す諸国への政策転換に必要な人材の育成、情報の提供を目的にJICAの協力事業の一環で設置されたセンター。東南アジアでは、ベトナム(ハノイ・ホーチミン)、カンボジア、ラオスに存在し、ミャンマーで開所準備中。
バンコク宣言	東南アジア諸国連合(ASEAN)設立宣言。1967年8月5日、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイの5カ国外相がバンコクに参集。8月8日にASEAN設立を宣言する「バンコク宣言」が採択され、ASEANが発足した。

用語	解説
ピエンチャン行動計画	ASEAN共同体の2020年までの実現を目指す上での具体策をまとめた第二次中期計画。期間は2005年から10年までの6カ年であり、1999年から2004年までの中期計画である「ハノイ行動計画」を引き継ぐ形となっている。
非伝統的安全保障	テロリズムや海賊、エネルギー危機、環境破壊、感染症、薬物、人の密輸なども脅威の対象に含める安全保障の概念。
ペッグ制	自国の通貨と、米ドルなど特定の通貨との為替レートを、一定に保つ制度。米ドルペッグ制のほか、SDRペッグ制度などがある。
貿易転換効果	貿易の自由化により、域外の低コスト生産国からの輸入が域内の輸入に代替される効果のこと。
ボゴール宣言	1994年11月のインドネシア（ボゴール宮殿）におけるAPEC非公式首脳会議にて採択された「APEC経済首脳の共通の宣言」のこと。自由で開かれた貿易、投資の実現を先進国では2010年までに、開発途上国では2020年までに達成することが目標として掲げられた。
マニラ・フレームワーク	1997年11月に採択された「金融・通貨の安定に向けたアジア地域協力強化のためのフレームワーク」のこと。ポイントは、グローバル・サーベイランスを補完する域内サーベイランス、各国の金融セクター強化のための技術支援、新たな危機へのIMFの対応能力を高めることへの呼びかけ、アジア通貨安定のための協調支援アレンジメント、の4点。
ユニバーサル・アクセス	個人の障害の有無や社会階層・地域の違いなどにかかわらず、すべての人が情報、または情報インフラを利用できること。
ワンストップ・サービス	インターネット上の一つの窓口から1回の手続きで各種の行政サービスを受けられるようにする仕組み。具体的には、行政手続きの案内や申請などの様式を1カ所で検索、入手できるようにすることや、複数の関連する手続きを1回で完了できるようにすることをいう。

出所：JICA国際協力総合研修所（2003）『援助の潮流がわかる本』

JICAナレッジサイト（<http://gwweb.jica.go.jp>）

アジア・ブロードバンド計画オフィシャルWebサイト（<http://www.asia-bb.net/jp/index.html>）

外務省Webサイト（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>）

国際開発ジャーナル社（2004）『国際協力用語集』第3版

電子政府の総合窓口Webサイト（<http://www.e-gov.go.jp/doc/yougo.html>）

日本ASEANセンターWebサイト（<http://www.asean.or.jp/GENERAL/base/outline.html>）

野村證券Webサイト（<http://www.nomura.co.jp/>）

野村総研Webサイト（http://www.nri.co.jp/opinion/r_report/m_word/scm.html）

三菱東京UFJ銀行Webサイト（http://www.bk.mufg.jp/mkdata_j/rev01_13.htm）

本報告書及びJICA各種報告書を基に事務局作成。

要 約

1．調査研究の背景と目的

近年、東南アジアを含む東アジアでは、わが国をはじめとして様々な地域的なイニシアティブが打ち出されており、それには開発や政府開発援助（Official Development Assistance: ODA）に関連するイニシアティブも多く含まれている。これらの地域的なイニシアティブを開発援助の視点からどのように考えるのか整理することが必要となってきた。

このように活発な地域的なイニシアティブの背景には、世界的な地域統合化の進展、非伝統的安全保障問題など国境を越える課題への取り組みが重要な課題となってきたことがある。また、東アジアにおいては、域内経済関係の地域的な構造変化など地域的な要因も大きい。

なかでも東南アジアは、東アジアにおける地域的なイニシアティブの中心にあり、自らも東南アジア諸国連合（Association of Southeast Asian Nations: ASEAN）として統合する努力を進めている。また、この地域はわが国の伝統的な援助重点対象地域であり、今後とも重要な支援対象地域と考えられる。しかしながら、国際協力機構（Japan International Cooperation Agency: JICA）では、地域的な視点から開発援助を考え、実施に移していくことはまだ緒に就いたばかりであるため、地域統合や国境を越える課題への取り組みを考えた場合に、JICAとしてどのような取り組みを行うのか、検討を加えることが必要となっていた。

本調査研究では、このような状況を踏まえ、東アジアにおける地域的な動向を念頭に置いて、地域統合を開発の観点からその意義を整理し、ASEANにおける地域統合の進展の把握、様々な地域的なイニシアティブの整理を通じて、東南アジア地域に対する地域的な視点からのJICA支援のあり方、実施方法について検討を行った（図1参照）*。なお、本報告書では、地域的な観点からの重点分野として、ASEAN統合への支援、国境を越えた課題への取り組みを挙げている。このような本調査研究の検討は、図2で示されるように、カバーするエリアの範囲を、地球規模、地域規模、国規模とすれば、地域規模にその焦点を当てていることになる。しかし、図2に示される検討課題それぞれは、多くの場合、既に域内各国に対する二国間援助の重点課題としてわが国が取り組んできたものであり、地域的な取り組みと各国における支援が有機的に結びつけられることが望ましいことを示している。すなわち、地域的な重点分野について支援していく場合には、あらかじめ国境をまたいだ協力としての地域的な支援とともに、わが国援助の大部分を占める二国間援助を行う場合にも、統合や国境を越えた課題など地域的な文脈とのつながりを十分意識して実施していくこと、さらには、地域的な視点を加味して二国間援助のプログラム、プロジェクト内容を再検討することなどもあわせて行われることが望ましいものと思われる。

なお、本調査研究は、国際協力総合研修所が行う国別地域別援助研究の一環として実施され、その実施過程において、地域部の作成する東南アジア地域援助実施指針作成の枠組み、重点課題検討への

* なお、要約上の便宜から、第1章部分は第3章部分とあわせて3．に記載しており、以下2．では、統合の意義を検討した第2章部分から筆耕している。

図1 報告書の構成

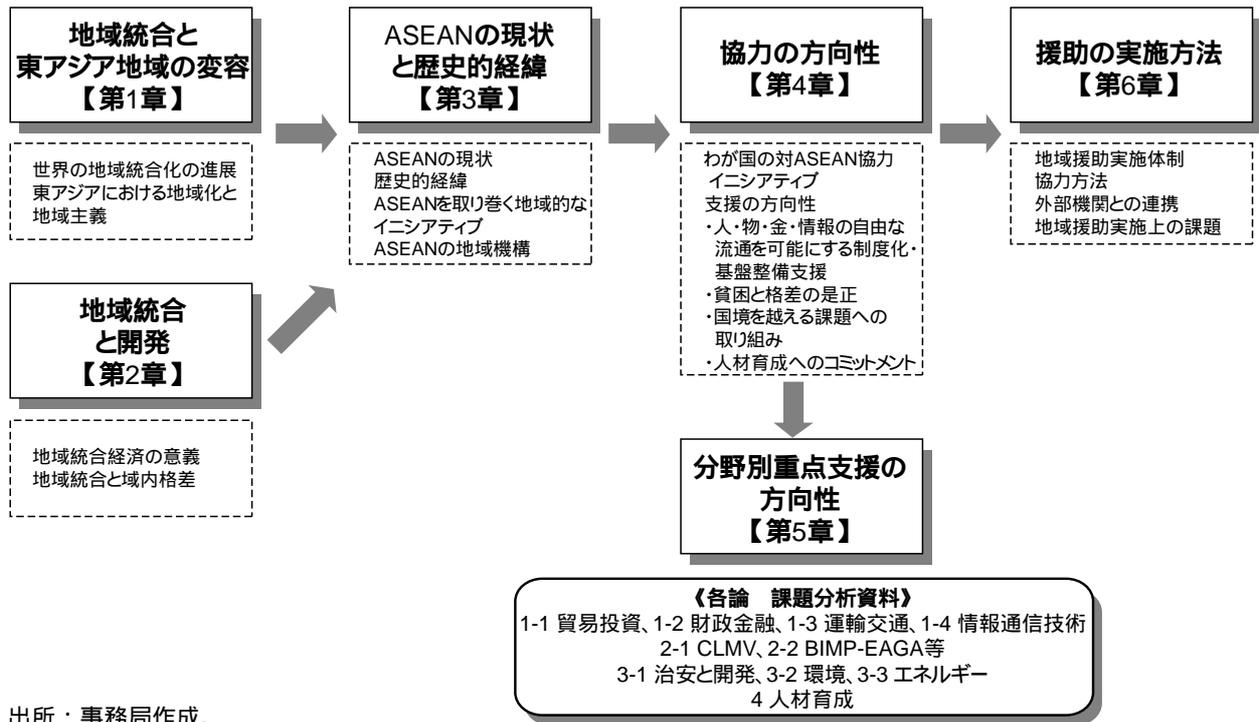


図2 本調査研究で検討対象としている「地域的課題」の範囲

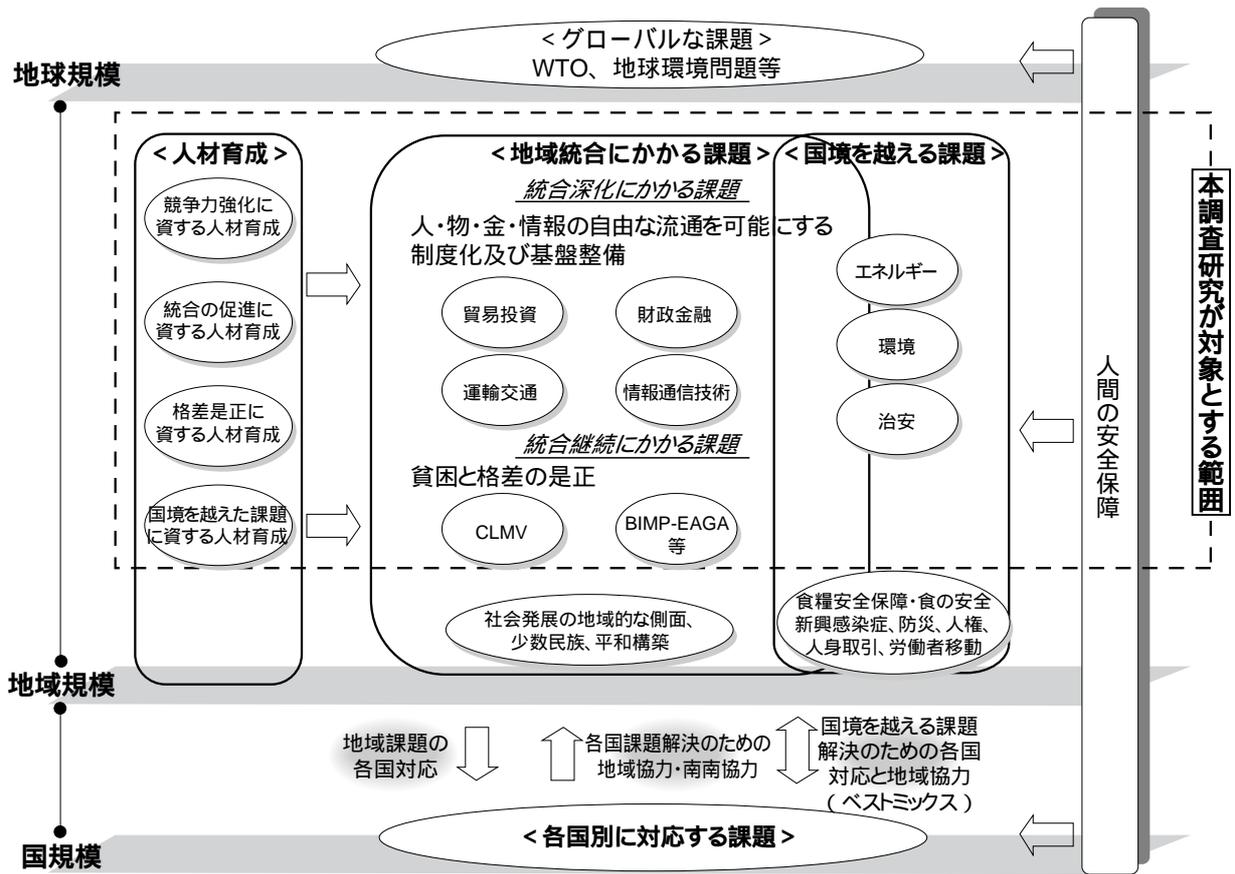


表 1 RTAsに基づく域内優遇貿易（輸入シェア）
（％）

	2000年	2005年
西ヨーロッパ	64.7	67
移行経済諸国	61.6	61.6
北米（メキシコを含む）	41.4	51.6
アフリカ	37.2	43.6
中東	19.2	38.1
中南米（メキシコを除く）	18.3	63.6
アジア	5.6	16.2
世界	43.2	51.2

出所：WTO（2003）より筆者作成。

インプットとなったが、今後は、同指針改訂や地域部や課題部における当該地域に対する援助実施検討へのさらなるインプットとしての活用が期待される。

2．世界的潮流となった地域統合化と途上国の開発

1990年以降、自由貿易地域（Free Trade Area: FTA）や関税同盟といった地域貿易協定（Regional Trade Agreements: RTAs）の締結数が激増し、協定加盟国間の、いわば、地域統合化を示唆する域内貿易の割合は、世界の貿易の50%以上を超えているものと推定されている（表1参照）。

（1）加盟国の経済開発を促進する地域統合

経済統合については、世界貿易機関（World Trade Organization: WTO）に準拠するなど外向きのオープンな地域主義に基づく場合には、地域全体にとっての貿易上の便益はコストを上回るものとみられる。さらに、投資流入効果や規模の経済の実現、国内改革効果など動態的な効果を勘案すれば、地域統合は、域内国にとっても世界全体にとっても経済的な便益が一層コストを上回るものと考えられる。また、先発ASEAN諸国など東アジアでは、電機、通信機器、輸送機械などから成る機械及びその部品・コンポーネントの貿易が総貿易に占める比率が高く、これら貿易の機械化ともいえる現象は世界的な趨勢でもあるが、東アジアではこれら機械関連を中心に地域的な生産・流通ネットワークが形成されている。経済統合の促進は、域内低関税のほかにも税関手続きや製品基準の共通化・標準化、地域的なインフラ整備など域内で共通の制度的物的基盤を築くことによって、域内を結びつける各種コスト（サービス・リンク・コスト）を低下させることになり、域内における分業の促進等効率的な企業展開を容易にすることによって、域内諸国の経済開発を後押しする。また、1997年以降のアジア経済危機の教訓として、共通のダウンサイド・リスクに共同で経済の安定化に取り組む必要性が共有された。すなわち、統合の深化は域内諸国の経済の安定化と開発を促進する効果をもつと考えられる。

（2）域内格差是正には留意

しかし、こうした経済上の便益が少数の域内国によって独占されてしまい、域内格差が拡大する可

能性が指摘される。ASEAN域内における最近の傾向としては所得格差が縮小する傾向がみられ、注目されるが、いずれにしても格差が収斂するかどうかは不確定的であること、また、統合の深化によって域内諸国独自の政策的裁量の余地が減少することからその代償としても、地域統合の成功には、統合の利益を再配分していく仕組みの設置が求められることになる。すなわち、域内格差の問題は、それを放置した場合、不利益を被る諸国の不満を引き起こし、統合の継続が困難となるという意味で、統合継続の条件といえる。

さらに、統合の深化の先には、経済面のみならず欧州連合（European Union: EU）において既に現実のものとなりつつある内政面、社会政策における統合の進展も見通され、南米南部共同市場（Mercado Comú del Sur: MERCOSUR）などでは、民主化が加盟の条件となっている。また、ASEANにおいても、経済面のみならず、政治・治安面、社会政策面における地域共同体づくりが進められつつある。

（3）地域統合は開発の課題

このように地域統合化は、単に對外経済活動に影響を及ぼすだけではない。統合が深化すればするほど、国内経済、さらにはそのほかの分野に及ぼす影響も増大する。すなわち、国際社会のそして国の発展は、ますます地域のダイナミズムによって規定されることとなってきている。これに伴い、開発の考え方も変化せざるを得ず、開発を考える際に地域統合の問題は避けて通れない課題となりつつある。

（4）増大する地域的な支援の重要性

また、地域統合のみならず、越境犯罪や麻薬対策、環境問題、鳥インフルエンザ、エネルギー問題等、ここでは国境を越える課題として総称する課題は、わが国のODA大綱でも地球規模の問題として重視している課題であるが、こうした課題への取り組みは、従来の二国間の取り組みだけでなく複数の国をまたぐ取り組みが効果的と考えられる。これらに示されるように、地域統合だけでなく国境を越えて開発問題に取り組むことの重要性が増大している。

3．東南アジア支援の新たな視点、新たな意義

ASEANを構成する東南アジア諸国は、わが国政府開発援助の最重点地域であり、常に援助総額の30%内外を占めている。政治、経済、あるいは地政学的にわが国にとっても極めて重要な地域である。上記2では、一般的な地域統合の開発における意義を中心に概観したが、ここでは、東南アジアにおける地域統合の動きを概観する。

近年、東南アジアをめぐって地域的な構造変化を反映した新たな動きが出現している。一つは、東アジア共同体設立を目指す動きが政策対象として現実味を帯びてきたことである。第二は、ASEAN自体の統合深化が進みだしたようにみられることである。これらの2つの動きは、連動して地域統合の視点から東南アジアを見直す契機となっている。

表2 3地域における域内貿易シェア（2003年）
（％）

	域内輸入	域内輸出
EU 25	64	67
NAFTA	37	56
東アジア	52.2	50.3

出所：EU、NAFTAはUNCTADデータベース、東アジアはIMF（2004）より筆者作成。

（1）東アジアにおける地域化の進展

こうした動きの背景には、東南アジアを含む東アジア規模における生産・物流ネットワークの形成がある。運輸交通、情報通信技術など技術の飛躍的な発展、関税貿易一般協定（General Agreement on Tariffs and Trade: GATT）、WTOなどを通じた多角的な貿易自由化の進展、地場産業と外資が結びついて産業クラスターが各国に形成され、国際的な産業内工程分業や多国籍企業の国際的な企業内分業が活発に行われるようになったことにその原因が求められる。すなわち、東アジアでは、民間ベースでの実態上の経済統合は既に相当程度進んできており、EUやNAFTAなど正規の協定に基づく地域統合体に比肩し得る統合度を示している（表2参照）。

さらに、アジアにおいては、もう一つの歴史的な構造変化が起こりつつある。それは、中国、インドといった人口大国の経済大国化の動きである。それは、必然的に東アジアにおける経済関係に大きな変動を及ぼすものであり、従来の日系企業の地域的な展開に加えて域内貿易のさらなる興隆をもたらした要因でもある。また、これらの国の発展は、これまでの東アジアにおける開発モデルと考えられ、ある種の秩序観を形成していた雁行型経済発展を過去のものとしつつある。

こうした構造変化の下に、東アジアでは、1997年以降ASEAN+日中韓（ASEAN+3）の枠組み、あるいは2005年に初めて開催された東アジアサミットの開催にみられるように、そして、近年、加速度的に増大しつつある二国間のFTA締結やそのほかの地域的な枠組みづくりにみられるように、実態として進む経済統合を制度化しようとする動きが活発化している。

（2）東南アジアにおける歴史的な地域統合の進展と近年の統合の加速化

他方、こうした動きとも相関してASEANにおいては、その統合努力が加速している。

ASEANは、当時の不安定な域内外情勢に迫られ、域内各国間の信頼醸成を進め、紛争を抑制して国内開発に集中するための相互のコミュニケーションの場として1967年に設立された。その後、冷戦期におけるインドシナ社会主義化への共同の取り組み、ポスト冷戦期におけるインドシナ諸国及びミャンマーの順次加盟を実現し、1999年には名実ともに東南アジア全域をカバーする地域機構となった。

他方、経済面では、1970年代には内向きの集团的自立が志向されたが、1980年代後半になると外資依存型の輸出志向工業化が追求されるようになり、1992年にはASEAN自由貿易地域（ASEAN Free Trade Area: AFTA）の創設を決定している。AFTAはその後、達成時期が前倒しされ、関税品目数のほとんどをカバーするようになるに従い、近年では域内貿易におけるAFTA利用率の上昇もみられ

るようになってきている。1997年のアジア経済危機は、統合体としてのASEANにとっても重大な挑戦であったが、近年、統合への取り組みが加速している。1997年12月には、ASEAN Vision 2020が採択され、2020年までにオープンな地域主義により財・サービス・投資の自由な流通、より自由な資本の移動が可能な経済地域を創設することをうたい、2003年には第二次協和宣言が採択され、安全保障、経済、社会・文化の3つの共同体形成を通じてASEAN共同体の設立を目指すこととなった。その後もASEAN憲章策定検討の開始や各分野における統合への取り組みの前倒しなど制度化の促進がみられる。

(3) 東南アジアにおける地域統合の意義

東アジアですぐさま、EU型の地域統合体が形成される可能性は極めて低く、そうしたなかで、ASEANは一步先を行こうとしている。ASEANもまた、多様な構成国から成る機構であるものの、そうしたなかで自らの地域統合をさらに進めるとともに、その経験を基に東アジアの地域づくりに影響力を及ぼそうとしている。さらに、2005年12月に開催された東アジアサミット、ASEAN+3サミット、ASEAN+1サミットを通じて、関係各国がASEANの統合を支援していくこと、ASEANがこの地域の地域統合の中心的な存在であることが確認され、地域統合のハブとしてのASEANが関係国からより明確に支持されることとなった。

すなわち、ASEANの統合を支援することは、二重の意味で重要であり、まず、貿易投資の活性化、格差の是正などによってASEAN諸国の開発に資するものであり、次に、その成果は貿易投資の活性化と東アジア協力の制度化などを通じて広く東アジアに波及するものとなる。また、その前提として、ASEANが地域統合体として一体感を有し、政治経済的に安定的であること自体が、広く東アジアの政治経済的安定に資するものである。

4. 東南アジア地域に対する支援の方向性

東南アジア地域支援の重要性は、わが国のこれまでの同地域に対するコミットメントや様々なイニシアティブからも明らかであるが、地域統合や国境を越えた課題への取り組みなど、新たな重要性が見いだされる。従って、東南アジア地域に対する支援は、引き続き重点援助対象とすべきであると考えられる。その際、地域的な観点からは、ASEANの統合強化を重点とし、同時に、この地域を中心として取り組みの強化が図られるべき国境を越えた課題に取り組む。より具体的には、以下のとおりである。

(1) より統合されたASEANを目指して

これはさらに以下の2つに分かれる。

1) 人、物、金、情報の自由な流通を可能とする制度化及び基盤整備支援（統合深化への支援）

貿易投資、財政・金融、人の移動に資するもの及びこれらに必要なASEAN事務局の機能強化を中心とする。従って、中心は、サービス・リンク・コスト低減に資する運輸・交通インフラ及び物流

システム、情報化インフラ、貿易円滑化や基準認証、知的財産権などの地域的な制度整備支援、債券市場育成などの金融面での協力、技術者の資格制度の共通化、中小企業支援、その基盤としての各課題分野におけるキャパシティ向上などである。治安の確保、新興感染症対策に資する協力などもこうした自由流通を確保するための重要な要素であるが、この面での統合深化に資する協力は国境を越えた課題への協力として一括する。

なお、既にいくつかの国で二国間の経済連携協定の締結・基本合意がなされており、これらに関連する協力の緊急性は特に高い。

以上を考慮して、それぞれの該当分野については、以下の各課題が重要との検討を加えている。

貿易投資： 産業統計、税関手続き、基準認証、知的財産権保護などに資する地域的な制度の構築支援、各国における能力向上。

財政金融： 地域的な経済不安定への対応力の向上を図り、より円滑な資金移動を可能とする各国のマクロ経済政策運営能力の強化、アジア債券市場整備、外国為替の安定や債券市場の育成に資する短期金融市場の整備を中心に協力を行う。

運輸交通： 運輸インフラの地域的なハーモナイゼーションを考慮したサービス向上と地域的な技術・サービス基準設定、運輸インフラ・サービスによる輸出入手続きの迅速化・効率化への貢献、ワンストップ・サービス実現などによる国境通過の改善、運輸交通における治安と安全対策の強化への支援など。

情報通信技術： 各国及び地域的な政策・制度づくりへの支援、人材育成、地域的なネットワーク化、特にルーラル地域への情報通信ネットワークの普及に資する情報通信基盤の整備、援助における情報通信技術（Information and Communication Technology: ICT）の利活用を中心とする。

2) 貧困と格差の是正（統合継続の条件への支援）

CLMV（Cambodia、Laos、Myanmar、Viet Nam）諸国を対象とした域内格差是正及びブルネイ・インドネシア・マレーシア・フィリピン東ASEAN成長地域（Brunei-Indonesia-Malaysia-Philippines East ASEAN Growth Area: BIMP-EAGA）等国境周辺貧困地域への地域的な取り組みを中心とする。各国における貧困削減への取り組み、国内における地域間格差の是正は、広い意味でここに該当する。なお、第3章で述べるように、域内各国のミレニアム開発目標（Millennium Development Goals: MDGs）の達成状況は、いくつかの例外を除いておおむねOn trackであり、既存の取り組みの継続が期待される。統合継続の条件への支援という意味では、統合のコストとして引き起こされる各国の社会的な不安定への対応などもその一角である。

ここでは、域内の格差是正としてASEANの重点課題となっているCLMV諸国への支援及びASEAN成長地域としてこの地域において、代表的なサブリージョナルな協力として既に取り組みが進められているインドネシア・マレーシア・タイ成長の三角地域（Indonesia-Malaysia-Thailand Growth Triangle: IMT-GT）及びBIMP-EAGAを取り上げる。これ以外に、表3にあるようにASEANの域内においては、様々な局地経済圏構想があるが、これらの協力地域については重複がみられるので、相互関係をよく見極めた上での検討が必要である。

このうち、CLMVとBIMP-EAGA等ASEAN成長地域については、以下の協力の重要性について検討を加えた。

CLMV：インフラ整備、貿易投資促進、人材育成・制度支援として、交通網・配電網・通信網などの経済インフラ整備、出入国管理、税関整備などの物流関連、観光開発、ビジネスフォーラム実施、高等教育の拡充などを重点とする。なお、この地域にとっては、国境を越える課題のうち、HIV/AIDS、マラリア等の感染症、重症急性呼吸器症候群（Severe Acute Respiratory Syndrome: SARS）、鳥インフルエンザ等の新興感染症、麻薬、テロリズム、海賊等の犯罪取り締まり、地震、津波等災害対策、森林、国際河川、酸性雨対策等の環境対策、などについては特別な配慮が必要である。

BIMP-EAGA等ASEAN成長地域：IMT-GT及びBIMP-EAGAについては、両地域とも貧困や非伝統的な安全保障にかかる課題を共有する地域であり、平和構築支援や非伝統的安全保障分野に対する協力による地域の安定化に資することを目的とした協力及び貿易や民間活動の促進による経済開発に資する協力を重点とする。

(2) 国境を越えた課題

ここでは、東南アジア地域においても重点的に実施されるべき国境を越えた課題として、治安面での協力、環境保全、エネルギー安全保障、新興感染症対策、防災、食糧安全保障・食の安全を想定する。なお、民主化・人権問題への取り組みも今後の重要な検討課題である。これらの取り組みについては、ASEANという枠組みのみならず、具体的な課題ごとに適切な地域範囲を設定することが重要である。

研究会では、治安面での協力、環境保全、エネルギー安全保障について予備的な検討を行った。概略は以下のとおりである。

治安と開発：特に、テロリズム、海賊、マネーロンダリング（資金洗浄）、サイバー犯罪等の地域的な法的制度の標準化を含む制度的な能力の向上、人材育成、アカウントビリティの向上に資する協力。また、ASEANの第三トラックともいえる域内の研究者間のネットワークの活用を図る。

環境：地球規模、地域的な環境への取り組みの基盤としての国内環境問題への取り組み強化、サブリージョナルなレベルでの越境環境問題、共有天然資源の適正管理に資する各国の能力の向上、地球規模環境問題の一環としての途上国クリーン開発メカニズム（Clean Development Mechanism: CDM）事業支援、地域統合支援としての地域的な環境管理制度及び関連施設の整備等。

エネルギー：省エネルギーの促進、代替エネルギーの開発等エネルギー供給源の多様化、ASEAN域内での補完関係の強化、地方部におけるエネルギー供給確保のための制度的な整備、備蓄を含む石油の地域的な安定確保に資する協力を重点として検討する。

(3) 人材育成へのコミットメント

人材育成は、わが国のイニシアティブとして、さらには、日ASEAN首脳会議などにおけるASEAN側からの要望においても、常に独立した項目として重要な位置付けを与えられていることも踏まえる。当然ながら、人材育成は、それ自体で重要な協力項目であるが、多くの場合課題別の目標を達成するための一つのコンポーネントをも成すものである。いわば、統合の深化にも継続の条件整備にも、さらには、国境を越えた課題にも資するものであり、様々な要素が含まれる。ここでは、第5章及び各論編で詳述するように、このような人材育成を、地域的な見地から、産業界の需要に見合った人材育成など競争力の強化に資する人材育成、統合を推進する人材の育成など統合の促進に資する人材育成、国境を越えた課題に資する人材育成、格差是正に資する人材育成に整理しており、これらの課題に対応する独立したプログラムとして、あるいは、ほかの協力のコンポーネントとして取り組むこととする。

上述の重点的な支援の方向性は、これまでに概説したASEANのこれまでの取り組みと今後の方向性、わが国のイニシアティブの方向性にも十分沿ったものであることが確認される。

(4) 援助の実施方法

上記(1)～(3)に述べた協力の分野は、多くの場合、既に各国の重点支援分野として、わが国によって国ごとに多くの協力が実施されてきているものである。しかしながら、これらの協力を地域的な観点から整合的な協力として意義付けし、地域統合や国境を越える課題に対する支援に資する形で国境をまたいだ協力として設計することは、いくつかの例外を除いて行われてこなかった。また、地域統合や国境を越える課題に貢献する観点から、最初から直接ASEAN統合を対象とした新たな協力をも検討する必要もある。

既にこのような取り組みに資する形で、東南アジア地域事業実施方針の作成が開始され、また、タイにアジア地域支援事務所が設置されており、同事務所は域内格差是正に向けて域内の南南協力活性化に資する活動を継続してきた。今後はこうした取り組みを一層進めるため、JICA本部側での体制の整備を含めた実施体制・方法の整備、地域規模での課題対応型プログラムの形成、国際約束の簡素化、継続的な重点課題の明確化、ASEAN事務局をはじめとする関係機関との密接な連携、これまでに築き上げてきた様々なネットワークの活用、域内各国のシンクタンクの活用を含めたASEAN地域援助にかかる知見の集約を図ることが望まれる。

表3 ASEANを取り巻く主要な地域的枠組み

名称	設立	概要	加盟国
ASEANイニシアティブ			
ASEAN拡大外相会議 (ASEAN PMC) ^{*1}	1978	外交上の意見交換の場	ASEAN、日、米、豪、NZ、EU、加、韓、印、中、露
ASEAN地域フォーラム(ARF)	1994	アジア太平洋唯一の安全保障対話の場	ASEAN PMC参加国、北朝鮮、モンゴル、パキスタン、PNG
東アジアサミット	2005	2005年初開催(今後性格付け)	ASEAN + 日中韓、豪、NZ、印
ASEAN + 3	1997	域内協力の強化(首脳会議、閣僚会議制度化済み)	ASEAN + 日中韓
ASEAN・中国包括経済連携	2010	財のFTAについては2005年発効済み	ASEAN + 中
ASEAN・韓国包括経済連携	2009	交渉中(枠組み協定締結済み)	ASEAN + 韓
ASEAN・インド包括経済連携	2011	交渉中(枠組み協定締結済み)	ASEAN + 印
日本ASEAN包括経済連携	2012	交渉中(枠組み協定締結済み)	ASEAN + 日
ASEAN・CER ^{*2} (豪NZ)包括経済連携		交渉中	ASEAN + 豪、NZ
ASEAN メコン河流域開発協力 (AMBDC) ^{*3}	1996	マレーシア・イニシアティブによるASEAN主導の流域諸国開発	ASEAN + 中
ASEAN成長地域			
IMS-GT ^{*4}	1989	3カ国の国境地域	インドネシア、マレーシア、シンガポール
BIMP-EAGA	1994	4カ国の国境地域	ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン
IMT-GT ^{*5}	1994	3カ国の国境地域	インドネシア、マレーシア、タイ
WEC ^{*6}	1998	AMBDCの枠内の西東回廊開発	カンボジア、ラオス、タイ、ベトナム
メコン河委員会(MRC)	1995	流域の持続的開発	カンボジア、ラオス、タイ、ベトナム
イラワジ・チャオプラヤ・メコン 経済協力戦略(ACMECS)	2003	タイのイニシアティブ	カンボジア、ラオス、ミャンマー、タイ、ベトナム
CLV開発トライアングル	2004	越イニシアティブ?	カンボジア、ラオス、ベトナム
ASEAN包含			
アジア太平洋経済協力(APEC)	1989	2010年域内先進国、2020年途上国貿易自由化	ASEAN(7カ国)、日、中、韓、香港、台湾、露、豪、NZ、PNG、米、加、墨、チリ、ペルー
アジア欧州会議(ASEM) ^{*7}	1996	アジア欧州対話	アジア側: ASEAN + 日中韓 欧州側: EU25カ国 + EU
アジア協力対話(ACD) ^{*8}	2002	タイのイニシアティブによるアジア中東対話	ASEAN + 日中韓 + 湾岸GCC諸国 + SAARC諸国(モルディブを除く) + 露 + イラン + カザフスタン
ASEAN競合			
拡大メコン開発協力(GMS)	1992	ADBイニシアティブ、首脳会議定例化、人・物移動容易化枠組み協定締結済み	カンボジア、ラオス、ミャンマー、タイ、ベトナム、中国
ベンガル湾経済技術協力イニシアティブ(BIMSTEC)	1997	FTAの2017年締結を目指す(枠組み合意締結済み)	ミャンマー、タイ、SAARC諸国(モルディブを除く)
メコン・ガンジス協力(GMC) ^{*9}	2000	貿易投資協力促進のため観光、人的資源開発、文化、運輸通信の4分野を中心に協力を進める	CLMV、インド、タイ
太平洋間戦略経済連携協定	2006	FTA2005年合意済み、06年発効	ブルネイ、シンガポール、NZ、チリ
アジア太平洋貿易合意	1975	UNESCAP ^{*10} のイニシアティブ、加盟国間の優遇関税適用(元バンコク合意)	バングラデシュ、中国、インド、韓国、ラオス、スリランカ
二国間RTA			
インドネシア		日(交渉中)、パキスタン(交渉中)	
マレーシア		日(合意済み)、豪(交渉中)、NZ(交渉中)、パキスタン(交渉中)	
フィリピン		日(基本合意)、韓(交渉中)、台湾(交渉中)	
シンガポール		日(発効済み)、米(発効済み)、豪(発効済み) EFTA ^{*11} (発効済み) ヨルダン(合意済み)、印(合意済み)、韓国(合意済み)、加(交渉中)、墨(交渉中)、クウェート(交渉中)、カタール(交渉中)、パナマ(交渉中)、パキスタン(交渉中)、ペルー(交渉中)	
タイ		豪(発効済み)、NZ(合意済み)、日(基本合意)、印(枠組み合意)、ペルー(枠組み合意)、バーレーン(枠組み合意)、米(交渉中)	

注: *1 ASEAN Post-Ministerial Conferences: ASEAN PMC
 *2 Australia-New Zealand Closer Economic Relations: CER
 *3 ASEAN-Mekong Basin Development Cooperation: AMBDC
 *4 Indonesia-Malaysia-Singapore Growth Triangle: IMS-GT
 *5 Indonesia-Malaysia-Thailand Growth Triangle: IMT-GT
 *6 West-East Corridor: WEC
 *7 Asia-Europe Meeting: ASEM
 *8 Asia Cooperation Dialogue: ACD
 *9 Ganga-Mekong Cooperation: GMC
 *10 国連アジア太平洋経済社会委員会(United Nations Economic and Social Commission for Asia and the Pacific: UNESCAP)
 *11 European Free Trade Association: EFTA

出所: 事務局作成。

序章 調査研究概要

1. 調査研究の背景と目的

わが国と東アジア域内諸国との関係は、近年大きく変貌を遂げ、相互関係の緊密な結びつきは質的な変化を遂げたといつてよい。すなわち、東アジア地域は、民間活動が先導する形で実態として堅密化してきている相互依存関係を前提とした、域内の新たな発展のあり方・相互関係（地域秩序）を確立することが必要となつてきている。

小泉首相は、2002年1月、ASEAN歴訪後のシンガポールにおける政策演説において、「共に歩み共に進む共同体」の創設を目指す東アジアコミュニティ構想を提唱した。さらに、2003年10月にバリで開かれた日ASEAN首脳会議において双方は、日ASEAN包括的経済連携の枠組みに合意しており、また、2003年12月の日ASEAN特別首脳会合において双方は、政治・安全保障分野のパートナーシップ協力を拡大すべきことに合意するとともに、わが国は、東南アジア友好協力条約（Treaty of Amity and Cooperation in Southeast Asia: TAC）に署名することを宣言した。他方、2000年のASEAN+3財務大臣会合において二国間のスワップ取り決めのネットワーク化（チェンマイ・イニシアティブ）が表明され、それは着実に実施に移されており、さらに、わが国は、アジア債券市場育成に関するイニシアティブを2002年のASEAN+3非公式会合において提唱している。このような動きは、ASEAN+日中韓（ASEAN+3）会議の恒常化ともあいまって、東アジアレベル、日ASEANレベルにおける新たな相互関係（地域秩序）を確立するためのビジョンを示すものであるとともに、その制度化への確固たる意思を示したものである。

一方、このように急速に変化する政策環境のなかで、政府開発援助についても、新たな地域の実態に合わせた役割を検討することが必要となっている。堅密化する相互依存関係は、地域の発展のなかで、わが国を含めた各国の発展があるともいえる状況を現出させた。このため、域内途上国の発展への貢献は、もはやこの地域にあっては、このような側面を考慮せずに行うことは、効果的でなくなりつつある。

なかでも、東南アジアはわが国の伝統的な援助対象国として膨大な援助ストックがある。また、今後ともわが国の最重点援助地域であり続けるものと考えられるが、上記のとおり、対東南アジア援助をめぐる状況は大きく変化してきており、このような状況に適合した新たな地域援助戦略の検討が必要と考えられる。

東アジアコミュニティの構想は、ASEAN+3の枠組みを基本として行われるものと思われるが、ASEANは既に域内における統合の制度化が進んでおり、また、一般にASEANの経済統合促進は、わが国の地域戦略を考えた際に望ましいものと考えられ（日ASEANの先行事例を東アジア地域に敷衍するなど）、日ASEAN特別首脳会議東京宣言にもその旨がうたわれている。

上記を踏まえ、本調査研究は、将来的な東アジアコミュニティの創設に向けた視点に留意しつつ、東南アジア地域を取り上げて、現出している新たな状況を踏まえた地域的な援助のあり方及び実

施方法を検討するものとする。なお、日ASEAN間では、首脳レベルのみならず各省大臣レベルで様々なイニシアティブが既に打ち出されており、これらの地域的なイニシアティブを開発援助の視点からどのように考えるのが整理することも必要となってきた。

2. 調査研究の範囲

本調査研究で取り上げる「東南アジア」地域は、主にASEAN加盟10カ国をカバーする地域を指しているが、この対象領域を本調査研究では、図0-1のとおり3つのレベルに分けて考えている。なお、近年一般的になってきているように、本報告書で東アジアと呼ぶ際には、東南アジアと中国・韓国などの東北アジアを含めた地域を指すこととする。

第一のレベルは、地理的な“エリア”としての「東南アジア」地域である。この場合、加盟10カ国をカバーしている領域内に存在している課題を地域的課題としてとらえることになる。カバーしている領域としてはASEAN地域と変わらないが、本調査研究では、第二のレベルと差異化させるために「東南アジア」地域と呼ぶこととする。

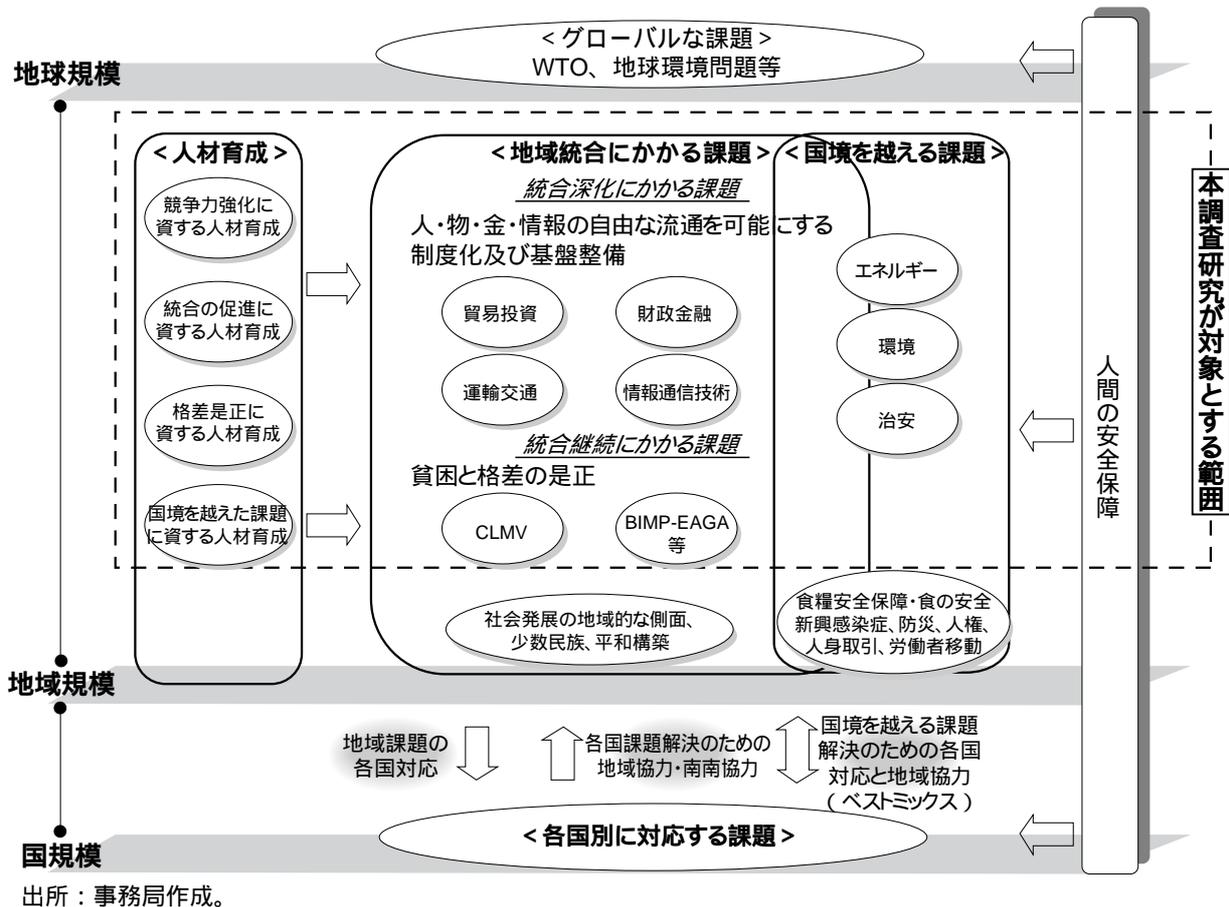
第二のレベルは、加盟10カ国から成る“集合体”としての「ASEAN」である。単なる地理的エリアと異なり、ここでは10カ国が一つのグループ単位として実体をもつ（あるいは将来もつと考えられる）

図0-1 本調査研究における地域の対象領域



出所：事務局作成

図0-2 本調査研究で検討対象としている「地域的課題」の範囲



際に初めて浮かび上がってくる問題を地域的課題として認識する。地域統合の動きを検討する際は、「ASEAN」としてとらえ、支援対象は加盟10カ国全体のほか、ASEAN事務局などのASEAN機構も含まれる。またASEAN10カ国のなかでいくつかの国々から成るサブリージョナルなレベルでの課題を考えることもある。

第三のレベルは、加盟10カ国の“各国々”そのものである。この場合、基本単位はあくまで「国」であり、必ずしも国境を越えて起こっているわけではないが、各国で共通して抱えている問題を地域的課題と呼ぶことがある。

本調査研究では、地域統合を支援する立場から第二のレベルである“集合体”としてASEANをとらえる一方、地理的な“エリア”としての東南アジア地域を中心としてとらえた際にみえてくる国境を越える課題を対象領域としている。

上記を前提に、本調査研究で検討対象としている具体的な課題領域を整理すると、図0-2のとおりとなる。

本調査研究では、グローバルな課題と各国固有の課題の間に、地域規模の課題を設定している。本調査研究では、地域規模の課題として、「地域統合にかかる課題」と「国境を越える課題」に大別している。ただこの両者は全く異なるものではなく、課題の特徴により両方のカテゴリーに含まれるものもある。

「地域統合にかかる課題」については、さらに「統合の深化にかかる課題」と「統合の継続のための課題」に分けて整理している。前者では人・物・金・情報の自由な流通を可能にする制度化及び基盤整備を指しており、後者ではとりわけCLMV諸国との格差是正やBIMP-EAGA等国境周辺貧困地域への地域的取り組みを取り上げている。

「国境を越える課題」のなかでは、非伝統的安全保障として近年重要視されているテロリズム、海賊、マネーロンダリング、サイバー犯罪などの治安と開発の問題のほか、環境、エネルギーについて取り上げた。

また、これら地域的課題への取り組みを後押しするものであり、わが国のイニシアティブとしても掲げられているものとして「人材育成」を独立して取り上げている。

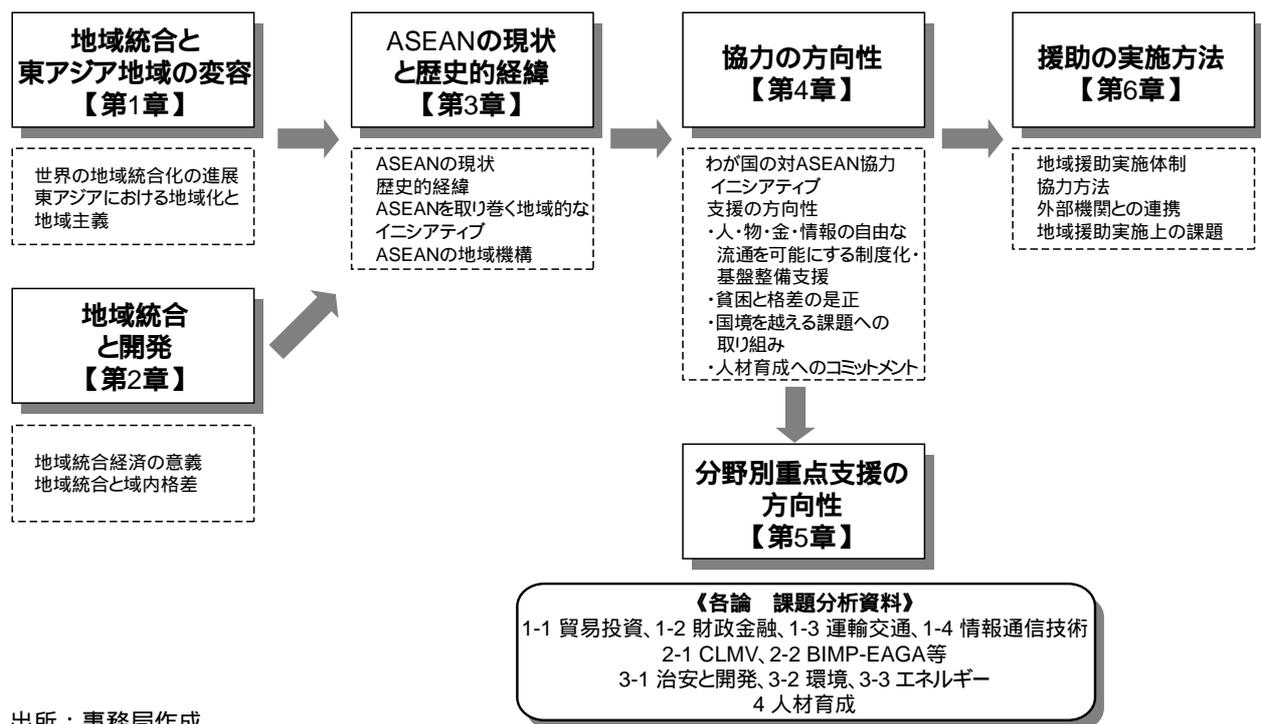
3. 報告書の構成

本報告書総論は6章より構成されている。また取り上げた各課題については、担当した委員及びタスクフォースの分析したものを各論課題別分析資料として別冊にまとめている。各章の構成の概略については、図0-3のとおりである。

第1章では、世界的に進展している地域統合化の動きを概観し、そのなかで東アジアにおいて実体として進められてきた経済活動の地域化を、地域主義によって公式化しようとする動きをとらえている。

第2章は、世界の地域経済統合がどのようにして起こり、どういった効果をもたらしているのかを

図0-3 報告書の構成



出所：事務局作成。

分析すると同時に、統合継続の条件として域内格差の是正の必要性を指摘している。

第3章は、第1、2章の分析を踏まえ、東南アジア各国の現状と地域機構としてのASEANの歴史的経緯と特徴、そしてASEANを取り巻く様々な地域的なイニシアティブを紹介している。

第4章は、わが国の対ASEAN協力のイニシアティブを挙げた上で、地域的観点から支援の方向性を示している。

第5章は、第4章の支援の方向性を踏まえ、各課題別の重点支援の方向性を記述している。各課題の詳細は、課題別に各論にて分析を行っている。

最後に第6章は、支援の方向性を実現させるための援助の実施方法を論じている。具体的には、地域の観点から援助を実施していく際の実施体制や実施方法を挙げ、外部機関との連携の可能性を検討し、実施上の課題について提言を行った。

4．調査研究の実施体制及び報告書執筆分担

本調査研究では、下記のとおり、外部有識者とJICA職員・国際協力専門員を委員及びタスクフォースとする研究会を設置した。JICA国際協力総合研修所調査研究グループが事務局として研究会運営全般を担当し、2004年12月から2005年11月まで、計8回にわたり研究会を開催した。

また、国内コンサルタントに委託して基礎調査を行ったほか、JICAインドネシア事務所、JICAタイ事務所の協力により各国コンサルタントによる各国基礎調査を実施した。さらに、2005年3月及び2006年3月には外部関係者及びJICA職員・事務局による現地調査をインドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、マレーシア、ラオスにおいて実施した。

2005年6月には、政策研究大学院大学副学長の白石隆教授に「東アジア地域形成を考える - ASEANと日本の役割」と題した講演をしていただき、東アジアの地域形成の展開や特徴について、貴重な示唆を得た。また、東京大学大学院総合文化研究科の恒川恵市教授からは、本報告書ドラフト草稿に目を通していただき貴重なコメントをいただいた。

委員

石川 幸子	JICA国際協力総合研修所国際協力専門員（2005年3月から）
岩崎 英二	JICA地球環境部第二グループ環境管理第二チーム チーム長（2005年4月から）
梅崎 路子	JICAアジア第一部第二グループ グループ長（2006年2月まで）
小澤 勝彦	JICA経済開発部第一グループ グループ長
小野 修司	JICA人間開発部第二グループ グループ長
木下 俊夫	JICA社会開発部第一グループ グループ長
小山 伸広	JICA国際協力総合研修所国際協力専門員
須藤 和男	JICA地球環境部第二グループ グループ長（2005年3月まで）
飛田 賢治	JICA社会開発部第二グループ情報通信チーム チーム長（2005年12月まで）
中村 明	JICA社会開発部第三グループ グループ長
本名 純	立命館大学国際関係学部 助教授

柳田 辰雄 東京大学大学院新領域創成科学研究科 教授
山田 泰造 JICA国際協力総合研修所国際協力専門員
米田 一弘 JICAアジア第一部 次長（座長）

（以上五十音順）

主査

大岩 隆明 JICA国際協力総合研修所 調査役（事務局兼）

タスクフォース

岩間 望 企画・調整部事業評価グループテーマ別評価チーム（2005年5月まで）
竹川 郁夫 JICAアジア第一部第一グループ東南アジア第二チーム
小泉 幸弘 JICAアジア第一部第二グループ東南アジア第三チーム
市川 麻里 JICA社会開発部第二グループ情報通信チーム
大山 高行 JICA経済開発部第一グループ貿易・投資・観光チーム（2005年10月まで）
JICA経済開発部第一グループ経済政策・金融チーム チーム長（2005年10月から）

アドバイザー

神田 道男 JICA 上級審議役
小樋山 覚 JICAアジア第一部 部長

事務局

桑島 京子 JICA国際協力総合研修所調査研究グループ グループ長
山田 浩司 JICA国際協力総合研修所調査研究グループ事業戦略チーム チーム長
関根 創太 JICA国際協力総合研修所調査研究グループ事業戦略チーム（タスク兼）
（2005年12月まで）
木全 洋一郎 JICA国際協力総合研修所調査研究グループ事業戦略チーム（2005年8月から）
加藤 千穂 JICA国際協力総合研修所調査研究グループ事業戦略チーム
（（財）日本国際協力センター研究員）（タスク兼）

報告書執筆分担

要約	事務局
序章	事務局
第1章 地域統合と東アジア地域の変容	大岩 隆明
第2章 地域統合と開発	大岩 隆明
第3章 ASEANの現状と歴史的経緯	大岩 隆明
第4章 協力の方向性	大岩 隆明
第5章 分野別重点支援の方向性	大岩 隆明（ ）
第6章 援助の実施方法	石川 幸子・大岩 隆明

()以下の各タスク原稿を基に取りまとめた。

1 - 1	貿易投資	大山 高行
1 - 2	財政金融	柳田 辰雄
1 - 3	運輸交通	小山 伸広
1 - 4	情報通信技術 (ICT)	市川 麻里
2 - 1	CLMV	小泉 幸弘
2 - 2	BIMP-EAGA等ASEAN成長地域	竹川 郁夫
3 - 1	治安と開発	本名 純
3 - 2	環境	山田 泰造
3 - 3	エネルギー	関根 創太
4	人材育成	加藤 千穂

(所属・職位は2006年3月末時点のもの)

第1章 地域統合と東アジア地域の変容

1. はじめに

東南アジア諸国連合 (Association of Southeast Asian Nations: ASEAN) を構成する東南アジア諸国¹は、わが国政府開発援助の最重点地域であり、常に援助総額の30%内外を占めている。政治、経済、あるいは地政学的にわが国にとって極めて重要な地域であることは、論をまたない。

そうであるだけに、伝統的な援助対象地域として、さらには、わが国援助の成功例として、これまでの延長線上に、適宜その時々のできる援助潮流で味付けしながら、事業を実施していけば事足りるのであるのか。

近年、このような考え方に変更を迫る事態が出現している。一つは、東アジア共同体設立を目指す動きが政策対象として現実味を帯びてきたことである。もう一つは、ASEAN自体の統合深化が進みだしたようにみられることである。

これらの2つの動きは、それぞれ独立した動きではなく、連動してわが国の対東南アジア援助を再考させるものとなっている。そして、これらはいずれも地域経済統合にかかわるものである。

東アジア共同体設立の動きとは、日中韓とASEANを中心に地域経済統合を進めようとする動きであり、アジアの経済危機のさなかの1997年12月に開催されたASEAN + 3 首脳会議に源を発し、2002年1月には、小泉首相が政策演説において東アジアコミュニティの設立を提唱したものである。そして、2005年12月には、ASEAN + 3 首脳会議とともに初めての東アジアサミットを開催することが決定された²。ASEAN+3 においては、1997年の非公式首脳会議後、サミットの年次開催が決定され、さらにその後、財務大臣会合 (1999年)、外務大臣会合 (2000年)、経済閣僚会合 (2000年) が制度化された。さらには、労働、農林、エネルギー、環境、情報通信、保健などの各機能別の大規模な大臣会合が開催されるようになってきている。また、2000年には、チェンマイ・イニシアティブが合意され、ASEAN+3 諸国間で二国間通貨スワップ協定のネットワークの構築が開始された。そして、2002年12月のASEAN + 3 サミットには、各国外務次官級により構成されるEast Asia Study Group (EASG) によって、東アジアの経済協力促進のための短中期的に具体化すべき提言が提出されており、それには、中期的な施策として東アジア自由貿易地域の創設などがうたわれている³。

一方、ASEANにおいては、同じく経済危機のさなかに開催された1997年第2回非公式首脳会議においてASEAN Vision 2020を採択し、2020年までにASEAN共同体を創設することが決議された。また、1992年に開始されたASEAN自由貿易地域 (ASEAN Free Trade Area: AFTA) 創設プロセスは、当

¹ ASEANは、後述するように、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムの10カ国から成る地域機構である。

² 東アジアサミットは、ASEAN + 3 以外に、オーストラリア、ニュージーランド、インドの参加が決定している。

³ East Asia Study Group (2002)

初の目標年次を前倒しして、2002年末までに完了した。先発ASEAN諸国⁴においては、関税項目数の約99%が域内関税率5%以下となった。また、2003年に開催された第9回首脳会議において、ASEAN Vision 2020による共同体の創設は、政治・安全保障、経済、社会・文化の3つの共同体から成ることに合意、2004年の第10回首脳会議ではASEAN Vision 2020実施のための第二次行動計画を策定し、ASEANの憲法にあたるASEAN憲章の検討を開始することが決定された。そのほか、後述するように様々な機能別の分野で、統合深化に向けた動きがみられるようになっている。東南アジア諸国は、わが国にとって貿易相手として、また、直接投資先として大きな位置を占めていることから、その統合の深化は意義が大きく、また、東南アジア地域の経済開発のあり方自体にも影響を与えるであろう。

2. 進む世界の地域統合化

こうした地域統合に向けた動きの一つの背景は、世界的な地域統合化の動きがある。東南アジアを含む東アジアの発展は、輸出主導型成長の成功例とされる。ところが、その貿易の局面において、世界は今、大きな制度変化を迎えているのである。1990年以降、自由貿易協定（Free Trade Agreement: FTA）や関税同盟（Custom Union: CU）といった地域貿易協定（Regional Trade Agreements: RTAs）の締結数が激増し、協定加盟国間の、いわば、地域統合化によってもたらされる域内貿易の割合は、表1-1に示されるように、世界の貿易の50%を超えているものと推定されている。

表1-1にみられるように、アジアは、こうした協定による地域統合の試みが最も遅れている地域となっている。しかしながら、東アジア⁵においては協定に基づく地域統合は遅れているとはいえ、実態としての経済活動の地域化は、ほかの地域と比較しても、既に相当程度進んでいる。東アジアにおける域内貿易の割合は既に50%を超えている。さらに、このような実態としての経済活動の地域化を前提として、2002年のわが国とシンガポールとの経済連携協定締結以降、東アジアにおける二国間、多

表1-1 RTAsに基づく域内優遇貿易（輸入シェア）

	（％）	
	2000年	2005年
西ヨーロッパ	64.7	67
移行経済諸国	61.6	61.6
北米（メキシコを含む）	41.4	51.6
アフリカ	37.2	43.6
中東	19.2	38.1
中南米（メキシコを除く）	18.3	63.6
アジア	5.6	16.2
世界	43.2	51.2

出所：WTO（2003）より筆者作成。

⁴ 創設メンバーであったインドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール及びタイ、並びに1986年に加盟したブルネイをあわせて、以後、先発ASEAN諸国と呼ぶこととする。

⁵ 以後、東アジアとは特に断りがない場合は、日中韓及び香港・台湾、ASEAN 10カ国から成る地域を指す。

国間の地域貿易協定締結の動きは、加速度的に増加している。

また、表1-1は、ほかの開発途上地域や移行経済諸国においても、地域統合が進んでいることを示している。こうした動きは、単に對外経済活動に影響を及ぼすだけではない。経済統合が深化すればするほど、国内経済に及ぼす影響も増大する。国際社会や国の発展は、ますます地域のダイナミズムによって規定されることとなってきたのである⁶。これに伴い、開発の考え方も変化せざるを得ない。もはや、開発を考える際に地域統合の問題は避けて通れない事象となりつつある。すなわち、地域統合が、開発の課題となりつつあることが示唆されるのである。付け加えれば、地域統合が開発の課題と認識されたことは、初めてではない。1960年代から1970年代にかけて、途上国の集团的自立という観点から、地域統合が開発の課題となった時期があった。しかし、それは、理念的な色彩が強く、経済的な実体が伴わず、挫折した。

3. 経済発展モデルの変化

アジアにおいては、もう一つの歴史的な構造変化が起こりつつある。それは、中国、インドといった人口大国の経済大国化の動きである。それは、必然的に東アジアにおける経済関係に大きな変動を及ぼすものである。これら両国は、急速に発展する経済大国として、貿易、直接投資など様々な経済活動における求心力を増していく一方、予見し得る将来においてその1人当たりの所得水準は依然として低く⁷、今後、様々な政治的・経済的・社会的変動を経験する可能性があり、地域の不安定の源となる可能性も否定できない。

いずれにしても、これらの国の発展は、これまでの東アジアにおける開発モデルであった雁行型経済発展を過去のものとしつつある。雁行型経済発展モデルとは、唯一の先進国であった日本を先頭に、先発国において陳腐化した産業を直接投資などにより後発国に受け渡していくことで、後発国が次々に発展していくというものであった。一つには、雁の群れの最後尾に位置付けられていた中国の経済大国化がある。

もう一つには、これらの国の経済発展、さらには、東南アジアの一部の国の近年の経済発展は、産業そのものを受け取って発展していくというよりも、運輸交通、情報通信技術など技術の飛躍的な発展、関税貿易一般協定（General Agreement on Tariffs and Trade: GATT）、世界貿易機関（World Trade Organization: WTO）などを通じた多角的な貿易自由化の進展、地場産業の一定の発展を前提として、こうした地場産業と外資が結びついて産業クラスターが各国に形成され、国際的な産業内工程分業や多国籍企業の国際的な企業内分業が活発に行われるようになったことにその原因が求められるようになっていく⁸。具体的には、東アジア規模における生産・物流ネットワークの形成が挙げられる。これは、日本、新興工業国・地域（Newly Industrializing Economies: NIES）、さらには東南アジア諸国から中間財・部品が供給され、中国において最終製品に組み立てられ、欧米に輸出されるとい

⁶ Katzenstein (1997)

⁷ Goldman Sachs (2003) 及び Stefan (2005) 参照。

⁸ Ando and Kimura (2003)

表1 - 2 3地域における域内貿易シェア（2003年）

（％）

	域内輸入	域内輸出
EU 25	64	67
NAFTA	37	56
東アジア	52.2	50.3

出所：EU、NAFTAはUNCTADデータベース、東アジアはIMF（2004）より筆者作成。

う三角貿易が形成されているとする議論である⁹。

日本、東南アジア、米国を結ぶ伝統的な三角貿易¹⁰に加え、中国をめぐる三角貿易の形成が域内貿易の興隆をもたらしたと考えられ、東アジアの域内貿易の水準は、先に述べたように50%を超えており、これは、正規の地域貿易協定によって形成された欧州連合（European Union: EU）や北米自由貿易協定（North American Free Trade Agreement: NAFTA）と同程度の高い統合度を示す（表1 - 2参照）。

4．地域化と地域主義

日系企業の活動と華僑のネットワークという民間の経済活動によって形成されたネットワーク型の経済統合は、EUのような政治的な統合の意思に基づく正規の協定による経済統合と区別され得る¹¹。ここで、こうした違いを、地域化（regionalization）と地域主義（regionalism）として区分し、前者を、「しばしば経済的なボトムアップの活動の進捗であって、その活動は、社会的な関係の構築を含み、政府の枠外で行われるもの」、後者を、「トップダウンの制度化の過程であって、その制度化は、フォーマルな、通常政府による合意を要し、半永久的な機構の設立を含むもの」¹²とすれば、東アジアで現在起きている地域貿易協定交渉の加速化は、これまで民間の活動によって実態として進められてきた経済活動の地域化を、地域主義によって公式化しようとする動きととらえることができる。

それではなぜ、今このような公式化が起こりつつあるのであろうか。一つには、アジア太平洋をカバーする枠組みであるアジア太平洋経済協力会議（Asia Pacific Economic Cooperation: APEC）が停滞する一方、EUの東方拡大、統合の深化、米州におけるNAFTAの成立、米州自由貿易地域（Free Trade Area of the Americas: FTAA）設立への動きなど、ほかの主要地域におけるブロック化ともとれる動き、さらには、米国などによるワシントン・コンセンサス（市場原理主義）に基づく一方的な要求への防衛的な対応とするものである¹³。地域化によって進んだ統合を正規の政府間の合意によって、政策・制度の調和化、簡素化を実現し、国境を越えた経済活動の取引費用を引き下げ、一層競争力を

⁹ Gaulier, Lemoine and Ünal-Kesenci (2004)。同論文では、中国の輸出入の50%以上が外資系関連企業によって担われていることが示される。Fukao (2004)も参照。

¹⁰ 白石 (2000a)

¹¹ Katzenstein (1997)

¹² こうした区別は、Katzenstein and Shiraishi (1997)で初めて展開されたが、ここではPempel (2005)による。

¹³ Munakata (2004)

高めようとする動機もある。さらに、アジア経済危機の教訓として、域内諸国間で共同でダウンサイド・リスクに対処する必要性が共有されたこともある。また、地域的な経済構造の変革期にある東アジアは、より長期的には世界的な経済構造の変革期への対処として、少しでも状況を固定化し、より安定的に変革期を乗り切ろうとする動機があると考えられる。

他方、それでは、すぐさまEU型の地域統合体が東アジアで形成されるのであろうか。容易に想像されるように、そうではないであろう。この地域は、発展段階、政治体制、文化、宗教、歴史的経験からして多様であり、また、多くの国ではまだ近代化の過程にあり、ナショナリズムが優越している。このため、規範としてのわれわれ意識（東アジア人意識）が醸成されているとは言い難い¹⁴。また、域内にヘゲモニーを有する国があるわけではなく、逆に、域外、特に米国に、安全保障、貿易投資などにおいて決定的に依存している。これらのことは、たとえ東アジアで地域統合が行われようと、その射程の範囲を限定する。

そうしたなかで、ASEANは一步先を行こうとしている。ASEANもまた、多様な構成国から成る機構であるものの、自らの地域統合をさらに進めるとともに、その経験を基に東アジアの地域づくりに影響力を及ぼそうとしている。例えば、中国 - ASEANの貿易自由化は、AFTAの経済自由化スキームである共通実効特惠関税（Common Effective Preferential Tariff: CEPT）を援用することとなった¹⁵。また、東アジアにおける実際の地域統合にかかる進展は、日ASEAN、中ASEAN、韓ASEANの枠組みで包括経済連携が協議されているように、また、東アジアサミット開催についても東南アジア友好協力条約（Treaty of Amity and Cooperation in Southeast Asia: TAC）締結が参加の条件となるなど、ASEANを結節点（ハブ）¹⁶として進んでいる現実がある。また、このことは、2005年12月に実際に開催された東アジアサミット、ASEAN+3サミット、ASEAN+1サミット¹⁷を通じて、関係各国がASEANの統合を支援していくこと、ASEANがこの地域の地域統合の中心的な存在であることが確認され、地域統合のハブとしてのASEANが関係国からより明確に支持されることとなった¹⁸。こうした意味で、ASEANの統合にかかわることは、東南アジアの開発にとって意義あることであるとともに、東アジアの地域統合にも波及するものとなる。

¹⁴ 2003年にアジア10カ国の主な都市部を対象に実施されたアンケート調査によれば、アジア人としてのアイデンティティをもっているかとの問いに対し、日本42%、韓国71%、中国6%、マレーシア62%、タイ68%、ベトナム84%、ミャンマー92%、インド21%がもっていると答えている（Inoguchi, Basanez, Tanaka and Dadabaev ed. (2005)）。

¹⁵ 大山（2006）

¹⁶ 白石（2005）。また、Cuyvers, Lombaerde and Verherstraeten（2005）もASEANは、現在の、そして将来の東アジアにおける経済統合イニシアティブの中心であり続けるであろうと述べている。

¹⁷ ASEAN+1として、日ASEAN以下、中国、韓国、インドとASEANとの首脳会議が開催された。

¹⁸ ASEAN Secretariat (2005f) (2005g) (2005h) (2005i)

第2章 地域統合と開発

1. 地域経済統合の分類

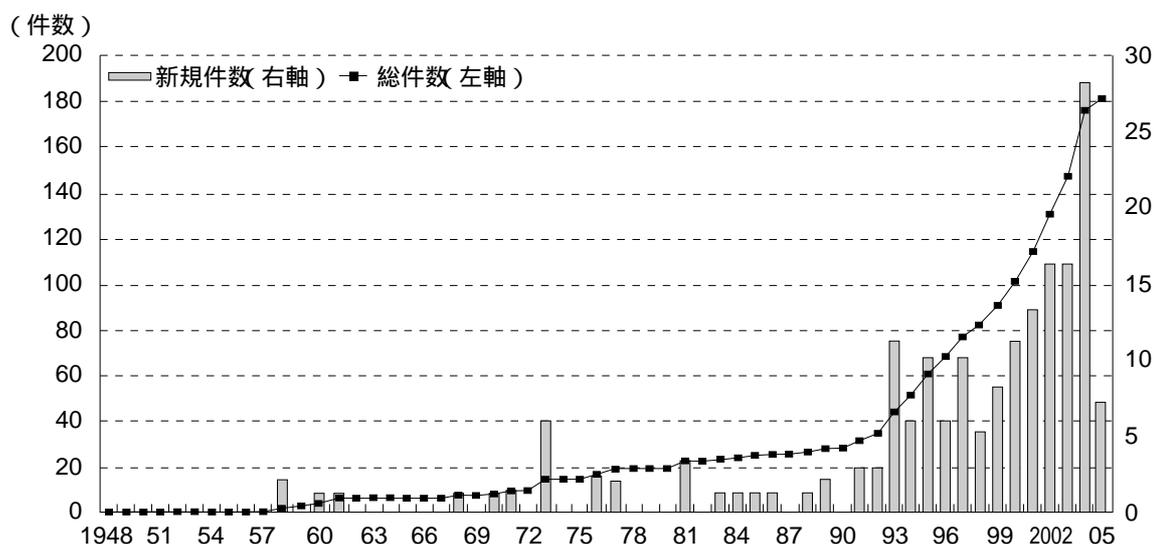
先に述べたように、世界の貿易の50%以上は既に地域貿易協定（RTAs）加盟国間で行われるようになったものと推定されているが、世界ではWTOに通知されているものとしては2005年7月現在、180のアクティブな地域貿易協定がある（図2 - 1 参照）¹⁹。今や、モンゴルや北朝鮮を除いてほとんどの国が1つ以上の協定に属しているとされる。図2 - 1 に示されるように締結数は1990年代に急増している。地域貿易協定のほとんどが、自由貿易地域（FTA）であり、関税同盟に至るものは、EU、南米南部共同市場（Mercado Común del Sur: MERCOSUR、1991年設立）、カリブ共同市場（Caribbean Community and Common Market: CARICOM、1973年設立）、中米共同市場（Central American Common Market: CACM、1961年設立）、ユーラシア経済共同体（Eurasian Economic Community: EEC、1997年設立）など数えるほどにすぎない。

地域貿易協定は、その統合の深度という観点から、通常、以下の4つに分類される²⁰。

(1) 自由貿易地域（Free Trade Area: FTA）

加盟国間で、財・サービス・貿易の関税、非関税障壁の除去を行うもの。加盟各国は、非加盟国と

図2 - 1 RTAsの加速度的増加（WTOに通知された件数）



出所：筆者作成。

¹⁹ World Bank (2005) によれば、WTOに通知されていないものを含めれば、締結数はほぼ230に上るとされる。

²⁰ 以下の地域貿易協定の分類は、Ravenhill (2005) によった。

の間での貿易取引をどう扱うかは自由に決定でき、ほかのFTAに参加することを妨げない。すなわち、FTAは、加盟国の自主的意思決定への制約が少ない。

(2) 関税同盟 (Customs Union: CU)

加盟国間での貿易障壁を除去するだけでなく、非加盟国からの輸入について共通関税率を課すなどの共通の政策を採用する。加盟国政府の対外経済政策の自主性を制約する度合いが大きくなる。このため、共通の対外経済政策を協議し、管理する共同の機構の設立が、通常必要とされる。共通関税の効果は、加盟国間で非対称であるため、加盟国間の分配面での配慮が必要となる。EUですら、加盟国はいくつかの産品について、30年以上の間、異なった関税率を維持し続けた。

(3) 共通市場 (Common Market)

関税同盟以外に資本や労働など生産要素の自由な移動を認める。不可避免的にこれらの生産要素を加盟国間で同等に扱うことを可能とするため、すべての加盟国において追加的な政策調整が必要とされる。このレベルに達する現実の協定はほとんどなく、MERCOSURのようにその設立をうたうものはあっても実現し得るかどうかは今後の展開による。

(4) 経済同盟 (Economic Union)

共通市場に加えて、共通通貨の採択及び金融、財政、社会政策の調和が求められる。EUのみ、この水準の経済統合に達している。

ここで示されたように、経済統合の深化とは、地域的な機構の設立や加盟国間での定期的な政策協議の実施、共通通貨の設置、さらには地域議会の開設など地域的な政策調整・調和化メカニズムの制度化の発展ととらえることができる。

また、共通の政策の範囲が広がることによって、その政策の加盟各国への効果の非対称性がより深刻な問題となる。このため、域内での統合の効果の再分配制度整備の必要性も高まる。

2. 地域統合の動機

それでは、なぜこのような経済統合が試みられるのであろうか。政府はどのような動機で地域貿易協定を締結しようとするのであろうか。それが加盟国間の関係性を規定し、域外国にも外交的なインパクトを有するという意味で、必ずしも、経済的な便益のみを求めて行うわけではなく、政治経済的な考察を必要とするといえる²¹。

(1) 政治的な動機

加盟国間の信頼の醸成：地域貿易協定による経済協力の促進は、過去に紛争を経験したり、伝統

²¹ 以下の政治的動機の種類は、Ravenhill (2005) によったが、一部改変を加えている。

的なパートナーシップを有していない関係国間の信頼醸成過程の中核的な要素となり得る。

非伝統的な安全保障への対処：先進国と途上国との間で結ばれる地域協力は、環境被害や違法移民、組織犯罪や麻薬対策、テロ対策など非伝統的な安全保障問題に対処することを容易にする。

交渉力の強化：多国籍企業や域外の貿易相手国に対する交渉力の強化。途上国間の場合、さらに、援助獲得の手段として、また、地域統合を背景として、外交上より高いステータスを時として得ることができる。

改革を固定するメカニズムとして：地域貿易協定にコミットすることによって、国内の経済改革実施の信頼性を強化し、潜在的な外国投資家からみた魅力度を高める。特に、先進国との協定締結によって、途上国は経済改革実施への信頼性を強化することができる。これは、WTOなどの多国間協定と比べて、地域協定は、より少数の近隣の域内国によってより詳細にコミットメントの遵守が監視されるとみなされるからである。また、より幅広い改革を志向する政府が、非効率な産業を漸進的に国際競争にさらしていくために、地域協定をその手段として用いることも想定される。

経済の自由化の実施を政治的により容易にする：WTO協定などに基づく一方的な自由化と比べて地域協定の場合は交渉相手国からの譲歩を示せることから、自由化の実施が政治的により容易になる。

協定の交渉と実施が容易：WTOなどの多国間協定と比べて交渉相手国が少なく、また、その遵守を監視することも容易。これによって、WTO協定など多国間協定によって可能な自由化よりも、さらに広い自由化・制度の調和化、例えば、環境、直接投資、国内競争や知的所有権など²²について共通の取り組みを行うことが可能となる。

また、経済的には以下のような効果が想定される。

貿易創出効果：加盟国間での関税などの貿易障壁の除去によって、域内における貿易が創出される。

貿易転換効果：域内の貿易が優遇されることによって、域外のより効率的な非加盟国の産品から域内のより非効率な産品に輸入先が転換される。

交易条件効果：統合による貿易量の増大によって加盟国に有利に交易条件が改善する。

市場拡大効果：市場が拡大され、規模の経済や最適立地が実現される。

競争促進効果：安価な産品の流入や外資系企業の参入などによって競争が促進され、国内の寡占状態が競争の強化にさらされ、経済効率の改善が期待される。

関税収入の削減効果：途上国の多くにおいて、関税収入は主要な財政収入源となっているが、関税率の削減によってこの財源が期待できなくなる可能性がある。

技術移転効果：先進国と途上国の地域統合の場合、貿易や直接投資を通じた技術移転や総要素生産性の改善の促進が期待される。

²² これらは一括してWTOシンガポールイシューと呼ばれ、2003年WTO閣僚会議で交渉の継続が困難となったイシューである。

国内改革効果：地域協定の交渉過程や協定内容に基づき国内の政策・制度調整が図られることによって、国内の経済改革が促進される。

投資流入効果：市場の拡大、共同で投資受け入れ制度の改善が図られることなどによって直接投資の流入が拡大する。

ハブ効果：多くの国と地域協力協定をバイラテラルに締結し、その中核（ハブ）となることによって、すなわち、スポークの位置付けとなる国に比べて経済的・外交的利益を享受することができる²³。

スパゲティ・ボール効果：多くの国が多くの国とバイラテラルな地域貿易協定を締結した場合、協定ごとに条件が異なることが想定される。その場合、協定ごとに貿易の取り扱い方が異なり、管理する行政的なコスト、さらには、適用を受ける企業のコストは極めて高くなる。

経済的な効果のうち、ハブ効果、スポーク効果、スパゲティ・ボール効果は、加盟国にとって正の経済効果が想定される。スパゲティ・ボール効果は負の効果だが、ハブ効果については、地域貿易協定加盟に伴い、例えば、ASEANに加盟した際のカンボジアのように、付加価値税の導入によってこれを相殺するなどの対応が要請される²⁴。ハブ効果となる国とスポークとなる国で効果が異なる。

また、政治的動機のハブ効果及び経済的動機のハブ効果に特記したように、貿易、投資の拡大などを通じて、先進国と途上国との間の貿易統合は途上国側にとって便益が大きい²⁵。日ASEAN経済連携強化専門家グループによる日ASEAN包括経済連携の経済的効果の試算結果も同様な結論を導いている²⁶。

3. 地域統合の貿易上の効果

経済効果のハブ効果とスポーク効果を勘案すれば、よく引き合いに出される域内貿易比率が統合の進展度合いについての指標として適切かどうかは、貿易創出効果と転換効果の相対的な大きさを勘案することが必要となる。域内貿易比率が高いことは、確かに域内諸国間での取引が活発に行われていること、より密接な相互関係の存在を意味するが、それが、域外国からのより効率的な財の輸入を犠牲にした上でなされていることを否定しない。先に述べた1960年代から1970年代にかけて行われた途上国の地域統合は、一国より規模の大きな域内市場に注目し、域外高関税に守られた集団的な輸入代替産業の育成を目指したものであり、その非効率性のゆえに挫折した²⁷。

²³ ハブとスポークに関する指摘は、Wannacott (1996) に基づく。関係国をすべて包含するFTAが形成される場合が最も関係国の便益が高く、そうでない場合には、ハブの国の便益がスポークとなる国より高くなる。ASEANやその加盟国の一部による地域協力協定締結の志向は、まさに戦略的にこのハブとスポーク関係を適用しようとしているようにみえる。

²⁴ World Bank (2000)

²⁵ *Ibid.* Schiff and Wang (2004) は、技術波及と生産性の向上をもたらす貿易上の便益は地域的であり、韓国を例にとり、日本との間でnatural trading partnersとしての利益を得ているとしている。また、Arora and Vamvakidis (2005) は、100カ国以上のデータを基に、一国の経済成長は、貿易相手国が高所得国であるほど当該国の経済成長に有意な正の影響を与えているとしている。

²⁶ 日ASEAN経済連携強化専門家グループ(2002)は、日ASEAN包括経済連携が実現された場合、GDP成長率は、それぞれASEAN1.99%、日本0.07%上昇すると試算している。

²⁷ 後述するように、ASEANにおいても1976年にASEAN共同工業プロジェクト(AIP)を立ち上げたが、域内諸国間の利害対立もあり、不成功に終わっている。

表2 - 1 Intra Trade Shares of RTAs (2003)

	(%)	
	Intra Import	Intra Export
EU25	64	67
CACM	11	12
CARICOM	8	12
MERCOSUR	18	12
NAFTA	37	56
COMESA ^{*1}	4	6
ECOWAS ^{*2}	10	10
SADC ^{*3}	10	10
AFTA	25	21
GCC ^{*4}	6	4
SAARC ^{*5}	4	5

注：*1 東南部アフリカ共同市場（Common Market for Eastern and Southern Africa: COMESA）

*2 西アフリカ諸国経済共同体（Economic Community of West African States: ECOWAS）

*3 南部アフリカ開発共同体（Southern African Development Community: SADC）

*4 湾岸協力理事会（Gulf Cooperation Council: GCC）

*5 南アジア地域協力連合（South Asian Association for Regional Cooperation: SAARC）

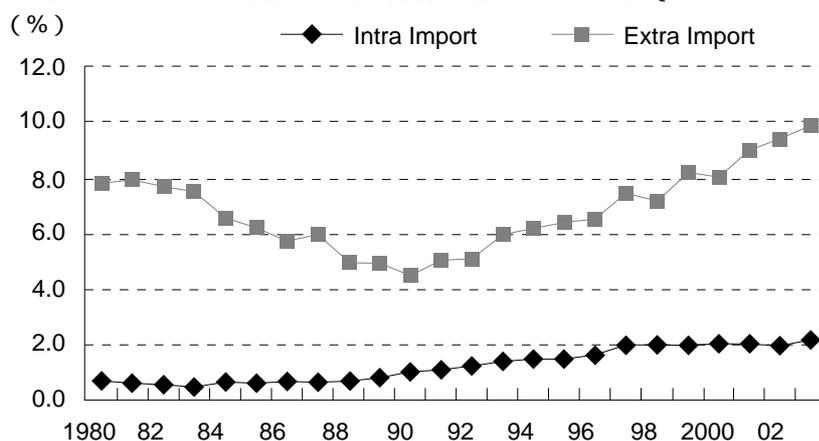
出所：UNCTADデータベースより筆者作成。

従って、地域貿易協定締結後、域内貿易比率が顕著に増大しないとしても、それだけを根拠にその協定がうまくいっていないとはいえない²⁸。

表2 - 1は、各地域統合体の域内貿易比率を示したものである。ASEANのAFTAは、EUやNAFTAといった先進国間、あるいは先進国・途上国間の地域貿易協定より域内貿易比率は低いが、途上国間の地域貿易協定としては最も域内貿易比率が高くなっている。

また、図2 - 2は、途上国間地域貿易協定としては域内貿易比率の高いAFTA（1992年発効）と

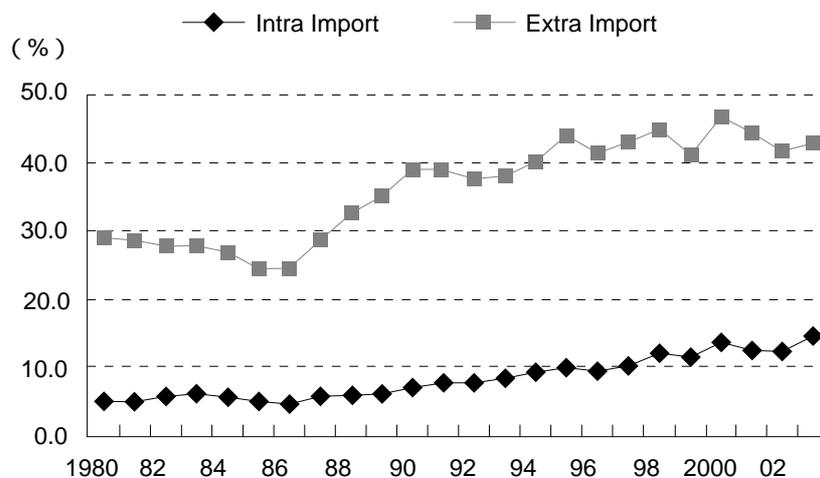
図2 - 2 途上国間地域統合体の輸入GDP比率（MERCOSUR）



出所：UNCTADデータベースより筆者作成。

²⁸ World Bank (2005)

図2 - 3 途上国間地域統合体の輸入GDP比率（ASEAN）



出所：UNCTADデータベースより筆者作成。

MERCOSUR（1991年発効）の域内外輸入額を加盟国GDPの合計で除したものであるが、いずれも発効後、緩やかに域内輸入のGDPに占める割合は増大しているが、同等かそれ以上に域外輸入が増大しており、その意味で貿易転換効果の弊害は少ないものとみてとれる²⁹。

なお、計量モデルの推計によれば、多くの場合地域貿易協定の締結は、貿易転換効果より貿易創出効果の方が高いものの、必ずしも一意的に地域貿易協定が貿易創出的とはいえない³⁰。ただし、確かなことは、地域貿易協定から阻害された国は、いずれのケースにしても経済的な不利益を被ることが明確である。

また、GATTやWTOによる数度にわたるラウンドによって、一般的に関税率は低下してきていることから、地域貿易協定による優遇関税の意義は低下しつつある。近年ではむしろ、投資流入効果や国内改革効果の意義が強調されている³¹。

貿易転換効果がなければ、地域統合の経済上のマイナスは少ない。むしろ、計量モデルではとらえきれない動的な効果、すなわち、投資流入効果や規模の経済の実現、国内改革効果などを勘案すれば、地域統合は、域内国にとっても世界全体にとっても経済的な便益がマイナスを上回るものと考えられる。従って、WTO整合的に、すなわち、域外国に対しても可能な限り域内国と同様な取り扱いを図り、かつ、リベラルな国内改革を進める場合には、地域統合は、途上国の開発にとって有意な貢献をなしうる。これをオープンな地域主義と呼べば、対外関税を引き下げつつ³²地域統合に取り組むASEANはまさにこの言葉に該当する地域といえる。

²⁹ World Bank（2005）に記載された図を参照した。

³⁰ World Bank（2005）

³¹ 木村（2003）

³² シンガポールはもともと自由貿易港であるし、Ando and Kimura（2003）は、東南アジアにおける輸入額に占める関税収入の割合が傾向的に低減してきていることを示している。

4. 地域統合と物流ネットワーク

地域統合の経済的利益は、また、次の観点からも指摘することができる。1990年代後半以降の世界貿易の拡大は、機械貿易の高成長によって達成されたといわれる³³。WTO統計によれば、2003年の世界輸出の39.7%は、電機、通信機器、輸送機械などから成る機械及びその部品・コンポーネントによるものとなっている³⁴。この世界貿易の機械化³⁵とも称される傾向は、東アジアにおいてさらに顕著であり、この地域の地域化に果たした役割は大きい。表2-2は東アジアの主要貿易国における機械及びその部品・コンポーネントの輸出入比率を表している。表2-2にみられるように、先発ASEAN諸国（ブルネイを除く）のうちインドネシアを除いた機械部門は、ほかの東アジア諸国と同様、貿易の40%台後半から70%台後半までという相当の割合を占めている。機械産業の特色は、数多くの生産工程とその集配過程をもつことであり³⁶、1985年のプラザ合意以降のわが国の海外直接投資（Foreign Direct Investment: FDI）の展開、引き続きNIES諸国によるFDI、このような動きと同時期に行われた東アジア途上国における開発政策の輸出志向工業化への転換とあいまって、この地域に機械産業を中心とした産業内工程間分業が展開されるようになったのである。すなわち、地域的な生産・流通ネットワークの形成である。このことは、東アジア域内各国による域内貿易が各国貿易の相当割合を占めるようになってきていること、機械産業における部品・コンポーネント貿易の比率が先発ASEAN5カ国において輸出入とも50%から80%にも上ること（表2-2）、さらには、こうした機械産業の産業内分業比率が各国とも極めて高いことによって示される³⁷。

この東アジアにおける地域の生産・流通ネットワークの特色は、機械産業が既に各国経済・貿易の相当割合を占めるようになってきていること、所得水準の異なる数多くの諸国を包含していること、ネットワークの参加者は、企業内分業のみならず地場企業を含めて各地に形成された産業集積（クラスター）を結節点として精緻なネットワークを形成していることが挙げられる³⁸。

このような地域的な生産・流通ネットワークの形成が可能となったのは³⁹、先に述べたように部品数が多く数多くの生産工程とその集配過程をもつという機械産業の特色から、工程ごとの労働集約度など技術特性を考慮した上で、分散立地が可能であることによる。工程立地間を結びつけるサービス・リンク・コスト（輸送費、電気通信費、行政手続きなどを含む各種取引費用など）が、グローバル化の進展によって低減していけば、国境を越えた工程間分業が行われるようになる。この過程では、多国籍企業の企業内分業のみならず、アウトソーシングやOEM（Original Equipment Manufacturing）生産⁴⁰の活発化にみられるように企業間の分業も促進される。

また、工程間分業で立地した先に当該工程を中心とした産業集積もみられるようになってきている。こ

³³ 植木（2002）

³⁴ WTO（2004）

³⁵ 植木（2002）

³⁶ Kimura, Takahashi and Hayakawa（2005）

³⁷ Ando（2005）は、日本、中国、アジアNIES（韓国、香港、台湾、シンガポール）及びASEAN 4（インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ）のほとんどの国で機械産業の産業内貿易が70%を超えることを示している。

³⁸ Ando and Kimura（2003）

³⁹ この部分における以下の分析は、基本的に木村（2004）に基づく。

⁴⁰ 完成品もしくは半完成品を相手先ブランドで生産すること。

表 2 - 2 東アジアにおける貿易の機械化

	Exports		Imports		Exports		Imports	
	1996	2000	1996	2000	1996	2000	1996	2000
Japan								
Value								
Total (US\$1000)	410,944,244	479,244,574	349,185,062	379,661,760	55,672,988	68,780,636	72,311,216	61,445,996
Share								
of machinery goods in total	74.9%	74.9%	28.1%	32.0%	40.3%	45.6%	50.4%	47.1%
of parts and components total	35.4%	36.2%	12.1%	16.1%	21.7%	28.7%	30.3%	34.0%
of parts and components in machinery goods	47.3%	48.3%	43.1%	50.2%	54.0%	62.8%	60.1%	72.2%
Thailand								
Value								
Total (US\$1000)	129,696,331	172,264,221	150,320,064	160,477,507	20,537,617	38,072,479	34,697,094	33,802,416
Share								
of machinery goods in total	54.2%	59.6%	40.9%	41.4%	58.7%	77.4%	53.8%	54.1%
of parts and components total	24.1%	29.0%	20.7%	26.5%	46.5%	60.9%	35.7%	43.4%
of parts and components in machinery goods	44.5%	48.7%	50.6%	64.0%	79.1%	78.7%	66.4%	80.2%
Korea								
Value								
Total (US\$1000)	180,914,323	202,683,171	201,282,410	214,039,820	49,811,786	62,117,778	42,923,875	33,509,943
Share								
of machinery goods in total	38.8%	45.5%	41.7%	47.6%	10.7%	18.1%	42.2%	28.7%
of parts and components total	19.5%	27.0%	20.2%	28.7%	4.4%	9.3%	21.7%	15.7%
of parts and components in machinery goods	50.4%	59.4%	48.5%	60.2%	41.8%	51.2%	51.4%	54.6%
Philippines								
Value								
Total (US\$1000)	122,882,738	137,803,198	131,337,708	134,544,130	151,046,318	249,201,432	138,831,036	225,091,657
Share								
of machinery goods in total	70.4%	71.8%	63.0%	65.3%	26.6%	36.2%	42.5%	44.3%
of parts and components total	36.8%	45.7%	39.0%	46.0%	10.0%	15.3%	19.2%	28.1%
of parts and components in machinery goods	52.3%	63.7%	62.0%	70.4%	37.4%	42.3%	45.3%	63.5%
Indonesia								
Value								
Total (US\$1000)	78,308,476	98,224,808	77,901,213	81,287,187				
Share								
of machinery goods in total	57.3%	64.4%	62.7%	66.0%				
of parts and components total	33.7%	41.9%	42.4%	52.5%				
of parts and components in machinery goods	58.9%	65.0%	67.7%	79.5%				
Singapore								
Value								
Total (US\$1000)	78,308,476	98,224,808	77,901,213	81,287,187				
Share								
of machinery goods in total	57.3%	64.4%	62.7%	66.0%				
of parts and components total	33.7%	41.9%	42.4%	52.5%				
of parts and components in machinery goods	58.9%	65.0%	67.7%	79.5%				
Malaysia								
Value								
Total (US\$1000)	78,308,476	98,224,808	77,901,213	81,287,187				
Share								
of machinery goods in total	57.3%	64.4%	62.7%	66.0%				
of parts and components total	33.7%	41.9%	42.4%	52.5%				
of parts and components in machinery goods	58.9%	65.0%	67.7%	79.5%				

出所：Ando and Kimura (2003)

これは、集中立地によって規模や範囲の経済が働く集積の利益の存在によって説明され得るが、サービス・リンク・コストについても規模の経済が働きやすく、集中立地を促進するのである。また、ある地点の規模の経済の利益が、要素賦存上の不利益を凌駕すれば、従来の貿易理論が依拠していた要素賦存に基づく産業立地の決定論を覆す可能性を秘めている。

東アジアでは、生産分野の特化、部品などの中間財貿易の増加、FDIの流入増加、要素生産性の上昇、成長率の増加がいわば好循環を構成しており⁴¹、その中核には企業による立地選択がある。このような傾向は、東アジアに先端的にみられるが、「世界貿易の機械化」を考慮すれば、ほかの地域についても順次当てはまる潜在的可能性が高く、FDIを引きつけられる環境を整備することが途上国の開発にとってますます重要となってきたことを示している。

⁴¹ World Bank (2005)

地域貿易協定による地域統合の公式化は、これによって、より規模の大きな市場へのアクセスを可能とし、さらには、国内構造改革など共同で進めることによって投資受け入れ環境を整備していくという地域への企業進出を促進する意義と、域内低関税のほかにも税関手続きや製品基準の共通化など域内で共通の制度的基盤を築くことによって域内のサービス・リンク・コストを低下させ、域内における分業など効率的な企業展開を容易にする意義が認められる。

5. 地域統合と域内格差

以上は、地域貿易協定の締結による地域統合体の設立が、地域総体として正の経済効果をもつことを示すものであった。しかしそれは、域内に均等にこうした経済上の便益が帰属するということを意味しないかもしれない。統合の利益は、少数の国によって独占されてしまい、域内格差が拡大する可能性がある。この面での実証研究は、いまだに多くなく、17の地域統合体について調査した世銀報告でも確かな傾向は見いだせないとしている⁴²。他方、高い域外関税がある場合には、貿易転換効果は域内で相対的に資本が豊富な国の比較優位によって産業を集中させることから、途上国間の経済統合は加盟国間の格差を助長するという見方もある⁴³。また、EUの経験によれば、加盟国間の格差は縮小するが、各国における国内の地域間格差は拡大しているといえる⁴⁴。最後の点については、統合の進展によって、国境障壁が下がれば下がるほど、投資家は国家間の投資環境の比較から、域内を1カ国の国内のようにみなし、より小さな地域、例えば都市なら都市ごとの投資環境をより重視するようになる。この場合、各国とも首都は、インフラの状況、行政への容易なアクセスなどそれなりの優位性を有する。このため、例えば、ジャカルタに立地している企業が、国境障壁が高い場合には、国内で新しい立地先を探すことになるが、障壁が低下すれば、東インドネシアよりプノンペンを選択するかもしれない。また、バンコクに立地していた企業が、東北タイよりビエンチャンを選択する可能性が高まる。仮にこのような状況が出現すれば、国家間の所得格差は収斂し、各国の国内格差が拡大する可能性があり得る。また、規模の経済や集積の利益が働く場合には、政策的にサービス・リンク・コストを低下させたり、クラスターの環境整備に力を注げば、要素賦存による比較優位にとらわれずに企業は立地選択を検討することになり、政策的な努力によって、比較劣位の国あるいは地域に投資を誘致することがより容易となろう。

いずれにしても格差が収斂するかどうかは不確定的であることから、地域統合の成功には、統合の利益を再配分していく仕組みの設置が求められることになる。EUの場合には、域内格差是正を目的として、ECの下にある構造基金及び結束基金による支援、欧州投資銀行による融資により所得水準の低い国・地域における社会資本整備、人的資源開発、農漁業近代化などへの支援が行われている⁴⁵。

⁴² *Ibid.*

⁴³ *Ibid.*

⁴⁴ ベナブルズ(2004)

⁴⁵ UFJ総合研究所(2005)。構造基金はさらに、欧州地域開発基金、欧州社会基金、欧州農業指導保証基金、農業指導基金に分けられる。また、Cuyvers et al.(2002)によれば、構造基金の一つの支援基準は、1人当たりGDPがEU平均の75%を下回る国・地域とするものであり、この基準により総人口から20%マイナスされるとする。なお、結束基金は、1人当たりGDPが域内平均の90%以下などの基準により選定された国に対して、交通ネットワークや環境保全など域内全体の利益に資するものに支援が限定されて行われている。

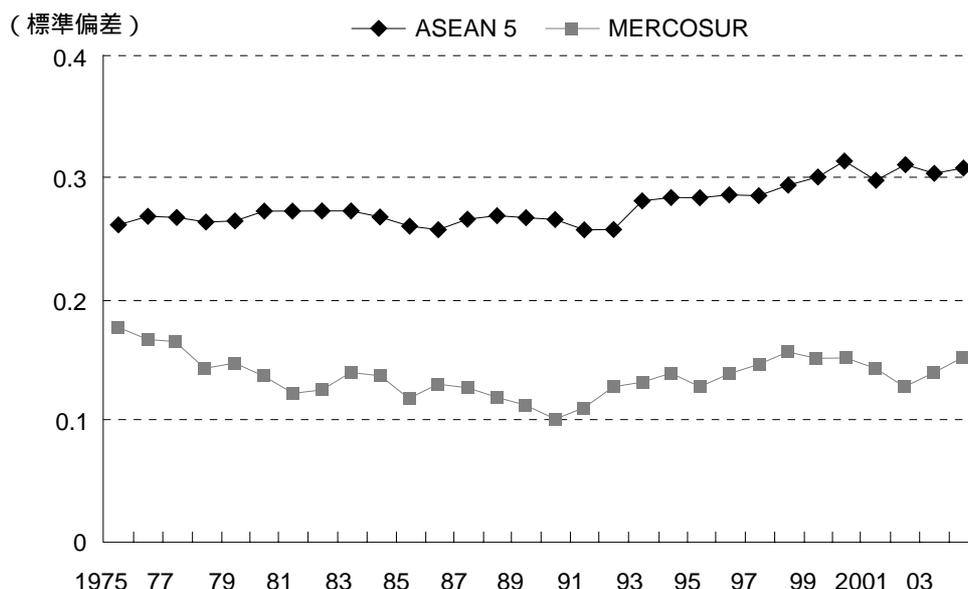
6 . ASEANにおける域内格差の現状

ASEANの場合には、2004年のASEAN首脳会議で設置が決定されたASEAN開発基金（ASEAN Development Fund: ADF）の2つの目的のうち1つが、加盟国間の格差の是正となっており、この面での役割が期待される。このほか、域内で4つの成長地域⁴⁶の設定、ASEAN統合イニシアティブ（Initiative for ASEAN Integration: IAI）プログラムの実施などがこのような目的をもって行われているが、域内先発国のみならずASEANの名の下にドナー資金をも活用してこうした機能を果たそうとしている。

図2 - 4は、ASEAN 5とMERCOSURについて、購買力平価換算の1人当たり実質GDPの対数の標準偏差によって、それぞれの域内経済格差の長期的な動向をみたものである⁴⁷。これによれば、いずれの経済統合体も、地域貿易協定締結後、域内格差は拡大しているように見える。

他方、図2 - 5は、同じデータベースの数値を使って、データのとれるASEAN 8について、同じように計算したものであり、CLVが順次ASEANに加盟するに従って、ASEAN 5と比べて格差自体は拡大するものの、ASEAN全体の傾向として、域内格差が縮小している。これは、先発ASEAN諸国とCLVの平均所得格差、双方のグループの中位所得国であるタイとカンボジアの平均所得差についても同様のことがいえる。1997年以降、格差が減少する傾向にあるが、先発ASEAN諸国がおしなべてアジ

図2 - 4 ASEAN 5とMERCOSURの域内所得格差



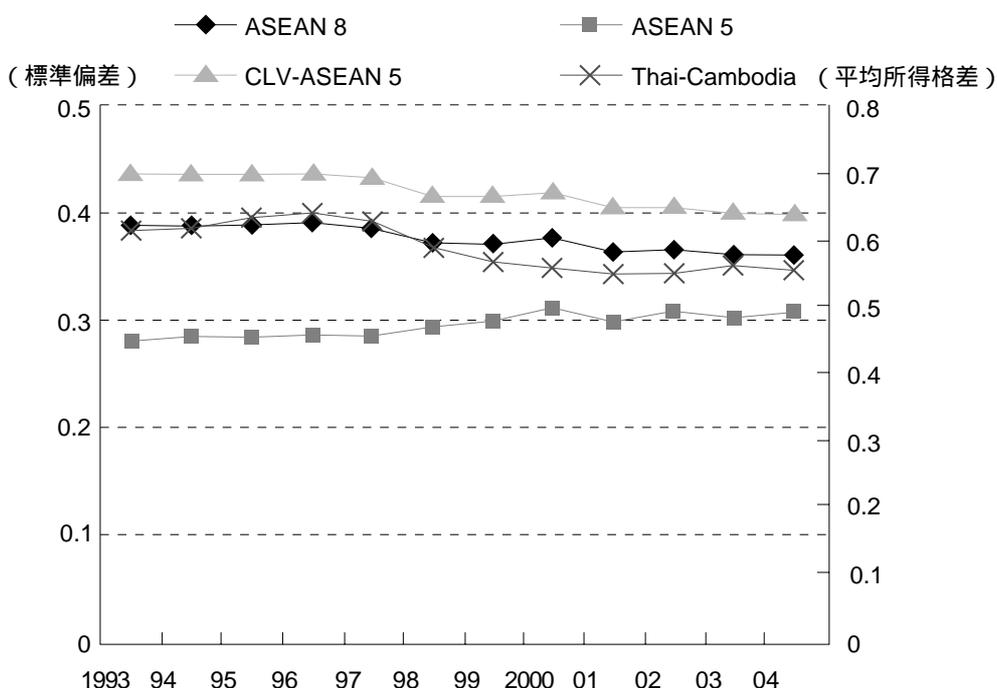
注：ASEAN 5は、データの制約からブルネイを除いたAFTA創設当初からの加盟国である先発ASEAN諸国。
出所：WDIデータベースより筆者作成。

⁴⁶ BIMP-EAGA、IMS-GT、IMT-GT、ASEANメコン河流域協力スキーム内西東回廊。

⁴⁷ Ben-David（1993）でEU域内の格差動向を測るために用いられた考え方を引用。なお、これを用いるとEUでは格差が縮小していることが示される。

ア経済危機の影響により所得水準が減少した影響が大きいものと思われるが、こうした影響がほぼ収束しつつある2003年以降もその傾向は続いており、今後の動向が注目される。しかし、いずれにしても、ASEAN加盟国の間では最も高いシンガポールと最も低いミャンマーでは1人当たり名目GDPで100倍以上の格差があり、また、CLMV諸国の平均1人当たりGDPは、先発ASEAN諸国6カ国の平均1人当たりGDPの22%程度にすぎず⁴⁸、統合の推進には、引き続き域内格差の是正に向けて取り組んでいくことが求められよう。

図2-5 ASEAN域内の所得格差



注1：ASEAN 8及びASEAN 5については、データの制約からブルネイとミャンマーを除く8カ国とASEAN 5について購買力平価換算1人当たり実質GDPの対数の標準偏差をみたもの。左目盛り。

注2：CLV-ASEAN 5は、購買力平価換算1人当たり実質GDPについてCLV、ASEAN 5のそれぞれの平均をとり、 $((\text{ASEAN 5の平均}) - (\text{CLVの平均})) / ((\text{ASEAN 5の平均}) + (\text{CLVの平均}))$ により計算。右目盛り。

注3：Thai-Cambodiaは、ASEAN 5、CLVそれぞれの中位所得国であるタイとカンボジアについて注2と同様の計算式により計算。右目盛り。

出所：WDIデータベースより筆者作成。

⁴⁸ ASEAN事務局の統計に基づき算定。2003年におけるASEAN 6の平均1人当たりGDPが約1,626米ドルに対してCLMV 4カ国の平均1人当たりGDPは約356米ドル。なお、CLMV諸国のGDP合計額は、ASEAN 6のGDP合計の6.7%。なお、2004年のEUの東方拡大によって、地中海・東欧10カ国が新たに加盟し、EUは25カ国になったが、このときの新加盟国の平均1人当たりGDPは既存のEU加盟国平均の26%、経済規模は既存加盟国合計の約5%。

7. 統合の深化の担い手

域内格差の問題は、それを放置した場合、不利益を被る諸国の不満を惹起し、統合の継続が困難となるという意味で、統合継続の条件といえるが、それでは、統合の深化についてはどうであろうか。統合の深化のほぼ唯一の参考例は、EUの経験である。

この経験に基づくものとして、一つは、機能主義的 (Functionalist) な見方がある。この見方に基づけば、一分野における協力の進展は、協調しないことのコストをほかの分野にも認識させ、統合がほかの分野、さらには経済的な統合から政治的な統合へとスピルオーバーが起こり、統合が深化するというものである。

Box 2-1 EU統合の経緯

EUの場合には、1951年に石炭・鉄鋼の単一市場結成を目指すヨーロッパ石炭鉄鋼共同体が西独、仏、伊、ベネルクス3国によって結成され、1957年には同じ諸国によって、ローマ条約により欧州経済共同体 (European Economic Community: EEC)⁴⁹が自由貿易地域として発足し、関税同盟の設立を目指すことになった。また、原子力の平和利用を目指すヨーロッパ原子力共同体も同時に設立され、3つの共同体となった。そして、1965年にこれら3つの共同体を統合して、欧州共同体となり、1968年には関税同盟に発展した。その後、3回にわたり加盟国の拡大があり、1986年までに12カ国となった。また、1979年には、加盟国の為替レートの変動を一定幅に収める欧州通貨制度が導入されている。1986年に単一欧州議定書が発効、これは人、物、サービス及び資本の自由移動を目指すもので、1992年までに完成し単一欧州市場が成立した。翌1993年にマーストリヒト条約発効、共通通貨導入の道筋の提示、共通外交・安全保障政策、司法・内務政策協力がうたわれ、政治統合が進められることになった。そして、1998年には欧州中央銀行が設立され、1999年に共通通貨のユーロが導入され、2002年には12カ国においてユーロが単一の法定通貨となった。

統合の初期のころに注目すれば、機能的な協力が先行している。

もう一つの見方は、協力がさらなる協力を生み出していくとする機能主義的な見方を否定し、各国が、各国国内の利害を合理的に勘案し、その選択と各国間のバランス・オブ・パワーによって、統合が進められてきたとする見方である。

後者の見方を仮に合理主義的 (Rationalist) な見方と呼び、この見方に立てば、超国家的な機関に代表される統合の制度的なメカニズムは、相互の透明性の確保、不確実性の減少には有用だが、統合深化に果たす役割は限定的なもののみなされる。

EUの統合過程を振り返れば、石炭鉄鋼共同体などの機能的な協力の推進と随所で条約の締結などに示される各国の政治的な意思がそれを決定的に推進したとみられ、実際の過程はこの2つの見方の相互作用の結果として統合の深化があったと考えられる⁵⁰。

⁴⁹ ヨーロッパ経済共同体 (EEC) 発足の前に、1948年にはベネルクス3カ国によって関税同盟が結成されており、これがEECをはじめとして現在に至るまでEUの土台となっているといわれる。

⁵⁰ Ravenhill (2005), Katzenstein (1997) も参照。

8. 地域統合と民主化

外交・内政面での統合は、EUですら1993年のマーストリヒト条約などを契機として強化されつつあるものの、いまだ部分的なものにとどまっている。ただし、途上国間の統合との決定的な違いは、基本的に加盟国は成熟した民主主義国家が中心であることである。そして、新規加盟国に対しては、コペンハーゲン基準の政治的・法的要件として「法治国家、民主主義、基本権及び人権の保護、また、少数派の保護を保障する安定した制度を有すること」を満たすことが求められ、この基準を満たさない場合には加盟を認められない⁵¹。また、加盟候補国に対しては、この条件を満たすために民主化支援が行われる。

途上国間の統合の場合にも、例えばMERCOSURは、1996年に憲章を改正し、「民主的な制度を完全に履行しない国は協定から除外される」と明示した。また、パラグアイでうわさされた軍事クーデターを民主主義が加盟国の条件であるとする4大統領による強力な合同声明によって思いとどまらせたともいわれる⁵²。

これは、統合が進化すればするほど統合体としての規範の共有が必要になることにもよるであろうし、実際的にも共通政策をとればとるほど、相互の意思決定過程の透明性、確実性が求められることから、その基盤として民主化が求められるものと考えられる。また、域内で人の移動の自由化、内国民待遇が進めば、最低限の人権基準の共有が必要となつてこよう。

翻って、ASEANについては、2004年首脳会議の安全保障共同体行動計画共同宣言において、加盟国は、非憲法的、非民主的な政府の変更を容認しないとし、今後の活動として、宣言付属書に、民主的な制度と参加の強化、人権の促進をうたっている⁵³。ただし、いまだに内政不干涉政策をとっていることから、こうした活動の内容は基本的に加盟国政府にゆだねられることになる⁵⁴。しかしながら、上述の理由やほかの統合体の経験から、ASEANが統合の深化を図るのであれば、こうした問題は避けて通れないものと考えられる。事実、2005年の首脳会議では、ASEAN憲章に関するクアラルンプール宣言が採択され、今後のASEANの骨格を定める憲章策定にあたっては、民主主義、人権、透明性、グッド・ガバナンスの促進と民主的な機構の強化を盛り込むことを検討することがうたわれた⁵⁵。さらに、先発ASEAN諸国においては、経済の発展に伴って、新しい中産階級が台頭しつつあり、こうした新しい中産階級の特色は、人権、民主主義、透明性といったグローバルな規範を受け入れていることである。これらの諸国では、次第にこの新しい中産階級が政治の主導権を握りつつあり、これらの国にお

⁵¹ 1993年の欧州理事会で決定されたもので、地理的要件（ヨーロッパの国であること）、政治的・法的要件（法治国家、民主主義、基本権及び人権の保護、また、少数派の保護を保障する安定した制度を有すること）、経済的要件（市場経済が機能していることとEU内の競争力と市場力に耐え得ること）、EC法の総体系の受容（EUの政治目標と経済・通貨同盟の目標に従い、また、EC法の総体系（*acquis communautaire*）を受け入れ得ること）の4基準を満たす必要がある（<http://EU-info.jp/law/en2.html>参照）。

⁵² World Bank（2000）

⁵³ ASEAN Secretariat（2004a）及び同付属書

⁵⁴ ただし、2005年の首脳会議では、特別にミャンマーについて言及され、民主化ロードマップの促進の奨励とともに、拘留者の釈放を求めるといふ、直接的な要求が明記されるようになっている。

⁵⁵ ASEAN憲章については、第3章2（4）を参照。

ける民主化の進展、人権意識の一層の発展、さらには、ASEAN域内における取り組みの強化が期待されるようになってきている⁵⁶。

⁵⁶ 新しい中産階級の台頭については、白石（2004）によった。また、Shiraishi（2004）も参照されたい。後者では、各国における中産階級の特徴が分析されている。2005年の首脳会議において、初めて市民社会代表者がその提言を首脳会議において説明する機会が設けられている。

第3章 ASEANの現状と歴史的経緯

前章では、開発と統合を示すなかでASEANについても断片的に触れてきた。ここでは、ASEANの現状と統合の経緯について、より包括的に触れていくことにする。

1. ASEANの現状

(1) 多様な構成国

「多様性のなかの統一」、インドネシアが自国の状況を表す際によく使う標語であるが、これは、ASEANにもそのまま当てはまる。表3 - 1にそれは表れている。シンガポールのような都市国家や三重県ほどの面積に40万人弱の人口が住むブルネイから東西の幅がアメリカ大陸と同程度のインドネシアやフィリピンのような島しょ国家まで、人口、面積とも比較しようがないほどの開きがある。経済規模、所得水準にしても最大の国と最小の国では100倍以上の差がみられる。

独立の経緯も、もともと植民地化を免れたタイ以外は、独立戦争を経て戦って独立を勝ち取ったインドネシアやベトナム、旧宗主国から平和裏に独立したフィリピンやマレーシア、ベトナム戦争の大きな影響を受けたインドシナ3国など様々である。また、もともとの伝統の上に、旧宗主国の影響が残存しており、独立の経緯にもよるが、統治制度や法律など国の基本制度にも大きな影響が及んでいる場合がある。その統治制度に関して、現在の政体も、ミャンマーのようにビルマ式社会主義から現在の軍政に移行した国、引き続き社会主義を維持する国、時期は異なるが権威主義体制から民主主義に移行したインドネシア、タイ、フィリピン、マレーシアなどが混在している。また、宗教にしてもイスラムが国教となっている国、仏教が支配的な国、キリスト教が大部分を占める国もある。

(2) ミレニアム開発目標 (Millennium Development Goals: MDGs) の達成状況

MDGsの達成状況に沿って、社会指標の動向をみると(表3 - 2参照)、2015年の目標達成に向けておおむねOn trackとなっており、インドネシアやベトナムの貧困のように既に現時点で目標を達成している場合もあり、傾向的な改善が明確な指標が多い。しかし、カンボジア、ラオス、ミャンマーについては、カンボジアの乳幼児死亡率、ラオスの貧困指標、ミャンマーの初等教育、はしかの予防接種のように指標が悪化している国や中所得国であっても、インドネシア、フィリピン、タイでは一部の指標にOff trackも散見され、引き続き努力が必要な状況となっている。しかしながら、ASEANにおいては、各国の一層の努力とドナーの支援によってMDGsの達成がおおむね見込まれる状況にあるといえる。

(3) 経済成長

MDGsの進捗がおおむね良好な背景には、この地域における高い経済成長がある(表3 - 3参照)。アジアNIESの一員としてシンガポールが1970年代から高成長を遂げ、それに引き続き1980年代後半以

表3 - 1 ASEAN諸国基礎指標

国名	人口 (千人)	面積 (km ²)	GDP (百万米ドル)	1人当たり GDP (米ドル)	産業構造(%)			貧困・格差		政体	宗教	在留 邦人数
					農業	鉱工業	サービス	1米ドル 貧困	ジニ係数			
ブルネイ	364	5,765	4,715	12,973	1.9	58.7	39.4	N.A.	N.A.	立憲君主制	イスラム教(75%)、キリスト教(9%)、仏教(9%)	81
カンボジア	13,798	181,035	4,215	305	35.6	27.9	36.5	34.1	40.4	立憲君主制	仏教(95%)	733
インドネシア	213,494	1,919,440	208,625	977	16.1	43.4	40.5	7.5	34.3	共和制	イスラム教(88%)、プロテスタント(5%)、カトリック(3%)、ヒンズー教(2%)、仏教(1%)	11,608
ラオス	5,618	236,800	2,043	364	50.2	24.6	25.1	26.3	37.0	人民民主共和制	仏教(90%)	386
マレーシア	25,050	330,252	103,737	4,141	8.1	41.6	50.4	2.0	49.2	立憲君主制	イスラム教(60%)、仏教(19%)、キリスト教(9%)、ヒンズー教(6%)、儒教/道教(3%)	10,769
ミャンマー	53,515	677,000	9,605	179	42.9	17.3	39.7	N.A.	N.A.	軍事体制	仏教(89%)	640
フィリピン	81,081	300,000	79,270	978	20.1	33.8	46.2	15.5	46.1	立憲共和制	カトリック(83%)、プロテスタント(9%)、イスラム教(5%)	10,650
シンガポール	4,185	699	91,355	21,829	0.1	32.9	67.0		42.5	立憲共和制	仏教/道教(51%)、イスラム教(15%)、キリスト教(15%)、ヒンズー教(4%)	21,104
タイ	63,950	513,115	143,303	2,241	10.2	44.7	45.1	2.0	43.2	立憲君主制	仏教(95%)、イスラム教(4%)	28,776
ベトナム	81,185	331,690	39,021	481	21.8	37.4	40.8	3.8	37.0	社会主義共和制	仏教(70%)、カトリック(10%)	3,560
ASEAN	542,239	4,495,796	685,891	1,265								88,307

注：基本的に2003年の数値に基づく。産業構造については、2002年(ミャンマーは2000年) 貧困格差については1997年以降2002年までの数字に基づく。
出所：ASEAN Secretariat (2004b) 日本ASEANセンター、WDI、外務省各種資料より筆者作成。

表3 - 2 ASEAN諸国におけるMDGs達成に向けた進捗状況

Goal	目標1：極度の貧困と飢餓の撲滅		目標2：普遍的初等教育の達成	
Target	1. 2015年までに1日1米ドル未満で生活する人口比率を半減させる。		3. 2015年までに、すべての子どもが男女の区別なく初等教育の全課程を修了できるようにする。	
Indicators	1日1米ドル未満で生活する人口の割合(購買力平価)	貧困格差の比率(衆生頻度×貧困度)	5歳未満の低体重児の割合	15~24歳の識字率
カンボジア	-	-	Off track	On track
インドネシア	Achieved	Achieved	On track	On track
ラオス	Seriously off track	Seriously off track	Seriously off track	On track
マレーシア	-	-	Achieved	On track
ミャンマー	-	-	On track	On track
フィリピン	On track	On track	On track	On track
タイ	Achieved	-	On track	Off track
ベトナム	Achieved	Achieved	On track	On track
Goal	目標3：ジェンダーの平等の推進と女性の地位向上		目標4：幼児死亡率の削減	
Target	4. 初等・中等教育における男女格差の解消を2005年までに達成し、2015年までにすべての教育レベルに於ける男女格差を解消する。		5. 2015年までに5歳未満児の死亡率を3分の2減少させる。	
Indicators	初等教育における男子に対する女子生徒の比率	中等教育における男子に対する女子生徒の比率	15~24歳の男性識字率に対する女性識字率	5歳未満児の死亡率
カンボジア	On track	On track	On track	Seriously off track
インドネシア	Achieved	Achieved	On track	Achieved
ラオス	On track	On track	On track	On track
マレーシア	Achieved	Achieved	Achieved	Achieved
ミャンマー	Achieved	Off track	On track	On track
フィリピン	Achieved	Achieved	-	Achieved
タイ	Achieved	Achieved	On track	Achieved
ベトナム	On track	On track	Achieved	Achieved
Goal	目標5：妊産婦の健康の改善		目標6：HIV/エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延防止	
Target	6. 2015年までに5歳未満児の死亡率を3分の2減少させる。		8. マラリア及びその他のほかの主要な疾病の発生を2015年までに阻止し、その後発生率を下げる。	
Indicators	はしかの予防接種を受けた1歳児の割合	妊産婦死亡率	7. HIV/エイズの蔓延を2015年までに阻止し、その後減少させる。	結核の感染率及び結核による死亡率
カンボジア	Achieved	On track	On track	Achieved
インドネシア	On track	On track	On track	Achieved
ラオス	On track	Off track	On track	Achieved
マレーシア	On track	On track	On track	Achieved
ミャンマー	Seriously off track	Off track	Off track	Achieved
フィリピン	Off track	On track	On track	Achieved
タイ	On track	Achieved	Achieved	Achieved
ベトナム	On track	Off track	Off track	Achieved

出所：UN Millennium Development Goal Indicators Database及びUNESCAP、UNDP、ADB(2005)より筆者作成。

表3 - 3 実質GDP成長率

(%)

	1980-1990	1990-1995	1996-2003
ブルネイ	-1.7	1.6	2.0
カンボジア	-0.4	5.8	6.3
インドネシア	5.4	7.8	1.0
ラオス	5.6	6.4	5.9
マレーシア	6.0	9.5	3.4
ミャンマー	1.3	5.7	8.1
フィリピン	1.7	2.2	3.5
シンガポール	7.3	9.1	3.6
タイ	7.9	8.6	1.5
ベトナム	5.9	8.2	6.7
ASEAN	5.1	7.4	2.7
ASEAN 5	5.2	7.4	2.0
BCLMV	4.1	7.3	6.8

注：BCLMVは、ブルネイ+CLMV

出所：ASEAN Secretariat (2004b)、UN Databaseより筆者作成。

降、輸出主導型成長路線に移行したマレーシア、タイ、インドネシアが1980年代後半から1990年代前半にかけて高度成長を成し遂げた。アジア経済危機によって、これらの国の経済成長率は下方屈折したが、先発ASEAN諸国のなかではブルネイを除き唯一低成長をあえていたフィリピンの成長率が上向きの方にある。他方、CLMV諸国については、もともと低所得であったが、1990年代に入ると成長率が上向き始め、1990年代後半から現在に至るまで、その成長率は先発ASEAN諸国を上回るパフォーマンスを残している。これによって域内格差も縮小する方向にあるといえる。

(4) 貿易の発展

次に貿易の発展状況については、ASEANとしての輸入GDP比率の傾向については図2 - 2において示したが、輸出GDP比率についても同様な傾向にあり、GDPに占める域内、域外輸出共に増加する傾向にあり、輸出主導型成長といえる。こうした貿易の発展には、先に述べたように機械貿易が大きな役割を果たしている。表3 - 4は、ASEANを統合体としてみたときのASEANとしての輸出入先シェアを示したものであるが、2003年において最大の輸出先国は米国であり、同輸入先はわが国となっている。なお、中国本土と香港をあわせれば、2003年に輸出先としてはわが国を上回った。ASEAN加盟国内では、輸出入先ともマレーシアとシンガポールが突出しており、これは電子・電気機器、同部品の相互のやりとりを中心に両国間の相互貿易がASEAN域内貿易の相当割合を占めるためである。

他方、表3 - 5によって、域内各国の域内への貿易依存度をみると、輸出については、ラオス、ミャンマーの域内貿易が共に30%台後半と相対的に高い。ラオスについてはタイとベトナム、ミャンマーについてはそのほとんどがタイ向けである。他方、カンボジアについては、1997年に60%近くが域内貿易であったが、その後急減しており、これは、米国向け輸出が、そしてより少ない程度であるがEU向け輸出が急増したためである（それぞれのシェアは、米国1997年13.7%から2003年58.4%、EU1997年11.2%から2003年23.8%）。これら諸国（CLM）にとって、輸入はより域内依存度が高い。ラオスにいたっては、73%近くが域内輸入である。ラオスについては、タイからの輸入が全世界からの輸入の60%近

表3-4 ASEANの輸出入先別貿易シェア (%)

	輸出						輸入							
	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
全世界	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
米国	18.4	20.7	20.1	19.0	18.0	17.8	16.6	15.5	16.8	15.5	13.9	14.2	13.0	12.7
EU	14.8	16.8	16.0	14.5	14.7	13.8	13.9	14.5	13.4	11.9	10.6	11.7	10.9	10.9
日本	13.5	11.6	12.4	13.5	13.8	12.6	12.4	20.1	18.2	18.4	19.0	17.1	16.4	16.1
中国	9.5	9.0	8.6	9.1	9.9	11.4	13.3	6.2	6.9	7.2	7.5	8.2	10.1	11.2
(本土)	3.0	3.2	3.2	3.8	4.3	5.4	6.7	3.7	4.2	4.6	5.0	5.8	7.6	8.7
(香港)	6.5	5.8	5.3	5.3	5.5	6.0	6.6	2.5	2.7	2.6	2.5	2.3	2.6	2.5
台湾	3.5	3.6	4.2	3.7	3.5	3.6	3.4	4.2	4.4	4.5	4.8	4.8	4.9	4.5
韓国	3.5	2.6	3.3	3.7	3.8	4.1	4.0	4.5	4.8	5.1	4.8	4.5	5.1	5.0
ブルネイ	0.5	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2
カンボジア	0.3	0.2	0.3	0.2	0.3	0.3	0.3	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0
インドネシア	0.8	0.7	0.8	0.8	0.9	1.0	1.2	1.0	1.2	1.3	1.3	1.4	1.5	1.6
ラオス	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
マレーシア	7.5	6.4	6.8	7.4	7.0	7.1	7.0	6.9	7.2	7.4	8.0	7.7	8.0	7.6
ミャンマー	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1	0.3	0.3	0.3
フィリピン	1.6	1.7	1.7	1.8	1.7	1.7	1.6	1.0	1.6	1.8	1.8	1.7	1.8	1.9
シンガポール	8.7	7.8	7.7	8.2	7.6	7.6	6.9	6.1	6.3	6.4	6.8	6.2	6.4	6.1
タイ	3.1	2.6	2.8	3.0	3.3	3.4	3.3	3.4	3.6	3.7	3.5	3.6	3.7	4.0
ベトナム	0.9	1.0	0.9	0.9	1.0	1.1	1.2	0.4	0.6	0.7	0.6	0.6	0.7	0.7
ASEAN	24.0	21.2	21.7	23.0	22.4	22.7	22.1	19.0	20.9	21.7	22.3	21.8	22.7	22.5

出所：IMF（2004）より筆者作成。

表3 - 5 ASEAN加盟各国の域内貿易シェア

(%)

	輸出						輸入							
	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
ブルネイ	20.9	9.3	25.1	23.2	16.7	19.3	20.2	45.5	44.4	54.3	57.7	62.5	53.3	46.7
カンボジア	59.8	42.4	30.3	6.8	5.9	9.5	8.0	29.4	25.9	38.9	38.9	71.8	50.7	52.3
インドネシア	17.1	19.1	17.0	17.5	16.9	17.4	17.6	13.0	16.5	19.9	19.4	17.6	21.6	23.8
ラオス	18.1	40.2	51.7	42.9	38.3	37.0	37.4	88.9	80.4	83.4	77.7	77.2	75.7	72.8
マレーシア	28.1	24.3	23.8	26.6	25.1	26.0	24.8	20.4	22.7	23.4	24.0	22.8	23.0	24.4
ミャンマー	20.6	15.5	19.2	21.3	35.5	39.0	38.0	47.4	42.9	49.2	45.2	43.6	42.9	44.2
フィリピン	13.8	13.0	14.1	15.7	15.5	15.7	18.2	13.6	14.1	13.7	14.5	14.7	15.4	16.2
シンガポール	27.8	23.9	25.8	27.4	27.0	27.2	25.0	22.4	23.3	23.7	24.7	25.0	26.2	24.4
タイ	21.3	17.5	18.6	19.3	19.3	19.7	20.6	12.7	14.9	15.8	16.7	16.2	16.8	16.6
ベトナム	21.3	21.7	21.8	18.1	17.0	14.6	12.5	27.3	29.9	28.0	28.5	25.7	24.2	22.6
ASEAN	24.0	21.2	21.7	23.0	22.4	22.7	22.1	19.0	20.9	21.7	22.3	21.8	22.7	22.5

出所：IMF（2004）より筆者作成。

くを占める。また、カンボジアについては、タイ、シンガポール、ベトナム、ミャンマーについては、シンガポール、タイがその貿易相手のほとんどである。なお、より長期的にみれば、ASEAN全体での域内輸出比率は、1990年の19%から2003年22.1%、輸入については、同じく1990年の15.2%から2003年22.5%と、緩やかではあるが増加してきている。

(5) 直接投資

表3 - 6は、国際収支ベースでの海外直接投資の各国への流入額及びASEAN、中国、インドの世界合計へのシェア、各GDPへの割合をみたものである。また図3 - 1は、世界合計へのシェアを図示したものである。対ASEANについては、1980年代後半、世界的に直接投資が急増するなかで、そのシェアを高めていったことがみてとれる。1991年以降、中国向け直接投資が急増するなかで、それまで常に上回っていたASEANへの投資は、1993年以降中国を下回るようになった。他方、2000年に世界直接投資総額がピークを迎えたときは、ラテンアメリカ、中東欧向けがシェアを伸ばすなかで、ASEAN向け投資はその割合が急減していったが、近年回復する傾向がみられる。ただし、中国はさらにそれを上回る回復を見せている。また、GDPに対する比率も1995年以降4%を上回っていたが、2000年以降減少する傾向にあった。

次に、直接投資の送り出し国別にASEANへの投資をみると(表3 - 7参照)、EUによる投資は、1995年から2003年の年別の流入額の合計で28.5%を占めており、最も高くなっている。2003年単年度で

表3 - 6 直接投資の流入

(10万米ドル)

	1980	1985	1990	1995	2000	2003
全世界	54,986	58,102	208,646	335,734	1,387,953	559,576
ブルネイ	-20	4	3	583	549	2,009
カンボジア	1	0	0	151	149	87
インドネシア	180	310	1,092	4,346	-4,550	-597
ラオス	0	-2	6	88	34	19
マレーシア	934	695	2,611	5,815	3,788	2,474
ミャンマー	0	0	225	318	208	128
フィリピン	-106	12	550	1,574	1,345	319
シンガポール	1,236	1,047	5,575	11,591	17,217	11,409
タイ	189	164	2,575	2,070	3,350	1,802
ベトナム	0	0	180	1,780	1,289	1,450
ASEAN	2,414	2,230	12,817	28,316	23,379	19,100
中国	57	1,956	3,487	37,521	40,715	53,505
インド	79	106	237	2,151	2,319	4,269
全体に占める割合(%)						
ASEAN	4.39	3.84	6.14	8.43	1.68	3.41
中国	0.10	3.37	1.67	11.18	2.93	9.56
インド	0.14	0.18	0.11	0.64	0.17	0.76
GDPに占める割合(%)						
ASEAN	1.3	1.0	3.6	4.2	3.8	2.6
中国	0.0	0.7	0.9	5.4	3.8	3.8
インド	0.0	0.0	0.1	0.6	0.5	0.7

出所：UNCTADデータベースより筆者作成。

表3 - 7 送出国別対ASEAN直接投資流入額

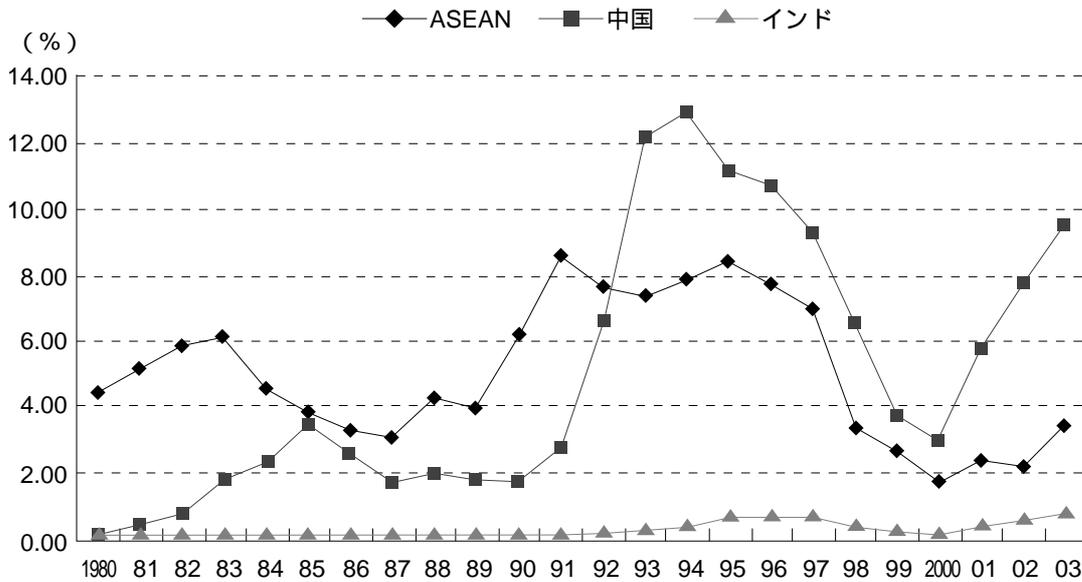
	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	合計
日本	5,649.30	5,283.34	5,229.52	3,937.63	1,688.16	943.56	1,422.04	1,758.69	2,060.65	27,972.90
米国	4,318.42	5,177.15	4,950.08	3,222.30	5,931.70	5,334.68	4,881.40	-1,018.06	2,919.59	35,717.28
EU	5,049.65	7,362.04	6,333.59	5,553.47	9,806.00	8,386.85	9,178.97	3,790.71	7,083.32	62,544.60
オランダ	1,410.36	1,675.41	666.31	1,578.21	5,066.06	2,964.71	2,085.32	44.73	3,019.25	18,510.36
英国	2,464.24	2,573.42	4,411.69	2,710.63	2,337.11	2,655.71	2,680.57	2,573.16	3,366.34	25,772.86
中国	136.73	117.86	62.15	291.25	62.53	44.02	60.85	-156.85	12.84	631.37
インド	108.08	68.79	90.19	92.60	41.72	57.90	-5.78	130.64	83.19	667.34
ANIES*	2,845.25	2,242.02	3,520.62	1,930.45	1,628.97	1,830.87	69.51	103.44	991.41	15,162.52
韓国	660.20	504.22	721.82	90.78	528.87	-31.37	-268.48	67.80	282.26	2,556.10
香港	1,271.08	927.54	1,884.81	1,162.19	697.58	1,296.78	-294.27	-352.76	481.91	7,074.85
台湾	913.97	810.27	913.99	677.48	402.52	565.46	632.26	388.40	227.24	5,531.58
ASEAN	4,654.42	4,271.81	5,235.70	2,730.76	1,789.31	1,194.85	2,391.72	3,556.95	2,068.91	27,894.42
ブルネイ	85.67	146.73	36.21	67.23	18.74	24.54	41.33	17.96	9.13	447.53
カンボジア	1.83	2.19	3.83	0.05	1.35	2.31	0.37	-0.19	5.00	16.74
インドネシア	538.29	618.53	501.09	333.15	436.26	310.57	340.79	384.40	228.33	3,691.42
ラオス	0.01	0.01	0.01		0.57	10.92	0.16	0.00	0.20	11.88
マレーシア	769.48	713.82	623.78	578.65	327.25	313.71	119.47	389.41	398.82	4,234.38
ミャンマー	3.95	2.20	6.96	0.50	2.35	8.14	3.42	12.98	7.10	47.60
フィリピン	89.60	71.09	17.44	-26.36	-22.43	58.94	33.12	15.18	-2.79	233.79
シンガポール	2,983.39	2,394.87	3,572.97	1,620.05	897.05	641.87	1,917.55	2,421.95	1,309.95	17,759.65
タイ	181.44	321.95	472.13	155.69	123.75	-181.38	-66.69	278.06	108.25	1,393.19
ベトナム	0.77	0.44	1.29	1.78	4.41	5.24	2.21	37.20	4.91	58.25
合計	28,230.57	30,208.59	34,098.55	22,406.46	27,852.81	23,379.36	19,373.14	13,733.18	20,304.02	219,586.69

注：合計は、1995 - 2003年の合計。

* ANIES: Asian Newly Industrialized Economies

出所：ASEAN Secretariat (2004c) より筆者作成。

図3 - 1 World FDI Inflow Share



出所：UNCTADデータベースより筆者作成。

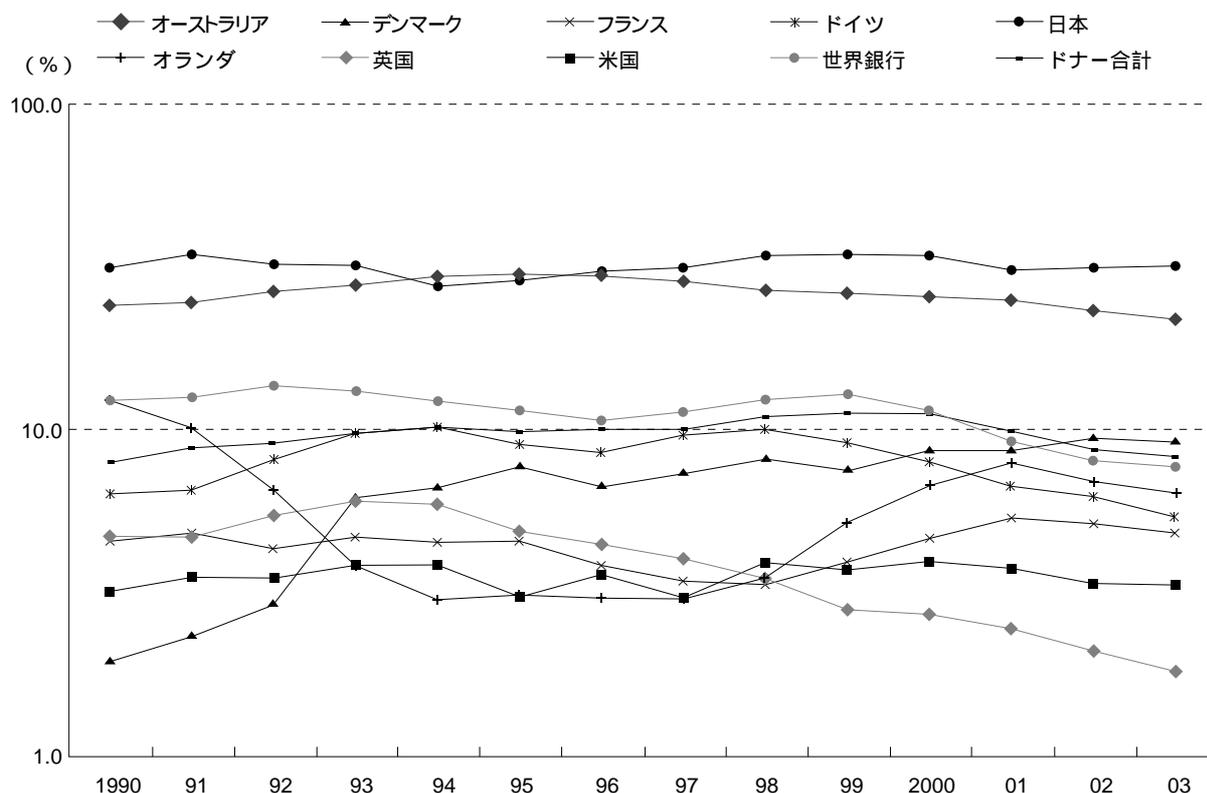
は、34.9%を占め、米国16.3%（2003年14.4%、以下同）、日本12.7%（10.1%）と続くが、ASEAN諸国による域内投資がわが国と同等の割合12.7%（10.2%）を占める。その大部分がシンガポールで8.1%（6.5%）であるが、シンガポールは、欧米からの域内投資の相当割合を引きつけ、また、マレーシア、インドネシアを中心に域内諸国による域内投資の相当割合を集めると同時に、自らは広く域内に投資していることになる。欧米からの域内投資は、1995年から2003年までの合計額ベースでシンガポール向けが過半を占めているが、わが国やアジアNIES（韓国、香港、台湾）の特徴は、シンガポール向けも相対的に多いが、そのほかの域内諸国にも相当割合を振り向けている点である。韓国、台湾については、ベトナム向けが最も多くなっており、香港は、タイ向けが最も多い。

（6）援助

表3 - 8は、ドナー別に対ASEAN援助総額（グロス）の推移をみたものである。わが国が圧倒的に多く、続くアジア開発銀行（Asian Development Bank: ADB）、世銀、EU⁵⁶が2003年については、おおむね3：1：1：1の割合となっている。わが国、ADB、世銀については、1997年以降の経済危機の際に相当量の援助を積み増しているが、EUの場合にはこの時期逆に減少している。これは、EUの対ASEAN援助が、長期的に減少していく傾向となっており、この傾向と経済危機の時期が重なったためと推測される。二国間の援助では、わが国に続くのは、2003年において米国、ドイツ、フランス、オ

⁵⁶ ADBは表3 - 8のADBとADB特別基金の合計、世銀はIBRDとIDAの合計、EUはECと加盟国の合計をそれぞれ指し、ADB、世銀にはODAに分類されない借款部分も含んでいる。

図3 - 2 主要ドナーの援助総額に占めるASEAN向け割合の推移（3カ年移動平均）



出所：OECD Geographical Distribution of Financial Flowsデータベースより筆者作成。

ーストラリア、オランダの順となっている。

次に、各ドナーの世界総額に占めるASEANのシェアの動向を図3 - 2によって確認する。この図は、各年のシェアを3カ年の移動平均をとることによって年次変動をならしたものである⁵⁷。これによれば、わが国とオーストラリアはASEAN向けシェアがそれぞれ30%程度、20%台半ば程度と高く、アジアに特化しているADBを除けば、ほかのドナーから際立った特色となっている。また、総体としてのEU（図には示していない）、世銀、二国間では英国・オーストラリアのASEAN向け援助の割合が長期的に低下しているものと見てとれるが、そのほかのドナーについては、一定の傾向は認められない。なお、ODA総額については、1992年の10.4%をピークにシェアが減少する傾向にあったが、2003年については、世界のODA総額が対前年比17.7%急増し、前回のピークである1991年を上回るなかでASEAN向けシェアが増加しており、今後の動向が注目される。

それでは、域内における援助の配分についてはどうであろうか。ここでは、域内低所得国であるカンボジア、ラオス、ベトナム（CLV）と先発ASEAN諸国のうちのODA対象国であるインドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ（IMPT）への援助総額（グロス）を対比する表3 - 9をみってみる。この表から一見されるのは、CLVに対する援助割合が、次第に増大していつていることである。ドナー総額でみると、1990年にCLV向け援助は、IMPT向け援助の7.5%にすぎなかったものが、2003年にはそ

⁵⁷ 1990年と2003年については、2年平均。

表3-8 ドナー別対ASEAN援助総額の推移

(10万米ドル)

	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
オーストラリア	174.38	179.51	188.22	205.76	232.43	290.68	255.23	217.74	206.28	180.25	196.99	170.08	176.16	200.35
カナダ	114.32	108.14	107.39	97.67	84.43	71.49	64.73	78.90	59.17	57.41	59.44	57.81	57.70	76.52
デンマーク	14.34	13.51	24.25	28.59	102.51	49.58	77.02	89.48	67.95	97.48	69.38	104.26	102.43	105.51
フランス	308.45	254.77	356.44	244.15	393.02	345.32	253.66	177.03	182.45	167.04	171.25	193.42	255.26	289.88
ドイツ	373.63	410.91	449.78	604.53	623.99	497.92	428.88	480.20	517.57	362.24	256.77	291.18	222.67	315.19
日本	2,896.81	2,761.50	4,317.84	3,372.73	3,142.06	3,863.15	3,629.11	3,118.16	3,474.32	5,215.41	4,164.93	3,115.49	2,771.50	3,611.79
オランダ	272.05	221.57	116.72	52.40	58.79	81.54	74.09	66.44	73.62	102.60	183.28	191.23	198.01	153.44
ノルウェー	10.24	19.35	29.84	18.04	24.24	46.99	35.29	34.42	31.56	33.03	31.76	24.30	25.70	26.50
スウェーデン	86.66	86.65	121.07	95.12	76.27	72.14	116.71	97.60	68.65	62.92	79.59	73.45	61.01	75.15
英国	81.65	82.81	88.42	121.84	111.28	76.32	83.10	96.54	72.12	63.83	71.72	71.73	75.04	61.04
米国	393.00	367.00	382.00	400.00	256.00	272.00	150.00	278.00	176.25	344.09	325.49	307.98	437.80	462.43
ADB	1,072.43	975.19	943.18	1,008.32	1,158.98	1,050.83	1,072.08	1,668.64	2,037.39	1,907.28	1,127.65	1,104.01	1,307.02	846.27
ADB特別基金	306.88	174.26	172.59	232.31	171.68	296.38	231.28	324.22	258.27	308.21	367.34	327.94	380.69	429.19
ADB合計	1,379.31	1,149.45	1,115.77	1,240.63	1,330.66	1,347.21	1,303.36	1,992.86	2,295.66	2,215.49	1,494.99	1,431.95	1,687.71	1,275.46
EC	41.80	71.92	94.89	86.85	97.61	156.10	172.88	138.39	135.15	128.17	123.53	117.55	112.52	111.67
EC + EU加盟国	1,308.18	1,303.68	1,442.65	1,635.97	1,771.11	1,446.14	1,377.17	1,291.60	1,225.19	1,093.17	1,133.36	1,165.89	1,131.05	1,244.18
IBRD	1,872.00	2,099.00	1,871.92	2,193.99	1,755.36	1,670.65	1,570.00	1,688.97	2,326.97	2,500.53	1,673.50	1,085.35	668.78	649.20
IDA	33.00	49.00	72.49	40.02	195.31	109.19	308.60	262.34	306.55	222.40	300.79	393.83	427.48	768.80
世銀	1,905.00	2,148.00	1,944.41	2,234.01	1,950.67	1,779.84	1,878.60	1,951.31	2,633.52	2,722.93	1,974.29	1,479.18	1,096.26	1,418.00
UNDP	71.93	65.71	52.97	55.04	50.38	49.35	54.58	56.65	42.20	36.70	26.48	20.87	15.44	15.42
ドナー合計	5,636.58	5,405.20	7,187.49	6,413.86	6,387.40	6,888.89	6,554.98	5,916.51	6,015.83	7,686.03	6,834.68	5,996.87	5,773.68	7,098.71

出所：OECD Geographical Distribution of Financial Flowsデータベースより筆者作成。

注：ADB(特別基金を除く)及びIBRDについては、ODAではなくそのほかの公的資金と分類されるが、ここでは、比較目的で掲載する。ドナー総額には含まれない。

表3-9 CLV向け援助総額のASEAN 4 (IMPT) 向け総額に占める割合

(%)

	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
オーストラリア	7.2	9.1	16.5	24.4	33.6	37.1	52.7	57.6	54.9	57.1	59.2	63.5	58.9	53.5
カナダ	0.3	3.1	7.8	10.6	14.7	18.6	23.5	39.3	27.9	29.8	41.6	54.2	84.3	79.7
デンマーク	4.8	6.9	7.7	55.5	261.1	46.4	85.3	72.1	181.1	84.6	185.6	193.2	141.4	306.4
フランス	6.5	14.9	11.6	29.9	134.7	98.5	142.3	160.1	128.5	254.3	113.0	102.9	93.0	111.9
ドイツ	6.7	9.2	11.2	7.4	14.8	46.2	40.1	18.1	21.4	43.4	34.7	37.9	48.0	46.2
日本	0.7	1.1	10.1	3.9	7.4	12.7	8.2	14.0	19.4	20.1	38.0	27.1	26.6	25.2
オランダ	2.1	7.6	43.0	78.5	139.5	165.3	125.3	110.3	90.8	22.1	18.2	32.7	26.6	44.7
ノルウェー	47.6	42.9	40.5	81.1	220.6	49.2	67.5	150.5	240.5	154.1	190.3	197.1	187.2	215.1
スウェーデン	563.6	670.9	349.9	327.1	138.9	418.6	217.5	315.9	689.1	488.6	628.8	672.3	809.2	483.9
英国	0.3	3.2	6.8	8.5	26.6	30.6	35.1	21.2	33.2	35.6	47.5	103.7	118.6	449.4
米国	1.8	1.9	4.4	8.4	21.9	19.3	27.1	180.8	32.3	9.4	13.5	15.4	20.0	26.5
ADB	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	3.5	0.0	2.1	8.9
ADB特別基金	17.2	22.0	19.4	37.0	45.3	131.3	171.5	320.0	657.6	598.7	451.2	465.2	844.6	566.2
EC	29.4	54.1	71.6	66.9	65.5	75.2	97.3	106.1	103.7	74.9	59.4	84.2	93.5	91.8
IBRD	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
IDA		44.1	111.4	1,861.8	4,249.9	1,011.9	1,985.1	2,711.8	3,464.5	1,199.8	331.7	775.6	392.3	746.5
UNDP	158.6	109.1	146.8	186.7	163.8	182.0	201.9	184.8	204.3	192.0	195.9	158.9	118.7	76.8
EC+EU加盟国	13.3	19.6	27.6	25.0	60.4	67.1	74.3	54.7	61.8	72.9	63.9	73.3	79.4	97.3
ドナー合計	7.5	9.7	17.0	15.3	32.3	34.5	37.3	43.3	43.8	36.5	55.3	58.2	60.7	62.8

出所：OECD Geographical Distribution of Financial Flowsデータベースより著者作成。
注：ADB（特別基金を除く）及びIBRDについては、ODAではなくそのほかの公的資金と分類されるが、ここでは、比較目的で掲載している。

れが62.8%に急上昇している。また、ドナー別にみると、各ドナーを4つのカテゴリーに分けて考えることができる。わが国と米国のようにIMPTに強い比重があるグループ、オーストラリア、ドイツ、オランダのようにCLV向けが50%程度を占めるグループ、カナダ、フランス、EU総体のようにCLVとIMPTが同じくらいの割合を占めるグループ、北欧諸国、英国のようにほぼCLVに特化しているグループである。金額の大きなドナーほどIMPT向けが多いともいえる。また、わが国については、借款の割合が高いことが挙げられ、米国についてはベトナム戦争など歴史的経緯の影響がIMPT向け比重の高いことに結びついているものと思われる。また、フランス、カナダについてはCLVがフランス語圏であったことと関係がある可能性がある。

最後に多少補足的にスキーム別の観点から述べれば、各国とも無償資金協力は、金額・シェアともASEAN向けは減少しつつあったが、近年になって多くのドナーは金額的には下げ止まり、2003年には増額するドナーがほとんどとなった。米国の場合には、2003年が1990年以来最大の供与額となっている。また、技術協力についても、オーストラリアなどいくつかの国でシェアが低下している国もあるが、これらの国についても金額的にはほぼ一定水準となっており、わが国、オランダ、英国を除いて金額的には増加する傾向にある。特に2003年にはその傾向が顕著となっている。

また、2003年度の実績については、わが国は、ODA総額（グロス）では、世銀が最大ドナーとなっているベトナムを除きすべての国でトップドナーとなっているが、無償資金協力に関しては、カンボジア、インドネシア、ラオスでEU（ECとEU加盟各国の合計）と拮抗している。また、ベトナムでは、EUはわが国の倍以上であり、技術協力については、カンボジア、インドネシアで米国が最大のドナーとなっており、わが国は、EUと拮抗して2番手となっている。ベトナムについては、EUが最大である。

(7) 日ASEAN貿易投資関係

次に、わが国とASEANの関係について、これまでの検討を踏まえつつ、貿易、投資の観点から補足する。

貿易動向については（図3 - 3参照）、ASEANは、わが国の輸出の12.9%、輸入の14.8%（2004年）を占めている。輸出については、近年わが国の総額に占める割合は経済危機前をピークとして低下傾向にあるが、これは、北東アジア向けが急増しているためと考えられ、1999年以降金額ベースでは回復傾向にあり、近年の対前年比の伸び率でいえば、北米、EU向けをはるかに上回る。他方、輸入は、シェアはほぼ一定であり、金額ベースでは増加する傾向にある。ASEANは、貿易総額でいえば、北米、中国、EUに次ぐ取引規模であり、わが国の主要貿易相手地域といえる。個別の国では、輸出でタイが5位、シンガポール7位、マレーシア10位、フィリピン12位、インドネシア13位、輸入ではインドネシア5位、マレーシア10位、タイ11位、フィリピン14位となっている。貿易収支は、これら主要国のなかでは、フィリピンを除き、わが国の黒字である。また、対ASEANでも黒字となっている。品目別輸出は、電気機器（29.4%）、一般機械（21.2%）、鉄鋼非鉄金属などの原料別製品（15.7%）、輸送用機器（11.4%）の順となっている。輸入では鉱物性燃料（24%）、電気機器（22.7%）、一般機械（11.3%）が主要輸入品目となっており、機械関連輸出の割合が高くなっている。なお、ASEANにとっては、輸出入をあわせた貿易総額においてわが国が最大の取引相手である（2003年度）。

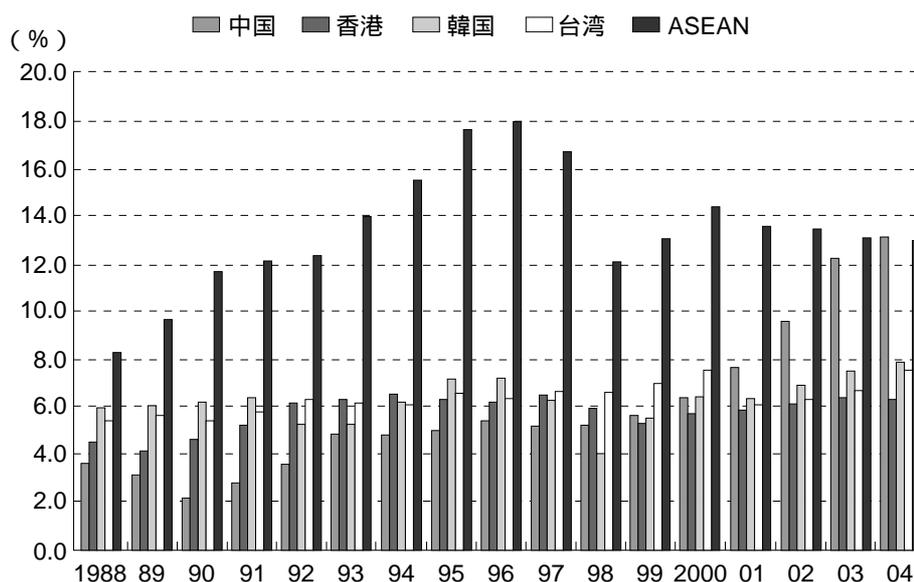
直接投資動向（図3 - 4参照）については、わが国のASEAN向けFDIは、金額でもシェアにおいて

も経済危機の始まる1997年にピークに達した後急減し、2003年には中国向けが上回った。2004年は、わが国FDI総額が減少するなかで増加し、シェアは7.8%に上昇（中国向け12.8%）した。他方、ストックベース（直接投資残高）では、ASEANのシェアは9.6%であり、依然として中国より高く（5.4%）、米国、EUに次ぐ（2004年）。ストックベースの国別では、シンガポール8位、タイ9位、インドネシア12位の順となっている。業種別では、いずれも製造業が多数を占めており、国別では、近年、シンガポール＝電機・化学、タイ＝輸送機・電機、インドネシア＝輸送機、マレーシア＝電機、フィリピン＝電機、ベトナム＝電機・輸送機が主要な業種となっている。なお、ASEANにとっては、わが国は米国に次ぐ投資元となっている（2004年受け入れ額の10%程度）。

わが国製造業に対するアンケート調査によれば⁵⁸、ASEANについては、全般的に海外生産の拡大強化に対する意欲が強いなかで、引き続き製造拠点としての期待が高い。特にタイについては、全業種で拡大姿勢が強く、業種別に電子・電機、自動車については、積極的な姿勢がみられる。また、インドネシアについては自動車での積極的な姿勢が目立つ。ASEANのなかでは、全業種における企業の積極姿勢の順位は、タイ、インドネシア、ベトナム、マレーシア、シンガポール、フィリピンの順である。また、中期的有望事業展開国としては、全世界のなかでタイは中国に続く2位、ベトナム4位、インドネシア7位、マレーシア10位、シンガポール11位、フィリピン14位の順である。

他方、2004年3月に日本経済団体連合会は、「経済連携の強化に向けた緊急提言」を発表し、そのなかで「経済連携協定（Economic Partnership Agreement: EPA）への取り組みの成否は、「通商立国」たるわが国経済の今後の展開のみならず、東アジア地域さらには世界のなかでのわが国の立場にも大きな影響を及ぼすものであり、国を挙げて取り組むべき緊急課題である」との認識の下、貿易自由

図3 - 3 わが国の輸出に占めるシェア

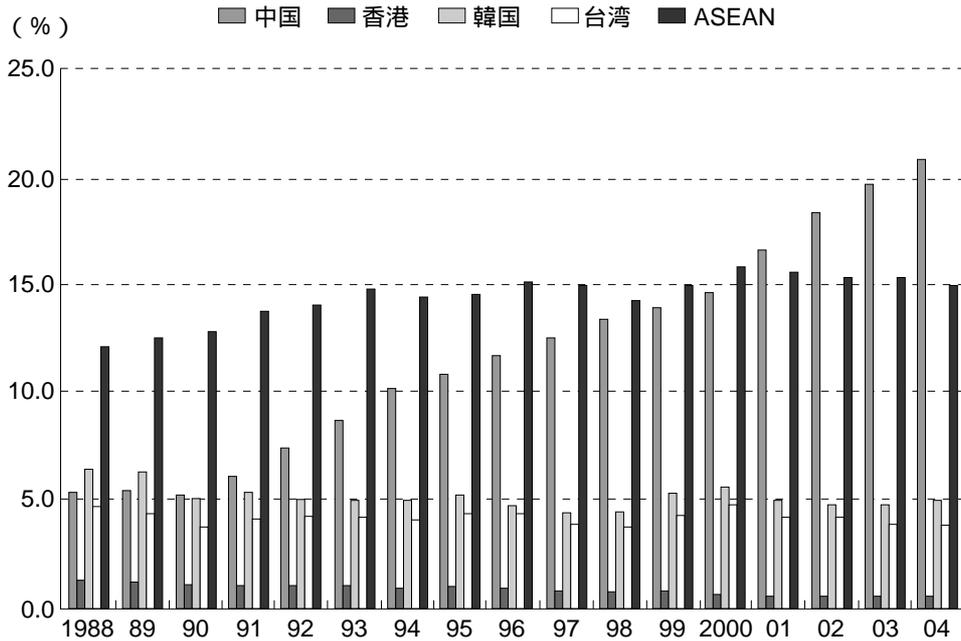


出所：財務省貿易統計より筆者作成。

⁵⁸ 国際協力銀行（2004）

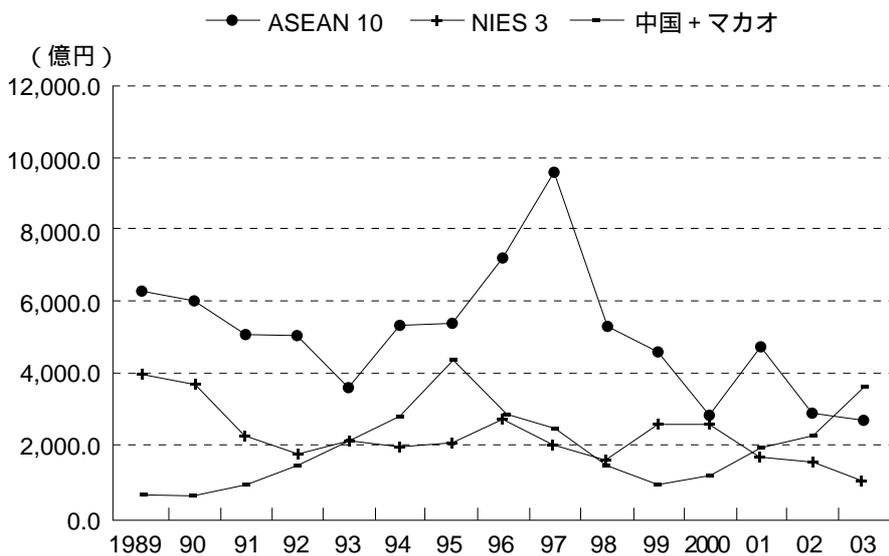
化・円滑化への強力な取り組み、原産地規則の見直し、先進的投資ルールを採用、企業内移動を含む人材の円滑な交流の促進などを提唱している。その背景には、緊急提言にも触れられているように、現在、日本企業がASEAN域内での国境を越えた生産・販売の最適化を進めつつあることがあるものと

図3 - 4 わが国の輸入に占めるシェア



出所：財務省貿易統計より筆者作成。

図3 - 5 わが国の直接投資動向



出所：財務省対外直接投資状況より筆者作成。

見受けられる。今後も、WTO交渉、地域統合、二国間経済連携などの進展をにらみつつ、電機、自動車などを中心に地域的な事業戦略に基づく最適化、さらにはタイなどについてはインドへの輸出拠点化などASEAN域外、あるいは東アジア全般をにらんだ事業展開の再編成が活発に行われるものと見込まれる。

2. 歴史的経緯⁵⁹

(1) 東南アジアの地域形成

いくつかの国をまとめて地域とする場合、そのような地理的な区分に自然な地域、すなわち先験的な地理的区分というものはなく、すべての地域は社会的あるいは政治的に形成されたものであるといえる。東南アジアという地理的な区分も例外ではなく、しかも60年程度の歴史しかもたない新しい地域区分である。第二次世界大戦末期の1943年に連合軍が設立した東南アジア司令部に由来するというのが通説であり、しかも内実を伴って東南アジアという呼称が用いられるようになったのは、冷戦を契機としている⁶⁰。

このため、この地域における地域的な取り組みは、まずは欧米主導の東南アジア条約機構（The South-East Asia Treaty Organization: SEATO）として1954年に開始された。加盟国は、米国・英国・フランス・オーストラリア・ニュージーランド、パキスタン、フィリピン、タイの反共軍事同盟である。しかし、1960年代になると、内発的な地域主義の試みが開始されるようになった。様々な構想が提唱されたが、そうした試みのなかで最も成功したといわれるのがマラヤ連邦（半島マレーシア）のラーマン首相が提唱し、タイ、フィリピンとともに1961年に設立した東南アジア連合である。同連合を特徴付けたのは、東南アジア諸国のみで構成されたこと、政治・外交・安全保障など戦略的なイシューを意図的に忌避したこと、問題関心を東南アジアに限定したこと、である。

しかしながら、この試みは、1957年に独立していたマラヤ連邦が、それまで英領に残されていたサバ、サラワク（さらにはシンガポール）を含めてマレーシア連邦として独立するにあたって、インドネシアのスカルノ大統領がマレーシア粉碎を呼号するようになり、また、フィリピンもサバの領有権を主張し、東南アジア連合は機能不全に陥った。こうした状況を乗り越えるため、フィリピンはマレー系の兄弟国家であるこれら3カ国の大連合構想としてマフィリンド（3カ国の頭文字から）を打ち出した。結局マレーシア連邦は、1963年独立、あわせて、インドネシア、フィリピンとの国交断絶を宣言した。他方、マレーシアは、断交した両国との仲介をタイに依頼し、また、1965年のフィリピンでのマルコス大統領への政権交代もあって、マレーシアとフィリピンは和解に向かい、その後フィリピンもインドネシア・マレーシアの和解に努力するようになる。また、インドネシアでも1965年スカルノからスハルトへの政変を機に和解を模索、1966年に両国は和解合意を行うが、この過程で和平工作にかかわったのが、後にASEAN設立のバンコク宣言に署名した原加盟5カ国の外相である。

他方、周囲では、ベトナム戦争の激化や、中国の造反外交の発動の影響による東南アジアにおける共産勢力の浸透への懸念が高まっていた。また、各国国内においても共産ゲリラやエスニックグループ

⁵⁹ この部分のアジア経済危機までの既述については、特に断りがない限り、黒柳（2003）及び佐藤（2003）によった。ただし、時代区分は、域内経済協力をより重視する観点から必ずしもこれらの著作と一致しない。

⁶⁰ 白石（2000a）

ブ間の紛争など多くの国内問題を抱えていたこれら諸国は、東南アジア連合、マフィリンド構想などを経て、インドネシア - マレーシア和解を契機として信頼醸成を進め、紛争を抑制して国内開発に集中するための相互コミュニケーションの場として、1967年のASEAN設立に至ったのである。すなわち、国益追求の手段としての地域協力がASEAN設立の原動力であった。

以下、1967年のASEAN設立から1975年のベトナムの南北統一までをASEAN草創期、1976年の第1回首脳会議以降1980年代半ばまでをインドシナ全面社会主義化への対応と内向きの集団的経済自立化の時期、1980年代半ば以降アジア経済危機及び1999年のカンボジア加盟によってASEAN10が誕生するころまでを新たな経済協力戦略とASEAN10設立の時期、そして、1997年のアジア経済危機以降ASEAN悲観論を経て、ASEANの再活性化に向かう現在までの経済協力の進展を概説したい。

(2) ASEAN草創期

ASEANは、1967年に外相会議による拘束力の強い条約という形によらない政治的な意思を確認するバンコク「宣言」によって設立された。1976年までは首脳会議も開かれず、事務局も置かない緩やかな連合として設立されたのである。この時期は、ASEANの存続自体が課題となった時期であり、1968年のサバをめぐるマレーシアとフィリピンの紛争の再燃、同じ年に生じたインドネシアとシンガポールの関係悪化などの対処に追われた。

他方、域外環境の面では、1968年に表明された英国軍のスエズ以東（具体的にはマレーシア、シンガポール）撤退、1969年のグアム・ドクトリンによる米国のベトナム地上軍派遣の削減宣言、中ソ両国のアジア政策の積極化によって、ASEANの安全保障への関心は飛躍的に高まった。こうした国際環境の激変に対して、米中ソ域外3大国への対処、さらには、インドシナ諸国への対応をめぐって東南アジアの中立化が構想され、それは1971年の特別外相会議によって「東南アジア平和・自由・中立地帯（Zone of Peace, Freedom and Neutrality: ZOPFAN）宣言」として具体化された。宣言自体は象徴的な意味合いしかもたなかったかもしれないが、ASEAN諸国が初めて統一の対外政策を打ち出した意義は評価する必要がある。

(3) インドシナ全面社会主義化と内向きの集団的自立

設立以来10年の経験に基づく相互信頼の醸成をベースに、1975年のインドシナ全面社会主義化、ベトナム戦争終結に伴う域内諸国の安全保障の米国への依存への不安は、第1回首脳会議を1976年に実現させ、ASEANの一層の地域的自助、域内協力の深化の必要性を認識させた。首脳会議の成果としては、地域機構としてのASEANの基本文書となるASEAN協和宣言（ZOPFANの具体化と位置付けられる）、内政の不干渉、紛争の平和的解決をうたう東南アジア友好協力条約（TAC）締結、ASEAN事務局の設置などが挙げられ、ここによりやく調整機構としての事務局が設置されることとなった。またTACは、長らく放置されていたが、その後インドシナ諸国などがASEANに加盟する条件となり、2005年末の東アジアサミットの参加要件となった。さらに、同年にこれまで成果のあがっていなかった域内経済協力の促進及び対外経済外交の対処のために経済閣僚会議が設置された。

その後、外交面では、1978年のベトナムのカンボジア進攻、インドシナ難民問題への対応に追われることとなったが、ASEAN諸国は一致した対応をとり、反越3派連合による民主カンボジア連合政府

設立（1982年）を支援、同政府の国連代表権の信認に大きく貢献し、それはその後1989年のベトナムの一方的撤退、1991年のパリ和平合意とつながる大きな外交的成果をあげた。また、この過程で拡大外相会議が1979年に設置され、日本・米国・オーストラリアなど域外対話国との定期協議が開催されるようになり、カンボジア問題などが協議された。なお、1977年からは日ASEAN首脳会議が開催されるようになり、第1回首脳会議では、福田首相が福田ドクトリンと呼ばれるようになる対ASEAN外交3原則（非軍事・経済大国、心と心の通う関係の構築、ASEAN - インドシナの架け橋）を提示している。

域内経済協力に関しては、1972年の国連チームの提言を基に集団的輸入代替重化学工業化が検討され、それは、1976年ASEAN共同工業プロジェクト（ASEAN Industrial Project: AIP）、1977年ASEAN特惠貿易協定（Preferential Trading Arrangements: PTA）、1981年ASEAN産業補完協定（AIC）、1983年ASEAN合弁事業（ASEAN Industrial Joint Venture: AIJV）として打ち出されていった。AIPは、各国が肥料工場など割り当て分野で大規模プロジェクトを設立し、域内特惠関税によって製品を流通させようとするもの、AICは、単一の工業製品の主要部品を各国が分担して生産・組み立て、域内で流通させようとするもの、AIJVは、ASEAN加盟国間の資本参加が過半数を占める合弁事業には優遇関税を適用しようとするものである。これらは、PTAにしても加盟国間の一致が困難で少数の関税項目にしか適用されず、外資を制限し、域内市場の相互依存性を向上させることを狙ったものの国益の調整の不調、産業構造の競合などもあり、協力は低迷した。

（4）新たな経済協力戦略とASEAN 10の成立

1980年代後半になると域内諸国は、これまでの輸入代替工業化から政策を転換して外資依存型の輸出志向工業化を相次いで採用するようになる。また、このことは集団としてのASEANについてもいえることであり、その背景には、1980年代半ばの域内諸国の経済不況、欧米での地域主義進展への懸念、対中国FDI急増への対処であったともいわれる。1987年に第3回首脳会議が開催されると、PTAの改善として、対象品目数の拡大、優遇関税対象品目の原産地規制を50%から35%への引き下げ、AIJV対象企業の外資比率をこれまでの49%から60%に引き上げることなどが合意された。また、1988年には加盟国間での自動車部品の相互補完に優遇関税が適用されるブランド別自動車部品相互補完流通計画（BBCスキーム）を導入、また、1992年の第4回首脳会議ではAFTAの創設を決定し、2008年までにCEPTを用いて段階的に関税率を0～5%に引き下げることが決定した。このような流れのなかで1994年に開催されたAPEC首脳会議において、インドネシアのイニシアティブで、先進国2010年、途上国2020年までに自由で開かれた貿易と投資を実現することを目的とするポゴール宣言が採択されている。そして、1995年の第5回首脳会議においてAFTAの実現を2003年に前倒しすることを決定した。あわせてサービス自由化のためのサービスに関する枠組み協定、知的所有権の協力に関する枠組み協定、（経済）紛争処理メカニズム（Dispute Settlement Mechanism: DSM）の設置に合意した。また、1996年の経済閣僚会議においてASEAN産業協力スキーム（ASEAN Industrial Cooperation Scheme: AICO）が導入され、このスキーム認可企業にはAFTA関税引き下げの前倒し実施を行っている。

なお、1990年代初頭には、シンガポール、インドネシア・バタム、マレーシア・ジョホールを結ぶ成長のトライアングルが設置され、その成功を受け、1993年にマレーシア - タイ国境付近とインドネシア・北スマトラとアチェを結ぶ北のトライアングル、1994年にBIMP-EAGA（東のトライアングル）

が関係国間で合意され、後にASEANメコン河流域開発計画を含めてASEAN成長地域と位置付けられている。

他方、外交面ではこの時期、ポスト冷戦、ポスト・カンボジア紛争におけるASEANの役割が模索され、拡大外相会議の経験を下敷きに、1992年以降の南シナ海領有権問題によって示された中国の脅威への対応、アジア太平洋広域の安全保障面での信頼醸成を目指して1994年ASEAN地域フォーラムが創設された。また、1995年の第5回首脳会議以降3年に一度の公式首脳会議とそれ以外の年は非公式会議により毎年首脳会議が開催されるようになった。そして、1996年の非公式首脳会議において20世紀中に全東南アジアを包摂する方針が確認された。その後1995年ベトナム、1997年ラオス、ミャンマー、1999年カンボジアの加盟（政変により当初予定の1997年から延期）が実現した。

(5) アジア経済危機と統合の加速

1997年のアジア経済危機は、まさに、全東南アジアを包含するASEAN10形成を目前とし、また、世界が目を見張る高度経済成長のさなかに起こった出来事であり、これは三重の意味でASEANの危機をももたらした。第一は、権威主義的な体制を政治的安定や経済発展の実現によって正当化し欧米諸国の民主化圧力に抵抗してきたAsian Wayが説得力を失った。第二に、地域の大国であるインドネシアを32年の長きにわたって率いてきたスハルト政権が崩壊し、ASEANの重心を喪失した。そして第三に、ASEAN諸国は自国の危機に直面して地域機構としての共同歩調をとることができず、地域機構としてなすすべがなかった。これらによって、地域機構としてのASEAN悲観論が台頭した。

しかし、経済危機のさなかの1997年12月に開催された第2回首脳会議では、ASEANの中長期戦略としてASEAN Vision 2020が採択され、2020年までにオープンな地域主義により財・サービス・投資の自由な流通、より自由な資本の移動が可能な経済地域を創設することをうたい、引き続き統合を進展させていくことを確認した。

続く1998年の経済閣僚会議において域内直接投資の自由化を目指すASEAN投資地域枠組み協定が署名され、同年の首脳会議において、ASEAN Vision 2020の第1期行動計画として2004年までをカバーするハノイ行動計画、積み替え輸送手続きの簡素化を目指す運輸簡易化枠組み協定、製品基準・認証手続きの標準化を目指す相互認証枠組み協定が締結された。また、2000年の第4回非公式首脳会議では、域内格差是正を目指すASEAN統合イニシアティブ、通信情報技術（Information and Communication Technology: ICT）の戦略的な活用を目指すe-ASEAN枠組み協定が締結された。

2003年の第7回首脳会議では、第二次協和宣言が採択され、安全保障、経済、社会・文化の3つの共同体形成を通じてASEAN共同体の設立を目指すこととなった。これを受けて、2004年の第10回首脳会議では、ASEAN Vision 2020、第二次協和宣言の実現を目指す第二次行動計画（2005～2010）が採択され、安全保障共同体に関しては、ASEAN憲章起草準備作業に着手すること、経済共同体に関しては、これまでの様々なイニシアティブの実現を確認するとともにサービス産業を含む11の優先自由化産業を決定し、前倒しして自由化を進めることが確認された⁶¹。さらに、紛争解決メカニズムの機能強

⁶¹ 2005年12月に行われた第11回ASEAN首脳会議において、11の優先分野以外のサービス貿易についても基本的に2015年までに自由化することが合意された。また、経済共同体の実現自体も2015年に前倒しすることが検討されることになった（ASEAN Secretariat（2005e））。

化、ASEAN開発基金の設置が決定された。さらに、中小企業、インフラなど各分野においても行動計画の作成が行われている。なお、社会・文化共同体については、平等かつ調和のとれた諸社会から成る共同体を形成するために、貧困削減と人間開発に焦点を当てる。

このようにみていくと、近年、経済分野での統合に向けた動きが加速化していることがうかがえる。関税自由化については、関税分類基準の統一、累次の関税引き下げの前倒し実施、除外品目の段階的な削減が行われており、2004年時点で、先発ASEAN諸国では全関税品目数の97.5%が関税率5%以下となっている。従来、CEPTについては、域内貿易における利用率が低く、また、マレーシアの自動車関連品目のように重大な例外が存在した。また、輸出元国での付加価値付与が40%を超える場合にCEPTが適用されるとする原産地規制40%ルールとその手続きが制約となっている点が指摘されていた。しかしながら、近年CEPTの利用率は、例えばタイなどでは急上昇しており⁶²、適用品目数がほとんど例外でなくなるに従って使い勝手がよくなるものと思われる。また、マレーシアの自動車関連品目は既に除外品目から適用品目に移行されており、今後は関税引き下げの対象となる。そして、原産地規制については、手続きの改善が行われており、40%ルールの見直しが現在進められている⁶³。さらに、基準認証については、既に20の製品群については標準化を終えたとしており⁶⁴、基準認証行動計画によれば、引き続き対象品目数を増やしていくこととなっている。

また、2003年の第二次協和宣言で安全保障や社会・文化についても統合を強化していくことがうたわれている。安全保障面では上述のとおり、ビエンチャン行動計画でASEAN憲章の準備作業に着手することがうたわれており、2005年の第11回首脳会議において憲章の内容を検討するための賢人会議が設置され、2006年の首脳会議に提出される賢人会議の提言に基づいて憲章内容を詰めていくことが合意された⁶⁵。同憲章が採択される場合には、これまでの宣言に基づく比較的緩やかな機構からより統合機能が強化されると考えられ、その展開が注目される⁶⁶。また、2005年7月の外相会議では、国防大臣会合を新設すること、ASEAN災害管理人道支援調整センターの設置、事務局のあるジャカルタベースでASEANコンタクトグループが設置されたことを伝えており、後者については、これまで定期的に年7回出張ベースで開催されていた常任委員会に加えて各国連絡先が常設されたことを意味する⁶⁷。

ASEANは、もともと緩やかな連合体として設立され、当初10年間事務局が存在しなかった。そして、国家の主権を少しでも地域機構にゆだねることに、いまだに根強い抵抗があるものと観察される。その意味で、国益追求の手段としての地域協力という原点は、いまだ厳然と存在しているものと思われる。しかしながら、事務局の機能強化は、常に首脳会議などの課題として認識され、機能的な協力の積み重ねによるスピルオーバーの効果もあり、事務総長のステータスの向上、漸進的な事務局の機能強化の実現が行われてきた。また、今後さらに統合を深化させるのであれば、統合の深化はまさに

⁶² JETRO (2004) によれば、タイの域内輸出に占めるCEPT適用は22.5%、前年比伸び率は250% (2003) としている。なお、マレーシアでは8%程度。

⁶³ 第11回ASEAN首脳会議においてASEAN Single Window (ASW) の設立実施協定が合意されており、各国における関税・貿易手続きの一元化 (National Single Window) と各国間の情報共有を図ることが合意された。将来的には、地域的な手続きの一元化を視野に置いているものと思われる (ASEAN Secretariat (2005k))

⁶⁴ ASEAN Secretariat (2005c)

⁶⁵ ASEAN Secretariat (2005j)

⁶⁶ 憲章に関するクアラルンプール宣言によれば、憲章は、ASEANに法的人格を付与し、その機能を決定し、全体的な機能的な枠組みのなかで主要なASEAN組織の役割分担を定めるものと規定されている。

⁶⁷ これらの事実関係については、ASEAN Secretariat (2005d) を参照のこと。

地域的な機構の制度的な強化と不可分であるため、事務局の強化は不可欠である。このことは、ASEAN側でもよく認識されているものと思われる。今後予定される憲章の検討に際しては、事務局の抜本的な機能強化の是非が一つの重要な課題として認識されている⁶⁷。ASEANは今、さらなる制度進化を遂げ、共同体として深化していくかどうかの岐路に立っていると見える。また、ASEANが岐路に立っていることは、ASEANと潜在的に競合し得るそのほかの地域的な枠組みが出現しつつあることから検討を加える必要がある。次に、このような地域的なイニシアティブについて、若干の検討を加えることとする。

3. ASEANを取り巻く地域的なイニシアティブ

(1) 概観

ASEAN諸国を取り巻く地域的なイニシアティブは、ASEANを中心に同心円的にそのイニシアティブにより加盟国を機能的に拡張したもの（ASEAN地域フォーラム（ASEAN Regional Forum: ARF）や拡大外相会議等）及びASEANの枠組みに認知されたASEAN域内のサブリージョナルなイニシアティブ（BIMP-EAGA等）必ずしもASEANのイニシアティブとはいえないが、ASEAN加盟国すべてを包含するような地域的なイニシアティブ（APEC等）、ASEANと潜在的に競合し得る地域的なイニシアティブ（拡大メコン開発協力等）と3種類に区分することができる。このような分類によってASEAN加盟各国の所属する主な地域的な枠組みを列挙したのが表3-10である。

(2) ASEANイニシアティブ

ここでASEANイニシアティブによる地域的な枠組みとして取り上げたものは、ASEAN全体を包含し、かつ、首脳会議の開催地がASEAN加盟各国に限られるもの⁶⁸、及びASEANの枠内のサブリージョナルな取り組みである。東アジアサミットについては、2005年12月に初めて首脳会議が開催され、同会合は、ASEAN首脳会議議長国が議長国となって、ASEAN首脳会議に合わせて年次開催することが決定された。なお、東アジアサミット参加各国とASEANは、ASEAN+1として、包括経済連携協定の締結が進められており、将来的にこれらを糾合した地域的な地域貿易協定（RTA）の結成の可能性もあるが、現状ではASEANが結節点としての位置付けを占めている。また、ASEAN+3については、既に、首脳会議のみならず、主要閣僚会議、機能的な大臣会合の開催も制度化されており、各国次官級による東アジア・スタディ・グループの提言を受けて、FTAが形成されるようになると、ASEANを飲み込んだより広域の地域的な枠組みとして成立し得る⁶⁹。ASEAN+3の枠組みは、前述のとおり、実

⁶⁷ 2005年3月にフィリピン、タイ、インドネシアの外務省ASEAN部局に行ったヒアリングの際に、先方はおしなべて事務局の抜本的な機能強化には憲章の制定が不可欠であると述べている。

⁶⁸ 佐藤（2003）は、ASEANの基本的な性格を会議外交レジームであるとし、5つの特徴を挙げているが、そのなかの一つは、域外諸国との国際会議については主催国・議長国を加盟諸国が担当する方式を採用させること、また、ほかの一つとして、主催する国際会議を連帯と団結の強化のために利用し、域内協力の促進の基礎としていること、を挙げている。

⁶⁹ 他方、東アジアサミットについては、その議長声明及び宣言によれば、リーダーによるトップダウンの対話フォーラムとされており、ASEANやASEAN+3のように各種大臣会合などを整備して制度化の深化を図っていくことは当面の課題とみなされていないものと思われる。

態として進んでいる地域統合を制度化するものであるため、ASEANとしてのより一層の地域統合の深化がない場合、この枠組みが支配的となり、ASEANが埋没してしまう可能性もあり得る。ただし、2005年のASEAN+3、ASEAN+1各首脳会合及び東アジアサミットすべてにおいて、各国はASEANの統合を支援していくことに合意しており、地域統合の先導役としてASEAN統合の深化が期待される状況となっている。なお、特に通貨・金融分野の協力については、チェンマイ・イニシアティブやアジア債券市場育成イニシアティブなど、ASEAN+3レベルでより活発に行われている分野もある。

(3) ASEANと中国、インド

近年、ASEANとの関係を急速に拡大させているのが中国であり、続いてインドである。これらの国は上記に述べたASEAN+1の対象国であり、東アジアサミット参加国でもある。また、(5)において後述するように、サブリージョナルなレベルでの関係の構築も進められており、ASEANとの地域的なイニシアティブも多面的であるので、その現状をここで概説する。

中国については、2003年にASEAN+中国間の包括経済協力に関する枠組み協定が締結されており、このうち物品のFTAについては2004年11月に合意、2005年7月から発効済みである。現在、サービス貿易や投資面での自由化に向けて交渉中であり、2010年完全発効を目標としている。これ以外にも様々な中国-ASEAN間の合意がなされている⁷¹。しかしながら、経済統合に関しては、中国-ASEAN間は途上国間の経済連携であり、その合意ルールは、AFTA同様、途上国間の特別ルールの適用が可能なことから、こうした経済連携自体の効果については、合意内容を十分に検討することが必要と思われる。

なお、拡大メコン地域 (Greater Mekong Sub-region: GMS) 経済協力プログラムは、以前の雲南省の省レベルの参加から中国首脳レベルの参加に格上げされており、第2回GMS諸国サミット (2005年7月)、第1回GMS諸国環境大臣会合 (2005年5月) などが開催されている。また、後述するようにGMS関係制度の構築も進められている。

インドについては、1994年に東方政策を掲げ、次第に東アジアへの関与を強めつつあるが、中国とは異なり、いまだ地域的な生産・物流ネットワークの一員とはなっておらず、むしろ実態面での経済統合に先行して、制度的な枠組みづくりが進められつつある。ただし、今後、一層の経済の自由化が図られ、同国へのFDIがさらに活性化されるなどして、地域ネットワークに組み込まれた場合、実態面での地域化が図られることになろう。

経済面での枠組みづくりとしては、2003年10月に包括的な経済連携に関する枠組み協定がASEANとの間で締結されており、2011年完全発効を目標としている⁷²。また、タイ、ミャンマーを含むサブリー

⁷¹ 主な合意文書としては、(1) MOU on Transport Cooperation Nov. 2004、(2) Framework Agreement on Comprehensive Economic Cooperation Nov. 2002 (この基にAgreement on Trade in Goods Nov. 2004とAgreement on Dispute Settlement Mechanism Nov. 2004)、(3) Joint Declaration on Strategic Partnership for Peace and Prosperity Oct. 2003 (この基にPlan of Action to implement the Joint Declaration)、(4) Joint Declaration on Cooperation in the field of Non-Traditional Security Issues Nov. 2002 (この基にMOU on Cooperation in the field of Non-Traditional Security Issues Jan. 2004)、(5) MOU on Agriculture Cooperation Nov. 2002、(6) Declaration on the Conduct of Parties in the South China Sea Nov. 2002。

⁷² ASEAN+インド間の主な合意文書としては、(1) ASEAN-India Partnership for Peace, Progress and Shared Prosperity Nov. 2004 (この基にPlan of Action to implement ASEAN-India Partnership)、(2) Framework Agreement on Comprehensive Economic Cooperation Nov. 2003、(3) Joint Declaration for Cooperation to Combat International Terrorism Oct. 2003。

ジョナルな枠組みであるベンガル湾多分野技術経済協力イニシアティブ (Bay of Bengal Initiative for Multi-Sectoral Technical and Economic Cooperation: BIMSTEC) においても枠組み協定が2004年2月に締結されており、サブリージョナルなFTAの締結をうたっている。

(4) ASEAN包含

このなかには、EUとASEAN+3の大陸間対話の場であるASEMや、ASEAN、SAARC、GCC、さらには上海協力機構 (Shanghai Cooperation Organization: SCO) のメンバーなどを糾合したアジア協力対話のように、地域統合というよりは対話のフォーラムとなっているものや、環太平洋の協力を促進するAPECなどがある⁷³。APECに対する求心力は、1990年代後半に低下したといわれるようになったが、1994年のボゴール宣言では2010年までに域内先進国、2020年までに途上国の貿易自由化がうたわれており、2005年のAPECサミット (釜山) でもこの合意が確認されている。また、近年、東アジア側の国とAPEC加盟の太平洋沿岸ラテンアメリカ諸国とのFTA締結の動きも活発化しており⁷⁴、米国のASEAN及びASEAN加盟諸国への関与の再活性化の動きもみられ始めている。なお、APECは、香港、台湾 (チャイニーズ・タイペイとして) が加盟している唯一の地域的な枠組みである。

(5) ASEAN競合

ASEAN競合とは、あくまでも潜在的なものであり、加盟国間の政策の拘束力が弱く、メンバーが域外諸国とも自由に新たなFTAを締結することが可能であるのがFTAの特色であることからもそのように理解される。しかしながら、上記のASEANイニシアティブやASEAN包含とは異なり、ASEANの一部のメンバーが域外国とFTAを結ぶものであることから、2つの面でASEANが相対化される可能性がある。一つは、地域的な枠組み同士の潜在的競合である。拡大メコン地域経済協力プログラムのように、ASEANのAFTAもASEAN・中国包括経済連携もFTAレベルの地域貿易協定であり、GMSとASEANの双方に加盟する国にとっては、現状ではいまだASEANの統合の深度が高いものと思われるが、近年みられるように、GMSの機構整備⁷⁵が進めばこの2つの地域的な枠組みが比較可能なものとなり、統合の深化に従って2つの枠組みそれぞれの求心力が問われる事態が生じかねない⁷⁶。同様な事態が、将来的にはベンガル湾多分野技術経済協力イニシアティブ (BIMSTEC) についても生じ得る⁷⁷。

他方、もう一つの相対化の可能性は、多数のFTAの中核としてのASEAN加盟国のハブ化である。例えば、タイのように、地域的な枠組みについても二国間のFTAについても多数の取り組みを行っている国の場合、ハブとしての優位性とASEANの統合深化を比較して、ハブとしての優位性が大きい場

⁷³ APECに参加しているASEAN加盟国は7カ国で、カンボジア、ミャンマー、ラオスは非メンバー。ただし、次のASEAN競合に分類せず、包含としたのは、一つにはAPECでは1997年以降新規参加が10年間凍結されており、凍結解除後の参加が期待されることと、インドを除く主要域外国がすべてAPECには含まれているので、次項で述べる競合の事態は生じないものと判断される。むしろ包含による埋没の可能性が起こり得る。

⁷⁴ 表3-10の二国間RTAsや太平洋間戦略経済連携協定のように4カ国による取り組みもみられる。

⁷⁵ 閣僚会議、首脳会議の定例化が行われており、また、2004年には「人・もの移動容易化枠組み協定」が締結されている。同協定現実化の一環として関税検査のワンストップ化がパイロットとして導入されつつある。なお、ASEANにおいては、より深化させた形で国境手続きのワンストップ化を導入する動きがある (Limpongpar(2005)を参照のこと)。

⁷⁶ ただし、GMSでの成果をほかのASEAN諸国が受け入れるようになれば、ASEAN・中国経済連携の深化の一つのステップともなり得る。

⁷⁷ 新聞報道などによれば、2006年7月にも財に関するFTAが締結されるとしている。

合、ASEAN統合深化への取り組みの意義が相対化される可能性がある。

関税同盟に加盟している域内国が、統合体としてではなく、単独で域外国とFTAを締結する例はほとんどない⁷⁸。これは、統合が深化するに従って、加盟国の対外的な政策的自由度が制約されるようになるためと考えられるが、今後ASEANが統合深化を進めるに従って、ほかの地域的な枠組みとの関係性が問われていくものと思われる。

(6) 地域的な枠組みの競合と競争

ASEANイニシアティブ、包含と分類された地域的な枠組みのなかで実際にFTAの交渉に進んでいるのは、ASEAN+1の枠組みだけであり、その意味で現実における埋没の可能性は、現時点では高くはないものと思われる。ただし、ASEAN+3については、先に述べたように、実態として進んでいる地域化のフォーマル化であることから、様々な面での協力の強化が進んでいく可能性が高い。その意味で、ASEANが先行する地域統合体としてさらに深化させることを怠れば、埋没する可能性がないわけではない。

他方、競合の文脈では、前述の2つの観点双方とも現実の課題となり得る。特に、ASEAN自体の統合が国益の追求手段としての地域協力としての色彩が強い以上、統合体として域内諸国の利便性を向上させ、また、統合の利益の分配を引き続き図っていかない場合には、地域的な枠組み間の競争の結果、加盟国による統合の乗り換えが生ずる可能性もある。その意味で地域的な枠組み間の競争が意識されるのであり、統合を継続していくには、規範性の強化を含め、一層の統合の深化と統合の利益の分配を図っていくことが必要とされるのである。ASEANは、2004年のサービス貿易枠組み合意において、ASEAN-Xフォーミュラ⁷⁹を導入し、全会一致でなく2、3カ国だけの取り決めであっても、自由化の目標年次を待たずにサービス貿易の自由化を先んじて進めることを認めた。また、同年の11の優先自由化産業の枠組み合意においても、サービス貿易、さらには、投資の自由化促進についてはASEAN-Xフォーミュラを適用することをうたった。ASEANの近年における統合努力の加速化は、地域的な枠組み間の競合という文脈からも理解される必要がある。なお、こうした競合の結果、域内の経済自由化の加速化が図られ、それは、競争を通じてほかの地域的な枠組みにおける経済自由化の促進を促す可能性も想定される。

いずれにしても、ASEANは、さらに一層統合を深化させ、ほかの地域的な枠組みとの差別化が行われ得るのか、それとも埋没していくのか、この意味でもASEANは今、岐路に立っていると見える。

⁷⁸ 中米共同市場（CACM）のコスタリカがカナダとアンデス共同体（Comunidad Andina de Naciones: CAN）のペルーが数カ国と締結しているケースがある。JETRO（2005）によれば、ペルーにおけるアンデス共同体共通関税適用の遅れが指摘されている。

⁷⁹ ASEAN-Xフォーミュラとは、ASEAN10カ国からXカ国をマイナスするという意味であり、10カ国すべての事前合意がなくとも域内の数カ国だけの合意で先進的な取り組みを進めることを認める仕組みである。

4 . ASEANの地域機構

(1) 意思決定機構

こうした観点から、ASEANの機構、事務局の機構を理解しておくことは、今後のASEANの展開を理解する上でも重要と思われる。ここでは、こうした機構の現状を述べる。

図3 - 6に沿って、ASEAN全体の機構について述べる。

首脳会議：ASEANの最高意思決定機関である。設立から9年後の1976年に初めて開催された。当初は不定期の開催であったが、1995年以降は、3年に一度の公式首脳会議（その間の2年間は非公式首脳会議）として毎年開催されるようになった。2001年以降は、公式、非公式の区別がなくなり毎年開催されるようになった。

ASEAN外相会議（ASEAN Ministerial Meeting: AMM）：バンコク宣言により設立された唯一の閣僚会議であり、各閣僚級会議の首位会議と位置付けられる。政策ガイドラインの作成及び諸活動の調整が行われる。また、議長国の外務大臣が常任委員会議長となる。

経済閣僚会議（ASEAN Economic Ministerial Meeting: AEM）：1975年に第1回会合を開催、1977年から制度化された。経済協力に関する調整と実施を行っている。AFTA評議会、ASEAN投資地域（ASEAN Investment Area: AIA）評議会、紛争処理メカニズムを担当している。

機能別閣僚会議：財務大臣会合（ASEAN Finance Ministers Meeting: AFMM）などAEMを含む19の閣僚級会合が開催されてきたが、今般国防大臣会合が追加されたことから、20の機能別閣僚級会合が設置されている。

常任委員会（ASEAN Standing Committee: ASC）：年次持ち回りでAMMの議長国の外相が議長を務め、事務総長、各国国内事務局などによって構成される。次のAMMが開催されるまでのASEANの運営を行う。常設会合は年7回程度。

高級事務レベル会議：総局長レベルの実務的会議で「高級事務レベル会議（Senior Officials Meeting: SOM）」は高級外交担当事務レベル会議、そのほか、高級経済事務レベル会議（Senior Economic Officials Meeting: SEOM）など現在では29の高級事務レベル会議がある。また、こうした高級事務レベル会議の下に122の技術的作業グループが設置されている。ピエンチャン行動計画など全体的な中期計画の作成に伴い、これに基づく各セクター別の行動計画の作成を担当する。

(2) ASEAN事務局

ASEAN事務局（図3 - 7）は、1976年の第1回首脳会議を経て設置された。1992年のAMMで機能と責任の拡充を決定し、事務総長の閣僚級への昇格、スタッフ増が行われた。AMMの監督下、事務総長、2副総長、4局、1室、2ユニットである。人員は、国際スタッフ45人、ローカルスタッフ135人程度で、事務総長を除き、ASEAN加盟国国民からの自由応募によるリクルートである⁸⁰。業務量に比べてスタッフ数が十分とはいえず、事務局の機能をこの面でも限定的なものとしている。首脳会議な

⁸⁰ JICA（2005）

ど各種会議で権限の増大がうたわれるが、超国家的な機構ではない。機能としては、ASEAN協力の3カ年計画を準備し、首脳会議で承認を得た上で、その実施をモニターし、必要に応じて常任委員会に勧告する。各種会合の必要に応じた調査の実施、承認された技術協力活動の計画、実施、調整、管理のほか、首脳会議、閣僚会議などの事務局を行う。ASEAN公式文書の保管なども行っており、モニター、調整、事務局機能が中心だが、一部調査、実施機能を有する。ASEANの活動の強化に応じて近年、国境を越えた犯罪など治安面での協力を担当する特別プログラム室、IAI担当室、また、紛争処理を担当する部署が設置されている。予算規模は不明だが、人件費と各種会議の開催・出張費を賄われる程度であり⁸¹、それ以外の実施は通常予算とは別途設置される各種基金から賄われるものと思われる。

外部ドナーとの協力は、基金の設置と直接の協力案件実施に分けられる。基金としては、わが国が4基金⁸²と最も多く、このほか、韓国2、中国、インド、パキスタンが各1基金⁸³有している。直接的な協力は、ASEANプロジェクトと位置付けられ、事務局をカウンターパートとして行われている。これらの例としては、EUは地域統合支援プログラム（ASEAN-EU Programme for Regional Integration Support: APRIS）により地域機構強化に関する技術支援、人材育成などを、オーストラリアはASEAN - オーストラリア開発協力プログラム（ASEAN Australia Development Cooperation Program: AADCP）によりASEANの各種長期計画のバックグラウンド調査の実施などを、UNDPはパートナーシップ・ファシリティにより地域統合強化のための研究・対話強化への支援を行っており、このほか世銀によるTVコンファレンスを活用した研修支援、米国も事務局への専門家派遣を行っている。なお、オーストラリアは、プログラム・オフィスをASEAN事務局に構えている。わが国は、JICAベースでは、インドネシア財務省を通じたASEAN関税事後評価制度導入支援、ASEAN関連ファシリティの一つであるASEAN大学ネットワーク（ASEAN University Network: AUN）を通じたASEAN工学系高等教育支援（Southeast Engineering Education Development Network: SEED-Net）などを行っている。

⁸¹ 2005年3月の事務局からのヒアリングによる。

⁸² 日ASEAN総合交流基金（ASEAN機構の強化、IAI関連）、日ASEAN学術交流基金（ASEAN研究支援）、日ASEAN金融技術協力基金（アジア債券市場育成支援など）など4基金。

⁸³ 事務局からのヒアリングに基づく。

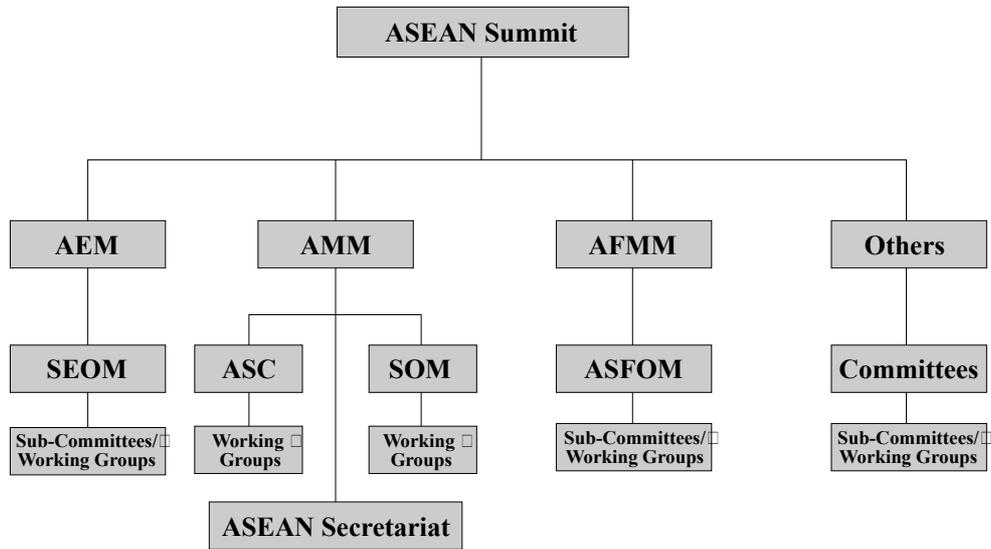
表3 - 10 ASEANを取り巻く主要な地域的枠組み

名称	設立	概要	加盟国
ASEANイニシアティブ			
ASEAN拡大外相会議 (ASEAN PMC) *1	1978	外交上の意見交換の場	ASEAN、日、米、豪、NZ、EU、加、韓、印、中、露
ASEAN地域フォーラム(ARF)	1994	アジア太平洋唯一の安全保障対話の場	ASEAN PMC参加国、北朝鮮、モンゴル、パキスタン、PNG
東アジアサミット	2005	2005年初開催(今後性格付け)	ASEAN + 日中韓、豪、NZ、印
ASEAN + 3	1997	域内協力の強化(首脳会議、閣僚会議制度化済み)	ASEAN + 日中韓
ASEAN・中国包括経済連携	2010	財のFTAについては2005年発効済み	ASEAN + 中
ASEAN・韓国包括経済連携	2009	交渉中(枠組み協定締結済み)	ASEAN + 韓
ASEAN・インド包括経済連携	2011	交渉中(枠組み協定締結済み)	ASEAN + 印
日本ASEAN包括経済連携	2012	交渉中(枠組み協定締結済み)	ASEAN + 日
ASEAN・CER *2 (豪NZ)包括経済連携		交渉中	ASEAN + 豪、NZ
ASEAN メコン河流域開発協力 (AMBDC) *3	1996	マレーシア・イニシアティブによるASEAN主導の流域諸国開発	ASEAN + 中
ASEAN成長地域			
IMS-GT *4	1989	3カ国の国境地域	インドネシア、マレーシア、シンガポール
BIMP-EAGA	1994	4カ国の国境地域	ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン
IMT-GT *5	1994	3カ国の国境地域	インドネシア、マレーシア、タイ
WEC *6	1998	AMBDCの枠内の西東回廊開発	カンボジア、ラオス、タイ、ベトナム
メコン河委員会(MRC)	1995	流域の持続的開発	カンボジア、ラオス、タイ、ベトナム
イラワジ・チャオプラヤ・メコン 経済協力戦略(ACMECS)	2003	タイのイニシアティブ	カンボジア、ラオス、ミャンマー、タイ、ベトナム
CLV開発トライアングル	2004	越イニシアティブ?	カンボジア、ラオス、ベトナム
ASEAN包含			
アジア太平洋経済協力(APEC)	1989	2010年域内先進国、2020年途上国貿易自由化	ASEAN(7カ国)、日、中、韓、香港、台湾、露、豪、NZ、PNG、米、加、墨、チリ、ペルー
アジア欧州会議(ASEM) *7	1996	アジア欧州対話	アジア側: ASEAN + 日中韓 欧州側: EU25カ国 + EU
アジア協力対話(ACD) *8	2002	タイのイニシアティブによるアジア中東対話	ASEAN + 日中韓 + 湾岸GCC諸国 + SAARC諸国(モルディブを除く) + 露 + イラン + カザフスタン
ASEAN競合			
拡大メコン開発協力(GMS)	1992	ADBイニシアティブ、首脳会議定例化、人・物の移動容易化枠組み協定締結済み	カンボジア、ラオス、ミャンマー、タイ、ベトナム、中国
ベンガル湾経済技術協力イニシアティブ(BIMSTEC)	1997	FTAの2017年締結を目指す(枠組み合意締結済み)	ミャンマー、タイ、SAARC諸国(モルディブを除く)
メコン・ガンジス協力(GMC) *9	2000	貿易投資協力促進のため観光、人的資源開発、文化、運輸通信の4分野を中心に協力を進める	CLMV、インド、タイ
太平洋戦略経済連携協定	2006	FTA2005年合意済み、06年発効	ブルネイ、シンガポール、NZ、チリ
アジア太平洋貿易合意	1975	UNESCAP *10のイニシアティブ、加盟国間の優遇関税適用(元バンコク合意)	バングラデシュ、中国、インド、韓国、ラオス、スリランカ
二国間RTA			
インドネシア		日(交渉中)、パキスタン(交渉中)	
マレーシア		日(合意済み)、豪(交渉中)、NZ(交渉中)、パキスタン(交渉中)	
フィリピン		日(基本合意)、韓(交渉中)、台湾(交渉中)	
シンガポール		日(発効済み)、米(発効済み)、豪(発効済み) EFTA *11 (発効済み) ヨルダン(合意済み)、印(合意済み)、韓国(合意済み)、加(交渉中)、墨(交渉中)、クウェート(交渉中)、カタール(交渉中)、パナマ(交渉中)、パキスタン(交渉中)、ペルー(交渉中)	
タイ		豪(発効済み)、NZ(合意済み)、日(基本合意)、印(枠組み合意)、ペルー(枠組み合意)、バーレーン(枠組み合意)、米(交渉中)	

注: *1 ASEAN Post-Ministerial Conferences: ASEAN PMC
 *2 Australia-New Zealand Closer Economic Relations: CER
 *3 ASEAN-Mekong Basin Development Cooperation: AMBDC
 *4 Indonesia-Malaysia-Singapore Growth Triangle: IMS-GT
 *5 Indonesia-Malaysia-Thailand Growth Triangle: IMT-GT
 *6 West-East Corridor: WEC
 *7 Asia-Europe Meeting: ASEM
 *8 Asia Cooperation Dialogue: ACD
 *9 Ganga-Mekong Cooperation: GMC
 *10 国連アジア太平洋経済社会委員会(United Nations Economic and Social Commission for Asia and the Pacific: UNESCAP)
 *11 European Free Trade Association: EFTA

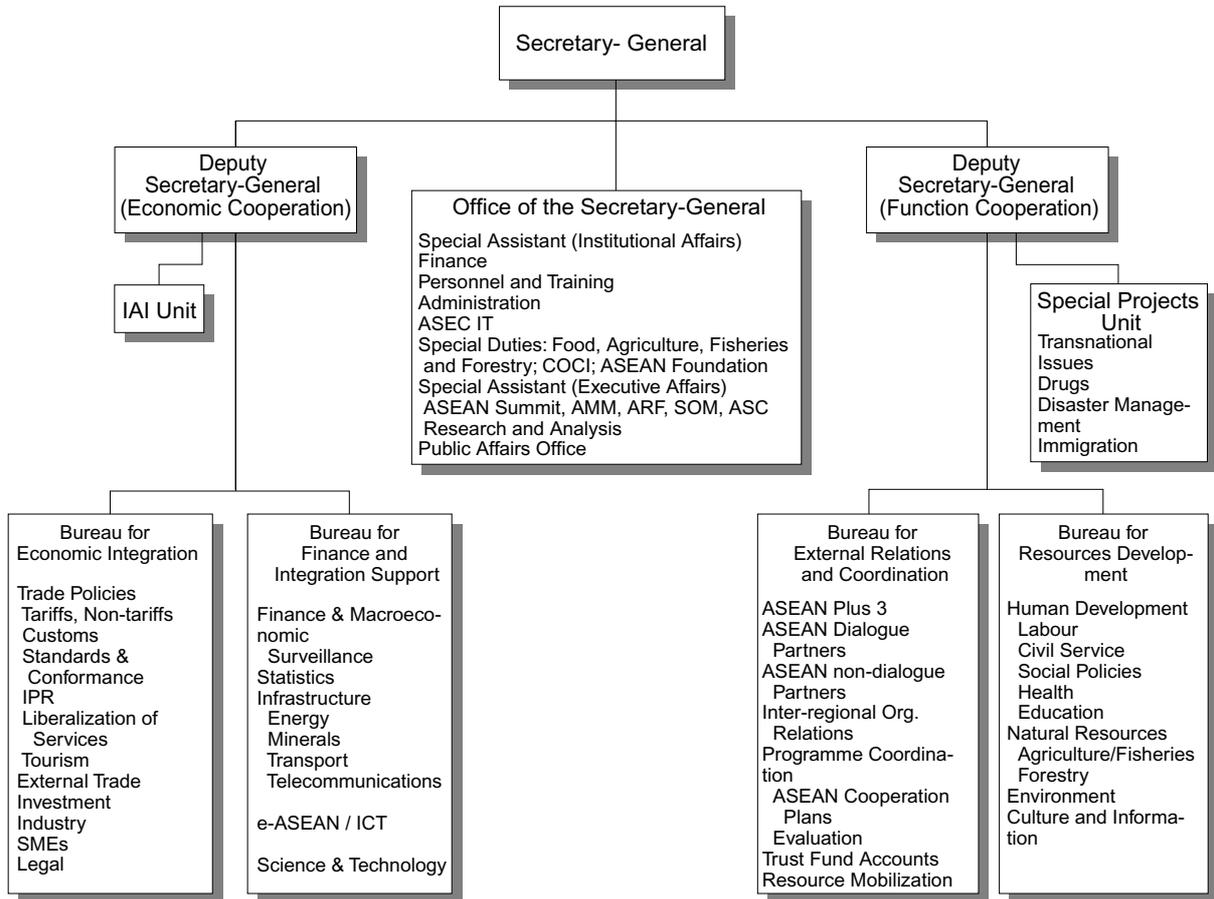
出所: 事務局作成。

図3 - 6 ASEAN機構図



出所：ASEAN Secretariat Webサイト。

図3 - 7 ASEAN事務局機構図



出所：ASEAN Secretariat Webサイト。

第4章 協力の方向性

1. わが国の対ASEAN協力のイニシアティブ

ASEANは、わが国にとって重要な地域であるだけに、古くは、1977年の福田首相による福田ドクトリンに代表されるイニシアティブが出されており、1997年のアジア経済危機以降においても以下のとおり歴代の首相によって開発関連イニシアティブが示されている。今後の協力の方向性を検討する上での指針としてここで確認する。

21世紀に向けた日ASEAN協力（橋本イニシアティブ） - 1997年 日ASEAN非公式首脳会議

- ・ 通貨・金融の安定のための協力
- ・ ASEANの経済構造改革や安定的・持続的発展のための支援（人材育成、インフラ整備、中小企業・裾野産業育成）
- ・ 国際社会が直面する諸課題への共同の取り組み（南南協力、環境保全、省エネルギー、福祉・保健水準の向上、テロリズム・麻薬等国際組織犯罪）

小淵プラン - 1999年 ASEAN+ 1 首脳会議

- ・ 東アジアの人材育成
- ・ 社会的弱者支援の継続
- ・ ASEAN発展のための協力（ハノイ行動計画のための支援、域内格差是正のための協力、ASEAN機構機能強化への協力）
- ・ 経済再生基盤強化に向けた協力と情報化時代への対応のための協力（中小企業・裾野産業育成、貿易投資、産業人材育成、情報通信インフラ）
- ・ 海賊問題

日ASEAN関係の一層の強化のための具体的協力（森首相） - 2000年 日ASEAN首脳会議

- ・ グローバル化の進む国際社会における日ASEAN間の対等なパートナーシップ（情報通信）
- ・ 日ASEAN関係強化（留学支援、貿易投資）
- ・ ASEAN新旧加盟国の格差と日本の支援（メコン河流域開発）

わが国の新たなイニシアティブ（小泉首相） - 2003年 日ASEAN特別首脳会議

- ・ わが国ODAにおけるASEAN重視
- ・ 日ASEAN協力の3つの重点分野
 - ASEAN統合強化のための協力（格差是正、インフラ整備）
 - 投資促進を含むASEAN諸国の経済競争力強化のための協力（二国間経済連携協定のための支援、人材育成・能力開発）
 - テロリズム、海賊及びそのほかの国境を越える問題を解決するための協力
- ・ 人材育成トータル・プラン
- ・ メコン地域開発

小泉首相による上記イニシアティブ（ ）は、史上初めてASEAN域外で開催された日ASEAN特別首脳会議で表明された。また、その際、日本からは、ASEAN重視政策は揺るがないとの姿勢を打ち出し、新しい時代の「共に歩み共に進む」率直なパートナーとしての関係を発展させるとしている。そ

して同首脳会議は、東京宣言、そしてその付属書である日ASEAN行動計画を発表した。同行動計画は、歴史的な会議でのものであり、これまでの各種イニシアティブの集大成としての側面を有するものと考えられること、包括経済連携など新たなイニシアティブを包含したものであること、さらには、双方で合意の上の提唱であるため⁸⁴、今後の指針としては極めて重要な意義を有するものと考えられる⁸⁵。

日ASEAN行動計画の主なポイント
<p>(1) 包括的経済連携・金融通貨協力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 二国間経済連携協定の実現へ向けた加速化 ・ 包括的経済連携の枠組み^{注1}に明記された措置の実施 ・ 地域債券市場の育成及び現地通貨建て債券の発行の支援 ・ 貨物輸送の円滑化、交通インフラ及び物流の改善をはじめとする交通分野における協力 ・ 情報流通の活性化 <p>(2) 経済発展及び繁栄のための基礎の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ASEAN統合イニシアティブ (IAI)、メコン地域開発、東ASEAN成長地域 (BIMP-EAGA) への支援 ・ 産業人材育成 (ICT、自動車、電機等)、技術・経営ノウハウの研修 ・ エネルギー安全保障、食糧安全保障 <p>(3) 政治及び安全保障面での協力・パートナーシップの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高級実務者会合の開催、2004年に専門家チームを招集 ・ 防衛・安全保障分野における交流及び共同研究 ・ 反テロリズムに関する共同会議の立ち上げ、テロ対策能力向上のための人材育成 ・ 人の密輸、薬物対策、海賊対策 ・ 海上保安当局間における協力 <p>(4) 人材育成、交流、社会文化協力の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎教育の普及 ・ 日マレーシア国際工科大学の設置 ・ 日本への留学生支援、日本からの留学生促進 ・ 日本語教育の推進 ・ 留学情報の提供、ASEANにおける日本留学試験の実施 ・ 今後5年間でASEAN諸国より留学生を含む1万人の青年を招へい ・ ASEANからの留学生の受け入れ環境の改善 ・ 草の根交流 (市町村レベルの交流) ・ 研究者交流を通じた知的交流 ・ 有形・無形文化遺産の保護 ・ ジャーナリスト交流を含む情報普及と広報分野における協力 <p>(5) 東アジア協力の深化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東アジア・スタディ・グループ^{注2}により提言された17の短期的措置を2006年までに実施 ・ 東アジア自由貿易地域の設置をはじめとする中長期的措置の実現可能性に関する研究 <p>(6) 地球規模問題への対処における協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「人間の安全保障」の促進 ・ 感染症対策の推進 ・ 環境保護のための協力 ・ 多国間貿易体制の推進 (ドーハ開発アジェンダ) ・ 国連の強化、災害予防、南南協力、人権保護及び貧困削減における協力 <p>注1：2003年10月8日、パリ (インドネシア) にて日本とASEAN各国首脳により署名された「日本国と東南アジア諸国連合との間の包括的経済連携の枠組み」</p> <p>注2：ASEAN+3 (日中韓) 各国の外務次官級から構成される東アジア・スタディ・グループは、2002年11月4日にプノンペン (カンボジア) で行われたASEAN+3首脳会議に対し、今後ASEAN+3協力として進めるべき26の具体的措置を記載した報告書を提出。右措置は、17の短期的措置と9の中長期的措置から構成。「東アジア自由貿易地域の設置」は中長期的措置の一つ。</p>

⁸⁴ 2005年3月のASEAN事務局へのインタビューの際にもこの行動計画の具体的な実施、また、本行動計画をピエンチャン行動計画の進捗と関連付けたいとの期待が表明された。

⁸⁵ 2005年の日ASEAN首脳会議において、日ASEAN行動計画を重視することが再確認されている (ASEAN Secretariat (2005i))。

なお、包括経済連携協定の枠組み合意⁸⁶に示された協力事項とは、必ずしもODAによる実施とは限らないが、参考までに以下に示す。

経済連携関連協力項目
<ul style="list-style-type: none"> ・ 貿易投資円滑化・促進のための制度整備・適正な執行 <ul style="list-style-type: none"> > 知的財産権保護 > 基準認証 > 物流効率化・輸送の安全 > 税関等貿易手続き調和化・簡素化 > 競争政策 ・ 産業人材の育成 ・ 中小企業支援 ・ CDM等環境保全 ・ 情報通信技術インフラ、法制度、人材育成 ・ 金融等サービス分野 ・ エネルギー安全保障 ・ 食糧安全保障、食の安全 ・ 科学技術

基本的に項目としては、日ASEAN行動計画及び「わが国の新たなイニシアティブ」に包含されるものとなっている。ただし、二国間の経済連携に関しては、フィリピン、マレーシア、タイと既に基本合意が行われており、早急な対応を要する。

2. 支援の方向性

(1) 基本的な考え

これまで、地域統合が国際的なトレンドとなっていること、このような地域統合はWTO整合的な形で行われることによって途上国に有益な重要な開発上の課題になってきていることを示した。また、東アジアにおいては、これまでの雁行形態型経済発展によって示唆されるある種の経済秩序観が過去のものとなりつつあり、その一方で東アジア共同体設立を目指す動きが政策的に現実味を帯びてきている。そうしたなかで統合体として先行しているASEANが一定のバーゲニングパワーをもって東アジア協力の結節点（ハブ）としての役割を果たしつつあり、そこで採用された地域的な制度が東アジアの統合を考える場合の参照枠組みあるいは先行例としての意味合いをもっていることを示唆した。

また、ASEAN（特に先発ASEAN諸国）を含む東アジアでは、機械産業の産業内貿易を中心として、実態としての経済統合が進んでおり、地域貿易協定締結のバンドワゴニング（追随）⁸⁷は、こうした地域化をさらに政策制度の面から促進する意味合いをもつ。

すなわち、ASEANの統合を支援することは、二重の意味で重要であり、まず、貿易投資の活性化、格差の是正などによってASEAN諸国の開発に資するものであり、次に、その成果は貿易投資の活性化

⁸⁶ Framework for Comprehensive Economic Partnership between the Association of Southeast Asian Nations and Japan

⁸⁷ 大矢根（2004）

と東アジア協力の制度化などを通じて広く東アジアに波及するものとなる。また、その前提として、ASEANが地域統合体として一体感を有し、政治経済的に安定的であること自体が、広く東アジアの政治経済の安定に資するものである。

(2) 地域協力、グローバルな課題、ASEAN諸国への援助

1) 複数国に対する協力の区分

このように考えてくると、ASEAN統合への支援は、域外への正のスピルオーバー効果をもち、その地域がカバーする加盟諸国の開発を支援する地域公共財の確立への支援ということを意味しよう。すなわち、途上国が集団的な自助努力を果たす地域メカニズム構築への支援である。他方、テロ対策や環境保全といった課題への支援は、一種のグローバルな国際公共財の提供であり、その地域的適用と考えられる。

以上を前提として、複数の国を対象とする協力は、対処する課題によって地域的な課題に対処するための協力、グローバルな課題への地域的な対応に区分されよう。以下にそれぞれにつき検討を加える⁸⁸。

2) 地域協力

ここでは、ASEANにおける地域的な課題を達成するための協力を地域協力として定義する。このように定義するとそれは、一言でいえば、地域統合への支援を意味する。なぜならば、ASEAN 10カ国すべてが共通の地域的な課題として共同で取り組むことを合意しているのは地域統合であり、それによって地域公共財の提供に貢献するからである。しかし、ASEANがASEAN共同体を安全保障共同体（ASEAN Security Community: ASC）、経済共同体（ASEAN Economic Community: AEC）、社会・文化共同体（ASEAN Socio-Cultural Community: ASCC）から成ると定義しているように、また、次の（3）において統合の深化と統合の継続の条件への支援として記述するように、カバーする範囲は本来的には極めて広い。

3) 国境を越える課題への協力

もちろん、ASEANのすべての国が共同で取り組むことに原則的に合意しているものには、ASEAN加盟国を包含するより広域の合意、例えば、国連での合意、ASEAN+3での合意などがある。ここでは、第3章で述べたようにASEAN+3などはASEANがイニシアティブをとるものとして、ここでいう地域協力の範疇に含まれるものとしておくが、国連での合意に代表されるグローバルな課題への地域的な対応は、一部は地域統合における課題として取り込まれて地域協力として対応されるべきものもあるが、必ずしも一意的に同義ではない。グローバルな課題であるからには、また、原則的な同意は既にほとんどの国にとって所与のものと考えられるので、課題の具体的な性質に応じて最も望ましい地域的な枠組み、地域的な範囲を検討すべきであろう。また、この課題は

⁸⁸ なお、複数国に対する協力として、地域公共財や国際公共財の供給といった課題への対応というよりは援助の効果的・効率的な実施を目指して複数国に対する協力を行うことも考えられる。このような協力については、第6章において広域協力として区分することを提言する。

わが国が地球規模問題としてODA大綱において重視している課題であり、その実現に最も望ましい地域的な枠組みを検討することが望まれる。これは、具体的な支援を検討する場合により明確になる。例えば、同じ環境保全という課題のなかで、ヘイズへの対処を考えるのであれば、インドネシアを中心に影響の及ぶマレーシア、シンガポール、ブルネイが具体的な支援・協力の対象範囲となるであろうが、ASEANの環境基準を策定することに協力するのであれば、ASEAN全体を対象とする地域協力として検討することが必要である。他方、メコン河流域の環境保全であれば、インドシナ諸国と中国・雲南省を包含する枠組みが効果的である。インドシナ地域に多数の地域的な枠組みが併存していることの一つの理由は、課題の性質に応じてより効果的な枠組みを形成しようとすることが背景にあると考えられる。また、課題が一般的な環境意識の啓発であれば、アジア・太平洋全域から希望者を募って協力することも考えられる。また、地域的な防災システムを構築する場合にも、場合によっては、インド洋岸諸国を対象とする場合もあるし、ASEANの防災システムづくりに協力する場合もある。非伝統的な安全保障問題に協力する場合にも、それが海賊対策であれば、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポールが主対象となるであろうし、麻薬対策であればASEANのみならず中国をカバーすることも検討する必要がある。なお、原則同意があるといえども、具体的な協力については否定的な国がある場合もある。従って、ドナーサイドの達成課題が、グローバルな課題の地域的な対処であれば、支援対象は、具体的な課題に応じて、地域協力としてASEAN全域を対象とすることもあるし、より小さな地域的な範囲のこともあれば、より広域の協力を想定する場合もある。効果を発現するのに最もふさわしい地域的範囲を設定する必要がある。これを一括して、ここでは国境を越える課題への協力と呼ぶことにする。援助実務者は、たとえ、ASEAN、あるいは、ASEANの一部のみを所管している場合であっても、常にこのような検討を加えることが求められよう。

4) 複数の国にまたがる協力の相互関係と二国間援助

これまでのわが国・JICAのODAは、基本的に二国間協力であり、それは、各国の固有のニーズに対応するものか、あるいは、ここでいう国境を越える課題への協力を二国間協力の枠組みで実施するものであった。しかしながら、国境を越える課題への協力は、まさにその名前が指し示すとおり、二国間で対応するだけでなく、複数の国を一つの協力対象として実施した方が望ましい場合が多くあるであろう。それによって、人間の安全保障の視点がよりよく保たれると考えられるのである。また、地域統合の存在を前提とすると、各国固有の課題、グローバルな課題を実現するために協力する場合にも、常に地域統合とこれらの協力との関係を意識していくことが必要となる。第6章で述べるJARCOM（JICA-ASEAN地域協力会議）の変遷はそれを体現する。当初JARCOMは、それまでの協力の成果を活用して第三国研修を行う先発ASEAN諸国間の意見交換の場であった。その場合の第三国研修参加招へい国はASEAN域内国に限られず、ほかの地域の国も対象としていた。しかしながら、通常は第三国研修の受け手であるCLMV諸国を含めたASEAN諸国の会議とすることで、地域協力を検討する場となってきたのである⁸⁹。

⁸⁹ 正確には、JARCOMの参加国には、東ティモールも含まれる。

それでは、通常の二国間協力と地域協力の関係はどう考えればいいのか。例えば、貧困問題への取り組みである。ASEANは、ASEANとしてMDGsの達成にコミットしている。次の(3)で述べるように、統合の利益が不平等に分配された場合、統合の継続が困難になるという意味でも、地域統合のために取り組む必要があるものである。その意味でいえば、各国における貧困削減への支援は、広い意味で地域協力の一環とも考えられる。しかし、より一層考えるならば、ある国における貧困削減への支援が、サブ・リージョナルな協力対象地域に属するのであれば、地域統合への貢献という点でより一層大きな意義を有するであろう。このように、各国で実施している既存の二国間協力や既存の複数国を対象とする協力は、多くの場合、広い意味での地域統合に資するコンポーネントとも考えられるものである。このような協力も地域的な課題と関連付け、対象とする国の範囲を限定することによって、地域統合・地域公共財の提供に貢献する協力ともなり得るのである。同様なことは、国境を越える課題についてもいえ、多くの国際的な合意については、ASEANに取り込まれ、地域的な課題としても認識され、取り組まれている。援助実務者は、ある国に対する協力を考える場合、各国国内の優先度、地域的な優先度、グローバルな課題をそれぞれ勘案し、最適な援助プログラムを形成していくことが求められるといえよう。

(3) 統合深化と統合継続の条件への支援

それでは、ASEANの統合を支援するということが、何を意味するのであろうか。それは2つの方向で考えることとなる。一つは、統合の深化を支援するということであり、もう一つは、統合の継続の条件を整えるということである。統合の深化とは、人、物、金、情報のより自由な流通とそのため政策調整メカニズムの強化に資する地域統合の制度化及びインフラの整備やキャパシティの強化などと、そのための基盤整備の促進を意味する。それは、必ずしも貿易投資に関係する政策・制度のみを意味しない。治安の確保、環境保全など、さらには、民主化や人権保護の強化などに資する地域的な制度やそのための国内基盤の整備も同様である。なお、制度導入の際は、可能な限り質の高い制度の導入を図ることが、国内の制度改革にも資し、地域の発展にとっても、より広域の協力にとっても重要である。また、それは、結節点としてのASEANの責任でもあろう。この面でわが国が果たせる役割は大きい。

他方、統合の条件を整えるとは、基本的には域内格差の是正を意味する。ただし、それは、後発ASEAN諸国と先発ASEAN諸国との格差のみを意味しない。もちろんこれらの国のキャッチアップが重要であることはいうまでもないが、統合に伴って国内格差が拡大するようなことがあれば、すなわち貿易投資の自由化などによる統合の果実が国内の一部の地域、一部の階層にのみ重点的に配分され、そのほかの地域・階層が統合のコストのみを負うようなことがあれば、国内における統合への支持は揺らぎ、統合への参加が困難となる。従って、国内における地域的な格差の是正、貧困問題などに代表される階層間の格差、ひいては、地域的な枠組みで取り組まれる国境をまたぐ貧困地帯への取り組みも重要な位置付けとなる。ただし、地域統合への取り組み自体が、各国が直面するグローバリゼーションの影響を地域的な枠組みで緩和する試みであることには留意する必要がある。

もちろんこうした二分法は相対的なものであって、先に述べたように地域的な枠組み間の競争がある場合には、統合の深化が行われず、ほかの地域統合体が意欲的に統合を進め魅力度を増す場合、加

盟国による統合の乗り換えが起こる可能性があり、その場合には、統合の継続が困難になる。すなわち、統合体間の競争がある場合には統合の深化が統合継続の条件となり得る。また、域内格差が放置された場合、一部の加盟国が制度深化についていけない事態が想定され、その場合には、統合の継続の条件を整えることが統合深化に必要ということになる。

(4) ASEANへの支援と人間の安全保障

わが国のODA大綱に示されるとおり、援助の基本方針として自助努力支援とともに人間の安全保障の視点を重視することとしている。人間の安全保障の視点からASEAN地域への支援に取り組むとはどのようなものであろうか。人間の安全保障とは、人間の生存・生活・尊厳に対する脅威への取り組みを強化しようという考え方である。すなわち、人間の安全保障を考える上で最も重要なことは、人間の自由と人間がもつ創造的で価値ある人生を生きていく豊かな可能性を確保することである⁹⁰。そして、その実現には、上からの保護と下からの能力強化によって人間がポテンシャルを十分発揮できるような枠組みをつくっていくこと⁹¹が重要という視点である。

地域統合や複数の国での取り組みを重視する視点とは、人々の生存・生活・尊厳に対する脅威に取り組む場合に、また、人々がそのポテンシャルを十分に発揮できる環境として、国境を越えた地域や複数の国のレベルを含めて人間の安全保障を実現する枠組みを考えていくことを意味する。すなわち、人間を中心に考えて、人々の直面する課題に取り組むのに最もふさわしい地域的な範囲を設定しようとするのであれば、そこには国境を越えた地域や複数の国のまともにも含まれるという考え方である。

アジア経済危機のような金融危機の地域的な連鎖、テロ対策や非伝統的な安全保障問題、環境や鳥インフルエンザなどの課題は、国境を越える人々への脅威を予防し、対処しようとするものであり、地域統合や国境を越える課題へのこのような取り組みは、人間の安全保障の実現に向けた取り組みであるといえる。また、統合継続の条件を整える支援として整理された格差の是正や貧困問題への取り組み、域内の社会問題を地域統合体として共有しようとする動き⁹²は、このような脅威に取り組む国や社会相互の対処能力の向上につながる。

人間の安全保障の視点は、ASEANの統合を支援し、国境を越える課題に取り組むことによって、一層確保されるものと考えられる。

(5) 重点支援項目

ここでは、このような考え方を踏まえ、重点的な支援の方向性を以下のとおりとする。

ASEANに対する支援は、引き続き重点援助対象とする。その際、地域的な観点からは、ASEANの統合強化を重点とし、あわせて、この地域を中心として達成が図られるべき国境を越えた課題に取り組む。また、人材育成についてはわが国の継続的な重点的コミットメントであるので、その考え方の整

⁹⁰ 外務省（2001）

⁹¹ 外務省資料に引用された緒方理事長発言より。

⁹² ASEAN共同体の三本柱の一つは社会・文化共同体であり、2004年のASEANサミットで採択された社会・文化共同体行動計画においては、その中核的な要素として、思いやりのある諸社会から成る共同体の創設、経済統合の社会的なインパクトの管理などが挙げられている。

理に言及する。より具体的には、以下のとおりとする。

1) より統合されたASEANを目指して

これはさらに以下の2つに分かれる。

人、物、金、情報の自由な流通を可能とする制度化及び基盤整備支援（制度深化への支援）

貿易投資、財政・金融、人の移動に資するもの、及びこれらに必要なASEAN事務局の機能強化を中心とする。従って、中心は、サービス・リンク・コスト低減に資する運輸・交通インフラ及び物流システム、情報インフラ、貿易円滑化や基準認証、知的財産権などの地域的な制度整備支援、債券市場育成などの金融面での協力、技術者の資格制度の共通化、中小企業支援、その基盤としての各課題分野におけるキャパシティ向上などである。治安の確保、新興感染症対策に資する協力などもこうした自由流通を確保するための重要な要素であるが、上記（2）で述べた理由によりこの面での統合深化に資する協力は国境を越えた課題への協力として一括する。

なお、既にいくつかの国で二国間の経済連携協定の締結・基本合意がなされており⁹³、これらに関連する協力の緊急性は特に高い。

第5章に示されるように、貿易投資、財政金融、運輸交通、情報通信技術（ICT）については、予備的な検討を行った。それによる各分野の重点事項は以下のとおりである。

貿易投資：産業統計、税関手続き、基準認証、知的財産権保護などに資する地域的な制度の構築支援、各国における能力向上

財政金融：地域的な経済の不安定への対応力の向上を図り、より円滑な資金移動を可能とするよう各国におけるマクロ経済政策運営能力の強化、アジア債券市場整備、外国為替の安定や債券市場の育成に資する短期金融市場の整備を中心に協力を行う。

運輸交通：運輸インフラの地域的なハーモナイゼーションを考慮したサービス向上と地域的な技術・サービス基準設定、運輸インフラ・サービスによる輸出入手続きの迅速化・効率化への貢献、ワンストップ・サービス実現などによる国境通過の改善、運輸交通における治安と安全対策の強化への支援など。

情報通信技術（ICT）：各国及び地域的な政策・制度づくりへの支援、人材育成、地域的なネットワーク化、特にルーラル地域への情報通信ネットワークの普及に資する情報通信基盤の整備、援助におけるICTの利活用を中心とする。

貧困と格差の是正（統合継続の条件への支援）

CLMV諸国を対象とした域内格差是正及びBIMP-EAGAなど国境周辺貧困地域への地域的な取り

⁹³ 第3章の表3 - 10にあるように、わが国は、既にシンガポール、マレーシアと締結済みであり、タイ、フィリピンとは基本合意、インドネシアとは交渉を開始したところである。なお、新聞報道などによれば、近日中にベトナムとの交渉を開始する可能性がある。

組みを中心とする。各国における貧困削減への取り組み、国内における地域間格差の是正は、広い意味でここに該当するが、上記(3)に述べたように、CLMV諸国への支援、サブリージョナルな協力が特にこれに該当する。なお、第3章で述べたように、域内各国のMDGsの達成状況は、いくつかの例外を除いておおむねOn trackであり、既存の取り組みの継続が期待される。統合継続の条件への支援という意味では、統合のコストとして引き起こされる各国の社会的な不安定への対応などもその一角である。ここには、治安の確保、環境保全など国境を越える課題として一括されるもののほかにも社会分野への協力などで該当するものがあり得るであろう。しかしながら、これを体現するものと思われる安全保障共同体、社会・文化共同体の形成は緒に就いたばかりであり、この分野でどのような協力が可能であるかについては、今後の検討課題である。

ここでは、表3-10にASEAN成長地域として取り上げられているCLMV諸国への支援及び局地経済圏としてIMT-GT(インドネシア・マレーシア・タイ三角協力)及びBIMP-EAGA(ブルネイ・インドネシア・マレーシア・フィリピン東ASEAN成長地域)を取り上げる。これ以外に、表3-10にあるようにASEANの地域内においては、メコン河委員会、イラワジ・チャオプラヤ・メコン経済協力戦略(ACMECS)、CLV開発トライアングルなどの局地経済圏構想があるが、これらの協力地域については重複がみられるので、相互関係をよく見極めた上での検討が必要である。

CLMV：インフラ整備、貿易投資促進、人材育成・制度支援として、交通網・配電網・通信網などの経済インフラ整備、出入国管理、税関整備などの物流関連、観光開発、ビジネスフォーラム実施、高等教育の拡充などを重点とする。なお、この地域にとっては、国境を越える課題のうち、HIV/AIDS、マラリア等の感染症、SARS、鳥インフルエンザ等の新興感染症、麻薬、テロリズム、海賊などの犯罪取り締まり、地震、津波等災害対策、森林、国際河川、酸性雨対策等の環境対策、などについては特別な配慮が必要である。

BIMP-EAGA等ASEAN成長地域：IMT-GT及びBIMP-EAGAについては、両地域とも貧困や非伝統的な安全保障にかかる課題を共有する地域であるため、平和構築支援や非伝統的安全保障分野に対する地域の安定化に資することを目的とした協力及び貿易や民間活動の促進による経済開発に資する協力を重点とする。

2) 国境を越えた課題

ここでは、ASEAN地域においても重点的に実施されるべき国境を越えた課題として、治安面での協力、環境保全、エネルギー安全保障、新興感染症対策、防災、食糧安全保障・食の安全を想定する。なお、民主化・人権問題への取り組みも今後の重要な協力分野である。これらを2)から分離したのは、上記(3)の理由にもよるが、こうした協力の課題を支援の課題としてみた場合にも極めて多義的だからでもある。多義的とは、これらの課題が、統合の深化にも継続の条件整備の双方に資する可能性があるからである。なお、安全保障共同体あるいは社会・文化共同体実現に向けた取り組みがさらに強化された場合には、こうした国境を越えた課題として分類されたもののなかに統合強化の一環として検討することが優越するコンポーネントとして明確化されるであろう。また、上記(3)に述べたように具体的な課題ごとに適切な地域範囲を設定することが重要である。

「東南アジア地域援助研究会」では、治安面での協力、環境保全、エネルギー安全保障について予備的な検討を行った。それ以外の重点分野について以下に簡潔に示す。

- ・ 防災 - インド洋岸諸国及びASEANとしての地域的な防災・緊急援助体制整備及びそのための各国の災害対策体制の整備
- ・ 鳥インフルエンザ - 感染の早期発見と緊急対応体制構築への支援など
- ・ 食糧安全保障・食の安全：食糧・食品の相互依存を前提とした食糧の地域的な安定供給及び食品の安全基準や衛生水準の向上に資する協力など

また、民主化・人権保護への取り組みについては、ASEANの安全保障共同体行動計画で取り上げられているように、ASEANの今後の制度深化を図る上でも重要な課題である。しかしながら、現状認識に基づけば、可能な国、可能な範囲での協力を各国政府やASEAN事務局との対話や各国の事情を踏まえながら行っていくことが現実的であろう。このため、当面は、こうした対話を踏まえ、選挙支援、立法府や司法府の能力向上、各国人権委員会やASEAN事務局の機能向上、これらの課題にかかる各国及び地域的な研究能力の向上・意見交換の促進などを各国政府、アカデミズム、非政府組織、ASEAN事務局などと連携して行うことを検討する。

治安と開発：特に、テロリズム、海賊、マネーロンダリング、サイバー犯罪などの地域的な法的整備の制度の標準化を含む制度的な能力の向上、人材育成、アカウントビリティの向上に資する協力など。また、ASEANの第3トラックともいえる域内の研究者間のネットワークの活用を図る。

環境：地球規模、地域的な環境への取り組みの基盤としての国内環境問題への取り組みの強化、サブリージョナルなレベルでの越境環境問題、共有天然資源の適正管理に資する各国の能力の向上、地球規模環境問題の一環としての途上国CDM事業支援、地域統合支援としての地域的な環境管理制度及び関連施設の整備など。

エネルギー分野：省エネルギーの促進、代替エネルギーの開発などエネルギー供給源の多様化、ASEAN域内での補完関係の強化、地方部におけるエネルギー供給確保のための制度的な整備、備蓄を含む石油の地域的な安定確保に資する協力を重点として検討する。

3) 人材育成へのコミットメント

人材育成は、わが国のイニシアティブとして、さらには、ASEAN側からの要望においても、常に独立した項目として重要な位置付けを与えられていることをも踏まえる。当然ながら、人材育成は、それ自体で重要な協力項目であるが、多くの場合課題別の目標を達成するための一つのコンポーネントを成すものでもある。いわば、統合の深化にも継続の条件整備にも、さらには、国境を越えた課題にも資するものであり、様々な要素が含まれる。ここでは、第5章及び各論編で詳述するように、このような人材育成を、地域的な見地から、産業界の需要に見合った人材育成など競争力の強化に資する人材育成、統合を推進する人材の育成など統合の促進に資する人材育成、国境を越えた課題に資する人材育成、格差是正に資する人材育成に整理しており、これらの課題に対応する独立したプログラムとして、あるいは、ほかの協力のコンポーネントとして取り組むこととす

る。

上述の重点的な支援の方向性は、これまでに概説したASEANのこれまでの取り組みと今後の方向性、わが国のイニシアティブの方向性にも十分沿ったものであることが確認される。

既に理解されるように、ここで述べた協力の分野は、多くの場合既に各国の重点支援分野として、わが国によって国ごとに多くの協力が実施されてきているものである。しかしながら、これらの協力を地域的な観点から統合的な協力として意義付けし、地域統合や地域益に資する形で設計することは、いくつかの例外を除いて行われてこなかった。また、地域統合や地域益に貢献する観点から、最初から直接ASEANを対象とした新たな協力をも検討する必要もある。より具体的な協力のパターンについては、第6章において検討を加えた。また、第6章においては、これまであまり行われてこなかった地域的な取り組みを促進する仕組み・協力方法の整備、実施体制の整備が重要な課題であるとして検討している。

次章以降では、こうした基本的な重点の方向性を踏まえ、分野ごとにより詳細に検討する。なお、重点支援の方向性の1)は、主に実施方法上の問題であるので、以下に特に記載しないが、緩やかな地域プログラムを念頭に置いた上で二国間の協力に取り組むなどの方法の採用が望まれる。

第5章 分野別重点支援の方向性

1. 人、物、金、情報の自由な流通を可能とする制度化及び基盤整備支援

1-1 貿易投資

ASEANの経済統合の進展は、より規模の大きな域内統一市場の形成、共同で進められる投資受け入れ環境の整備によって地域への企業進出を促進し、税関手続きや製品基準の共通化など域内で共通の制度的基盤を築くことによって域内のサービス・リンク・コストを低下させ、域内における効率的な企業展開、生産・流通ネットワークを可能にする。

従って今後、ASEANにおいても、それが「統合された単一市場」として機能していくために、域内で通商に関連するルール・条件の共通化を図る協力が非常に重要となっている。具体的な協力分野としては、以下の分野が考えられる。

(1) 産業統計

ASEAN諸国経済の成長基盤整備の観点から、域内各国政府が時宜を得た産業政策を立案・実施する上で必要な「産業統計」の分野においては、以前からタイ、フィリピン、マレーシア、ベトナムなどで協力を実施している。ただし、ASEAN域内における経済的相互依存関係が一層深化・複雑化する一方で、ASEAN各国の産業統計には依然として国ごとの整備進捗状況に大きくばらつきがある。そのため、投資誘致条件の整備という意味でも、各国の整備状況を平準化していく視点での協力が必要とされている。

(2) 税関手続き

既述のとおり、AFTA運用課題のうち「域内貿易比率が低い」という問題の要因の一つとして「制度的・手続き的な問題」があるが、CEPTスキームに関する制度的・手続き的な問題の一部は、各国当局担当者が制度の運用に恣意性を持ち込む余地があることから生じている。従って、税関手続き（関税評価等）を抜本的に見直すなど、「CEPTスキームの徹底・手続きの円滑化」に資する協力の実施は極めて重要といえる。なお、ASEANでは、国境手続きのワンストップ化に向けて検討が行われている。これについても今後、内容把握を図り、協力課題として前向きに検討を行う必要がある。

(3) 基準認証

域内分業体制の再構築を加速化するには、域内における国ごとの基準の差異が貿易・投資の障害とならないことが重要であり、国際基準の採択などを通じて域内の基準認証が整備・共通化されていることが不可欠である。ASEAN市場統合化の観点からは、個々の産業のニーズを踏まえつつ、ASEAN域内における基準認証の調和を図るための技術協力をさらに推進する必要がある。

(4) 知的財産権保護

知的財産権が保護されていることは、各国にとって海外からの直接投資あるいは再投資を呼び込む機会の確保とともに、中長期的にはおのこの国内における知的な創造活動、技術革新を通じた経済発展にも資する。こうした観点から、ASEANでは「ASEAN知的財産権アクションプラン2004 - 2010」に基づく各種の取り組みが進められているが、日本としてもこうした取り組みを後押しする協力を実施すべきである。

なお、これらの分野はまさに「日ASEAN包括的経済連携構想」において協力の対象範囲に挙げられているものであり、日本・ASEAN全体での連携を促進するものである。そうした意味で、例えば「基準認証」の分野についてみれば、日本とASEAN諸国との標準化政策対話の場である「ACCSQ-METI会合」において、当該分野における日ASEANの協力に関する意見交換や調整が行われており、また協力の具体化としては、経済産業省が主導する形で2003年5月に策定された「ASEAN基準認証協力プログラム」に沿って、「標準化」、「適合性評価」及び「計量」の各分野におけるASEAN諸国との連携強化を目的とした技術協力が実施されている。

1 - 2 財政金融

財政金融分野の協力は、アジア経済危機の経験から危機後その必要性が強く認識され、ASEAN + 3レベル、ASEANレベルとともに取り組みが強化された分野である。

1997年11月にマニラにおけるアジア蔵相・中央銀行総裁代理会合で、金融・通貨の安定に向けたアジア地域協力強化のための新フレームワーク「金融・通貨の安定に向けたアジア地域協力強化のための新フレームワーク」(マニラ・フレームワーク)が合意され、域内サーベイランスを含め定期的な意見交換が行われている。また、ADBを中心にASEAN + 3の枠組みでサーベイランス支援及びサーベイランスの効果的な実施のためのマクロ経済研修が行われるようになった。

2000年5月にはASEAN+3財務相会議において、既存のASEANスワップ取り決めを基に、通貨交換(スワップ)取り決め及びレポ取り決めを通じて域内における危機発生時の相互協力を行うチェンマイ・イニシアティブが合意された。現在、チェンマイ・イニシアティブに基づく二国間スワップ取り決めの数は増大し、東アジア諸国間で網の目のような形の資金協力ネットワークが構築されつつある。

2002年12月にわが国は、「アジア債券市場育成イニシアティブ(Asian Bond Markets Initiative: ABMI)」をASEAN+3の会合において提言し、タイのタクシン首相のイニシアティブをも得て、2003年2月のASEAN+3の非公式会合において、6つのワーキング・グループ(WG)⁹⁴が設置され、AMBIの具体化に向けた検討が行われてきている。また、アジアの債券市場育成については、アジアの中央銀行間協力の枠組みである東アジア・オセアニア中央銀行役員会議(Executives' Meeting of East

⁹⁴ () 新たな債務担保証券の開発WG(議長:タイ)、() 信用保証及び投資メカニズムWG(韓国)、() 外国為替取引と決済システム等WG(マレーシア)、() 国際開発金融機関、政府系機関及びアジアの多国籍企業による現地通貨建て債券の発行WG(中国)、() 地域の格付け機関及び債券市場の情報の発信WG(シンガポール、日本)、() 技術支援WG(インドネシア、フィリピン、マレーシア)

Asia and Pacific Central Banks: EMEAP)⁹⁵において、2003年6月にアジア債券基金の創設が発表され、東アジア8カ国・地域（中国、香港、インドネシア、韓国、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ）の国債及び政府系企業債の振興が行われている。

1-2-1 為替政策協調

実質為替レートは交易条件であり、名目為替レートに外国からの財・サービスの価格を掛けたものを、自国から輸出される財・サービス価格で割ることで得られる。この交易条件には、関税だけでなく、為替レートが重要な影響を与える。為替レートの水準が関税率以上に交易条件を変化させて、ある国の財・サービスの輸出入に多大な影響を与えることから、ASEAN+3などのレベルでより安定的な為替政策協調の必要性が議論されつつある。ASEAN、特に先発ASEAN諸国については、最適通貨圏に近づきつつあるとの議論もあり⁹⁶、先発ASEAN諸国を中心に通貨バスケットに基づく固定為替レートの先行導入の可能性が検討され得る。ただし、最適通貨圏の形成には、地域的な経済の開放度と労働の移動可能性の高い自由度が求められるとの議論もあり、各種金融制度の制度発展とともに相当程度の域内自由化が必要とされる。

1-2-2 支援の方向性

(1) 為替政策協調に資する協力

インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール及びタイの特別引出権（Special Drawing Rights: SDR）ペッグ為替レート制度など安定的な為替協調を実現すべく、これらの諸国の短期金融市場の整備に向けた技術協力が考えられる。特に、インドネシア及びフィリピンを中心に支援を検討する。可能であれば、シンガポール、マレーシアからの技術移転に協力することも考えられる。これによって、共通の法制度に裏付けられた短期金融市場の整備の促進が期待される。

短期金融市場の深化は、ASEANの金融セクターにおける主要なイニシアティブの一つであるアジア債券市場の育成にとっても重要である。ASEAN諸国で十分に成熟した短期金融の公開市場をもつ国は少ない。特に、短期国債市場や長期の国債を容易に流動化させる現先市場をもつ国は少ない。

(2) 債券市場整備に資する協力

東アジア諸国の多くの国においては、間接金融がファイナンスの大勢を占めているが、アジア経済危機は、このような金融構造を直撃したものとされ、根本的な原因は、途上国における間接金融が抱える2つのミスマッチ、すなわち外貨で借り入れて内貨で貸し付けることに伴う為替リスク、短期で借り入れて設備投資等中長期の貸し付けを行う期間変換に伴うリスクに求められている。これを是正するためには債券市場等直接金融を振興し、よりバランスのとれた金融構造にすることが必要との共通認識がある。

⁹⁵ オーストラリア、中国、香港、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、シンガポール、タイの11カ国・地域の中央銀行・通貨当局から構成される。

⁹⁶ 財務省財務総合政策研究所（2005）

債券市場の育成には、まず、政府債市場の確立が重要であり、先発ASEAN諸国のなかでは、特にインドネシア、フィリピンがこの面での協力の対象として重要となっている。他方、CLMVについては、政府債市場振興の前提条件である、健全なマクロ経済運営及び財政運営の確立が先決条件として重要と思われる。

このため、インドネシア、フィリピンについては、政府債券市場育成、さらには、政府債務管理にかかる協力を重視する。また、CLMV諸国については、債券市場育成の前提条件となる健全な財政運営及び債券市場に対する理解の増進に資する協力を重視する。

1 - 3 運輸交通

1 - 3 - 1 東南アジア地域における運輸交通の課題

東南アジア地域は、歴史的にみても海上輸送に依存しており、外国貿易のための主要港湾を核として開発が進められてきた。内陸部にはメコン河・山岳など交通上の障害も存在し、これに加え、過去の冷戦構造が当地域を分断し、メコン河をまたぐ東西交通は遮断されてきた。このような状況により、当地域の国々は海上輸送による遠隔諸国との経済的つながりにより発展してきており、地域内の近隣諸国との経済的な連携は最近まであまり活発ではなかった。しかし、ASEANという枠組みから見れば、内陸輸送ネットワークの整備はASEAN地域の振興に極めて重要であり、また、開発の遅れた後発加盟国（CLMV）の開発にとっては不可欠といえよう。

ASEAN加盟国間の開発格差は大きいだが、これは運輸交通インフラの整備レベルにも端的に表れており、平方キロ当たり道路延長により量的に比較すると、シンガポール（4.475km/km²）が最も高く、ベトナム（0.047）、ミャンマー（0.043）、ラオス（0.013）は極めて低い。道路総延長に対する舗装道路率により質的に比較すると、シンガポール（100%）が最も高く、カンボジア（4.4%）が極端に低い値を示している。運輸交通の面からも、先発加盟国と後発加盟国（CLMV）との格差は非常に大きい。

短期的にはFDI誘致・国際競争力の強化など、また、中長期的には地域内格差の是正や経済共同体（AEC）の形成など、これらの面で運輸交通インフラとサービスの整備に期待されるところは非常に大きいといえよう。

1 - 3 - 2 運輸交通分野におけるASEANの政策目標と日ASEAN協力

ASEANは2020年までにASEAN経済共同体（AEC）を形成し、これにより世界的なサプライチェーンのなかでダイナミックかつ強力な一つのセグメントになることを目指している。これを実現するため、「ピエンチャン行動計画（VAP）2004 - 2010」により総合的な地域施策を推進し、また、“The ASEAN Transport Action Plan 2005 - 2010”により運輸交通セクターの地域施策を推進しようとしている。

“Transport Action Plan”では、貿易はASEAN経済にとって最も重要であり、適時・的確かつ合理的なコストで輸出入を可能にすることが必須であり、そのためには、優れた交通インフラ、質の高い輸送とロジスティクス・サービス、並びに、迅速な輸出入手続きが不可欠であり、港湾とのアクセス道路の改良、港湾インフラの整備、効率的な海運ネットワークの確立が重要であるとしている。

運輸交通セクターにおいてASEAN加盟国が相互に調整すべき重点政策として、インフラとサービスの開発、交通を容易にするソフト施策の実施（ボトルネックの解消、国境通過の改善、市場アクセスの向上等）、設計・基準・手続きなど技術面でのハーモナイゼーションの3点が挙げられている。

ASEANの取り組みに対し、日本政府は“ The Framework for Comprehensive Economic Partnership between ASEAN and Japan ” に合意し、「運輸とロジスティクス分野での協力」を表明している（2003年10月）。協力の重点分野としては次の4分野が挙げられている。国際物流の円滑化、海上交通の安全・海洋汚染防止促進等、航空の安全性・効率性の向上、最新技術による環境・安全確保等。

1 - 3 - 3 ASEAN地域協力についての方向性

(1) 協力の優先対象国

ASEAN加盟10カ国の開発レベルは大きく異なっており、開発が遅れている後発加盟国並びに先発加盟国のなかで開発が遅れているインドネシアとフィリピンを協力の優先対象国とする。ASEAN地域協力においてはASEAN事務局との協力が重要であり、ASEAN事務局の能力強化を含め同事務局に対する協力も重視することが必要と考えられる。

(2) 優先する協力分野

ASEAN諸国は以前からわが国の援助重点国であり、二国間協力をベースに運輸交通分野においても様々な協力が行われてきた。また、国土交通省の下でも多様な技術課題に対する技術協力が実施されている。優先する協力分野を提案するにあたっては、次の点を考慮することが必要と考えられる。

二国間協力では協力の対象になりにくい複数国にまたがる地域的な運輸交通課題

「協力の優先対象国」の国際化・FDIの誘致に貢献する運輸交通課題

国土交通省の下に実施されている「運輸とロジスティクス分野での協力」と重複しない運輸交通課題

国際機関の対ASEAN協力と連携できる部分は積極的に連携する

以上の点を考慮しつつ、以下の分野を優先して協力することを提案したい。

運輸インフラ・サービスの改善とハーモナイゼーション：各国の港湾・空港・道路・鉄道など運輸インフラ・サービスの改善に対する二国間協力においても効率的で信頼できるASEAN運輸システムの形成・拡充を図るという視点を常に重視し、また、国を超えて適用されることが望ましいインフラの技術基準・サービスの品質基準などの採用に協力する（ASEAN加盟国全般）。

輸出手続きの迅速化・効率化：国際貿易機関（WTO）、国際商業取引条件（Incoterms）、電子データ交換（Electronic Data Interchange: EDI）などの国際標準の批准・採用に協力するとともに、税関手続き・検疫などのコンピュータ化による迅速・効率化に協力する（優先対象国）。

国境通過の改善：二国間のボーダーポストを一つに統合し、また、書類・手続きなどの共通化によってワンストップ・サービスを可能にし、国境通過の迅速・効率化に協力する（ASEAN加盟国

全般)。

治安と安全対策の強化：ASEAN運輸システムの主要なノード（空港・港湾・鉄道駅・バスターミナル等）の治安対策及びリンク（航空路・シーレーン・鉄道・道路等）の安全対策の強化に協力する（ASEAN加盟国全般）。

ガバナンスの強化：上記 から を実施する上で必要とされる法制度整備・制度改革・人材育成などガバナンスの強化に対し国際機関・地域機関などとの連携を考慮して協力する（優先対象国）。ASEAN事務局のキャパシティ・ディベロップメント（CD）：ASEAN事務局は今後その機能強化が必要になると考えられるが、専門家派遣・研修プログラムの提供などによりキャパシティ・ディベロップメント（CD）全般に協力する（ASEAN事務局）。

1 - 3 - 4 東南アジア地域協力実施上の留意点

二国間協力を通じた特定国への運輸インフラ・サービス分野での協力においても、同協力案件のASEAN地域における位置付けを考慮し、隣接国とのハーモナイゼーションに十分配慮する。

ASEAN地域協力における重複を回避し効果的な協調・連携を実現するため、国際機関・ドナー諸国と継続して定期的に情報を交換する（特にアジア開発銀行）。

1 - 4 情報通信技術（ICT）

1 - 4 - 1 情報通信技術分野における協力の基本的な方向性

情報通信技術（Information and Communication Technology: ICT）分野における協力は、地域を問わず、JICA課題別指針（情報通信技術）に従い、実施されている。本指針においては、デジタル・デバイドの解消及びデジタル・オポチュニティを提供、情報通信技術のほかの開発課題への利活用及び国際協力事業における効率的・効果的な利活用を目的に、以下が開発戦略目標として掲げられている。

開発戦略目標 1：IT政策策定能力の向上

開発戦略目標 2：IT人材の育成

開発戦略目標 3：通信基盤の整備

開発戦略目標 4：各分野へのIT活用による効率・効果の向上

開発戦略目標 5：IT活用による援助における効率・効果の向上

1 - 4 - 2 東南アジア地域の情報通信技術分野における取り組み

(1) ASEAN加盟国の情報通信技術にかかる政策動向

ASEAN加盟国の情報通信技術にかかる政策動向について、概略を説明する。カンボジア、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムといったASEAN加盟国の大部分が、国家のICT戦略を策定し、ICT政策を推進している。これらのICT戦略に共通する事項は、情報通信インフラの整備、電子商取引の推進、ICT活用促進のための法・制度の整備、ICT人材の育成、

ICT利活用・アプリケーションの促進、電子政府の構築、コンテンツの充実である。

情報通信インフラの整備については、シンガポールのように相当のレベルでインフラが整備されている国がある一方、CLMV諸国においてはインフラ不足の解消が課題であり、インドネシアにおいては、地方における無情報地帯の解消が課題となっている。また、ほとんどのASEAN加盟国が、電子政府の構築を積極的に推進している。さらに、ソフトウェア・コンテンツについては、英語が公用語であり、ソフトウェア産業分野でインドを追っているフィリピンがある一方、アジア独自の多言語コンテンツを開発するシンガポール、ICT普及のため母国語コンテンツ開発に注力するインドネシア、マレーシア、タイがある。

(2) e-ASEAN

1999年11月に、マニラで開催された第3回非公式首脳会議において、「e-ASEAN構想」が承認され、e-ASEAN Task Forceの設置が決定された。その後、2000年11月にシンガポールで開催された第4回非公式首脳会議においては、e-ASEAN構想の枠組みを規定する「e-ASEAN枠組み合意」が署名された。

e-ASEANの目的は、情報インフラの整備、人材育成などを推進するためのASEAN内先進国による後発途上国への支援の強化、ASEANの情報通信技術分野における競争力を強化・発展させるための協力の推進、ASEAN加盟国内及び加盟国間のデジタル・デバイドの低減のための協力の推進、e-ASEAN実現のための官民協力の促進、ICT製品とサービスの貿易及び投資自由化の促進、となっている。また、目標達成のための主要課題としては、ASEAN情報通信基盤（ASEAN Information Infrastructure）の整備促進、法整備・政策実施などによる電子商取引（e-Commerce）の成長促進、ICT製品及びサービスの貿易と投資の自由化、キャパシティ・ビルディング及びe-Societyの実現、電子政府（e-Government）の実現、となっている。

e-ASEANの推進のため、ASEAN電気通信及びIT担当大臣会合（ASEAN Telecommunications and IT Ministers Meeting: TELMIN）、ASEAN電気通信及びIT担当高級事務レベル会合（ASEAN Telecommunications and IT Senior Official Meeting: TELSOM）が定期的に行われている。

e-ASEANで取り組むべきプロジェクトとして、ユニバーサル・アクセス（Universal Access: UA）、デジタル・デバイド（Digital Divide: DD）及び電子政府（e-Government: e-Gov）、電子社会（e-Society: ES）とICT人材育成（ICT Capacity Building: ICB）、ASEAN情報インフラストラクチャー（ASEAN Information Infrastructure: AII）、といった3つの分野それぞれについて、会議・セミナー・ワークショップ、研修、調査研究がASEAN加盟各国から提案され、検討されているところである。

(3) ASEAN各国間での協力

先発ASEAN諸国から後発ASEAN諸国への支援を中心として、ASEAN各国間での協力も実施されている。マレーシアにおいては、ミャンマー及びベトナムに対して、ICT分野で協力を進めることを合意しており、シンガポールにおいては、ベトナムに訓練センターを設立し、イントラネット構築などの研修を行うとともに、カンボジアでネットワーキング研修を実施している。また、タイにおいては、ラオスで全18県のインターネット接続を確保するプロジェクトを実施し、ミャンマーではブロードバンド衛星ネットワークの提供プロジェクトを行っている。さらに、マレーシアとタイの間では、e-Passport

システムの開発計画が進められている。

(4) ASEAN+3 電気通信及びIT担当大臣会合

2004年8月にタイ・バンコクにおいて、ASEANと日本、中国及び韓国の間で、上記のTELMIN及びTELSOMにこれらの3カ国を加える形で、第1回ASEAN+3 電気通信及びIT担当大臣会合（TELMIN+3）と第2回ASEAN+3 電気通信及びIT担当高級事務レベル会合（TELSOM+3）が開催され、ASEAN域内の電気通信及びITの発展に向け、ICT分野における情報などの共有、プロジェクト協力の推進などを目的に、ASEAN情報インフラストラクチャー（AII）の開発、デジタル・デバイドの解消、人材育成、ICT政策の調整・協調、ICT分野での貿易投資円滑化を協力分野としていくことが合意された。

上記の第2回ASEAN+3 電気通信及びIT担当高級事務レベル会合では、日本からは情報通信インフラの整備、研究開発ネットワークの確立、アプリケーション開発、人材育成・研修への協力が、中国からはASEAN情報通信基盤の整備、専門家によるコンサルティング、人材育成、ネットワークセキュリティが、韓国からは技術及び政策に対する助言、情報通信インフラの整備、文化遺産のデジタルコンテンツ化が、それぞれ協力の重点分野として提案された。一方、ASEAN側からは、e-ASEANで取り組むべきプロジェクトについて、日本、中国及び韓国との間で協力していくプロジェクトとして提案されたところである。今後、具体的な協力の実施に向け、引き続き検討を行っていくことが、第1回TELMIN+3及び第2回TELSOM+3で確認された。

(5) わが国における東南アジア地域への協力の動向

2000年7月に、日本政府は九州・沖縄サミットに先立ち、「国際的な情報格差問題に対するわが国の包括的協力策」を発表した。本協力策では、IT分野は民間主導で発展する分野であり、公的部門の役割はもっぱら民間の積極的な取り組みに対して政策及び人材育成などを中心に補完的に協力することを提唱しており、4つの柱として、「ITはチャンス」との認識の向上と政策・制度づくりへの知的貢献、人づくり（研修、人材育成）、情報通信基盤の整備・ネットワーク化支援、援助におけるIT利用の促進、を挙げている。わが国は、これを踏まえつつ、国際的な情報格差（デジタル・デバイド）解消のために、今後5年間であわせて150億米ドル程度をめどに非ODA及びODAの公的資金による包括的協力策を用意するものとしている。

また、「e-Japan戦略」が2003年7月に公表され、ITを軸とする国際関係の構築を目指し、「アジア・ブロードバンド計画」⁹⁷、「アジアITイニシアティブ（Asia IT Initiative: AITI）」⁹⁸の推進が提唱された。2003年に実施された「日ASEAN特別首脳会議」において採択された「日本ASEAN行動計画」でも、これらのイニシアティブを通じて、ブロードバンドのためのネットワーク基盤をさらに発展させるための措置、ネットワーク・インフラに関する共同の研究開発及び標準化に関する活動の促

⁹⁷ アジアにおけるブロードバンド環境の整備を図ることを通じて、アジア全体を世界の情報拠点（ハブ）にすることを目指した行動計画として、2003年3月に発表されたもの。

⁹⁸ アジア各国との協力の下に、ネットワーク・インフラ整備、電子商取引及びコンテンツ流通基盤の整備、人材の流動化促進、技術交流の促進、社会システムの発展・展開などを推進していくもの。

進、ネットワークのセキュリティの確保とともに、インターネット・プロトコルの最新バージョンへの移行に関するノウハウの共有に努め、ブロードバンドをさらに普及するための措置、ASEANのICT専門家及び技術者の技術と知識を向上させるために、専門家の交流、能力構築及び人材育成プログラムの促進、電子学習などのICTアプリケーションの標準化の促進、電子商取引に関連した法的基盤の整備を行うことが提言されている。

(6) そのほかの地域的な取り組み

アジア・太平洋電気通信共同体 (Asia-Pacific Telecommunity: APT) では、アジア・太平洋地域の情報通信分野におけるサービス・インフラの振興、地域協力の推進、政策・技術研究の実施、技術移転・人材育成の強化を目的に、情報通信の発展、規制・政策、情報通信サービス及び無線通信にかかるフォーラム、各種研修、技術標準化などを実施しているが、近年、「アジア太平洋ブロードバンドサミット」の開催など、地域内のブロードバンド化に向けた取り組みを推進している。

1 - 4 - 3 今後の課題とJICAの協力方針

ASEAN加盟各国において進められているICT政策、e-ASEANでの取り組みを踏まえると、東南アジア地域のICT分野における政策課題としては、情報インフラ整備、人材育成、ICT政策支援、電子政府の構築、電子商取引の推進、ICT利用の促進、コンテンツ開発などであると考えられる。一方、わが国においても、アジア・ブロードバンド計画、AITIを通じた情報インフラ構築支援、ICT利活用のための実証実験、人材育成、電子商取引・コンテンツ流通基盤の整備などへの協力が行われている。また、中国、韓国及び主要なドナーにおいても、ASEAN地域の政策課題を踏まえ、情報インフラ構築支援、人材育成、電子政府化への協力、ICT政策支援、ICT関係企業への投資が実施されている。そのため、ICT分野で協力を行っていくにあたっては、これらのASEAN地域のニーズ、わが国における当該地域への援助政策と整合性をとって行うべきである。

ICT化の推進については、わが国においては民間の果たす役割が大きく、また、途上国においても、電気通信事業者が民営化するなど、民間の活動が活発化する方向にあることから、ICT分野は民間主導で発展する分野であり、公的部門は民間の積極的な取り組みに対して政策及び人材育成などを中心に補完的に協力することが役割であろう⁹⁹。また実際に、途上国の電気通信事業者に対しては、わが国の電気通信事業者が資本提携、技術提携を行い、途上国における情報通信サービスの普及、向上に寄与しているケースがある。

このようななか、わが国政府が協力すべき分野としては、政策・制度づくりへの支援、特にICT市場への競争導入、ICT利活用を促進するようなルールづくりへの協力、ICT分野における人材育成、研修、情報通信基盤の整備、各地域内・各地域間のネットワーク化、特にルーラル地域への情報通信ネットワークの普及、援助におけるICTの利活用であると考えられている。わが国の各省庁においては、アジア・ブロードバンド計画などに基づき、実証実験プロジェクト、テストベッド（実験網）プロジェクトを実施しているところである。

⁹⁹ 2000年7月にわが国政府が発表した「国際的な情報格差問題に対するわが国の包括的協力策」。

以上を踏まえ、東南アジア地域への地域協力を行うにあたり、今後の課題とJICAの協力量針として考えられるのは、以下のとおりである。

(1) ICT分野における開発戦略目標の実現

東南アジア地域のICT分野におけるニーズ、わが国のアジア・ブロードバンド計画を念頭に置くと、「JICA課題別指針（情報通信技術）」の開発戦略目標を重点分野として推進すべきと考えられる。また、2005年2月24日にわが国のIT戦略本部において決定された「IT政策パッケージ2005 - 世界最先端のIT国家の実現に向けて - 」のなかの「2005 アジアを中心としたIT国際政策にかかる重点施策について」も踏まえ、ASEAN諸国の現状を考慮に入れ、さらに詳細な協力の重点分野を検討することが必要である。

先発ASEAN諸国については、かなりICTの利活用が進んでいることから、既に策定されているICT国家戦略・計画の実現に向けたプロジェクト、ASEAN地域内でのICT技術開発・実証実験プロジェクトへの政策アドバイス、ICT分野における競争導入、消費者保護の推進、国際的な需要に応えられるような高度なICTにかかる技能を習得できるような人材育成、ブロードバンドネットワークの整備及びルール地域における情報通信インフラの構築、教育、医療、防災などへのICTの積極的な利活用に対する技術協力、電子政府の構築、電子商取引の推進、ICT分野における各種技術にかかる国際標準化の促進などに向けた技術協力プロジェクトなどを積極的に実施することが適当であると考えられる。一方、CLMVの後発ASEAN諸国に対しては、ICTの重要性を把握し、国家の経済社会の振興に向け、基本的なICT国家戦略・計画を描くための政策アドバイス、先発ASEAN諸国との情報格差を是正すべく、基幹的な情報通信網を構築するための技術協力などを重点的に実施していくことが望ましいと考えられる。ベトナムについては、CMLVのなかでは、ICTの発展が進んでいることから、ICT分野における人材育成も進めていくべきである。2003年12月に開催された日ASEAN特別首脳会議でメコン地域開発が提唱されたことから、これも踏まえて、CMLVに対する情報通信インフラ整備を実施していくことが重要である。

(2) アジア・ブロードバンド計画、アジアITイニシアティブなどを念頭に置いた協力案件の実施

これらのイニシアティブの下で、重点的に実施していくことが望ましいものとしては、アジア・ブロードバンド計画については、先発ASEAN地域を考えると、例えば、マレーシアにおける国家ブロードバンド計画の実現への協力、タイにおける無線アクセスシステムを活用したルール地域でのブロードバンド導入、フィリピン、インドネシアなどにおけるテレセンター整備などによるルール地域での情報通信インフラ構築などの協力ではないかと考えられる。一方、後発ASEAN地域については、無線通信技術、衛星通信技術、IPネットワーク技術などの有効活用により、基幹となる情報通信インフラ整備に対する協力が効果的ではないかと考えられる。一方、AITIについては、今後も通信技術、電気・電子、情報システム、ソフトウェアなどのICT分野での人材育成を引き続き実施していくとともに、AITIの下で、地域全体を対象に、情報通信分野での競争導入、電子商取引ルールの整備、各種の技術標準確立、電子政府構築などについて、研修などを開催していくことが有効ではないかと考えられる。

(3) 先発ASEAN諸国から後発ASEAN諸国への協力に対する支援

後発ASEAN諸国においては、先発ASEAN諸国と比較すると、基本的な情報通信インフラが未整備であり、また、政府における情報通信政策の策定能力も開発途上であり、ICT分野における人材も十分ではないことから、まずは、これらを底上げしていく必要がある。特に、ASEAN地域におけるデジタル・デバイドの解消、ユニバーサル・アクセスの実現のためにも、今後はこれらの後発ASEAN諸国に対して、重点的に支援を行っていくことが重要である。

後発ASEAN諸国への協力を考える際には、これまでJICAが先発ASEAN諸国への協力で得た成果を活用することが求められる。特に、これまで東南アジア地域においては、ICT人材育成プロジェクトを数多く実施してきているため、CLMV諸国において、ICT人材育成への協力を実施する際には、この成果を活用することが可能であると考えられる。また、先発ASEAN地域においては、ICT政策アドバイザーの個別専門家派遣により、国家のICT戦略・計画の策定、その実行にも協力してきたので、この分野においても、そのノウハウを後発ASEAN諸国に活かすことが重要である。特に、後発ASEAN諸国で課題となっている情報通信インフラの不足への対応についても、資金援助も有効ではあるが、情報通信インフラ整備推進のための政策立案を支援することも意義がある。さらに、協力を行うにあたって、先発ASEAN諸国には支援パートナーとしての役割も期待される。

(4) 地域協力の活性化に向けた方策の検討

情報通信とは国を超えて活用されるものであることから、情報通信ネットワークなどを通じ、複数国にまたがり、同時に類似な協力案件を実施するなど、広域的な協力へのニーズが増加していくことが予想される。また、ICT分野における東南アジア地域への協力においては、ASEAN、APTといった機関を拠点とする可能性が高いことから、このような機関との連携について方策を検討する必要がある。

特に、e-ASEANの取り組み、APTにおける活動を踏まえつつ、ASEAN地域内共通課題であるルール地域における情報通信インフラ整備方策の提案、安価なブロードバンドネットワークの構築方策の提案、電子政府構築に関する相互のノウハウの交換、電子商取引の共通ルール策定、電気通信市場への競争導入のための制度策定、情報通信機器及びサービスをASEAN地域内で安価に使用可能となる技術標準の検討及び策定、教育、医療、防災などの他分野へのICT利活用のモデルの検討といった、東南アジア地域共通の課題に対して、広域的な協力を行うことが、今後有効ではないかと考えられる。

(5) 援助における主要ドナーとの連携

中国、韓国において、ASEANへの協力が積極的に進められていることから、わが国からASEAN地域へ協力するにあたっては、これらの取り組みを念頭に置き、重複を避けるとともに、情報共有と無駄のない支援を行っていくべきである。

また、そのほかの国際機関及び主要ドナーにおける東南アジア地域への援助・支援動向も踏まえ、これらの活動との連携を検討するとともに、無線アクセスシステム、携帯電話、衛星通信などの無線通信を活用したデジタル・デバイド解消、電気通信分野での競争導入といったわが国の特長・強みが活かせる分野への協力を行うなどの工夫が必要である。

(6) 情報通信基盤整備に資する協力の実施

情報通信インフラの整備は東南アジア地域における重点課題であるといえる。特に、アジア・ブロードバンド計画でも指摘されているように、地域内の情報流通量を増加させるためにも、道路網などのインフラと同様に、情報通信インフラを経済インフラ整備の一環として強化していくことが不可欠である。東南アジア地域のなかでも、後発ASEAN諸国においては基盤となる情報通信インフラが絶対的に不足している上、先発ASEAN諸国では都市部においては情報通信インフラが整備されてきているものの、ルーラル地域ではいまだ整備が不十分である。

そのためには、無償資金協力による情報通信網の整備、情報通信網整備に向けたマスタープラン策定といった協力ももちろんであるが、電気通信市場への競争導入、ユニバーサル・アクセス・ファンドの創設などの情報通信インフラ整備に資する政策及び計画の立案への協力も有効である。さらに、ルーラル地域における情報通信インフラの整備に向け、テレセンターの設立などに技術協力することも案の一つとして考えられる。しかしながら、数多くの国で、電気通信事業の民営化が進んでいくなか、ODAによって情報通信基盤の整備へ協力していくことは困難な状況になってきていることから、JICAとして今後この分野においてさらなる協力を行っていくためには、新しい援助方策の検討が不可欠である。また、その検討にあたっては、情報通信インフラの整備を一国だけではなく、ASEAN地域全体で考慮していくことが有益であると考えられる。

(7) ほかの分野における協力案件への支援

東南アジア地域においては、マレーシア、シンガポールなど、情報通信インフラ、情報通信技術の普及が進んでいる国も見受けられることから、行政、教育、保健・医療、防災などのほかの分野において、情報通信技術が活用されていくことが期待される。また、この地域のニーズのなかにも、ICTの利用の促進が見受けられるところである。

教育分野においては、これまで東南アジア地域において、ICT人材育成、教育へのICT利活用に関するプロジェクトを実施してきたため、これらの成果を活用することにより、ICTを有効利用した教育を地域全体に拡大していくことが可能ではないかと考えられる。また、保健・医療分野については、ICTを活用した遠隔医療などへの協力により、国境を越えて、ASEAN地域の医療が進歩している国から、遅れている国に対して、より高度な医療を提供できるような体制の確立が期待される。さらに、2004年に発生したスマトラ沖大地震・インド洋大津波における被害により、広域的な災害情報の伝達の重要性が明確になったことを踏まえ、ICTを有効活用し、ASEAN地域全体で災害情報の伝達・共有を実施する体制を構築できるように協力を行うことも重要であると考えられる。

このように、情報通信技術そのものの技術移転、人材育成にかかる協力案件に加えて、ほかの分野における協力案件に情報通信技術の利活用を入れ込むことにより、ASEAN地域において情報通信技術のさらなる有効活用が進むようにすることが望まれる。

(8) その他

援助の効率化、効果の増大のために、JICA-Netやマルチメディア教材をはじめとした情報通信技術を効果的に活用すべきである。JICA-Netについては、ASEAN加盟国のうち、シンガポール、ブルネイ

以外の国におけるJICA在外事務所で導入されている。そのため、ASEAN地域における協力には、例えば、広域で行う会議、研修、ワークショップ、セミナーなどについても、今後もJICA-Netを有効活用していくべきである。また、マルチメディア教材については、制作にある程度の費用はかかるものの、大量頒布ができること、かつ個人でも学習が可能であり、利用者にとって便利であることから、ASEAN地域全体の課題に対応したマルチメディア教材を作成することにより、協役に活用していくことが効果的である。

2. 貧困と格差の是正

2 - 1 CLMV

2 - 1 - 1 CLMVにおけるこれまでの協力の現状と特色

1990年代以降、冷戦の終結及び当該地域の情勢安定を受け、メコン地域開発に対する関心が世界的に高まった。ADBによる「拡大メコン地域経済協力（GMS）プログラム」の実施、わが国によるインドシナ総合開発フォーラムの開催、メコン河委員会（MRC）の設立などが1990年代前半の大きな動きである。わが国外務省の同地域への支援重視を打ち出した政策に沿って、JICAも支援開始当初から積極的に復興支援、市場経済化支援などに関与してきた。1997年のアジア経済危機により若干下火傾向となったものの、1999年のASEAN10の実現などを経て、ASEAN統合、域内格差是正の観点から、メコン地域開発への関心が再度高まってきた。わが国は、CLMVのいずれの国に対してもトップドナーとなっている。

CLMV諸国及び東南アジア10カ国を対象にJICA事業実績を分野別にみると¹⁰⁰、東南アジア10カ国では社会開発分野（公益、運輸交通、社会基盤、通信・放送）が25%程度を占めており、次いで農林水産分野が20%程度、計画・行政分野が17%程度となっている。

一方、CLMVではそれぞれの国の状況に応じて異なった傾向がみられる。ベトナム、カンボジアでは社会開発分野が各国の最大分野であるだけでなく東南アジア平均よりも大きなシェアを占めており、本分野が重点課題であったことがうかがえる。ラオスは人的資源開発が20%程度と大きく、社会開発分野、農村開発分野と同程度となっていることが特徴である。ミャンマーについては基本的にはBHN分野（保健医療、教育）にその対象が絞られていること、また、ミャンマーにとって最大の産業である農業分野の支援が重要であることから、農林水産分野が約34%と全体の3分の1を占めている一方で、経済開発分野の割合は5%にも満たない。

JICAの南南協力を通じた各国の支援については、1975年に第三国研修、1995年には第三国専門家派遣が開始され、この2つのスキームを中心に実施されてきた。また、1994年にはシンガポール及びタイとの間でパートナーシップ・プログラムが結ばれ、この枠組みのなかで協力が進められており、南南協力事業は質、量ともに拡大してきたといえる。

しかし、南南協力の実施にあたっては、協力国（実施側）の意向、途上国のドナー化支援という意

¹⁰⁰ 1993年から2004年までの累計実績。

識が強く、裨益国のニーズとのマッチングが十分になされていないのでは、という指摘が関係者、特に裨益国側からなされており、ニーズとリソースのマッチングが課題となっていた。このため、JICAは裨益国からの“協力要請ニーズ”に基づき、協力国が各国独自または各国にあるJICA事務所と協力して、ニーズに関する現況調査と自国のリソースとのマッチングを行うこと、また現況報告並びにさらなる推進のための会議開催、要望調査やその後のフォローアップによる案件採択、実施という一連のプロセスを導入、これをJICA-ASEAN地域協力会議（JICA-ASEAN Regional Cooperation Meeting: JARCOM）メカニズムとして位置付けることとなった。

2002年7月には第1回JARCOM会議がマレーシアで開催され、その後、ラオス、カンボジア、ベトナムで毎年実施されている。JARCOMの主眼はASEAN域内の格差是正を目指した南南協力/地域協力案件の形成であり、必ずしも第三国研修や第三国専門家に限定しているものではない。JARCOMの認知度が高まるにつれ、他地域協力枠組みとの連携可能性やIAI連携（IAI登録案件の増加）などが期待されている。

2 - 1 - 2 CLMVに対する援助に関連する分野別のイニシアティブ及び地域的な協力のニーズ

メコン地域開発では、ADBが1992年に「拡大メコン地域経済協力（GMS）プログラム」を提案し、GMSの事務局及び調整機関としての重要な役割を果たしてきている。

GMSは社会主義経済圏の崩壊及び市場経済化を受け、「人、物、資本の貿易と流通を活発化させ、経済統合の加速化に対応し、インフラを整備し産業競争力を維持することで、貧困削減に寄与する」ことを目的としたものである。ここで注目すべき点は、GMSはADBだけのプログラムではなく他ドナー資金も得て、サブリージョナルなインフラプロジェクトを実施する、としていること、また、本枠組みでは教育・保健分野など社会セクターからの貧困削減アプローチを採用していない点であろう。1992年以降、40億米ドル以上の資金が投入されており、プノンペン - ホーチミンのアジアハイウェイ1号整備¹⁰¹などのハード面の整備のほか、The Phnom Penh Plan（人材育成プラン）、GMS-BF（GMSビジネスフォーラム）、また送電網協力に関する合意、人と物の移動に関する基本合意など、人材育成や組織、制度づくりなどソフト面でも貢献、成果が得られている。

2001年11月、第10回GMS閣僚会議にて、今後10年間の戦略的枠組みとして以下に述べる11のフラッグシッププログラムが提案されている。

南北経済回廊、 東西経済回廊、 南部経済回廊（第二東西回廊）、 通信の安定化、情報通信技術、 地域間電力融通、交易、 国境を越えた貿易・投資の促進、 民間セクターの参加と競争力の拡大、 人材育成とスキル向上、 戦略的環境フレームワーク、 洪水、水資源管理、 GMS観光開発。

わが国は、「メコン地域開発については国際的に多数の組織・枠組みが設立されているが、わが国としては、効率的・効果的に取り組むとの観点からそれらの間の連携・調整の促進が必要であり、特に、それを進めるにあたっては、実績のあるアジア開発銀行拡大メコン地域経済協力プログラム（ADB・

¹⁰¹ 第二東西回廊：プノンペン側は日本による無償資金協力が予定されている。

GMS)の枠組みを最大限活用することが有益との立場」との認識を示しており、ハイヴァントンネル建設計画(ベトナム)、南北統一鉄道復旧計画(ベトナム)、メコン架橋建設計画(カンボジア)、国際通信施設整備計画(ラオス)、ビエンチャン国際空港建設計画(ラオス)などが実施されている。

しかし、現在、以下のような変化が生じつつある。冷戦後十数年を経て、CLMV諸国が経済発展に向けた国内基盤の土台が整いつつあること、ASEAN域内格差が顕在化していること、東南アジア諸国における日本のプレゼンスが相対的に小さくなっていること、中国やインドの東南アジアに対する影響力が増大してきていることなどである。

こうしたなか、日本は2003年12月に開催した日ASEAN特別首脳会議においてメコン地域開発に対する新たなイニシアティブを打ち出し、3年間で15億米ドルの協力を想定し、3つのビジョン(地域の一体性強化、持続的成長の実現、環境との調和)を具体的な三本柱(経済協力の充実、貿易・投資の活性化、国際機関・ASEAN諸国との連携の強化)で達成するとした「メコン地域開発の新たなコンセプト」を表明した。特にメコン地域の持続的な経済成長を達成するには、国ごとの課題に取り組むことに加えて当該地域を一つの地域としてとらえることにより、国境をまたいだ地域全体を広域的に開発する構造が必要であるとした。

CLMV諸国は先発ASEAN諸国との地域格差是正が重要な課題となっており、格差是正なくしてASEAN統合は望めない状況である。これを是正するために様々な支援の枠組みが構築されている。主なものとしては以下のものが挙げられるが、このほかにもASEAN特惠統合システム(ASEAN Integration System of Preferences: AISP)、ASEANメコン流域開発協力(ASEAN-Mekong Basin Development Cooperation: AMBDC)などがある。

(1) ASEAN統合イニシアティブ(IAI)

ASEAN統合イニシアティブ(IAI)とは、2000年11月の第4回ASEAN非公式サミットにおいて、ASEAN内格差是正を目的として創設されたものである。2002年にIAIワークプランが合意された。ワークプランは2002年から2008年までの6カ年計画となっている。優先分野としては、インフラ開発(17)、人材育成(42)、情報通信(17)、地域経済統合(24)の4分野が提示されており(カッコ内はプロジェクト数)、2005年5月末現在、100プロジェクトのうち80のプロジェクトに予算手当て済みであり、うち44のプロジェクトは完了している。日本は韓国に次いでIAIプログラムへの第二のドナー国とされている¹⁰²。

(2) イラワジ・チャオプラヤ・メコン経済協力戦略(ACMECS)

ACMECSは、2003年4月にタイのタクシン首相のイニシアティブにより、タイが隣接国であるカンボジア、ラオス、ミャンマーに対する経済協力を通じて格差是正を目指す経済協力戦略(Economic Cooperation Strategy: ECS)を提案したものである。「貿易投資円滑化」、「農業・産業協力」、「運輸リネージュ」、「観光」、「人材育成」の5協力分野、及び各分野の行動計画を策定した。その後、2004年5月にベトナムが新規加入した。

¹⁰² JICA(2005)

(3) メコン河委員会 (MRC)

地域国際機関であるメコン河委員会 (MRC) は1995年に正式に発足し、メコン河流域の持続的な開発、水利用・管理、保護を目的として、流域開発、洪水対策、ナビゲーション、水力・水資源開発、農業・灌漑、漁業、観光にかかる計画作成、事業化のための援助要請並びに実施、水利用にかかる紛争防止のための水利用計画・規則策定、生態系保護などの環境対策を行うものである。カンボジア、ラオス、タイ、ベトナムの4カ国がメンバー国となっており、4カ国の代表から成る理事会、合同委員会のほか、約130人の事務局スタッフが存在する。年間予算は12百万米ドル (2004年) 加盟各国に加え、日本を含む13カ国及び世銀が予算拠出している。なお、ミャンマー、中国はオブザーバー国となっている。

(4) 日ASEAN経済産業協力委員会 (AEM-METI (ASEAN Economic Ministries with the Ministry of Economy, Trade and Industry of Japan) Economic and Industrial Cooperation Committee: AMEICC)

わが国に関連した動きとしては、1998年に設立された日ASEAN経済産業協力委員会 (AMEICC) が挙げられる。AMEICCはASEANの競争力強化、産業協力の推進と並んでASEAN新規加盟国への支援を打ち出している。同委員会の下に人材育成、中小企業・裾野産業・地場産業、西東回廊開発など8サブセクターのワーキンググループ (WG) が設置された。西東回廊WGでは、「西東回廊包括的産業開発プログラム」を提案し、2004 - 2006年を実施期間、西東回廊地域における産業・物流のネットワーク構築を目的としており、メコン地域の国境を越えた産業連携調査やメコン地域における効率的な物流ルート構築のための調査を行っている。また、有望産業の振興を上位目標として起業家育成支援プログラムや、村落地域における地場企業の加工技術向上プログラム、国際ビジネス能力の向上を上位目標としてCLMV貿易円滑化研修の実施などを行っている。

(5) JICA-ASEAN地域協力会議

JICAでは前項で述べたJARCOMメカニズムを設置し、これを積極的に活用することにより、ASEAN域内の開発格差是正 (IAIと理念を共有) に寄与するべく、域内のリソースを活用した南南協力案件を形成・実施している。

2 - 1 - 3 上記を踏まえた今後地域的に取り組むべき課題とそれに対応する協力の概要・方向

前述のとおり、わが国としては、2003年12月に発表した「メコン地域開発の新たなコンセプト」に沿って、案件形成及び実施に努めることとする。その際、前述したJICA国別事業実施計画の援助重点分野にもあり、「インフラ整備」、「貿易投資促進」、「人材育成・制度支援」を中心とした課題、具体的には交通網・配電網・通信網などの経済インフラ整備、出入国管理、税関整備などの物流関連、観光開発、ビジネスフォーラム実施、高等教育などがメコン地域社会の発展に寄与するとして引き続き協力がなされるものと思われる。他方、各国からのニーズ調査では浮かび上がってこないが地域として特別に取り組まなければならない課題、具体的にはHIV/AIDS、マラリア等の感染症、SARS、鳥インフルエンザ等の新興感染症、麻薬、テロリズム、海賊等の犯罪取り締まり、地震、津波等災害対策、森林、国際河川、酸性雨対策等の環境対策、などについては特別な配慮が必要と思われる。

2 - 1 - 4 当該分野において地域的な協力を実施する場合の援助実施上の改善すべき点、ほかのパートナー（国際機関や域内先発諸国とのパートナーシップなど）との取り組みの可能性など

従来、インフラ施設整備などのハード面を重視した支援の割合が比較的高かった。持続的な経済成長及び外資導入の魅力を高めるための条件として本分野の協力は継続して行うものの、これらの施設を最大限効果的、効率的に活用するため、政策立案機能、制度構築、人材育成などソフト面の支援の割合を高めることにより、ハード面の整備とソフト面支援のベストミックスが重要と思われる。このためJBICによる円借款、ADB等国際金融機関、ASEAN域内のイニシアティブ、また民間資金の動向を十分に把握し、案件形成段階からの関与が望まれる。なお、現地ODAタスクフォースを通じ現地レベルで各国出先機関などとの情報共有、連携を図ることとするが、相手側機関によっては環境社会配慮事項の検討や案件審査状況など、現地事務所には十分な情報がない場合もある。このためには、現地ODAタスクフォースだけでなく本部間でのやりとりなどを通じ、オールジャパンとしての対応がなされるべきである。

前項で述べた地域に共通する課題については、先方政府からの要請を待つだけではなかなか要請がなされにくいものと思われる。

このため、例えば、JICAによる国・課題別計画策定事業費を用いてCLMV諸国を対象にしたプロジェクト形成調査の実施や課題別広域企画調査員を配置して案件形成に努めるほか、事業実施にあたっての特別な予算措置を講じるなどの工夫が必要と思われる。また、地域別研修などのスキームやCLMV各国に設立されている、いわゆる「日本センター」を有効なツールとして活用し、各国担当者の人材育成に貢献することも必要であろう。

これらの課題については、1カ国だけで実施するのではなく、複数国を同時に対象として実施することがより効率的、効果的と思われる。しかし、各国から同時に要請を取り付けるのは事務手続き的にも時間を要すると思われるところ、要請書取り付け、口上書交換という国際約束取り付け方法を工夫する必要があるものと思われる。

2 - 2 BIMP-EAGA等ASEAN成長地域

2 - 2 - 1 はじめに

シンガポール政府が1980年代に推進した「インドネシア・マレーシア・シンガポール成長の三角地域（IMS-GT）」の成功をモデルとし、1990年代初め、地理的に隣接する国境をまたいだ地域経済圏の構築を目的とした、「インドネシア・マレーシア・タイ成長の三角地域（IMT-GT）」、「ブルネイ・インドネシア・マレーシア・フィリピン東ASEAN成長地域（BIMP-EAGA）」が政治主導により進められたが、当初、期待されたほどの成果はあがっていない。

IMT-GTに関してはマレーシア、BIMP-EAGAに関してはフィリピンが主導し、アジア開発銀行（ADB）が地域開発戦略案を作成するなど中心的な役割を果たしてきたが、ここ数年、ASEAN自由貿易協定、ASEAN統合イニシアティブとの連携など、新たな動きもみられる。

本項では、IMS-GT、IMT-GT、BIMP-EAGAの概要及びADBの局地域協力の戦略について概観し、

JICAの局地域協力イニシアティブへの協力の方向性について提言する。

2 - 2 - 2 Indonesia-Malaysia-Singapore Growth Triangle (IMS-GT)

(1) 背景と経緯

1967年にインドネシアはバタム島の石油・ガス精製・輸送基地及び工業団地開発に着手し、外国投資法が施行された。1972年には、策定されたバタム島産業開発¹⁰³のマスタープランに基づき、スハルト大統領がリー・クワンユー首相にバタム島共同開発を提案し、1980年に両国は、同開発協定を調印した。1989年、シンガポールのゴ副首相により、バタム島¹⁰⁴、ジョホール¹⁰⁵、シンガポールを結ぶエリアへの投資構想である「成長の三角地帯」構想が発表され、その後、シンガポールの政府系企業によるバタム島での大型工業団地開発、両国の電話会社による通信網共同開発に合意した。1990年には、新たにリアウ州開発の経済協力協定と投資促進保護協定が調印された。さらに、2004年には、ラオス・ビエンチャンでのASEAN首脳会議において、IMT-GTはASEAN統合イニシアティブ (IAI) として位置付けられた。

(2) IMS-GTの成功要因及び問題点

1980年代後半からシンガポール政府の主導による海外投資、とりわけアジア域内への投資が積極的に行われた。そして、1989年にはさらに海外投資促進法も制定され、海外投資が本格化し、ほかのASEAN地域でもモデルとされる国境をまたいだ地域の経済成長を遂げた。IMS-GTの成功要因については、対立から協調へと動く国際政治情勢の変化（冷戦終結）、地理的近接性、経済規模の拡大による生産コスト削減を通して輸送コストの削減を図ることが可能であった（経済的補完関係が効果的に構築された）、目覚ましい経済発展を遂げている地域の存在などが挙げられている。そのほか、ブラザ合意の影響、日本、韓国、台湾資本が東アジアでの投資先、企業の移転先を探し始めた時期と重なったことも指摘されよう。IMS-GTの経験から導き出される地域協力の問題点としては、常に国家主権の摩擦を引き起こす可能性（特に不法就労、不法移民）があること、利益配分の公平性が必ずしも担保されないこと、急速な人口流入による環境悪化などが挙げられている。

2 - 2 - 3 Indonesia-Malaysia-Thailand Growth Triangle (IMT-GT)

(1) 背景と経緯

参加している地域は、インドネシア北中部スマトラ6州、マレーシア北部5州、タイ南部5州¹⁰⁶であり、域内人口は約2500万人とされている。

1990年のマハティール首相による民間主導の経済圏形成IMT-GT構想の採択以降、1993年マレーシアのランカウイにおいてインドネシア、マレーシア、タイの3カ国の首脳会議¹⁰⁷により正式に発足し、

¹⁰³ 日商岩井、Pacific Bechtelにより策定

¹⁰⁴ インドネシア領

¹⁰⁵ マレーシア領

¹⁰⁶ インドネシア：アチェ、リアウ州、北スマトラ州、西スマトラ州、ベンクル州、ジャンピ州、マレーシア：ペルリス州、ケダ州、ペナン州、ベラ州、セランゴール州、タイ：サトゥン州、パタニ州、ナラシワ州、ヤラ州、ソンクラ州。

¹⁰⁷ スハルト大統領（インドネシア）、マハティール首相（マレーシア）、チュアン首相（タイ）が出席。

2000年にIMT-GTの開発戦略の見直しについて合意された。2001年には、タイの提案によりIMT-GTの新開発戦略、及び新たな実施体制について合意された。さらに2003年、ミャンマーがIMT-GT+1のメンバーとして参加することに合意し、2004年のピエンチャンでのASEAN首脳会議において、IMT-GTはASEAN統合イニシアティブ（IAI）として位置付けられた。

（2）成長の阻害要因

当初、ADBの作成した長期計画案は、マレーシアのみが利益を受けるとして、インドネシア、タイから反発を受け大幅に縮小された。計画合意後も、期待していた民間投資によるインフラ整備はほとんど進まなかったといわれている。特に大きな支障となったことは、タイ - マレーシア間のインフラ整備の停滞であり、背景として、1995年にIMT-GTを進めていた南部タイ出身のチュアン首相が選挙に敗退し、後を引き継いだバンハン政権はタイ南部地域開発に興味をもたなかったという政治的要因が挙げられている。また、国境問題、密輸、不法移民、海洋上の主権問題、タイ - マレーシア分離主義者活動問題、といった懸案事項も民間投資を呼び込む支障となった。加えて、1998年の経済危機が拍車をかけている。その後、IMT-GTの活性化のために2002年から再強化を試みているが、2004年の南部タイにおけるタイ警察とムスリム系住民の殺傷事件、12月に起こったスマトラ沖大地震による影響が懸念されている。

（3）IMT-GTの実施体制

シニアオフィサー会議（Senior Officer Meeting: SOM、次官級）及び大臣会合

SOMはIMT-GTの実務上の最高意思決定機関である。SOMの報告書に基づき大臣会合が行われる。

成長の三角地帯ビジネス委員会（Growth Triangle Business Council: IMT-GTBC）

1994年、各国の民間セクターの意見を代表する組織として設立された。民間活動を円滑化するための域内民間企業による会議であり、原則、毎年開催されている。

IMT-GT Study Centre

タイのソクラ大学に設置され、観光、貿易投資、農・漁業、サービス、インフラ、人材開発の6分野、地域に関する、政策・施策研修、経済圏研究、制度研究を行っている。研究外の活動としては2004年12月のスマトラ沖地震への医療支援として医師の派遣の支援なども行っている。

IMT-GT-UNINET

1996年に結成された、IMT-GT地域の3カ国の8大学による研究ネットワークである。コンサルタント事業も行っており、IMT-GT地域の人々の社会経済面、経営、観光、情報技術の分野での人材育成、共同研究、人材交流のほか、文化活動を行っている。

技術実施グループ（Implementation Technical Groups: ITG）

2001年の第9回大臣会合により、域内協力を促進するため、技術実施グループ（ITG）を表5 - 1のとおり設置した。

表5 - 1 ITGの担当一覧

国名	担当分野
インドネシア	地方横断開発、後発地・域内貿易開発
マレーシア	インフラ開発、貿易・現地開発
タイ	オープンマーケット運営、地方開発

出所：筆者作成。

2 - 2 - 4 BIMP-EAGA

(Brunei Darussalam-Indonesia-Malaysia-Philippine East ASEAN Growth Area)

(1) 背景と経緯

発端はフィリピン国内問題、特にミンダナオにおけるムスリム系住民との紛争である。対象とされる地域はブルネイ、東部インドネシア、東マレーシア、フィリピン・ミンダナオ島南部及びパラワンであり、域内人口は約6000万人とされている。

1986年にミンダナオの安定化のため、ムスリムが多数を占める南部フィリピン地域がムスリム・ミンダナオ自治地域として発足した。1992年にフィリピン政府は、従来のムスリム地域への強硬路線から自治の容認に政策転換し、同一文化・民族による経済圏構想である「BIMP-EAGA 構想」を促進した。1994年にフィリピンのダバオにおいてBIMP-EAGAが正式に発足し、経済発展の加速、輸出競争力の向上、魅力ある投資環境整備を戦略として掲げ、4カ国で輸送船に対する域内の港への陸揚権下付の緩和化、空港インフラの整備に合意した。そして1997年、フィリピン、インドネシア間で「共通関税に関する協定」を締結し、旅行に関する税などの免税措置に合意した。2003年の第9回ASEAN首脳会議においては、BIMP-EAGAの重要性が再確認され、経済危機からの回復が進み、経済危機以降中止されていたスポーツなどの交流イベント（BIMP-EAGA Friendship Games）が再開された。同年フィリピン政府の強い推薦によりオーストラリアの北部準州がBIMP-EAGAの開発パートナーとして承認された。

(2) 成長の阻害要因

域内人口は約5000万人であるが、「無視された地域の集まり」とも評されているとおり、これまで域内を移動する交通・社会基盤インフラが不十分であり経済発展の大きな制約条件になっている。また、IMS-GTのシンガポール、IMT-GTのペナンのような経済発展の駆動力となり得る中心もなく、各国の経済的補完関係も弱い。また、産業発展のための基本インフラ整備の遅れ、民間資本の乏しさ、行政能力（法執行・調整能力）の低さ、産業人材の不足、治安問題などが挙げられている。

(3) 実施体制

1) シニアオフィサー会議（Senior Officer Meeting: SOM、次官級会議）及び閣僚会合

BIMP-EAGAの最高意思決定機関であり、議長国は持ち回り制である。その下部に4つのクラスター及び作業部会を設け、各国が作業部会を担当し、作業11部会に官民の代表者が参加している。各国の役割分担は表5 - 2のとおりである。

表5-2 BIMP-EAGA参加国の役割

国名	担当クラスター	担当分野
ブルネイ	運輸・インフラ分野	空路の拡張、回路の拡張、建設資材、通信・IT
インドネシア	天然資源分野	アグロインダストリー、漁業協力、森林・環境、エネルギー
マレーシア	観光分野	観光
フィリピン	中小企業分野	資本形成・金融サービス、税関・入管・検疫・保安

出所：筆者作成。

2) 東ASEANビジネス委員会 (East ASEAN Business Committee: EABC)

1994年、各国の民間セクターの意見を代表する組織として設立、1996年11月、ブルネイに事務局が設置され、翌1997年にSOM及び閣僚会合にてBIMP-EAGA関係の組織として承認された。その後、2004年5月にマレーシアのサバ州コタキナバルに移動し、現在に至る。

3) BIMP促進センター

BIMP-EAGAの官民の取り組みを調整する組織として2003年8月にマレーシアのサバ州コタキナバルに設置された¹⁰⁸。センターでは各国政府の担当省庁、各WG、クラスター、EABCの調整をはじめ、投資促進、そのほか各種ネットワーキング、情報交換、データベース機能、各種行事、各国の政策を調整するもの意思決定は行わないこととされている。

2-2-5 ADBの地域戦略

ADBの東南アジアにおける地域戦略の目標は、持続可能な高い成長率を生み出すための競争力強化、孤立した貧困地域における域内・域外貿易によるネットワークの形成、ほかの発展地域とのバランスを図りつつ、安全保障上の問題を緩和するための経済状況を形成することを支援するとしている。そして、具体的な協力の柱としては、域内交通インフラ整備、域内エネルギーインフラ整備、金融制度の強化・調和化支援、局地域イニシアティブ支援を掲げている。一方、ADBの成長地帯の構想に対して、下記のような限界が指摘されている。

- a) 局地域経済圏の形成により地方政府に対する中央政府の統制が失われる。
- b) 局地域経済圏の形成による利益は必ずしも公平に分配されない。
- c) 異なる政治・経済体制のため、域内各国内の調整コストが高くなる。
- d) 局地域経済圏の形成による社会・文化・環境へのインパクトについての検討が不十分。

一方、ADBの推進する「成長地域」アプローチは政治的枠組みづくりの重要性が強調されすぎる嫌いがあるとともに、当該地域の政治的・経済的複雑性を単純化しすぎている、という指摘も過去にはあった。この点はADBも認識しており、現在策定中の地域戦略では民間主導の経済発展を強調している。

¹⁰⁸ マレーシア連邦政府、及びサバ州政府が資金協力。

2 - 2 - 6 まとめ

各地域イニシアティブの概観を述べてきたが、IMS-GTの成功は、簡潔にまとめると、冷戦構造の終結、プラザ合意による世界経済の変化、変化に対応するために大胆な経済・貿易政策を実施できたシンガポール政府（強力なリーダーシップを有する政府、小さな経済規模、良好な治安）と特殊な条件が重なって出来上がったものであり、その経験の他地域への適用は検討すべき課題が多いものの、局地域協力の成功例としてはより認識されるべきものであろう。

一方、IMT-GT地域ではタイ南部において、2004年のムスリム系住民と警察の衝突から始まる南部タイからマレーシアへの難民の流出、2005年8月のアチェ州の自治権獲得後の自由アチェ運動の武装解除・国軍撤退問題、BIMP-EAGA地域では、インドネシア人、フィリピン人の不法滞在問題、サバ州沖のインドネシア - マレーシアの油田開発問題、モロ解放戦線によるフィリピン国内の紛争・テロリズム、インドネシアのマルク州の宗教対立、パプア州の独立運動問題があり、東南アジアにおける不安定地域でもある。また、ミンダナオについては、ブルネイ、マレーシアが停戦監視団を派遣するなど、これまでにはなかった動きもある。

IMT-GT、BIMP-EAGAは共に、ASEAN統合イニシアティブ及びASEAN統合の枠組みに位置付けられてきており、2005年のASEAN首脳会議では、これらの局地圏協力の首脳会議が開かれるなど、今後の新たな展開が見通される状況となりつつある。また、ASEANと日本、中国、インド、オーストラリアといった国々とのFTA締結の動きによってどのような影響を受けるかといった点についても、今後、情報収集・整理していく必要がある。

さらには、今後、日ASEAN包括連携協定締結交渉などの際に、局地域協力がどのような扱いになるかについても留意が必要であらう。

2 - 2 - 7 JICAにおける局地域協力の方向性

ADBのASEAN地域戦略の目標はIMS-GTの経験に基づき、Pro-poor地域を貿易活動の活性化など民間活動主導により経済発展させようとするものであり、2つの地域に潜在する貧困問題、安全保障上の問題は、背後に隠れ前面には押し出されていない。

両地域へのイニシアティブに対するJICAの協力の方向性としては、平和構築支援や非伝統的安全保障分野に対する協力を前面に掲げ、人間の安全保障の視点をより強化した視点から、地域の安定化に資することを目的とした協力を進め、ADBなどの進める貿易促進による経済開発と二輪の軸として協力することが考えられる。

このため、実施の際には以下の点を重視する。

局地域協力に対するオーナーシップを重視した協力。

- i) 各地域協力は首脳レベルで合意され、昨今も重要性が確認されたもの。一定のオーナーシップがあり、相手国の実施機関の巻き込みが比較的容易。
- ii) 局地域イニシアティブに協力することは、費用対効果、特に二国間協力を比較して外交的・政治的インパクトが大きい場合が多い。
- iii) 貿易促進に必要な制度構築については、ASEAN自由貿易協定の枠組み制定により対応可能。
- iv) タイ、マレーシアは貿易促進分野の十分な経験・実績があり、人材育成は域内リソースの活用で

ある程度対応可能。

JICAにおけるこれまでの協力経験の蓄積や人間の安全保障に基づく協力を重視。

- i) 平和構築支援、非伝統的な安全保障に対する協力として位置付けることにより、わが国の重視する人間の安全保障の観点からの協力を検討することが可能。
- ii) 他地域に比較してASEAN地域におけるJICAの高いプレゼンス、過去の協力を通して築いた人的ネットワークを有しているメリットがある。
- iii) ADBは域内の貿易活性化のためのインフラ整備事業を重点方針の一つとしており、JICAが「人間の安全保障・平和構築支援」を掲げることにより、ADBとの補完・連携により協力を行うことが可能。

以上を踏まえ、今後のJICAの協力の方向性としては下記の3点を提言する。

協力分野は過去に協力実績を有する、もしくは他ドナーとの補完関係のある分野を優先。

過去に協力実績を有する機関を拠点に南南協力を中心とした地域支援を優先。

ASEAN事務局、両地域協力事務局、ADBと情報共有関係を強化し、JICAの動きを迅速かつタイムリーに流し、情報発信に重点を置く。

3. 国境を越えた課題

3-1 治安と開発

3-1-1 はじめに - 新たなニーズへの適応

東南アジアにおける近年の国際環境と国内政治の変動は著しい。その変化は急速であり、支援ニーズの多様化をもたらしている。とりわけ注視すべき展開は、ポスト冷戦時代を反映した安全保障と国家運営に関する域内コンセンサスの深化である。それは、一方で、冷戦期の伝統的な脅威が影を潜め、ASEAN加盟国が共同で取り組む安全保障の課題が増加している現状であり、他方で、各国が「民主的統治」(Democratic Governance)を原則として、持続可能な国家安定を模索している現状を示している。当然、安全保障や民主主義に対する考え方は、ASEAN加盟国で必ずしも標準があるわけではない。しかし、共通する安全保障の課題について、域内協力を進めていこうという意識と、市民参加による政治の民主的運営が、長期的な国家安定に不可欠であり、それらの土台の上に安定的で持続的な経済開発が実現可能になるという認識については、もはやASEAN内でコンセンサスになっている¹⁰⁹。

このようなASEAN域内の展開は、わが国にとっても望ましい。特に安全保障の共通課題として越境犯罪への取り組みが強調され、同時に各国で民主制度が安定していくことは、投資と開発という側面においても決定的に重要であり、今後の日ASEAN経済協力を大きく貢献する。従って、その域内展開を支えるニーズに対しては、JICAも積極的な支援が期待されよう。また、地域機構としてのASEANが、今後より主体的な役割を担うことが予想されるなか、これまでの二国間ベースの援助ではカバー

¹⁰⁹ 近年のASEANの発展については数多くの研究があるが、とりわけ、Stubbs (2002) pp.440-445が丁重で参考になる。

しきれない「地域的課題」をASEAN事務局との連携で効果的に対応していくことも期待される。ASEAN事務局の能力強化は、地域統合の促進に不可欠な地域機構のイニシアティブを支える意味でも重要であろう。

以上の観点から、ASEANが目指す安全保障共同体（ASC）に、どのような対日ニーズがあり、その上でJICAの援助戦略として何を重点的に扱い、いかなる支援プログラムを築いていくことが期待されているかを述べる¹¹⁰。以下では、第一にASCに対するわが国の対応を概観し、第二にASCの重点課題である越境犯罪への対応について、協力の方向性を考察し、第三に、ASCの枠内で模索されている平和構築と民主化定着の取り組みに対する支援の可能性を議論する。

3 - 1 - 2 ASEAN安全保障共同体（ASC）とわが国のコミットメント

ASEANにとってASCの設立は画期的な進歩である。2003年10月に開かれた第9回ASEANサミット（開催地：パリ）において「第二ASEAN協和宣言（Declaration of ASEAN Concord）」が採択され、将来の地域統合に向けての「ASEAN Vision 2020」が掲げられ、その三本柱として「経済共同体」（AEC）と「社会・文化共同体」（ASCC）そしてASCの設立が決まった¹¹¹。この第二ASEAN協和宣言で合意されたASCの役割は、「加盟国が民主的な環境で平和を推進するために、政治と安全保障の分野で協力レベルを高めること」である¹¹²。協和宣言では、安全保障の様々な共通課題のなかでも特にテロリズム、麻薬取引、人の密輸及びそのほかの国境を越える犯罪に対する協力を強調し、また政治分野においては紛争予防と紛争解決、そして紛争後の平和構築という課題に重点を置いている¹¹³。

このことは、ASEANがこれまでの内政不干渉のコンセンサスを維持しながらも、以下の2つの認識を「新たなコンセンサス」として醸成しようとしているプロセスを反映している。第一に共通の安全保障問題については多国間協力の取り組みが不可欠であるという認識であり、第二に国内紛争については平和構築的なアプローチが長期の政治安定に不可欠であるという認識である。多様な政治・経済・文化背景をもつ東南アジアにおいて、このASEANの新認識とイニシアティブは歴史的に大きな意義をもつ。

実際、「理念」として出発したASCは、その後の制度発展とコミュニケーションの深化によって、「レジーム」となりつつある。それは3つの協力レベルに支えられている。第一に政府レベルの協力（第一トラック）であり、第二に域内研究機関の連携（第二トラック）、第三に市民レベルの対話と意見集約（第三トラック）である。この3レベルの重層は、補完的であると同時にチェック機能と相互

¹¹⁰ 本稿の作成にあたって、2005年3月、7月、8月に、フィリピンとインドネシアにおいて聞き取り調査を行った。特に以下の方々から多大な助言をいただいた。フィリピン大統領軍事顧問キャロリナ・ヘルナンデス教授、フィリピン外務省ASEAN局ランバート・モンサント氏、ASEAN事務局特別企画部（越境犯罪）カオ・チェア氏、タティック・ハフィズ氏、フィオナ・ダビッド氏、インドネシア国防省防衛戦略局長スドラジャト少将、国連インドネシア復興支援（UNSFIR）サティッシュ・ミスラ氏、インドネシア外務省ASEAN政治・安全保障協力局アリット・サンティカ氏、インドネシア大統領私的顧問スコ・スガルソ氏、インドネシア戦略国際問題研究所アグス・ウィジョヨ中将（退役）、エディ・プラセトヨノ氏、クリスティアディ氏。

¹¹¹ この共同体の性質は、一般的な地域安全保障協定ではなく、ASEAN Vision 2020に向けた域内協力の促進であり、共通課題に対する加盟国の協力体制を構築する努力である。冷戦期のASEANにおいては、加盟国の伝統的脅威認識の非対称性から、このような試みは困難であった。詳しくは、山影（1991）を参照。なお、第二ASEAN協和宣言は、冷戦期の1976年に採択された第一ASEAN協和宣言に次ぐものである。

¹¹² ASEAN Secretariat（2003a）のSection A（ASEAN Security Community）、paragraph 1参照。

¹¹³ ASEAN Secretariat（2003a）のSection A（ASEAN Security Community）、paragraphs 10 and 12。

推進イニシアティブも有しており、ASCレジームに内発的なメカニズムを与えている。例えば、2005年7月の第38回ASEAN外相会議（AMM）（開催地：ビエンチャン）では、政治と安全保障の分野でさらなる協力の合意が生まれたが、それはASCの自己発展性をよく示している。この第38回AMMでは、「ASEANの歴史で最も野心的な政治プロジェクト」と称されるASEAN憲章（ASEAN Charter）の作成に関する合意と、安全保障の協力推進のために国防大臣会議の設立が決まった¹¹⁴。どちらもASCレジームの自己強化につながっている。

ASCに対し、わが国は積極的な支持を表明してきた。上述の第二ASEAN協和宣言（2003年10月）の2カ月後に東京で開かれた日ASEAN特別首脳会議では「東京宣言」を採択し、その行動計画で、わが国がASEANの政治・安全保障の協力を積極的にコミットしていく姿勢を示した¹¹⁵。その翌月、2004年1月には第二ASEAN協和宣言でASCへの期待として強調された国境を越える犯罪への対応に関して、ASEAN閣僚会議（AMMTC）とプラス3会議（AMMTC+3）が初めて開催され（開催地：バンコク）わが国も全面協力を強調した共同コミュニケを採択している。さらに同年11月のビエンチャンでのASEAN+3の場で、「国際テロリズムとの闘いにおける協力に関する日ASEAN共同宣言」を発表し、わが国の対テロリズム協力もアピールした。その翌月には、「テロ資金供与防止条約締結促進セミナー」を東京で開催し、東南アジア、太平洋諸国及び国際機関などから約40人の専門家が参加して、各国の取り組みについて意見交換を行っている。2005年に入ってから、第2回AMMTC+3に先立った「国境を越える犯罪に関する高級事務レベル会合」（SOMTC）の第2回会合が5月に開かれ、わが国との協議（SOMTC+Japan）ではASEAN側から強い協力要請を受けている¹¹⁶。このように、ASEANの政治・安全保障協力の推進において、わが国はASCの発展を支える外交方針を示してきた。そして、その主要課題である越境犯罪（テロリズム問題を含む）に対する取り組みを積極的に支援していく声明を数多く採択し、セミナーや公式協議の開催を行ってきた¹¹⁷。

以上の経緯を踏まえ、今後、どのような支援プログラムを具体化していくべきか。これまで、国際セミナーの開催を除いては、数多くの協力・支援が二国間ベースで行われてきた¹¹⁸。しかし、その「伝

¹¹⁴ ASEAN憲章の作成は2005年12月に予定されているASEANサミット（プラス3サミット）で正式に設立されるASEAN賢人会が主体的な役割を果たす。これは第三トラックで活動してきたメディア関係者なども含まれる予定である。また国防大臣会議の設立は、第二トラックの政策提言に沿って実現することになった。ASEAN加盟国の主要シンクタンク（戦略国際問題研究所 Institute for Strategic and International Studies: ISIS）は、第二ASEAN協和宣言の準備段階から、ASCの推進には国防大臣会議が不可欠だと主張し続けてきた。ASEAN-ISISはジャカルタのCenter for Strategic and International Studies (CSIS)、クアラルンプールのInstitute of Strategic and International Studies (ISIS)、シンガポールのSingapore Institute of International Affairs (SIIA)、マニラのInstitute of Strategic and Development Studies (ISDS)、バンコクのInstitute for Security and International Studies (ISIS)の5機関でスタートし、1995年にベトナムのInstitute of International Relations (IIR)、1997年にカンボジアのCambodian Institute for Co-operation and Peace (CICP)、2000年にブルネイのBrunei Darussalam Institute of Policy and Strategic Studies (BDIPS)が加わった。ただし、後者3機関は民間ではなく外務省に属する。

¹¹⁵ この特別首脳会議に並行して、ASEAN10カ国のテロリズム対策担当者を招へいして、東南アジア地域のテロリズム情勢やテロリズム防止に向けた取り組みについても協議した。

¹¹⁶ この5月のSOMTC+Japanは、外務省アジア大洋州局参事官が出席。

¹¹⁷ 第二トラックでも日ASEANの安全保障部門での協力の重要性は確認されてきた。例えば日本国際問題研究所が2004年12月にシンガポールの防衛戦略研究所と共催で開いたシンポジウムでは、わが国とASEAN加盟国の安全保障問題専門家の意見交換を経て、協力の必要性をアピールするに至っている。ただ具体案には踏み込んでいない。“Japan-ASEAN Security Co-operation: Recommendations from a Team of Experts,” The 2nd Japan-ASEAN Symposium, organized by JIIA and IDSS, Singapore, October 27-28, 2004.

¹¹⁸ それらは主に越境犯罪に対する対応能力の向上支援であり、対象は各国の警察・法執行機関、港湾保安、出入国管理、テロリズム資金対策、CBRNテロリズム対策、税関、輸出管理など。例えばフィリピンへの指紋鑑識機材の供与（無償資金協力）や、海上保安人材プロジェクト（JICA、海上保安庁）、インドネシアでの反テロリズム研修センター設立、空港・港湾への保安機材供与（無償資金協力）、沿岸無線整備事業、コーストガード設置構想に対する支援（JICA、海上保安庁）、海上保安専門家派遣（国家開発計画庁）、マレーシアでの海上保安セミナー講師派遣などがある。

統」は第二ASEAN協和宣言以後のASEAN機構の急速な発展とASCレジームの台頭という環境変化を受けて、再検討すべき時期にきている。今後の協力ビジョンとして重視されるべきことは、ASCレジームの発展をサポートする効果をにらんだ地域援助の実現であろう。そのためには、これまで二国間ベースで行ってきた協力実績の一部を、ASEAN全体を対象としたマルチのスキームに発展させることや、バイの協力では効果が薄い地域支援としては効果が期待できる協力プログラムの発掘などが必要になってこよう。

例えば、保安職員の育成を目的とした海上保安関係機関からの留学生の受け入れなどは、インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシアなどを対象に行ってきたが、ASEAN事務局を通じてのマルチの協力に発展させることで、ASCレジームへのコミットメントと日ASEAN連携の強化に効果を発揮する。また税関専門家派遣もベトナム、カンボジア、マレーシア、フィリピン、インドネシアで個別に実施されているが、それらの経験と知識を集約することはASEAN全体への貢献となる。さらには、海上保安庁の協力を得てJICAが行ってきた海上犯罪取り締まり研修なども、マルチ化することで費用対効果の向上が期待できる。セミナーの開催についても同様であろう。これまでJICAが行ってきた国際テロ事件捜査セミナーや、海上犯罪取り締まりセミナー、インドネシア・マネーロンダリング対策セミナー、化学テロの事前対処及び危機管理セミナー（マレーシアの東南アジア地域反テロリズムセンターと共催）をはじめ、組織犯罪捜査セミナー（警察庁）や東南アジア諸国出入国管理セミナー（法務省）といったセミナー類をマルチの協力に発展させることは、ASCレジームの強化に大いに貢献する。

またマルチの協力にこれまで以上の重点を置くメリットは、安全保障という分野の政治的性格からも明らかである。東南アジアの多くの国において、国境を越える犯罪は安全保障の最重要課題であるものの、その撲滅が困難な理由の一つは、末端の政府機関や治安機構が犯罪に関与している実態に対して国家のモニタリング能力が低いからである。多くの信頼できる非政府組織（Non-Governmental Organization: NGO）の調査レポートが示すように、不法伐採、人身売買、違法薬物や武器の密売といった問題で、特にその問題が顕著であり、なかには地方首長や有力議員、政権の重要人物がネットワークの内部にいるケースもみられる。従って、これらの問題は政治的にセンシティブな側面を擁しており、マルチの協力を通じてワン・クッションを置くという選択肢は、方針上、好ましいものでもある。

さらに、ASEAN Vision 2020に向けて、域内統合の努力が活発になるにつれ、ASCにおいてもASEAN事務局のイニシアティブが重要になっている。事務局のキャパシティ・ビルディングは、ASCレジームの安定と発展に大きく寄与する。その意味で、ASEAN事務局へのマルチの協力が強く期待されており、実際ASEAN事務総長も、わが国との協力プログラムの早期実施を願望している¹¹⁹。また安全保障問題に関する長年のASEAN-ISISの共通アジェンダの一つがASEAN事務局の強化であることも踏まえておくべきである¹²⁰。

¹¹⁹ ケオ・チェアASEAN事務局特別企画部（越境犯罪）担当官とのインタビューより（2005年3月16日、7月14日）。

¹²⁰ ASEAN Institutes for Strategic and International Studies, A Time for Initiative: Proposals for the Consideration of the Fourth ASEAN Summit (Kuala Lumpur: Institute of Strategic and International Studies (1991))。これは1991年のASEAN-ISIS設立に伴い提出されたメモランダムであり、以後、毎年、ASEANサミットに先立ち、提言書を準備してきた。その蓄積が重視され、1999年以降はASEAN外相との公式会議の場をもつようにもなっており、その政策的インプットの影響力は強まっている。

このように、第二ASEAN協和宣言以後にみられる域内安全保障の枠組みの発展と新たなニーズに対して、わが国は戦略的かつ積極的に対応していくことが早急に求められており、この分野において、プラス3のなかでも最もインパクトのあるイニシアティブをとっていくことが、今後の日ASEAN連携を確実にステップアップさせるカギになると思われる。とりわけ中国が積極的にASEANとの安全保障協力に乗り出しているなか、わが国に求められている役割も年々重要性を増している。中国は軍事協力やテロ対策、人身売買対策などでASEANとの連携を深めているものの、その国家体制の特性とリソースの限界から、ハイテク犯罪や民主化支援といった部門には対応できない現状がある。こういった部門では、まさにわが国の積極的なイニシアティブが求められている。

以上の前提を踏まえ、以下ではもう少し具体的な協力の方針を考えてみたい。ここでの基本的なアプローチは、ASCレジームを支える3つのトラックに対して、とりわけ第一トラックと第三トラックへの支援に重点を置くものである。第一トラックにおいてはASEAN事務局との連携を通じて越境犯罪に対処するキャパシティ・ビルディングの強化支援を考える。第三トラックにおいては、ASCが掲げる民主的統治の強化に不可欠な市民社会のエンパワメントを重視し、ASEAN人民協議会（ASEAN People's Assembly: APA）をサポートする支援を検討する。この2点にプライオリティを置く理由は、人間の安全保障と直結するからにほかならない¹²¹。

3 - 1 - 3 越境犯罪に対処するキャパシティ・ビルディング支援

越境犯罪に関する日ASEAN連携の中心的な窓口はAMMTC（+3）であり、その実務的な協議を担当するSOMTC+Japanである。SOMTCの組織運営は、ASEAN事務局の特別企画部（Specialized Program Unit）が担当している。SOMTCでは、ASCの枠組み強化を目標に、以下の8分野での域内協力を進めている。すなわち、テロリズム、違法薬物、人身売買、マネーロンダリング、サイバー犯罪、海賊、武器輸出、国際経済犯罪である。この8分野のうち、2005年から2007年までの2年間は、テロリズム、違法薬物、人身売買、マネーロンダリングの4分野に重点を絞る方針を示している¹²²。

こういったニーズにどう対応していくべきか。SOMTCの優先順位を、そのまま踏襲するのも選択肢の一つではあるが、もう少し主体的なアプローチとして、上記の優先4分野を尊重しつつも、わが国が安全保障の立場から重視しているテロリズムと海賊問題での協力と、プラス3との関係でわが国の比較優位が明らかなマネーロンダリングやサイバー犯罪への対応を強調することも可能であろう。その方針に沿って、例えば当面のわが国の協力を、マネーロンダリング、サイバー犯罪、海賊、テロリズムの4分野に絞って具体的なマルチ協力プログラムを推進していくというビジョンは極めて効果的であろう。SOMTCもそういう積極的なイニシアティブを期待している。

このわが国の優先4分野において、どのようなマルチの協力プログラムを形成していくかが課題である。とりわけ重要なのがキャパシティ・ビルディングであり、「制度」と「人材」と「情報」という3つの能力の向上を目的とした支援が望まれる。それらを優先4分野にマッチングさせたのが表5-3である。

¹²¹ このことは当然第二トラックを軽視することではない。第二トラックの外交チャンネルが各国政府に与える影響は少なくなく、ASCレジームの発展維持を支えている。それについては、Mely（2005）第5章を参照。

¹²² “ASEAN Secretariat Discussion Paper,” 5th SOMTC, Siem Reap, 13-15 June 2005.

表5 - 3 優先4分野における協力

	マネーロンダリング	サイバー犯罪	海賊	テロリズム
制度	法的ループホールの発掘、対応法案作成、法的整備の標準化等			
人材	法執行機関、入管統制、国際捜査、合同トレーニング等			
情報	広報、市民教育、住民協力、情報管理、情報公開・シェアリング等			

出所：筆者作成。

制度的能力の向上は、マネーロンダリング、サイバー犯罪、海賊、テロリズムといった問題への対応において、極めて重要であり、域内の制度標準化が早急に求められている課題である。それぞれの問題に対応する法的整備が欠如していたり、法的ループホールが顕著であったり、新たな法案作成が必要なケースなどがみられる。とりわけマネーロンダリングやサイバー犯罪といった高度な犯罪においては、「何がそれにあたるのか」という根本的な認知さえ十分でないASEAN加盟国も存在する。電子政府の発達が今後の域内経済活動の深化にとって重要な課題となっているが、その危機管理意識はまだ域内で共有されていない。

人材能力の強化も、わが国に期待される重要な支援である。これまでJICAが行ってきた法執行機関や出入国管理、海上保安などの担当者を対象にした協力を応用して、優先4分野に対応した形でASEAN事務局と提携するプログラムに発展させたい。法執行機関の人材能力は、ASEAN加盟国ではらつきが目立つ。なかにはテロリズムが犯罪であるという認識が低い一方、いざ捜査の段階においては人権認識に問題があるケースや、汚職意識の欠落が海上犯罪組織のネットワーク撲滅を困難にしているケースもみられる。より技術的な面では、マネーロンダリングやサイバー犯罪に対する実態把握と捜査手法について、十分な能力をもたない国々も少なくない。

情報能力についても早急な対応が求められている。テロリズムは宗教行為ではなく犯罪であるという意識が低い地元村民・漁民の意識改革には、政府当局の広報活動が不可欠であるが、その整備は十分でないASEAN関係者は嘆く。また越境犯罪ネットワークの末端についての情報収集は、地域住民の協力なしには困難であるが、その努力や手法も向上の余地が大いにある。さらには各国各地で蓄積された情報をどのように管理し、いかにASEAN内でシェアするかといった課題も残されている。ASEAN事務局はSOMTC+Japanの枠組みで、これらの問題に対するキャパシティ・ビルディング強化プログラムの早期実施を期待している。JICAのイニシアティブが、その実現を促す重要な原動力となる。

当然、実施にはわが国のリソースの考慮も必要であり、優先4分野のうち、手の付けやすい分野から取りかかるといった柔軟性もつべきであろう。またキャパシティ・ビルディングの対象にしても、3部門すべてを同時に行うというよりも、選択・集中することになる。プログラムにおいても、段階的なタスクフォースを計画し、例えば初年度は情報能力強化で広報と市民教育に特化し、次年度は住民協力と情報管理、3年度は情報公開とシェアリングというステップを設けることも検討したい。参加国についてもフレキシブルに考えることが可能である。あくまでも最終的にはASEAN10カ国が対象になるわけだが、初年度はパイロット的に数カ国だけを対象に実施し、年々、参加国を増やすという方針も提案可能である。例えば海賊問題であれば、スタート時はインドネシアとマレーシア、フィリピンに限定し、プログラムが軌道に乗った時点で他国を加えるという計画も可能であろう。その実施に関しても初年度は現地協力、次年度は本邦研修というような組み合わせも効果的である。いずれに

せよ、わが国のリソースと、プログラムの効果の双方を考慮し、フレキシブルかつ戦略的な協力プログラムを運用していくことが望まれる。ASEAN事務局は、そういったわが国のイニシアティブを拒むものではなく、むしろそのプログラム調整に全面的に協力すると思われる。その前提で、ASEAN事務局に日本人のスタッフがエキスパートを投入し、安全保障の情勢分析と支援プログラムの調整を日常的に行える体制を構築することも、今後の可能性として検討する価値がある。

3 - 1 - 4 民主的統治と平和構築のためのキャパシティ・ビルディング支援

ASEAN-ISISのメンバーであるフィリピンのISDSがまとめた調査が的確に指摘するように、東南アジアにおける紛争への軍事的介入は、紛争解決よりも問題の悪化を招く傾向が強い¹²³。紛争への伝統的な対応としての軍事アプローチに取って代わり、市民社会組織（Civil Society Organizations: CSO）が紛争解決と平和構築に積極的な役割を果たしていくべきだというASEAN-ISISのコンセンサスは、現在では揺るぎないものとなっている。その前提でASCレジームでは第三トラックの積極活動に期待がかかっている。とりわけ情報の共有と問題群の協議、アドボカシーの場として重要なASEAN人民協議会（APA）が、その第三トラックを支えている。

APAは2000年のASEANサミット（開催地：シンガポール）に合わせて設立され、以後、毎年、協議会を開いている。ちなみに2005年度のAPAは、5月にマニラで開かれ、ASEAN加盟国から100人を超えるNGO・CSO関係者、メディア関係者、学識経験者が集まり、3日間の協議を行った。APAでは毎年主要テーマを決め、各セッションで個別テーマについて調査報告と議論を行い、最終日に「ASEAN人民決議」を採択し、それを第一トラックにロビーする活動を行っている。2005年のテーマは「市民主体の開発に向けて」と設定し、各セッションでは「平和と和解におけるコミュニティ開発」、「人権と民主化」、「ジェンダーと人間開発」、「ビルマに対するマルチトラックアプローチ」、「先住民族」、「難民・国内避難民・人身売買」、「人間の安全保障と紛争予防」、「治安セクター改革」、「津波と安全保障」、「市民社会の視点からのASEAN地域主義」などのサブテーマに関して、参加者による報告とオープンな討論が行われた¹²⁴。

このAPAによる第三トラックの強化が、ASCレジームに貢献することは疑いない。しかしAPAの活動はあくまでも「協議」と「問題の共有」であり、その場で質の高い調査分析が発表されない限り、「豪華ホテルでの社交会」で終わってしまう可能性も否めない。実際、筆者の個人的な評価ではあるが、専門家としてのクレジットが低い参加者たちの報告も含まれており、その内容が議論に値するかはかなり疑問である。そう考えると、カナダ国際開発庁（Canadian International Development Agency: CIDA）のように、APAの年次協議会の開催を資金サポートし、議論の場に出て行くことも国際援助機関に求められているのかもしれないが、むしろ決定的に重要なのは、その議論の場に提出される報告・レポートを作成するCSOのキャパシティ・ビルディングである。質の高い調査分析を、安定的に提供できるCSOが増えていくことが、APAの発展を保障するのであり、それをサポートすることを、われわれのプライオリティとして位置付けるべきであろう。

¹²³ Taft and Landnier（2005）のアジアに関する章を参照。

¹²⁴ APAに関する情報は、<http://www.ASEANpeoplesassembly.net>を参照。

その視点から、一例として東南アジア紛争研究ネットワーク（Southeast Asian Conflict Studies Network: SEACSN）に対するキャパシティ・ビルディング支援を考えてみたい。SEACSNは、APAに参加するグループであり、ミャンマーを除いたASEAN 9カ国の大学や研究機関、そして平和NGOなどで形成されるネットワークである。インドネシアのガジャマダ大学平和安全保障研究所や、バンコクを拠点とするNGOフォーラム・アジアなどが積極的なリーダーシップを発揮している。彼らはそれぞれの母国において、様々な紛争問題の分析とローカルNGOとの協力による平和構築の実務に取り組んでおり、経験とノウハウの蓄積に励んでいる。当然のことながら、平和構築には地元コミュニティの主体的役割が不可欠であり、それを保証するための地方政治・行政の民主的ガバナンスの強化が求められるが、SEACSNのローカルNGOネットワークは、その研究調査を行う潜在力をもっている。「市民主体の開発」を唱えるAPAにとって、今後ますます地方政治の実態理解の必要性が高まり、それを担うローカルNGOの役割が重要になっていく。そのニーズに対応した支援が求められている。SEACSNのキャパシティ・ビルディングを支援することで、彼らが各地のローカルNGOの教育・訓練を拡大していく展望が開ける。SEACSNがこれまで行ってきた地域の共通課題に関するセミナーや紛争解決研修も、今後ローカルNGOの能力向上によって、よりクオリティの高いものになる¹²⁵。こういった背景を踏まえ、JICAが戦略的にSEACSNをサポートし、ワークショップの主催やレクチャー派遣、人材交流などで協力を推進していく可能性を検討してはどうだろうか。

いずれにせよ、ローカルレベルのNGOやCSOの能力向上は平和構築のカギであり、彼らの調査と平和活動が中央レベルの研究土台となる。下からのしっかりとした積み上げがあって、APAの発言力も強化されよう。この第三トラックからの発信強化で、第二トラックやASEAN賢人会が活性化されれば、第一トラックの政策決定にも影響が表れる。このボトムアップはASCレジームのさらなる発展に不可欠な展開であり、それを踏まえたJICAのコミットメントが、わが国のASEAN政策にとっても重要になってこよう。

3 - 2 環境

3 - 2 - 1 ASEAN地域の環境問題のとりえ方

(1) 環境問題の類型化

ASEAN地域の環境問題には、様々な経済セクター、また、集落、都市、地方、国、国境をまたいだ地域といった様々な場の広がり、また、それに応じて、住民、企業、地方政府、中央政府をはじめとする様々な利害関係者（ステークホルダー）が関与している。

本稿では、環境問題の規模や広がり、それが起こる因果関係、汚染者、被害者、行政などの関係主体の位置関係などに着目して、次の類型化を行った。

¹²⁵ 例えば2005年度はアチェ復興セミナー（ジャカルタ）や、資源と紛争の関連についてのセミナー（バンコク）をSEACSNプロジェクトとして行っている。

1) ローカルな環境問題

環境汚染の原因、被害が一つの国あるいは地区で完結し、これにかかわる利害関係者がすべて含まれる。本来は、国レベルや自治体レベルで環境問題の対処を行い、環境コストの内部化を行い得る構図である。それが何らかの障害（行政側能力、企業、住民の行動様式、情報、技術力、インセンティブなどの側面における問題）で阻まれている。日本の公害体験や途上国の人々が直面する環境問題の大部分は、このローカルな環境問題である（例：都市部大気汚染、河川水質汚染、都市廃棄物、農村部における森林破壊など）。

2) 地域の環境問題

越境環境問題：一国における環境汚染が国境を越えて、他国に影響を与える。本来は、原因国にも被害者は存在し、政府も対策を行う動機付けはあるものの、様々な理由で限定的となり十分な対策が行われない場合に起こりやすい（原因国で対策が行われる場合には、越境環境問題にまで発展しにくい。例：酸性雨、ヘイズ、国際河川の汚染）。

共有環境天然資源の適正管理：一国による利用が資源の枯渇を招き他国の利用が制限される。資源の浪費的利用は、原因国の将来的な利用にも支障をきたすが、持続的利用への動機付けは弱い（原因国で持続的利用が行われる場合は、他国の利用を阻害する状況には至りにくい。例：国際河川の水利利用、国際河川や海洋の漁業資源、公海領域の海底資源など）。

3) 地球環境問題

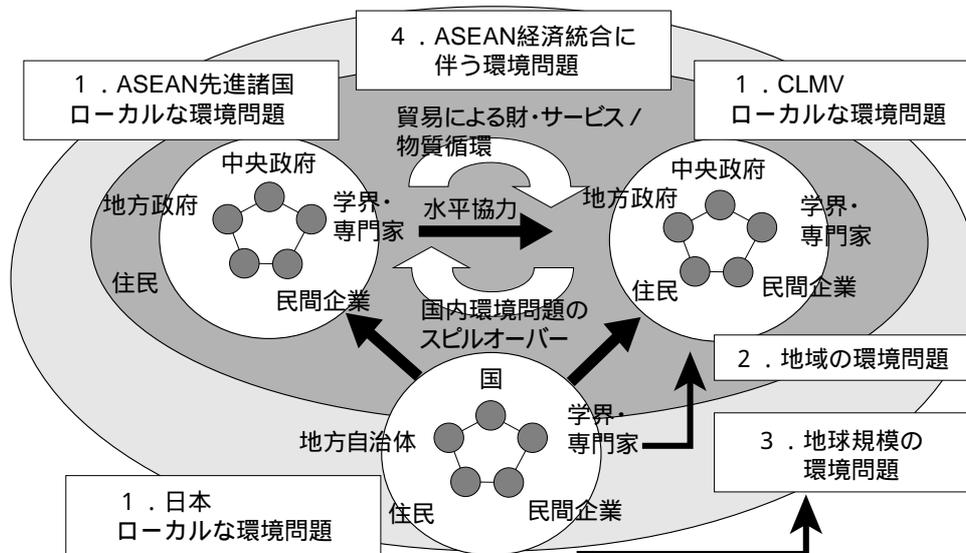
原則としてすべての国が汚染者であり、被害者となる。しかし、経済発展の違いや環境管理の状況、対処能力、また、汚染や、被害の程度の相違で関与の仕方に差異が生じる。世界的な枠組みが必要である（例：温室効果ガス排出による地球温暖化問題、オゾン破壊物質排出によるオゾンホールなど）。

4) ASEAN経済統合に伴う環境問題

原因国の企業、市民による生産と消費に伴い、他国における自然資源の荒廃、環境問題を引き起こす。環境問題は他国で生じることから加害者側にこうした環境被害が認知されにくい。経済統合のコストとも考えられるが、こうした環境コストを関係国諸国の生産と消費に内部化するためには公的かつ地域的な介入が不可欠である（例：輸出用製品生産に伴う環境汚染、木材輸出に伴う森林破壊、直接投資現地企業による環境汚染、輸入中古車による交通大気汚染、有害廃棄物の不正輸出など）。

ASEAN地域には以上の4つの類型の環境問題がお互いに関連しながら存在する。地域の環境問題は、これらのローカルな環境問題を包含した領域であり、地球環境問題は周辺諸国をはじめとして全世界にわたる領域となる。こうした様々なレベルの環境問題に対処するためには、その、ステークホルダーが誰であるのか的確に把握する必要がある。そして、各レベルの環境問題に対処するためには、関連するステークホルダーを含んだ形での枠組みづくりが必要になる。多くの場合、対策の実施はロー

図5 - 1 ASEAN地域の環境問題のとらえ方



出所：筆者作成。

カルのレベルで行うことになる。ここでは、わが国、先発ASEAN諸国及びCLMVの3つのグループを区別してとらえる。

3 - 2 - 2 ASEAN地域環境問題の現状と可能な対応策の概観

以下にそれぞれの類型についてASEAN地域の現状と可能な対応策を概観する。

(1) ローカルな環境問題

ASEAN地域では、人口増加率は高く、また、都市への人口流入は進行中であり、工業開発、インフラ開発も進行していることから、ローカルな環境問題の重要性は高い。途上国の多くの人々の安全と健康に直接的、間接的な影響を与え、対処の必要性が最も高いものである。また、農村部の森林、沿岸漁業資源は住民の生計を支えており、こうした天然環境資源の持続的な利用は次世代の住民の生計確保に重要である。

ASEAN先発国では環境法例、環境基準や各種規制、ガイドラインなど国レベルの環境管理の枠組みはほぼ完成しているものの、実施能力の強化については、協力の余地は大きい。環境政策が実施されて効果をあげるためには、社会全体（主要ステークホルダー）の対処能力を高めるという視点が必要である。ASEAN諸国における日系企業はそれぞれのホスト国でこの重要なステークホルダーとなっている。CLMVに対しては、環境管理の枠組みづくりの支援が今後も必要である。こうした支援を行う場合、日本の公害克服経験や環境技術の移転に加えて、ASEAN先進国からの水平協力の促進を行うことが、CLMVの抱える問題により適切な対応を可能とする。また、ASEAN諸国がお互いに支援し合う状況をつくり出すことは、地域に持続的な環境管理の枠組みづくりを行うためにも望ましい。

ASEAN諸国で活動する日系企業のインプリケーションは大きい。有害産業廃棄物処理施設の不足や制度の不備に代表されるように、途上国においては、製造業が生産活動を行う上でその環境コストを

内部化するに十分な制度や施設が整っていない場合が多く、そうした状況では企業は汚染を垂れ流しにするか、あるいは、自ら適正な環境管理を義務付ける優良な外資企業は立地しない。日系企業の環境インフラ整備の必要性は国により高いものがある。こうした制度づくりを含めた形で環境インフラを整備することは日系企業の生産活動に伴い発生する環境コストを内部化することに寄与する。また、現地企業に比べると高い技術力と環境管理能力をもつ日系企業が、ホスト国政府と企業が満たすべき環境規制などをめぐり技術的な対話を行うことで政府の環境対処能力強化へ寄与することも期待できる。また、こうした日系企業のサプライチェーンを通して地元の関連業界の環境管理対処能力の底上げにも寄与できる可能性も考えられる。

(2) 地域の環境問題

1) 越境環境問題

ASEAN地域では、主な越境環境問題として、酸性雨、ヘイズ（越境煙害）、黄砂対策が指摘されており、地域レベルの具体的な取り組みが進行している。

酸性雨、黄砂に関しては、日本も利害関係者となっている。特に、酸性雨に関しては、日本の環境省が主導して、1998年に酸性雨のモニタリングネットワークを構築している¹²⁶。また、こうした地域レベルでモニタリングを行いつつ、汚染源となっている国でのローカルな大気質管理と汚染源対策を促進させることがねらいである。この東アジア酸性雨ネットワークでは、これまでのJICAの関与は相当程度あるものの、JICAにおける戦略的な位置付けや、このモニタリングネットワークに關する国々におけるJICA国別協力事業プログラムとの体系的な関連付けには乏しい。

今後も、JICAがこうした地域的な枠組みづくりとその実施への支援を行う必要性は高い。その際に、地域的な機関に直接支援を行う協力スキームがあることが望ましい。また、こうした支援が国別事業プログラムにおける位置付けを得ることも必要である。越境環境問題の具体的な対策の実施と国レベルの体制づくりはローカルレベルで行われるため、JICAの行う二国間協力が大きな役割を果たし得る。

2) 共有環境天然資源の適正管理

ASEAN地域には、メコン河といった国際河川など、複数の国々がその利用を行うものがある。その場合、所有権に基づく適正利用管理といったようなインセンティブが働きにくく、環境天然資源の保全や持続的な利用を行うためには、関連諸国による協調と適切な介入が必要となる。

こうした地域的な枠組みづくりを支援する意義は大きいものがあるが、前述のように、その際に、地域的な機関に直接支援を行う協力スキームがあることが望ましい。また、こうした支援が国別事業プログラムにおける位置付けを得ることも必要である。越境環境問題の具体的な対策の実施と同様に、共有環境天然資源管理の国レベルの体制づくりはローカルレベルで行われるため、JICAの行う二国間協力が大きな役割を果たし得る。

¹²⁶ 参加国は、中国、インドネシア、日本、マレーシア、モンゴル、フィリピン、韓国、ロシア、タイ、ベトナム、カンボジア、ラオスの12カ国。

また、地域的なインフラ支援に伴う環境社会配慮の遵守が重要であると指摘されているが、JICAにおいては、二国間レベルでは、環境社会配慮を行う枠組みは整っており、また、そこでは戦略的環境影響評価を行うことも奨励されている。これらの運用次第では、かなりの程度は対応できるものと思われる。ただし、複数国を含む地域については、さらに関係諸国間の調整を行う仕組みが必要となる。

(3) 地球環境問題

ASEAN地域は世界人口の8.5%を占めることから、地球温暖化などの地球規模の環境問題は、当然重要な問題となる。特に温室効果ガスの排出に関しては、ASEAN及びその周辺地域に中国、インドなどを加えると、開発途上国の排出量の大部分を占める、また、ASEAN地域内にも、今後、インドネシアなど排出量の大きな増加を見込まれる国々が分布している。また、フィリピンをはじめとして、高い人口増加率は、所得の増大によるエネルギー消費の増加、それに伴う温室効果ガスの排出量増大につながる。ASEAN地域及びその周辺国において、地球温暖化対策を推進することは、世界全体への貢献として大きなものがある。

途上国による温室効果ガス排出が先進国を追い抜くのは時間の問題とされており、ASEAN諸国への温室効果ガス排出削減義務付けと遵守のための支援は、今後の長期的課題である。ASEAN地域においては、こうした課題で、日本が主導的な役割を果たすべきである。

途上国のクリーン開発メカニズム（Clean Development Mechanism: CDM）事業支援におけるJICAの強みは、CDMには途上国の多様な経済セクターがかかわるが、JICAは様々なセクターにおいて協力実績と経路を有することである。

ASEAN地域で重要な、そのほかの地球環境問題として、モントリオール議定書（オゾン層破壊物質の破壊及び代替物質への切り替え）及びストックホルム条約（残留性有機汚染物質（Persistent Organic Pollutants: POPs）の管理）があるが、オゾン層の保護については、途上国においても国連機関を中心に取り組みが進行しており、成果があがりつつある。今後、残留性有害化学物質（POPs）の管理が重要課題となるとみられており、日本の環境省ではこの分野で東アジア地域におけるイニシアティブ（東アジア地域における残留性有機汚染物質（POPs）汚染実態把握モニタリング連携）などで積極的な姿勢がみられる。これまでのJICAの関与は弱いだが、POPsに関しては、今後、ASEAN諸国からのニーズは高まり、これに応える必要がある。

(4) ASEAN経済統合に伴う環境問題

ASEANの経済統合の進捗により、貿易、直接投資や人々の往来が活発になる。財、サービスの取引が行われることによって、一国における生産と消費が、ほかの国の生産と消費に影響を与えることで、相手国の環境問題を引き起こす。

環境破壊の原因者と被害者が複数国にまたがる点では、前述の地域環境問題における越境環境問題に似ているが、違いは、国境を越えて財、サービスの取引や、直接投資による生産が行われる際に、環境問題が伴うという点である。また、環境被害が原因国では発生しない（あるいは顕在化しない）が、輸出元あるいは輸入先の国で環境問題を引き起こし、現象的には大気汚染、水質汚染、廃棄物問

題、森林破壊などの天然資源の劣化といったような、既述のローカルな環境問題と混在する。経済統合に伴う環境問題は、次のようなパターンがある。

- ・日本などの先進国から途上国への、中古自動車やエンジンなどの輸出、再利用が途上国における大気汚染を引き起こす。
- ・貿易を通じて、他国の天然資源を直接、間接に消費する（農産品の輸入による生産国の水資源の消費、かつての途上国からの木材輸出に伴う森林破壊）。
- ・外資企業がASEAN諸国で生産を行い、環境汚染を発生させる。
- ・途上国の地元輸出企業が環境汚染を発生させる。

など、生産と消費を通じて、ほかの国の天然資源を消費し、また、様々な環境負荷を与える状況があらゆる局面で起こる。

また、わが国における環境問題があふれ出るというパターンも起こり得る。例えば、産業廃棄物管理における日本国内の問題（最終処分場の不足に伴う処分の高コスト化、民間業者の不正防止の限界など）から、産業廃棄物の違法な輸出が行われるケースである。

以上、加害者側がほかの国々で環境破壊を起こしているということが意識できない場合が多い。国際的な環境管理の枠組みづくりと当事者国レベルにおける実施といった公的な介入が不可避である。

今後、こうした地域の経済統合を見据えつつ、JICAとしての支援のあり方を検討する必要がある。現在、政府機関のキャパシティ・ディベロップメントを行いつつあり、これは、今後も重要である。考えられる追加すべきアプローチとしては、現地で活動する日系企業を協力のリソースとして活用し、ホスト国における環境管理のレベルの底上げに日系企業の協力を得ることである。また、日本の消費者に対する働きかけもJICAの多様な事業を活用すれば、可能であると思われる。

3 - 2 - 3 環境分野ASEAN地域支援の方向性

(1) 上位目標

ASEAN地域の持続可能な開発（Sustainable Development）を達成するために、環境保全の支援を行う。日本は、その経済規模から、国内外の生産と消費、また、貿易や直接投資を通じて、地域の資源とエネルギーの最大の利用者といえる。これに伴い、間接的、直接的に、大きな環境インパクトを当該地域に及ぼしており、この地域の環境保全を支援する責任がある。また、日本はこの地域における経済と技術の先進国であり、さらに環境問題への取り組みの先進国である。日本は、こうした先進国としての責任として、ASEANの開発途上国の環境保全を支援する責任があり、また大きな貢献を行い得る可能性がある。

(2) 基本方針

1) ローカルな環境問題の重要性

上述したように、最も力点を置く必要がある。これは、人間の安全保障の基礎的な要件を整えることにもつながる。また、地域的な環境問題、地球規模の環境問題の対策実施の基盤ともなる。さらに、これまでのJICAの協力実績が蓄積されてきた分野でもある。従って、今後、支援を行うにあたり、以下の点に留意する。

キャパシティ・ディベロップメント

途上国自身が、環境問題に対処する能力を身につけ、その国の発展状況による様々な制約下で最適な対処を行うことがより重要である。そのためには、JICAの途上国支援においては、今後も、キャパシティ・ディベロップメントに力点を置く。ローカルな環境問題への対処能力向上にあたり、関連する主要アクターを念頭に置き、対象国の社会全体のレベルアップに波及するような形で、カウンターパート機関の政府などの公的機関の能力強化を行うとともに、その過程で、対象国の中央政府、自治体、民間セクター、住民、有識者の連携を強化する。また、対象国の状況に応じて、中央政府による環境管理の枠組みづくりから、自治体などによる実施促進へ移行する。対象国によっては、日系企業が重要なアクターとなり得る場合がある。これらを協力のリソースとして活用する方法を検討する必要がある。

人間の健康や生計への貢献

ローカルな環境問題へ対処する意義は、環境汚染や自然災害から人々の健康と生命を守り、また、人々の生計のもととなる天然資源の持続的な利用を可能とすることである。協力案件の形成、実施、評価にあたっては、こうした側面を正しく把握し、途上国の住民自らの要求と参加で行われる自立的な環境保全のプロセスを促進する。

地域における知見の共有

都市における大気汚染や廃棄物問題など、現象としてはローカルであるが、地域で知見を共有することにより、効果的な対策が可能となる。また、先進国から途上国への支援に加えて、ASEAN地域やその周辺諸国の間に水平協力を媒介することにもつながる。地域内の環境支援が持続的であるためには、先進国から途上国への支援という図式では限界がある。様々な発展状況にある国々がお互いに助け合う仕組みが必要である。これらを念頭に置いて、ローカルな環境問題に対処する際には、地域で知見を共有し、地域内の水平協力を活性化するアプローチが重要である。

地域的環境問題、地球環境問題における支援との統合化

前述のように、地域的環境問題や地球環境問題における具体的な対策実施はローカルレベルで行われる。また、対策を実施すべき国々が、こうした地域的環境問題や地球環境問題においては、自身は被害者ではないため、対策を実施する動機付けが乏しいという状況が起こりやすい。こうした場合、ローカルな環境問題の解決と結びつけることによって、対策が促進される。従って、対策においては、ローカルな環境問題と地域的環境問題や地球環境問題との関連を検討することが重要である。JICAの協力は国別で行われるため、こうした視点が入りにくい。今後、何らかの協力事業実施上の工夫が必要である。

2) ASEAN地域の経済統合のための要件となる共通の環境管理の体制整備に貢献する

ASEAN地域の経済統合により、公正な競争が行われ、経済成長を続けることが期待される。これが、持続的であるためには、経済活動に伴う環境コストが内部化されることが不可欠である。その

ためには、国レベル、地域レベルで、環境管理の制度面、様々な環境関連施設のハード面の両面を整備することによって、汚染者負担の原則を徹底させる必要がある。そして、国レベル、地域レベルのハード、ソフト両面の環境管理の体制を経済統合のインフラととらえて、これらの整備に取り組むことが必要である。その整備は対象国の状況により、対象国と日本の官民の協力が必要となる。この過程で、JICAの支援にふさわしい公共性の高い分野は何か、今後、検討する必要がある。

地域内において、貿易などで公正な競争を行うためには、統一的な環境管理のフレームワークを構築することが理想的である。しかしながら、ASEAN地域には、発展状況の異なる国々が混在する。長期的には、地域に共通の環境管理の枠組みを構築することを目指す。当面は、国ごとの発展状況に対応して、諸国間の互換性に留意しながら、ASEAN諸国による差異のある対応を支援する。この過程で、前出の水平協力が大きな役割を果たす。

3) わが国が重要なステークホルダーであるような地域の環境問題及び地球環境問題において途上国協力を行う

わが国は環境汚染の被害者（東アジアにおける酸性雨問題）、潜在的な加害者（廃棄物の国外におけるリサイクル）である。また、温室効果ガス排出による地球温暖化問題では、日本は主要な加害者である。日本は、ステークホルダーの一員として、これに対応を迫られる。JICAは、わが国のODAの主要な機関の一つとして、ASEAN地域の開発途上国の持続可能な開発支援という条件を満たすものについては、協力を行うべきである。

4) 地域共有及び地域内諸国の環境天然資源の適正利用・保全管理の支援を行う

地域の淡水や森林などの再生可能資源、また、化石燃料などのエネルギー資源が、持続的に利用されることは、わが国自身の持続的な開発にとって重要である。また、こうした資源の枯渇が国際紛争に結びつき、地域の安全保障を脅かすような状況を避けることは、わが国の安全保障にとっても重要である。さらに、複数国にまたがる国際河川など、地域共有及び地域内諸国の環境天然資源の適正利用・保全管理においては、当事者国の協調を行うために国際的な枠組みづくりが必要となるが、これに日本が貢献する意義は大きい。

3 - 3 エネルギー

エネルギーは国の経済の発展に必須の投入要素であると同時に、その開発・利用を通じてローカル及びグローバルな環境にも大きく影響するものである。

エネルギーは一般に化石燃料、自然エネルギー、原子力エネルギーなど自然環境から直接得られる**一次エネルギー**と、それを使い勝手がよくなるよう加工・転換して得られる電気、ガソリン、ガスなどの**二次エネルギーに分類される**。日常生活で利用されるのはもっぱら利用しやすい二次エネルギーであるが、本稿ではエネルギー全体の需給実態を把握するために、石油を中心とする一次エネルギーの需給の現状と見通しについて概観している。

3 - 3 - 1 エネルギー需要の伸び

(1) 世界全体

今後の経済成長に伴い、世界のエネルギー需要は2000～2030年で66%増加する見込みで、特に**開発途上地域**において急増する見通しである。

(2) アジア地域

世界のエネルギー需要に占めるアジア地域のシェアは、2000年の22%から2030年には27%に拡大する見込みである。特に**中国**の伸びが大きく、1993年に石油の純輸入国に転じた以降も純輸入幅が拡大し続け、昨今の原油価格急騰の主因の一つとなっている。

(3) ASEAN地域

ASEAN地域における需要は1999～2020年で2倍以上に増加する見通しで、需要量の半分は**インドネシア**によるものである。インドネシアは産油国である一方で、2004年に初めて石油の純輸入国となり、当地域の原油供給体制の不安定要因となる可能性がある。

3 - 3 - 2 エネルギー供給体制の不安定化

アジア域外からアジア諸国へ原油を供給している国は、現在のところほぼ中東に限られていることから、石油市場におけるアジアの地位は低く、多様な供給源を有する欧米市場に比べて1バレル当たり1米ドル程度高く売られている状況であり、いわゆる**アジアプレミアム**が存在している。

近年では、これに加えて産油国の生産能力の低下や投機筋による影響から原油市場価格が高騰しており、原油の安定的な輸入が困難となりつつある。

表5 - 4 アジア各国のGDP当たりエネルギー消費原単位の推移

(単位：石油換算トン / 1995年当時の100万米ドル)

	1971年	1980年	1990年	1995年	2000年	2001年
日本	121	105	88	93	92	92
中国	2,480	2,558	1,685	1,229	891	827
韓国	215	278	271	302	308	305
台湾	272	328	259	248	240	262
シンガポール	243	228	249	257	215	260
インドネシア	236	352	376	391	472	482
マレーシア	304	334	360	404	421	439
フィリピン	256	236	277	339	373	355
タイ	231	233	257	293	337	359
インド	513	589	660	688	668	643
アジア平均	236	244	239	260	257	257
OECD平均	284	253	207	204	192	191
世界平均	347	330	295	282	264	263

出所：田辺靖雄 (2004) p.15

表5 - 5 アジア各国の1人当たりエネルギー消費量の推移

(単位：石油換算トン/人)

	1971年	1980年	1990年	1995年	2000年	2001年
日本	2.55	2.97	3.53	3.95	4.13	4.10
中国	0.28	0.43	0.59	0.71	0.74	0.73
韓国	0.52	1.09	2.16	3.28	4.07	4.11
台湾	0.71	1.62	2.38	3.07	3.75	3.99
シンガポール	1.40	2.51	4.38	6.06	6.12	7.06
インドネシア	0.07	0.18	0.29	0.41	0.48	0.50
マレーシア	0.43	0.77	1.12	1.74	2.02	2.07
フィリピン	0.23	0.28	0.30	0.37	0.43	0.41
タイ	0.18	0.26	0.51	0.84	0.95	1.02
インド	0.11	0.14	0.22	0.27	0.32	0.32
アジア平均	0.65	1.02	1.55	2.07	2.30	2.43

出所：資源エネルギー庁ホームページ。

3 - 3 - 3 アジア・ASEAN地域のエネルギー事情の特徴

同地域は近年、世界で経済が最も急激に発展してきた地域であるが、省エネが進んでいないため、エネルギー消費量が経済成長率を上回る率で増加しており、その結果、世界的にみてもエネルギー効率が低い地域となっており、さらに悪化する傾向にある(表5 - 4)。参考までに1人当たりの実消費量についても紹介する(表5 - 5)。今後もこの傾向は続くと思われるが、アジア地域における原油の生産量は頭打ちになってきており、今後の需要増加に対応するだけのエネルギーを賄うことは困難になりつつある。

域内にインドネシア、マレーシアなどの産油国を抱えているものの、上述のように生産量の伸びが見込めないことから石油の対外依存度が上昇しており、特に中東依存度が7割を超えている。また、中東産の原油を積むタンカーのほとんどがマラッカ海峡を通過するため、当該地域での治安対策が以前にも増して重要になってきている。

東アジア域内(ASEAN+3、場合によってはインド、ロシアも含む)における経済を主軸とする相互関係は既に密接であり、**アジア全体のエネルギー・環境問題は、すなわち日本の問題である**といえる。また、FTA/EPAや東アジア共同体構想によるさらなる関係深化により、この傾向が今後さらに強まると思われる。

フィリピンをはじめとする多くのASEAN諸国において電力自由化が進展しており、それに応じて電力セクターにおける官民の役割が変遷している。電力自由化により、電力の地域間融通が比較的容易になってきている一方で、事業採算性が追求される結果、必要な電力が得られない地域も増えてきている。

3 - 3 - 4 東南アジア地域へのエネルギー関連協力のイニシアティブ及び地域的な協力のニーズ

エネルギー安全保障問題はアジア共通の課題で、一国の脆弱性は他国にも波及するという認識の下、以下のような会合または協力プログラムが行われている。

(1) ASEAN+3 エネルギー協力

1) ASEAN+3 エネルギー閣僚会合 (2002年9月)

当時の平沼経産相が非公式な会合として主催したもので、そのなかでアジア地域におけるエネルギー安定確保を目指すための包括的な対策として**平沼イニシアティブ**を打ち出した。同イニシアティブの内容は、緊急時ネットワークの開設、石油備蓄の推進、アジアの石油市場に関する調査の開始、天然ガス開発の推進、省エネ新エネの推進、である。

2) 第1回ASEAN+3 エネルギー大臣会合 (2004年6月)

上記の非公式会合を受けてマニラで開催された公式会合である。上記の**平沼イニシアティブ**に基づく、エネルギー安全保障、石油備蓄、石油市場、天然ガス、再生可能エネルギー、の5つのフォーラムが設けられている。

(2) ASEAN自身による取り組み

1997年にマレーシアで開催された第2回ASEAN非公式会合において採択されたASEAN Vision 2020では、ASEAN域内において電力網とガスパイプラインの相互接続を実現するための協力体制の構築が重要とされた。その後採択されたハノイ行動計画に基づき、ASEAN各国はかかる相互接続インフラを実現するための政策枠組み及び実施体制を2004年までに構築するために努力した。その結果、1999年にASEANエネルギーセンター (ASEAN Center for Energy: ACE) が設立され、同機関を核とするAPAEC (ASEAN Plan of Action for Energy Cooperation) が策定された。

1) ASEANエネルギーセンター (ACE) の活動

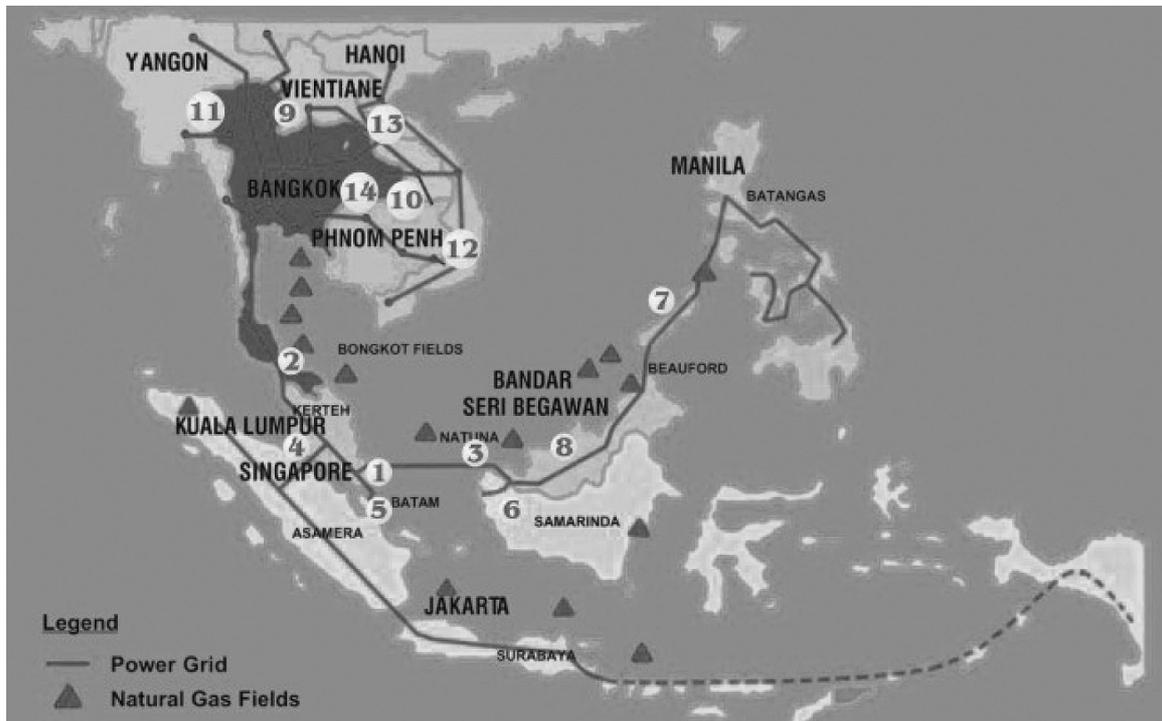
ACEは1999年1月に、それまで10年間存続していたASEAN-ECエネルギー管理訓練・研究センターを母体として設立され、ジャカルタに事務局を置いている。ACEはASEAN各国のエネルギー関連の上級閣僚とASEAN事務局の代表により運営されている。

ACEは、ASEAN域内における各種エネルギー関連の協力プログラム実施にあたってリーダーシップをとる存在であり、ASEAN各国にエネルギー関連の情報、最新技術、専門知識を提供することにより、域内のエネルギー戦略の統合を推進することを使命としている。その際、ASEAN域内のエネルギー開発政策やプログラムが域内の経済発展や環境持続性と調和するように配慮がなされている。

またACEは、その設立以来、既述のAPAECを策定するとともに、各関連機関がAPAECを着実に実行できるよう各機関の活動を調整する役割を担っている。APAECの下に進められている主要プログラムは以下の6つである。

- ・ ASEAN電力網整備
- ・ トランスASEANガスパイプライン整備
- ・ クリーンコール技術の推進
- ・ エネルギー効率化及び省エネルギーの推進
- ・ 新・再生可能エネルギーの開発
- ・ エネルギー政策と環境の分析

図5-2 ASEAN地域における送電網建設計画の概念図



出所：経済産業省（2004）p. -8

これまでのACEの成果で顕著なものとしては、2003年に作成されたASEAN送電網建設マスタープランがあり、これが実現されると10.18億米ドルの発電所建設コストを削減でき、送電線建設コストを加味しても6.62億米ドルの投資削減が可能と試算されている。

2) ASEANエネルギー大臣会合（ASEAN Ministers on Energy Meeting: AMEM）

毎年ASEAN加盟各国が持ち回りで開催しており、第23回会合は2005年7月にカンボジアのシェムリアップで開催された。当会合では、既述のAPAECの達成状況（ガスパイプラインや送電線網の建設、ECやオーストラリアとの共同プログラムの実施など）が確認された。また、2004年6月に開催された第22回会合では、**2010年までにASEAN地域の総発電量に占める再生可能エネルギー起源の電力の割合を10%以上に高める**という目標が打ち出されたが、第23回会合においては、この目標の達成に向けての各国の取り組み状況が確認された。

(3) その他

2004年5月にアムステルダムで開催された「第9回国際エネルギーフォーラム（International Energy Forum: IEF）」でアジア地域のエネルギー協力及びアジアと中東の対話の強化などについて議論されている。

2005年1月にニューデリーで開催された「第1回アジア石油ガス産消国ラウンドテーブル会合」において、アジア地域の生産国と消費国の相互関係を強化するとともに投資拡大を図ることの重要性について議論された。

3 - 3 - 5 今後、地域的に取り組むべき課題とそれに対応する協力の方向性

JICAはこれまでもASEAN域内において、様々なエネルギー分野の協力を実施してきたが、いかに需要の増大に対応するかという供給面の協力が偏っている。他方、今後は省エネルギーや再生可能エネルギーの普及によるエネルギー利用の効率化を通じてエネルギー需要を低く抑えることが、エネルギー安全保障のみならず、環境保全やエネルギー費用削減の観点からもより重要になってくると思われる。

従って、エネルギー分野の今後の協力の中心は省エネや再生可能エネルギーの導入・普及になると思われるが、そのためには途上国での調達が困難な先進国由来の技術・機器類のASEAN各国への導入が当面の間、必要となる。しかし、各国が設定している高い関税率¹²⁷に加えて、高い初期投資額やそれに伴う途上国特有のリスクが障壁となっている場合が多いため、協力にあたっては、このような技術・機器類の導入にかかる税制の優遇措置についての各国への働きかけやJBICの円借款部門のみならず、国際金融部門との連携をあわせて図る必要がある。

(1) 省エネルギーの促進

わが国は過去2度の石油ショックを機に省エネルギーの普及・促進の必要に迫られたが、現在のASEAN諸国では、著しい経済成長に伴うエネルギー消費量の拡大と近年の原油価格の高騰が省エネルギーの必要性を高めているといえる。またASEAN各国、特に先発国のエネルギー効率は国際的にみても改善の余地が大きい（表5 - 4参照）。日本はこの分野での積極的な協力を通じてリーダーシップを図っていくべきである（コジェネレーション¹²⁸、クリーンコール技術¹²⁹などによるエネルギー利用の効率化に加えて、天然ガスシフトや、自動車用燃料としてのバイオエタノールの普及など）。

JICAは、わが国が世界最高水準の省エネルギー技術をもっていることを強みとして、省エネ関係の協力を以前から実施してきたが、ASEAN地域については1982年から2005年9月現在まで4件と限られている。この理由として、各国がエネルギー効率の悪化を深刻な問題として受け止めていないことと、JICA事業が基本的に要請主義に基づくものであることが挙げられる。ASEAN地域におけるエネルギー効率化はわが国を含むアジア地域のエネルギー安全保障や地域全体の環境汚染の緩和にもつながるため、グリーンエイドプラン（Green Aid Plan: GAP）とこれまで以上の連携をとりつつ、JICA側から積極的に提案できる体制を構築することが望まれる。そのほか、エネルギー利用に関する技術基準の標準化にかかる支援も間接的に省エネの推進に貢献すると考えられる。

(2) エネルギー供給源の多様化

1) 代替エネルギーの開発

エネルギーを大量に消費する都市部では省エネルギーへの取り組みがより重要である一方で、ASEAN域内には必要なエネルギーが得られない地域も多く残されている。これら地域への今後の工

¹²⁷ 例えば、ラオスやカンボジアでは関連機器の輸入に際し約50%の関税が掛けられる。

¹²⁸ 熱電供給量 = 発電の際の廃熱を冷暖房などに利用する技術。

¹²⁹ 石炭をそのまま燃やすと酸化イオウガスなどの有毒ガスを発生させるが、液化・ガス化して利用することにより、ガス発生を抑制する技術。

エネルギー供給体制の構築にあたっては、安定供給と環境保全の観点から、従来型の化石燃料の利用は極力控え、**再生可能エネルギー**（太陽光、風力、小水力、バイオマス、地熱など）を中心に据えることが望ましい。幸い、ASEAN地域にはバイオマス、水力、太陽光を中心に再生可能エネルギー源が豊富である。

JICAはこれら域内エネルギー源の開発にこれまでも多数協力してきている一方で、**風力やバイオマス**を活用した事業は、これら事業が日本国内であまり普及していないことを反映して協力実績は少ない。一方、近年になって1kWh当たりの風力発電コストが大型風力の場合、火力など従来型電力のわずか3割高まで落ちていることや、原油価格の高止まり傾向などから、これらのエネルギー源も価格競争力がついてきており、普及のための条件が整いつつある¹³⁰。

また近年、日本国内の地方部を中心として、再生可能エネルギーの普及による地域社会活性化の試みが盛んになってきている。例えば、岩手県の葛巻町や埼玉県の小川町では、農業廃棄物をバイオガスと液肥に転換し、バイオガスについては地域の熱供給や電力供給に利用されている。また、葛巻町では太陽光や風力による発電事業も実施しており、2005年9月現在のエネルギー自給率は78%（電力自給率は185%）である。ちなみに液肥については良質な野菜肥料として活用しており、廃棄物をほとんど出さないゼロエミッション型（廃棄物0（ゼロ））のシステムが実現されている。

そのほか、多くの登山客が訪れる山小屋でも近年、太陽光、風力、水力の電源を利用した合併浄化槽の設置が進んでおり、山の自然環境保護に貢献している。なかには合併浄化槽だけではなく通常用途の電力まで賄い、補完電源としてのディーゼル発電機を全く必要としないところもある。

これら日本国内で普及しつつある地域に賦存する再生可能エネルギーを利用するためのシステムは、いずれも小規模で維持管理も比較的容易である。加えてASEAN諸国はわが国と同じく環太平洋造山帯に位置し、地理的条件が似通っていることから、これらシステムは各国の地方部や中山間地域、島しょ地域を中心に適用可能であると思われる。

ASEAN地域への協力に際しても、このような多種多様な再生可能エネルギーを基幹エネルギー源と位置付けることにより、エネルギー供給源の多様化を一層促進するとともに各地域の実情に応じたエネルギーのベストミックスを実現することが望まれる。

2) 原子力の導入検討

エネルギー需給が逼迫している状況に対する現実的な対応として、原子力発電の導入も視野に入ってきている。ただし、原子力発電所から生じる核廃棄物は、その処理が非常に困難であるなど環境面での問題が大きいため、ODAによる導入支援の可能性は低いと思われる。

(3) ASEAN地域内がもつ多様性と共通性への配慮

ASEAN地域における社会経済状況は、多様であると同時に共通な部分も多い。従って、同地域に対する協力プログラムの組成や実施にあたっては、各地域の特性への配慮だけでなく、協力の効率性や

¹³⁰ ただし、低緯度に位置するASEAN諸国では、卓越した風（平均風速5m/s以上）が得られる地域は高緯度諸国とは違い限定されることに留意する必要がある。

効果を高めるために地域の共通性も考慮すべきである。

以下では、域内発展地域及び域内後進地域の地域特性に加えて、地域の共通性への配慮事項について整理している。

1) 先発国や都市部における協力

今後も着実な経済成長が見込まれる先発国や各国の都市部に対しては、エネルギー安全保障及び環境保全の観点から、エネルギー需要抑制のための省エネルギーにかかる協力に重点を置くべきである。また、天然ガスシフトやバイオエタノールの導入による自動車などの燃料転換に対する協力も意義が高い。

2) CLMV諸国や地方部における協力

先発国と大きな経済格差があるCLMV諸国や、都市部との格差が大きい地方部では、エネルギー供給そのものが不十分であるが、昨今の石油生産量の落ち込みや原油価格の高騰に鑑みれば、化石燃料を今後の主たるエネルギー供給源として位置付けることは現実性に乏しい。従って、これら地域におけるエネルギー供給マスタープラン策定に協力する際は、最初の段階から再生可能エネルギーをはじめとする石油代替エネルギーを主要供給源として位置付けることが望ましい。

また、各国の都市部を中心に進展している電力自由化は、効率化の名の下の地方部でのサービスの切り捨てといった事態を引き起こしており、こうした問題に対応するためにユニバーサルサービス基金の設立支援・強化が必要になってきている。

そのほか、ある地域において、隣国や隣接地域に安い電力源が存在する場合、その電力を購入するための送電線建設などを考慮する必要がある。

3) ASEAN地域内の補完関係の強化

JICAはこれまでも、電力セクターのマスタープラン作成を国単位では支援してきたが、今後はASEAN地域内の共通性を念頭に置きながら、各国のマスタープラン間の整合性をとることが望ましい。その際には、ASEAN地域で特に進展がみられる電力自由化の影響も考慮に入れる必要がある。このように、地域の共通性を考慮した協力が域内におけるエネルギーの融通、いわば補完性を強化し、ひいては域内のエネルギー安全保障体制の強化が期待される。

(4) 石油の安定確保（石油備蓄制度の整備）

日本や韓国は1970年代の石油危機を機に、また国際エネルギー機関（International Energy Agency: IEA）加盟国の義務として純輸入の90日分という石油備蓄体制を整備しているが、近年になって輸入依存度が上昇しているほかのアジア各国の備蓄体制は脆弱であり、もしくは全く整備されていない。エネルギーの域外依存度を短期間で低下させることは困難であるため、エネルギー（主に石油）の輸入抑制策とあわせて輸入安定確保策を図っていくことも肝要である。

現在、中国が備蓄体制の準備を進めているが、ASEAN各国も石油備蓄制度の必要性を認識しつつ、国家または国家間共同の備蓄制度の検討を開始しているところ、特に国家間共同の備蓄体制整備への

支援が望まれる。

3 - 3 - 6 エネルギー分野において地域的な協力を実施する際の留意点、ほかのパートナー（国際機関や域内先発諸国とのパートナーシップ等）との連携の可能性など

今後ASEAN各国は、エネルギー利用の効率化及びエネルギー調達の域外依存度の低下を図っていく必要があるが、その際、近隣の日本、韓国、中国などとの協力体制が欠かせない。エネルギー安全保障に関する域内協力が政治対話により今後進展するという前提の下、地域という視点に立った場合の課題は、**エネルギー供給源の多様化、地域間補完体制実現のための域内供給網（ガスパイプラインや送電網など）の整備、エネルギー利用に関する各種基準の標準化**などが考えられる。これらの課題はASEAN地域における持続可能な発展や環境保全の面だけではなく、各地でその火種がみられるエネルギー獲得競争を回避するためにも重要である。

また、既述のようにASEAN各国の置かれている社会経済状況は多様であると同時に、国は違えども地域に共通性がある、あるいは逆に同一国内でも地域差が大きいという現状があり、このことに配慮したエネルギー供給体制を整備する必要がある。

以上のような観点から、今後の協力にあたっては、官ベース及び民ベースの多様なプレーヤーとの連携が必要とされるCDMなどの新手法や、新エネ・省エネにかかる先進技術を積極的かつ戦略的に導入していくことが望まれる。

(1) 官ベース以外の主体（民間セクター、地域住民）との連携の推進

省エネルギー事業は商業ベースで成立する事業であるという認識の下、欧米を中心にESCO（Energy Service Company）事業が盛んであるが、近年は日本や一部の途上国においても普及しつつある。ESCO事業は民活導入を所与とすることから、上述の**コジェネレーションやクリーンコール技術**など先進技術にかかる技術の導入が促進されることが期待される。再生可能エネルギー事業についても、ESCO事業ほどの商業性は期待できないものの、コストや効率性が考慮された先進技術を有しているのは民間企業であることから同様のことがいえる。他方、途上国においてこれら事業を民間ベースのみで普及させることは一般に困難であり、普及にあたっては官ベースプレーヤーである当該国の政府や自治体、JICAなどの開発援助機関が触媒として機能することが必要である。具体的には、事業者に対する成果に基づく補助金支給（Output Based Aid）や民活導入を前提とする計画調査の実施などであり、こうした官民間の連携は官民パートナーシップ（Public-Private Partnership: PPP）と呼ばれている。PPPの開発事業への導入にあたっては、事業を立案・監督する官、事業を実施する民、開発事業の恩恵を受ける受益者の3者が平等の立場で協働するような仕掛けづくりが必要である。

そのほか、省エネルギーや再生可能エネルギー事業の実施は温室効果ガスの削減につながり、かかる事業がCDM事業として成立すれば、京都議定書で定められたわが国の削減目標の達成にも資することから、計画作成の際はまずCDM事業としての実施可能性を検討することが望まれる。CDM事業として実施できれば、わが国の削減目標達成に貢献するだけでなく、民間の資金や技術力の導入促進にもつながる。CDM事業としてできない場合は、従来事業と同様にODAベースで実施すればよいが、この場合も事業の持続性確保の観点から、早い段階から民間セクターや地域住民を事業へ参画させること

が必要である。

民間セクターの活動が活発でない国においては、触媒としての他国民間セクターの参入が効果的な場合もあるが、既述のように途上国特有のリスクが参入障壁となる場合が多いため、かかるリスク保障を供与する機能をもつJBICなどの輸出信用機関（Export Credit Agency: ECA）との連携が望まれる。このような連携は欧米のドナーにおいては一般的であり、上述のPPPの一環とみなせる。一方、ECAは時に環境社会配慮上の問題を内包するプロジェクトに対しても融資、保証を供与しているケースがあるが、JICAがこのような機関との連携を深めることにより、援助資金の数倍ものインパクトをもつとされる民間資金の流れを持続可能な開発に資するプロジェクトへと振り向ける効果を発現させる可能性もあるのではないだろうか。

（2）各国にまたがるエネルギー関連インフラ建設のための調査の実施

3 - 3 - 5(3)で課題として挙げたように、JICAの従来のエネルギー関連マスタープランは他分野と同様、国ごとに作成されており、地域の共通性に配慮した計画はほとんどない。今後はメコン開発やメコン河流域開発計画（GMS）を参考にしながら、エネルギーを国家間で補完することによるエネルギーの安定供給を視野に入れて、複数国において実施する計画の整合性を図ることが求められる。

具体例としては、ACEが域内全体の省エネルギーにつながるとされる域内電力網やガスパイプラインの建設のためのマスタープランを策定しているが、これに続くフィージビリティ調査を実施することが考えられる。

そのほか、資源エネルギー庁が実施したタイ及びフィリピンの石油備蓄マスタープランについて、その後のフィージビリティ調査を実施することも考えられる。

（3）ACE（ASEAN Center for Energy）の強化

OECD加盟国のみで構成されているIEAのもつ機能として、石油備蓄保有及びその協調放出を含む緊急時対応メカニズムや各国のエネルギー政策のピアレビューがあるが、ASEAN地域においてもこのような機能をもつ枠組み、いわばアジア版IEAの創設を望む声もある。ACEもこのような機能を備えているとされるが、JICAによる専門家派遣などにより、域内のエネルギー安全保障により貢献できるよう機能強化を図ることが考えられる。

4．人材育成

4 - 1 ASEAN域内における人材育成の取り組み

4 - 1 - 1 人材育成の目標と各種イニシアティブ

ASEANがこれまでに打ち出してきた各種イニシアティブを概観すると、主に経済分野と高等教育・科学技術分野における人材育成に主眼が置かれてきたことが分かる（表5 - 7を参照）。

また、2003年に第二ASEAN協和宣言（Declaration of ASEAN Concord）において3つの共同体構想（安全保障共同体（ASC）、経済共同体（AEC）、社会・文化共同体（ASCC））が掲げられたこと

から、それぞれの共同体構築に資する人材の育成が最大の目標とされた。特に経済分野では、経済統合に向けた11の優先セクターに関連する人材の育成が喫緊の課題となっている。

人材育成は、様々な分野と絡み合う分野横断的な課題であるため、人材育成のみを対象としたロードマップ（指針）は特に作成されてこなかった。しかしながら、近年ASEAN内でも人材育成の重要性が高まりつつあり、2005年8月には、ASEAN各国の教育担当大臣が一堂に会して（ASEAN Education Ministers Meeting: AEMM）教育分野における今後の重点的な取り組みに関する共同表明を行っている。具体的な重点項目は以下のとおりである。

教育によりASEAN社会・文化共同体（ASCC）の構築を促進し、特に若い世代の“ASEANらしさ”を確立する。

教育を通じてASEANのアイデンティティを確立する。

教育分野における教員、スタッフの質を高め、ITや科学技術を活用して教育の質の向上を目指す。ASEAN大学ネットワーク（AUN）の下、大学間ネットワークを強化し、将来的にASEAN大学を設立する。

ASEAN閣僚会議を設置し、東南アジア教育大臣機構（Southeast Asian Ministers of Education Organization: SEAMEO）とも意見交換を行う。

4 - 1 - 2 人材育成分野の現状と取り組み

表5 - 6は、ASEAN各国及び日本、中国、韓国の中高等教育、高等教育の就学率を示したものである。1990年と2000年を比較してみても、ASEAN各国の中・高等教育レベルの就学率は増加しており、一般的な教育水準でみた人材の量は拡充してきているといえる。

一方で、東南アジア地域内の経済相互依存関係が高まるにつれて、労働力の面でも国境を越えた労働力の移動がより活発化してきている。特に域内の経済格差が拡大することによって、労働力の受け入れ国と送り出し国という役割が明確になってきているといえる。主な受け入れ国としては、マレー

表5 - 6 ASEAN+ 3 各国の中等・高等教育就学率

(gross enrollment rate %)

	中等教育 (%)		高等教育 (%)	
	1990年	2000年	1990年	2000年
ブルネイ	69.7	87.3	-	12.1
カンボジア	28.9	18.1	0.7	2.8
中国	48.7	65.1	2.9	9.8
インドネシア	45.5	56.8	9.5	14.6
日本	97.1	102.5	30.7	47.7
韓国	89.8	94.2	39.1	77.6
ラオス	24.4	37.6	-	3.3
マレーシア	56.3	69.3	7.4	27.0
ミャンマー	22.4	38.5	4.4	11.5
フィリピン	70.7	77.1	27.8	31.2
シンガポール	68.1	-	18.0	-
タイ	30.8	82.8	-	35.5
ベトナム	32.2	67.1	2.0	9.7

出所：World Development Indicator オンラインデータベースより筆者作成。

シア、シンガポール、さらに日本、韓国、台湾などが挙げられ、送り出し国としては、インドネシア、フィリピン、タイなどの先発ASEAN諸国やそれらに加えてベトナムや中国なども含まれる。域内移動をする労働者は単純労働者の割合が高く、高度な技能をもつ人材の移動は少ないと指摘される一方で、近年の先進諸国間における高度人材獲得競争の激化を受けて、これらの高度人材は、欧米などへ流出する傾向が強まっている¹³¹。

次に、これまでの人材育成分野の主な取り組みについて、東南アジア教育大臣機構による教育科学・文化分野の協力、ASEAN事務局内の教育及び科学技術委員会、ASEAN事務局内のASEAN大学ネットワークなどの活動について概観する。

(1) 東南アジア教育大臣機構

(Southeast Asian Ministers of Education Organization: SEAMEO)

SEAMEOは、1965年に域内の教育科学、文化分野の協力を促進する目的で発足し、ASEAN10カ国の教育省代表者で構成されている。SEAMEOが対象とする主な優先分野は、教育の質・公平性の向上、予防保健教育、伝統・文化、ICT、言語、貧困削減、農業及び天然資源など多岐にわたる。日本は1972年以来、SEAMEO教育開発基金やSEAMEO SPAFA (SEAMEO-Regional Centre for Archaeology and Fine Arts) 信託基金などを通じた資金援助を行っている。1990年代後半からは、JICAの技術支援や専門家の派遣、第三国研修による協力も行われている。

(2) ASEAN教育委員会 (ASEAN Committee on Education: ASCOE)

教育委員会は、ASEAN事務局内の分科委員会 (sub-committee) として活動してきたが、2002年に委員会 (committee) として組織化された。2002年9月には、カンボジアで第1回会合が開催され、初等教育及び中等教育の重要性に焦点が当てられた。ASCOEは、先に述べたSEAMEOとは独立した組織であるが、今後はASCOEの将来的な役割についてSEAMEOとの統合も視野に入れながら検討していく方向性にあるといえる。

(3) ASEAN科学技術委員会 (Committee on Science and Technology: COST)

COSTは、1978年に域内の科学技術分野の専門性及び人材の向上を目的としてASEAN事務局内に設置された。近年、COSTでは、CLMV諸国に対する科学技術分野の協力を域内ベースで行う活動を重視している。また、2003年には情報共有を図る目的で、ASTNET (ASEAN Science and Technology Network) と呼ばれるWebサイトを開設したり、2004年5月からは、AVIST (ASEAN Virtual Institute of Science and Technology)¹³²のパイロット・プロジェクトが行われるなど、積極的な取り組みが行われている。

¹³¹ このような状況は、頭脳流出問題として問題視されている (経済産業省編 (2005))。

¹³² AVISTは、科学技術分野の人材育成を目的として、タイ前首相 (Anand Panyarachun) の提唱により2004年に設立された。2004年5月からタイのThailand Graduate Institute of Science and Technology (TGIST) とAsian Institute of Technology (AIT) でパイロット・プロジェクトが開始されている。

表5-7 各イニシアティブにおける人材育成関連の記述

イニシアティブ名	位置付け	内容	特徴
ASEAN Vision 2020 (1997年)	2020年までの地域の将来を展望した中期計画	<ul style="list-style-type: none"> 教育の質を高め、技術訓練を向上させることにより、すべての経済分野における人材育成を強化。 人材育成を伴う科学技術の振興。 開発に資する人材育成により繁栄を共に享受する。 	経済と科学技術分野における人材育成を強調。
ハノイ行動計画 (Ha Noi Plan of Action) (1998年)	ASEAN Vision 2020実現のための1999~2004年までの6カ年計画	<ul style="list-style-type: none"> 大学間ネットワークを強化し、ASEAN大学の形成に向けた作業を進める。 すべての人々が平等に教育にアクセスできるよう基礎教育・高等教育制度を強化する。 自営業や企業家に機会を与えるために、インフォーマル・セクターのためのASEAN行動計画を実施する。 卒業青年の雇用確保のために、2004年までにASEAN技能訓練作業計画を実施する。 HRD (人材育成) センターのネットワーク化を強化し、人材育成計画と労働市場のモニタリング能力を促進する。 2004年までに、労働安全衛生、卒業青年の職業訓練、遠隔地教育などの教育・訓練ネットワークを強化する。 ASEAN女性技能訓練ネットワークの確立。 2000年までにASEAN科学技術人材育成プログラムの実施を開始する。 市民のための地域訓練計画の実施とネットワークの強化。 	ハノイ行動計画の10重点柱の一つとして人材育成の促進が掲げられており、人材育成関連ネットワークの育成を強調。
第二ASEAN協和宣言 (Declaration of ASEAN Concord (Bali Concord)) (2003年)	1976年のASEAN協和宣言に続く、第二協和宣言。ASEAN共同体として、政治・安全保障、経済、社会・文化の3つの柱を示したもの	<ul style="list-style-type: none"> ASEAN経済共同体 (AEC) : 経済統合を実現するための人材育成、教育資格の認定。 ASEAN社会・文化共同体 (ASCC) : 労働力確保のための基礎・高等教育、職業訓練の実施。雇用確保、貧困及び経済格差の削減、平等な経済成長のための人材育成。域内の流動性の促進。技能・職業単位・技術水準の相互認証の促進。 	経済共同体、社会・文化共同体実現のための人材育成を強調。特に社会・文化共同体では、重点項目の一つとして位置付けられている。
ピエンチャン行動計画 (Vientiane Action Programme) (2004年)	ハノイ行動計画を引き継ぐ第二次6カ年計画 (2004~2010年)	<ul style="list-style-type: none"> 11の優先セクター (農業産品、自動車、電子機器、漁業、ゴム製品、繊維・アパレル、木材製品、航空旅行業、ICT、保健医療、観光) に関連する人材の育成。 経済統合による労働市場への影響の管理；技術訓練機関のネットワーク化による人材育成を強化する。 	11優先セクターにおける2010年までの統合が掲げられており、それに関連する人材育成を重視。
IAI (Initiatives for ASEAN Integration) Work Plan	域内格差是正と競争力強化を目的としたIAIの中期計画	<ul style="list-style-type: none"> CLMV諸国の人材育成を行うことで、さらなる経済成長とASEANの競争力を高める。 行政能力、労働力・職業能力、高等教育の3分野における各プログラムを実施する。 	CLMV諸国の高等教育、労働・職業能力の向上が強調されている。

出所：外務省Webサイト、ASEAN事務局Webサイトより筆者作成。

(4) ASEAN大学ネットワーク (ASEAN University Network: AUN)

AUNは、1995年11月に域内の先進的・大学間のネットワーク強化を図るために設立された。共同研究やリサーチ・プログラムを通じて研究分野の専門性の向上と人材育成を行うことを目的としており、将来的にはASEAN大学の設立を見据えている。

AUNは、ASEANの人材育成分野における最大の取り組みとして位置付けられ、日本も日ASEAN首脳会議などの際には、AUNに対する支援を表明してきた。代表的な協力例としては、後述するASEAN工学系高等教育ネットワーク (AUN/SEED-Net) に対する支援などがある。

4 - 1 - 3 ASEANの枠組みを超えたイニシアティブ

他分野に比較して、人材育成分野については、ASEANの枠組みを超えた人材育成関連のイニシアティブはあまり多くはないが、ASEAN+3の枠組みとして、2002年11月に東アジア・スタディ・グループ (EASG) より提出された提言¹³³が挙げられる。具体的な内容は以下のとおり。

東アジアにおける包括的人材育成プログラムの実施 (17の短期的措置の一つ)。基礎教育、技術訓練、能力開発、今日の産業構造に見合った人材の育成。

基礎教育、識字教育、技術訓練のための東アジア教育ファンドの設置。

具体的なプログラム：優れたHRD (Human Resource Development) 機関のネットワークの確立と地域的な人材育成プログラムの実施、地域的な労働市場に関する情報システムの開発、人材育成政策方針の統合と国レベルでの推進など。

4 - 1 - 4 サブ・リージョナルな取り組み

メコン河委員会 (MRC) の流域開発計画 (Basin Development Plan: BDP) や、タイがイニシアティブをとって行っているACMECSにおいても、人材育成は重要項目の一つとして挙げられている。ADBのGMSプログラムでは、人材開発分野の協力ニーズとして、研修プログラム、技術資格の統一、研修機関の設置などが指摘されており、CLMVとタイにインドを加えた地域協力であるメコン・ガンジス河協力 (Mekong-Ganga Cooperation: MGC) では、特にIT分野の人材育成が重点課題の一つとされている。

4 - 1 - 5 ASEAN事務局スタッフの育成

地域統合に向けたイニシアティブが活発になるにつれ、統合を促進し様々な地域共通課題に対応するための事務局の能力強化が課題として重要視されるようになりつつある。しかしながら、事務局スタッフの育成は、パソコンスキルや英語マネジメントなど基礎的なスキルに関する研修が開かれているのみであり、専門的な研修は必要であれば、ワークショップなどを開くことで対応している。事務局スタッフの育成に対する協力としては、後述するEUのAPRIS (Program for Regional Integration Support) などがある。

¹³³ プノンペンで行われたASEAN+3首脳会議に対してEASGが提出した、今後ASEAN+3協力として進めるべき26の具体的措置を記載した報告書。17の短期的措置と9の中長期的措置から構成される。

4 - 2 人材育成に関連する日ASEAN協力の概要

日本はこれまでも人材育成分野において、ASEAN地域に対する支援を継続的に行っている。その先駆けともいえるのが、「ASEAN人造りプロジェクト」である。ASEAN人造りプロジェクトは、1981年にASEAN諸国を歴訪した当時の鈴木善幸首相が、ASEANの人づくりを目的として最も必要とされる人材育成のために、人づくりセンターを各国に設置することに対する支援を約束し、総額1億米ドルに上る技術協力を行ったものである。ASEAN人造りプロジェクトに対し、JICAはこれまでに、インドネシア共和国職業訓練指導員・小規模工業普及訓練センター（CEVEST）やマレーシア職業訓練指導員・上級技能訓練センター（CIAST）、フィリピン人造りセンター、タイ・プライマリーヘルスケア訓練センターの設置などの協力を実施している。

4 - 2 - 1 日本のイニシアティブの概観

人材育成に対する協力は、日本の対ASEAN協力の重要な柱の一つであり、これまでも多くのイニシアティブが出されている。近年のイニシアティブで注目すべきものとして、1997年12月の日ASEAN公式首脳会議の際に打ち出された橋本イニシアティブでは、「日ASEAN総合人材育成プログラム」が提案された。さらに1998年11月のASEAN+3及びASEAN+1首脳会議では、当時の小淵首相より「東アジアの人材の育成と交流のためのプラン」が表明され「小淵プラン」としてASEAN諸国より歓迎された。表5-8は、2002年以降の主なイニシアティブについて、整理したものである。これによると、近年では特に、**政策形成能力育成、産業人材、工学系高等教育、ICT人材、環境・感染症にかかる人材、CLMV諸国の人材育成**などが重点項目として挙げられていることが分かる。

さらに日ASEAN間には「ひとづくり」を目的としたファンドが存在しており、主なものとして日ASEAN学術交流基金（Japan-ASEAN Exchange Projects: JAEP）、日ASEAN総合交流基金（Japan-ASEAN General Exchange Fund: JAGEF）、日本ASEAN金融技術協力基金（Japan-ASEAN Finance Technical Assistance: JAFTA）、ASEAN基金に対する拠出（日ASEAN連帯基金）などがある。JAEPは1988年にASEAN域内のアカデミックな研究を行う目的で設立され、これまでに日ASEAN間の知的交流に関する事業が実施されてきた¹³⁴。また、JAGEFは2000年に日ASEAN間の貿易、経済協力、人材交流などの促進のために設立されたものであり、貿易・投資分野に関する研修やセミナーの開催のほか、JAGEFを通じた専門家の派遣やIAIプロジェクトに対する支援も行われている¹³⁵。日ASEAN連帯基金は、アジア経済危機後のASEANの施策を支援する目的で、1998年に当時の小淵外務大臣が拠出を表明したものであり、“人材育成や貧困削減分野でASEANに広域的に裨益し、日ASEANの連帯を強化するプロジェクト”が実施されている¹³⁶。

¹³⁴ ASEAN戦略国際問題研究所（ASEAN・ISIS）代表と日本の学識者が経済、政治安全保障問題など幅広い分野に関する政策志向の知的対話（シンポジウム）の実施、ASEAN高校生短期交流プログラム等。

¹³⁵ 近年では、ASEANの法の執行官に対する麻薬マネー・ロンダリング取締調査に関する基礎研修コースや日ASEAN安全保障シンポジウムに関する専門家チーム・ワークショップなど、安全保障分野における支援事業も実施されている。

¹³⁶ 外務省Webサイト。これまでに1999年の東アジアの人材育成と交流のためのプラン、2000年の沖縄感染症対策イニシアティブに関するフォローアップ・プロジェクトが実施されている。

表5-8 日本の人材育成関連のイニシアティブ

イニシアティブ名	位置付け	内容	特徴
<p>小泉総理による日ASEAN協力の5つのイニシアティブ(2002年1月)</p>	<p>小泉首相が東南アジア諸国を訪問した際に表明された5つのイニシアティブで人材育成はその一つと位置付けられる。</p>	<p>教育、人材育成分野での協力： ・高等教育分野：教授・研究者間の交流、留学生の交換、単位の相互承認などの分野で、現地の現状や具体的なニーズなどを調査するため、6月上旬、シンガポール、マレーシア、タイ、ベトナムに対し、政府調査ミッションを派遣。右調査の結果を踏まえ、協力を具体化。 ・初等・中等教育分野：「万人のための教育」を推進するため、様々なスキームを通じた協力をASEANにおいても積極的に実施。 ・足腰の強い経済・社会をつくるための改革に必要な人材育成として、ITに関する人材育成(IT技術者資格試験の創設のための協力等)、裾野産業の育成、制度づくり、行政能力向上のための人材育成を推進。 ・その際、パートナーシップ・プログラムなどを通じた第三国研修や円借款も活用。</p>	<p>高等教育分野では、単位の相互認証に向けた取り組みを示唆、人材育成については、IT技術者資格試験創設などIT人材を強調している。</p>
<p>日ASEAN行動計画(2003年12月)</p>	<p>日ASEAN特別首脳会議の場で採択された東京宣言の100を超える具体的な措置をまとめた計画。「人的交流・人材育成の円滑化及び強化」は東京宣言の共通戦略の一つとなっている。</p>	<p>・ASEAN統合イニシアティブ(IAI)：日ASEAN連帯基金を通じた人材育成分野のDIAIプロジェクト支援、2004年度よりフィリピン、インドネシア、タイ及びマレーシアと協力してCLMV諸国の人材育成制度の強化に関するセミナーの開催等。 ・産業人材育成・労働安全衛生、ICT、自動車、電機・電子分野及びそのほかの高度に熟練した人材(エンジニア、中間管理職)の育成に協力する。 ・科学・技術分野での人材育成・共同セミナーの開催、共同研究の奨励及び意見、情報、経験及びベストプラクティスの交換などを含む様々な措置を通じて、科学・技術分野での人材を育成する。 ・保健・社会福祉サービスにおける人材育成、農業分野における人材育成。 ・反テロリズムに関する共同会議の立ち上げ、テロリズム対策能力向上のための人材育成。 ・基礎教育へのアクセスの拡大と質の向上に対する協力。 ・中核センター設立による科学技術、工学及び企業経営の人材育成を促進。 ・日本への留学生支援、日本からの留学生促進。 ・外交官を含む公務員の研修及び交流プログラムを設立し、ビジネス教育及び日本語教育を促進する。 ・留学情報の提供、ASEANにおける日本留学試験の実施、高等教育機関の間の単位交換を奨励。 ・日ASEAN感染症情報・人材ネットワーク構築支援、日ASEANワークショップの開催を検討する等。</p>	<p>教育、産業人材分野だけでなく、テロリズムや感染症などの国境を越える課題、また社会福祉分野の人材育成など、多岐にわたる分野について人材育成の必要性が指摘されている。</p>
<p>日ASEAN人材育成トータルプラン(2003年12月)</p>	<p>特別首脳会議でASEAN協力の方針として出された「わが国の新たなイニシアティブ」重点分野を推進するための人材育成支援策。</p>	<p>支援規模：3年間で15億米ドル以上の協力を想定、約4万人規模の人的交流プログラムを予定(研修員受入、専門家などの派遣、留学生受入、青年招へい等)。今後重点的に支援する7課題：政策・制度形成及び行政、産業・エネルギー、教育、地球規模問題(環境・感染症等) コミュニティの能力向上、ICT、地域内格差是正。</p>	<p>重点的支援分野として左記7課題が明確に設定されている。</p>

出所：外務省Webサイト、UFJ総合研究所(2005)より筆者作成。

4 - 3 ASEAN地域における人材育成分野の課題

以上のような点に鑑みると、ASEAN地域に共通の課題としては、以下の6点に整理することができる。

統合を推進する人材の育成

ビエンチャン行動計画（VAP）における11優先セクター（農業産品、自動車、電子機器、漁業、ゴム製品、繊維・アパレル、木材製品、航空旅行業、ICT、保健医療、観光）の統合は、喫緊の課題であり、統合を推進する人材の育成が必要とされている。

技術基準、技能認定の標準化

技能・職業単位・技術水準の相互認証の標準化は、ASEANの経済統合を促進するだけでなく、域内の人材流動性を高め、雇用の確保にもつながる。また、ASEANイニシアティブにも重点項目として位置付けられている。

国境を越えた課題における人材育成

環境、感染症、治安問題¹³⁷など、広域的、地域的対応が必要な課題に対する人材育成が望まれている（当事項については、各論「7．治安と開発」、「8．環境」、「10．鳥インフルエンザ」を参照のこと）。

工学系高等専門技術者・研究者の育成（工学系高等人材）

アジア経済危機後は、工学系高等人材の不足が深刻な問題として認識されるようになった。日本は、1997年12月に橋本イニシアティブ¹³⁸を打ち出し、以来AUN/SEED-NetなどASEAN支援の重点事項として継続的な協力を実施している。

発展度合いに応じた課題

先発ASEAN諸国については、急速な技術革新や職場環境の変化に対応できるような「新型」の人材の必要性、公的な職業訓練機関と民間部門との連携などが課題として挙げられる¹³⁹。また、産業集積が進んでいない後発ASEAN諸国については、生計向上のための技術訓練に加え、投資促進のための環境整備、技術受容能力の強化なども課題である（後者に関しては、各論「5．CLMV」を参照のこと）。

ASEAN事務局の能力強化

さらに当研究会で実施したヒアリング調査では、ASEAN統合の推進役となるASEAN事務局の人材不足、能力不足が問題点として指摘され、事務局スタッフの能力向上も重点課題と位置付けられる。

¹³⁷ テロリズム、海賊、薬物などが考えられる。

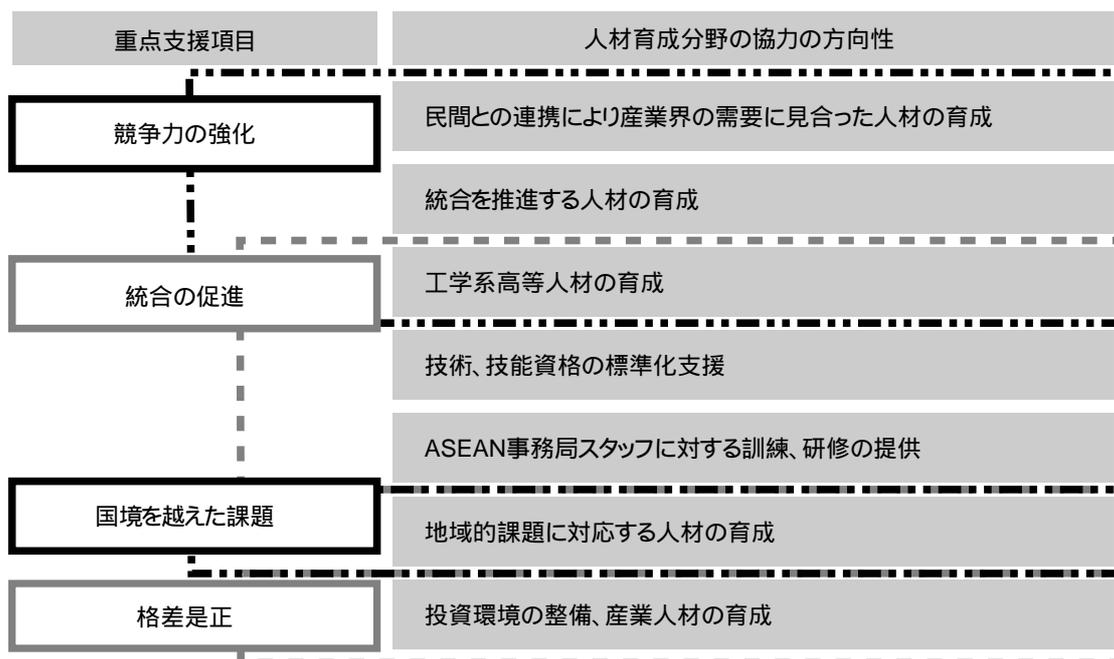
¹³⁸ ASEANの産業構造高度化を支える理工系・技術系、経営などの分野を中心とした高等教育支援を打ち出している。

¹³⁹ 詳細については、JICA国際協力総合研修所（2005）を参照のこと。

4 - 4 地域協力の方向性

以上のような課題を踏まえて、本調査研究における支援の方向性及び重点支援項目と人材育成分野の協力の方向性は、図5 - 3のとおりまとめられる。

図5 - 3 人材育成分野における地域協力の方向性



出所：筆者作成。

4 - 4 - 1 競争力の強化

民間との連携により産業界の需要に見合った人材の育成

産業界の需要に見合った人材育成を行う。卒業後の就職先のミスマッチなどの解消も含め、教育機関と産業界の連携が求められる。さらにJICAとして、政策枠組みづくりなど、公的教育・訓練機関への支援も引き続き行っていく必要がある。日本からのオフショア開発なども見据え、日本語教育、ITスキル訓練などの支援ニーズも高いと考えられる。ASEANのイニシアティブ及び日本の支援においても産業人材の育成は、最重要課題に位置付けられており、支援優先度の高い課題として、同様の協力を行っているほか、実施機関、民間セクター、NGOなどと連携して具体的な協力を行っていく必要がある。

統合を推進する人材の育成

優先11セクターのうち、特に日本の支援が期待されている分野としては、自動車や電子機器などが挙げられる。これらの分野では、既に民間を通じた日本からの専門家派遣が決定しているため、それらの協力との連携の可能性も考慮する必要がある。そのほかにICTや保健医療などのセクターに関して

も、日本の比較優位が発揮しやすいと考えられる。統合を推進する人材の育成は、ASEAN事務局やASEAN内からの要望も強く喫緊の課題となっており、協力優先度の高い課題として位置付ける必要がある。

工学系高等人材の育成

JICAとしては、引き続きAUN/SEED-Netプロジェクトを通じて継続的な支援を行っていく必要がある。AUN/SEED-Netプロジェクトは2003年に開始されたばかりであり、まだプロジェクトとしての発展を期待する段階ではないかもしれないが、可能な限り関連するプロジェクト（産業人材育成関連のプロジェクト等）との整合性を考え、ASEAN地域全体の人材育成プログラムのなかに位置付けられていくことが望まれる。

4 - 4 - 2 統合の促進

技術、技能資格の標準化支援

技術資格、技能資格の標準化支援を行う。資格制度の標準化に係る政府系機関（例：インドネシアの国家職業技能認定機関¹⁴⁰）に対する技能資格の共同開発、研修や専門家派遣などを通じ、キャパシティ・ディベロップメントを目的とした支援を実施する。このような資格の基準化、標準化に関連する支援については、日本が単独で行うには限界があり、他ドナーと協調しながら実施していく必要がある¹⁴¹。

ASEAN事務局スタッフに対する訓練、研修の提供

ASEAN事務局へのヒアリングでは、事務局スタッフの能力不足が問題として指摘されており、事務局スタッフの訓練は、支援ニーズが高いといえる。EUに関しては、APRISと呼ばれる対ASEAN支援プログラムにおいて、ASEAN職員、事務局スタッフに対する訓練・研修プログラムを実施しているため、EUの支援動向を踏まえるとともに、連携の可能性を探る必要がある。一方で、事務局の能力強化は、事務局の形骸化につながりかねないという批判もあり、加盟国の意向を調整しながら行っていく必要もある。

工学系高等人材の育成（上記参照）

工学系の研究者・教育者の育成は、各国の競争力を強化すると同時に研究についての情報共有、研究者間のネットワーク化を促進することによって地域の統合促進にもプラスの効果を及ぼすものと考えられる。

¹⁴⁰ インドネシアでは、現在、各州の各職業分野において、職業能力を証明する試験の実施機関が存在しているため、これらを取りまとめる国家職業技能認定機関（Badan Nasional Sertifikasi Profesi: BNSP）を設立し、国家職業資格制度の整備が進められている。マレーシアにはNSC（National Skills Certification）と呼ばれる国家技能資格制度が存在する。タイにおいては、タイ全国職業資格と呼ばれる国家資格制度がある。

¹⁴¹ 標準化支援に関連し、規格の標準化、適合性評価制度、計量といった基準認証分野においては、2003年5月に経済産業省日本工業標準調査会途上国基準認証協力WGより、「ASEAN基準認証協力プログラム」が策定されている。同プログラムでは、国ごとの標準化、適合性評価及び計量の現状及び協力のあり方、さらに日ASEAN基準認証、e-Centerの構築、ACCSQ-METIの活用などの内容が整理されている。

4 - 4 - 3 地域的課題への対応

地域的課題に対応する人材の育成

本報告書の総論部分でも整理されている、環境、治安問題（テロリズム、海賊等）などの国境を越える課題や地域的な対処が必要とされる課題については、それに対応するための特殊な専門性・スキルを有する人材が必要であるため、JICAとして人材育成を支援していく必要がある（各論「7．治安と開発」、「8．環境」、「10．鳥インフルエンザ」を参照のこと）。このような課題は、国境を越えてとらえる必要があるだけでなく、国内の管轄省庁間、ひいては国際機関や専門機関の壁を超えて存在する課題であるため、支援にあたっては、日本国内の関連省庁、専門機関を含め、多様なアクターと連携しながら実施する必要がある。

4 - 4 - 4 域内格差の是正

投資環境の整備、基礎的な職業技術をもった人材の育成

特に産業集積の遅れているCLMV諸国やBIMP-EAGAなどサブリージョナルな地域では、地場産業の育成から始める必要があり、投資環境整備や基礎的な職業技術・スキルの訓練を行う必要がある。ASEAN統合化の動向を見据えつつ、将来の地域的な市場に必要とされる産業人材育成の視点も取り入れる必要がある。加えて、日系企業のニーズとしても挙げられている社会人としての基本的な心得やPCスキルなどの基礎的スキルをもった人材の育成についても、このようなニーズと的確にマッチさせながら行っていく必要がある。基本的には二国間支援で対応できる課題であるが、援助の効率性や効果の観点から必要であれば広域的・地域的な支援を実施する必要がある（CLMV諸国の人材育成については、各論「5．CLMV」を参照のこと）。

4 - 5 地域協力実施上の留意点

上記地域協力を実施する上での留意点については、以下の点が考えられる。

特に産業人材育成においては、産業ニーズの迅速で的確な把握、及びニーズを反映させたカリキュラム・研修コースづくりが求められる。このような産業界のニーズを反映させるためにも、民間企業との連携は必須であるが、JICAが直接民間企業と連携を行うことは現在のスキーム上では難しいと考えられ、業界団体など中間団体との連携を模索する道を探る必要がある。

人材育成分野は、これまでも多くの協力を実施しており、日本の過去の実績を踏まえた取り組みが求められる。さらに、経済産業省をはじめ、日本の関係省庁や実施機関と密接に連携し、役割分担を明確にすることで、オールジャパン体制による効率的な協力を行っていく必要がある。

ADBやUNESCOといった国際機関との情報交換に加え、EUのAPRISやオーストラリアのAADCPプログラムなど他ドナーの動向に留意し、連携を図っていく必要がある。

第6章 援助の実施方法

1. 地域の視点の重要性

JICAの援助の基本が二国間援助であるため、これまで国別で援助計画、実施のすべてを縦割りにしており、東南アジアを地域という視点から包括的にみることは困難であった。しかしながら、これまでの各章において述べてきたように、ASEAN統合促進に向けて統合の深化と域内格差是正、国境を越える課題に取り組むことが求められており、従来二国間援助を超えて地域の視点に立った援助を実施できる援助の実施方法をその実施体制、協力方法の観点から検討することが極めて重要である。実施体制面では、JICAにおいても既にそのような動きがみられ始めており、東南アジア地域事業実施方針の作成が開始され、また、タイにアジア地域支援事務所が設置されており、同事務所は域内格差是正に向けて域内の南南協力活性化に資する活動を継続してきた。このような地域の視点の重要性は、政府サイドで、通商・産業、金融などを中心に既に地域的な構想の下に政策対応がとられつつあり、今後、日ASEAN包括経済連携協定への対応などを考えれば、こうした政府の政策に十分対応し得ることが喫緊の課題であるということからもいえる。また、国境を越える課題を中心に、ASEANの域内で対処すべきもの、ASEAN+3の枠組みで対処すべきもの、あるいは、東アジアサミット参加諸国の枠組みで対処すべきかどうかを仕分け、必要に応じて本部・現地サイドが柔軟に地域的あるいは地域間の連携がとれる実施方法を整備することも重要である。また、東南アジア域内で対処すべき課題については、それがASEANのメカニズムを活用した方が効果的であるのか、それとも少数の関係国だけを対象とした方が効果的であるのか、検討を加える必要が出てこよう。このため、このような地域の視点に立った援助の実施体制の整備をさらに拡充していくことが求められよう。また、協力方法についても、地域の視点に立った課題の設定に応じて、国を超えた地域レベルで各スキームを柔軟に組み合わせさせて対処することが求められる。

2. JICAにおける地域援助実施体制

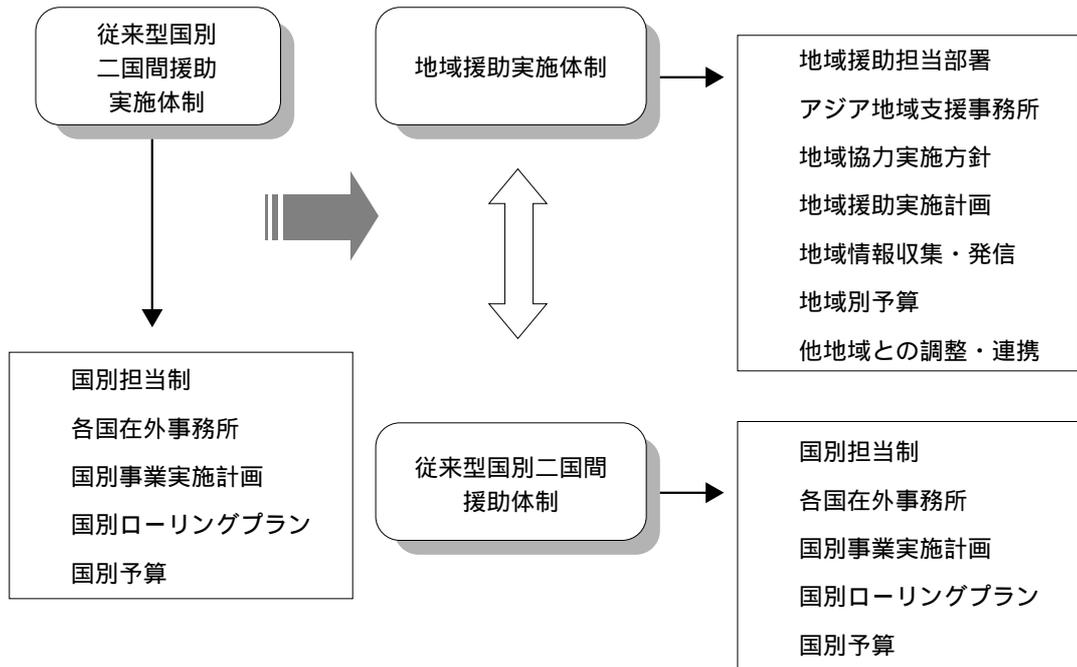
(1) 地域の視点に立った援助実施体制

1) 地域援助担当部署の特定

地域の視点に立った援助の実施を具現化する上では、これまでの国別の実施体制に加えて、ASEAN援助室・専任職員の設置など地域援助の担当部署を特定することが望まれる。これは、今後地域援助実施方針の拡充、地域的な調整、地域的な協力方法の拡充を図る上で、極めて重要と考えられる。想定される機能としては、地域援助にかかる総合調整及び統括、在外事務所・地域国際機関との調整、地域援助実施方針及び将来的には地域別援助実施計画¹⁴²の取りまとめ及びそのモニター、

¹⁴² 現在は地域援助実施方針の作成が開始されたところであるが、将来的には地域事業実施計画に落とし込んで、より具体的に達成すべきアウトプット、アウトカムを明示していくことが求められよう。また、その場合には、国別の援助実施計画との調整も必要となつてこよう。

図6-1 二国間援助体制から地域援助実施体制へ



出所：筆者作成。

地域援助予算の設定・管理、柔軟な地域的な枠組み設定を踏まえた他地域所管部署との調整・連携、地域援助関連情報の収集及び発信である（図6-1参照）。

2) 在外の実施体制

アジア地域支援事務所は、地域援助の“現場主義”を具体化するファシリテーターであり、他方、域内各国事務所は事業実施のプレーヤーとして位置付けられる。ただし、地域援助の一部は地域支援事務所が直接担うことも必要となろう。本事務所は、地域援助案件形成を促進するだけでなく、ASEAN事務局、メコン河委員会（MRC）などの地域機関との連携を本部とともに担うことが望ましい。特にASEAN事務局については、地域協力の進展について、恒常的に意見交換を可能とするような体制を整備することが不可欠である。このため、アジア地域支援事務所の所管の下にインドネシア事務所にASEAN事務局窓口を設置すること、あるいは、ASEAN事務局に援助調整型専門家を派遣することを検討することが望ましい。

3) 地域課題アドバイザーの設置など専門知識のサポート体制の整備

地域援助担当部署は、地域の知見を有する課題アドバイザーの配置、あるいは外部有識者の活用などによって地域についての専門的な能力を高めることが求められよう。地域に対する専門的な知見は、課題部におけるセクター別の専門性と同様に不可欠である。的確に地域協力のグランド・デザインについて助言ができ、担当職員の地域専門性の向上に資するアドバイザーが存在することが

望ましい。

4) 組織体制における今後の課題

今後、課題部との間で、地域協力や国境を越える課題への協力にかかる案件形成と実施の一貫性をどのように確保していくかについての検討が必要となろう。地域的な援助の案件形成段階から、関係課題部の関与を求め、地域協力など複数国にまたがる協力の課題に沿った形での実施方法を共同作業で決定することが考えられる。

3. 協力方法

(1) 課題対応優先のプログラム形成

地域協力や国境を越える課題への協用に適切に対応する上では、現行の二国間協用にける“プログラム方式”を、地域規模で設定することが考えられる。地域的な課題に対応する上では、より柔軟に地域的にプロジェクトやスキームを組み合わせる最も効果的な協用の実現を図ろうとするものとなる。例えば、国境を越える課題である新興感染症に対応するためには、“ASEAN感染症プログラム”のなかで各国の事情に適した二国間技術協力を立ち上げる一方で、人材育成の観点からは、域内の第三国研修と地域別本邦研修を組み合わせるなどの方法が考えられよう。その一方で、課題の地域的な広がりを考慮して¹⁴³、中国やモンゴルとの同種協力との調整・融合を図り、また、オーストラリアとの援助協調を検討する。域内の国際競争力強化に対応するために、“知的所有権強化プログラム”のなかで個別の二国間協力として関係各国の担当部局の執行能力などキャパシティ向上に資するプロジェクトを立ち上げるとともに、域内での知的所有権規制標準化に対しては、ASEAN事務局とも連携をとりつつASEANを対象とする標準化プロジェクトを検討する、また、国内の関係機関とも連携をとってオールジャパンで対応することが求められよう。

なお、プログラム方式は、国別でもまだ試行錯誤の段階であり、現行では多くの場合、国ごとの課題別カテゴリーのなかに、同じ範疇に属すると思われるプロジェクトを緩やかにぶら下げる形となっている。地域的なプログラムについても初めは、各国への協力プロジェクトを地域課題カテゴリーのなかに緩やかにぶら下げていくことが現実的かもしれない。それでも次第にプロジェクト間で相互に情報交換やカウンターパートの交流、南南協力の活性化に結びつき、各プロジェクトの具体的なアウトプット・アウトカムは各国それぞれの課題に対応するものであろうが、相互にシナジーが発揮されやすくなることが想定される。また、最初からこのようなシナジーを想定してより効果的・効率的に各国への協力を行うために複数国にプロジェクトを設置してプログラム化することも考えられる。

しかし、このような協力のほかに、あらかじめ地域的な課題の達成を直接的なアウトプット・アウトカムとするプロジェクトから成るプログラムの形成を開始することが地域協力や国境を越える課題に適切に対応するために必要となつてこよう。

¹⁴³ 鳥インフルエンザは、渡り鳥ルートに沿った地域的な対応を要する可能性があり、ロシアからオーストラリアまでをカバーするサーベイランス体制の構築が望まれるとの説がある。

(2) 国際約束の簡素化

上記“課題対応優先プログラム方式”では、複数国にまたがる援助モダリティが想定されるが、これに以前からの国際約束締結方式を対応させるとすれば、その手続きが煩雑かつ膨大なものになることが想定される。一つのプログラムに対し、数カ国から個別に要請を取り付け、国際約束を締結することは、案件実施の遅延を招く可能性が大きいと同時に、その煩雑さゆえに案件実施の意欲をそぐことにもなりかねない。ASEAN地域援助実施体制の整備の一環として、国際約束簡素化の重要性についても十分に認識し、簡素化の実現を目指したい。

また、日本と先行ASEAN各国とのパートナーシップに基づく協力においては、これまで当該協力実施国（日本とパートナーシップを締結している国）から要請を取り付ける慣行が続いているが、今後もそうした要請のとり方が、協力実施国とのパートナーシップ構築に資するののかという観点からの再検討が必要になっている。

(3) ASEAN機構との協調

統合の深化を支援するとは、多くの場合ASEANの各種制度の制度化を支援することにほかならない。また、ASEANの意思決定過程についての理解を促進する上でも、ASEAN機構との密接な対話が不可欠である。ASEANは、その統合に向けて分野別の行動計画を作成しており、統合促進という目的に沿って、わが国の協力とこれらASEAN側の計画との調和を可能な限り図る必要がある。

ASEAN事務局は、モニター、調整、事務局機能が中心だが、一部調査、実施機能を有しており、多国間機関のみならず、既にオーストラリアとの間ではASEANオーストラリア開発協力プログラム(AADCP)が開始されている。ASEAN事務局との直接の協力プログラムあるいは事務局の調整機能の協力を得つつ協力プログラムの形成を図ることが求められよう。また、わが国がASEANに設置している基金との効果的な連携を図ることを検討する。

(4) JICA-ASEAN地域協力会議 (JICA-ASEAN Regional Cooperation Meeting: JARCOM) プロセス

JARCOMは、ASEAN加盟国、及び現在はオブザーバーとして参加している東ティモールを参加国とし、JICAの南南協力の手法を駆使してASEANプラス東ティモールの域内協力促進を目的とした案件形成メカニズムである。2002年の立ち上げ当初は、ASEAN域内の格差是正を上位目標に掲げ、ニーズとリソースのマッチングを行うことによって、従来、実施国重視で進められてきたJICAの南南協力を、ニーズ・オリエンテッドな案件形成に変化させることを可能とした。2005年4月の第4回JARCOMでは、域内格差是正のみならず、域内共通課題にも対応するようにそのマンドートを拡大することが合意された。

JARCOMプロセスは、年1回の全体会議、その前後のニーズ発掘、リソースとのマッチング、案件形成にかかる調査団の派遣や案件形成セミナーなどの活動を通じたプロセスであり、その過程を通じて裨益側も実施側も納得のいく案件が形成されていく点、先発ASEAN諸国の域内の格差是正に向けた活動を助長し得る点、さらには、通常は裨益国となる諸国のイニシアティブを尊重し得る点で優れた案件形成プロセスである。

(5) 地域機関との連携

ADBは、機関としての2015年までの長期目標のクロスカッティング戦略的テーマの一つとして地域統合の支援を打ち出しており、新たに地域経済統合室を設置するなど、地域統合に向けて活発な支援を行っている。また、ADBは、ASEAN、拡大メコン開発協力、ASEAN+3といった多層的なレベルで協力を行っており、課題に応じた協調が可能である。

また、この地域では、多くの地域機関、さらには国際機関の地域事務所が国際的な制度・標準の地域的な適用を促進しており、これらの機関との連携も視野に入れておく必要がある。

(6) 各国個別イニシアティブとの連携

域内各国が個別に打ち出す開発イニシアティブへの協力も案件形成の一つのツールとして考えられる。しかしながら、これらのイニシアティブに具体的に協力を検討するにあたっては、ASEANの統合との関係を十分検討することが必要である。

(7) パートナーシップ・プログラム

日本は、シンガポール、タイ、フィリピン、インドネシアの4カ国（締結順）とそれぞれパートナーシップ・プログラムを締結している。これは、過去数十年にわたる日本の当該国への技術移転によって蓄積された技術を、より発展の遅れた国々に再移転していこうという南南協力の発想から出発しており、4カ国からの応分の経費負担も求めながら、日本のパートナーとして南南協力を推進しようとの意図の下に創設された。マレーシアについては、日本との間に公式なパートナーシップ・プログラムは締結していないものの、日本と半分ずつ経費を負担しながら年間10本前後の第三国研修を実施している実績もあり、実質的には日本のイコール・パートナーとなっている。

各パートナーシップ・プログラムでは、域内各国を対象とした第三国研修の実施、及び第三国専門家の派遣も想定されており、JARCOMのメカニズムを通じて形成された案件をパートナーシップ・プログラムの枠組みで実施する連携方式が各パートナーシップ・プログラムの文書によって規定されることが望ましい。

(8) CLMV日本センターの活用

1980年代後半から1990年代にかけて市場経済を導入し始めた旧東側諸国に対し、各国の市場経済促進にかかる人材育成に資することを目的として建設された日本センターについて、CLMV各国のセンターについては、地域援助実施のツールとして活用していくことが望まれる。例えば、現在CLMV各国を対象として実施されている域内の第三国研修をCLMV国内の日本センターにて行うことも一案である。これは、シンガポール政府が域内格差是正を目的とした“ASEAN統合イニシアティブ（IAI）”推進を目的としてCLMV各国に人材育成センター（通称IAI研修センター）を設置し、日シ・パートナーシップの枠組み内で実施している第三国研修の一部をこれら各国のIAI研修センターにて実施することにヒントを得たものである。CLMV各国の日本センターを市場経済促進のための人材養成を目的とする第三国研修の実施に使用することは可能である。例えば、日タイ・パートナーシップ・プログラムで実施するラオス向け国別特設第三国研修コースのすべて、または一部をラオス国内の日本セ

ンターにて開催する。必要に応じてJICA-Netも活用し、日本人講師によるレクチャーを配信することも可能である。また、CLMVのうち複数国を対象とする第三国研修については、各国日本センターをJICA-Netで結ぶことによって自国にいながら集団研修に参加することを可能にするなどの発想も出てくるであろう。

また、先発ASEAN諸国にこれまで協力を行ってきた貿易研修センターのネットワーク、リソースの活用も検討されるべきであろう。

CLMV日本センター活用にかかる留意点としては、日本センター支援委員会との関係を考慮しつつ、あらかじめ各センターの合意も取り付けて計画的に進める必要がある。

(9) そのほかの既存のJICA協力ネットワークの活用

JICAの過去の協力蓄積を再活用するという点からは、先に述べた貿易研修センター・ネットワークや環境センター・ネットワークなど、課題別に対応できる知見を備えたネットワークの活用が期待される。これらネットワークは、課題によってではあるが、基本的には域内格差是正、国際競争力強化、域内共通課題のすべてに対応可能である。

4 . 外部機関との連携

JICAの地域協力の有効性及び効率性を高めるためには、外部機関との連携も重要な要素である。以前から、JICAは内外の外部機関と様々なレベルでのコンタクトがあり、外部機関との連携は新たな領域ではないものの、JICAが地域協力や国境を越える課題への協力を行う場合、当初から戦略的に援助体制のなかに組み込んでおくことが望ましい。

外部機関との連携の目的は以下の3点に集約される。まず、地域協力の前段としての地域動向の把握とドナー活動状況の把握（情報収集）。次に、JICAの協力枠組み及び実績の発信（情報発信）。最後に、上記の情報収集と発信を踏まえてJICA地域援助のポジショニングの確認、及び具体的に外部機関との連携・協力の可能性検討である。特に、外部機関との具体的連携・協力の判断基準とするために、「JICAとして、どこに対して、どういった協力を実施していくのか」という地域援助のポジショニングを明確化することを常に念頭に置くことが重要である。

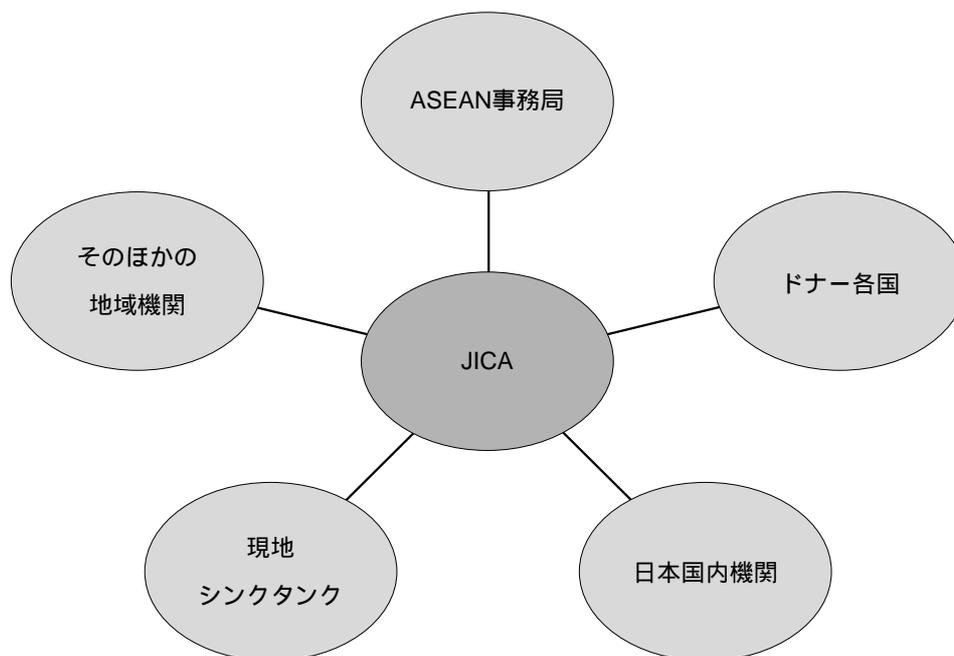
JICA側の対外窓口は、地域援助担当部署となるが、必要に応じてアジア地域支援事務所、本部の関連部署との連携協力も視野に入れる。外部機関は、JICAの地域援助戦略のチェック機能をもつシンクタンク、大学から、案件形成及び実施のパートナーとなり得る機関まで様々であろう。

JICAにとって連携が有益と考えられる主な外部機関は、図6 - 2のとおりである。

(1) ASEAN事務局

ASEAN事務局とは、前述のとおり密接な連携をとることが必要であり、アジア地域支援事務所の所管の下にインドネシア事務所にASEAN事務局窓口を設置すること、あるいは、ASEAN事務局に援助調整型専門家を派遣することを検討する。当該援助調整型専門家は、可能な範囲でASEANの各種会議に参加の上、情報収集を行うとともに、案件形成にかかるJICAとのリエゾンとして機能する。

図6-2 想定される外部連携機関



出所：筆者作成。

ASEAN事務局内では、ドナー各国との協力進捗を調整、モニターしている対外関係調整局への派遣が適当と考えられる。

なお、ASEAN事務局は、ASEAN加盟国当事者間の合意事項の実施とモニターを行う機能をもつという点で、ドナー主導型の地域機関とは差別化を図る妥当性があると考えられる。

(2) そのほかの地域（国際）機関（ADB、ESCAP、UNDP、MRC、WHO-WPRO（World Health Organization, Regional Office for the Western Pacific）等）

ADBについては前述のとおりである。現在、メコン河委員会（MRC）については、アジア地域支援事務所がフォローしており、必要があれば会議へのオブザーバー参加を行っている。また、バンコクのESCAP、UNDPについても地域協力の観点からアジア地域支援事務所が適宜コンタクトをとっている。

地域機関、国際機関とは、援助方針や方法が異なることから、具体的連携を模索しつつも必ずしも成功しているとはいえない現実があるが、今後、JICAが二国間協力のコンセプトから一歩飛び出し、ASEAN地域援助戦略を打ち出していくことによってこれら地域（国際）機関との連携がより一層現実味を帯びたものになってくると考えられる。

(3) ASEAN地域協力を携わる各国ドナー

域内、とりわけバンコクには、メコン地域協力及びASEAN地域協力を携わる各国ドナーが地域事務所を構えており、これらドナーとの連携も視野に入れる価値がある。例えばUSAIDは、2003年に地域

協力に特化した事務所を立ち上げ、ASEAN事務局にも専門家を派遣している。また、AusAIDは、ASEAN事務局にオフィスを構え、ASEANオーストラリア開発協力プログラム（AADCP）を展開している。これら各国ドナーとの定期的協議、及び情報交換は、新たな地域援助動向の把握に有益なツールである。

（４）現地シンクタンク（ISIS、ISEAS、SEACSN等）

ASEAN域内のネットワーク化は、様々な分野に張り巡らされているが、シンクタンクや大学などのアカデミック・ネットワークも強い基盤を構築しており、これらのネットワークも単独の機関と同様、活用していくことが望まれる。例えば、現地シンクタンクが開催する会議、セミナー、ワークショップに定期的に参加することにより、知的・人的つながりを構築することが最重要点として挙げられるが、そのほか、シンクタンクとの定期協議などを設定し、JICAのASEAN地域援助に対してフィードバックを受けることも一案である。また、シンクタンクを援助実施機関として活用することも可能である。

（５）日本国内機関（外務省、JBIC、日ASEANセンター、AOTS、JETRO、津波関連センター等）

海外のみならず、日本におけるASEAN地域援助関連機関との調整、連携も必要である。そのほか、民間、大学などとの連携も視野に入れておく必要がある。

５．地域援助実施上の課題

最後に、前章まで述べてきたことを踏まえ、JICAの地域援助方法を拡充する上での直近の課題として、あらためて以下の４点を挙げておきたい。

（１）ASEAN地域課題別の形成・実施アプローチ

地域援助の対応課題として、ASEAN統合を促進させる「統合の深化」及び「域内格差是正」、そして麻薬や感染症、海賊といった「国境を越えた課題」が挙げられた。しかしながら、これら課題に対する協力案件の形成や実施の考え方、方策、ツールは、その特徴に応じて多様であり得る。

「域内格差是正」に対しては、現在、在外主導で現地のニーズとリソースのマッチングによるニーズ重視型の協力が既にASEAN各国内に定着しつつある。他方、今後目を向けると、日ASEAN包括経済連携協定の締結をにらんで、これまでの二国間経済連携の対象となっていないCLMV諸国に対する協力がこの面での課題となってくる可能性がある。「統合の深化」については、主にASEAN域内の中進国、さらには、全加盟国をターゲットとする協力であることから、JICAのみならずオールジャパンの枠組み内で援助を考えることが求められよう。いずれにしても、適切な対象国範囲の検討の上に、課題対応地域プログラムを形成し、課題解決を目的とした柔軟な協力の組み合わせによるベストミックスで柔軟に対応することが求められよう。

（２）ASEAN地域援助にかかる協力重点テーマの明確化

本調査研究においては、今後地域としてのASEAN援助に取り組む際に、取り扱い対象となる可能性

のある地域課題にかかる認識は共有されているものの、JICAとしてそういった地域課題のどのテーマに、どのように協力を実施するのかという視点までは議論されていない。今後、JICAとして“選択と集中”を図るなかで、最適な案件形成及び実施ツールを具体的に検討することが必要とされる。

(3) ASEAN地域協力案件形成・実施にかかる各国間の合意形成

実際に現場においてASEAN地域協力案件を形成・実施する際には、二国間協力と違い、相手国が複数国にまたがること、そしてその複数国が一様に受益国ではなく、リソースとしてJICAと協力のパートナーになる国も含まれていることから、協力に対する合意形成には特別の配慮が必要となってくる。

まず、リソース国との関係では、「パートナーシップ・プログラム」があるが、具体的にどのようなテーマにおいてパートナーシップ・プログラムとして案件を形成し、実施していくかについては、JICAとしての地域課題の認識や域内格差是正における受益国のニーズ、そして自身の地域援助のポジショニングといった要因を踏まえて決定していくことになるが、他方でパートナー国側も自身の課題の認識や外交政策上の配慮からスタンスを示してくる。そのため実際の案件形成・実施においては、こうした地域の視点に立った課題への対応とパートナー国の意向とをうまくバランスさせていく必要がある。

次に、受益国側の視点に立った場合、地域の課題への対応の必要性は認識できるものの、その課題に対する実情、技術レベルは国によってまちまちであるため、地域を一様にくくったアプローチだけではなく、各国のニーズに適合した協力アプローチを選択する必要がある。そのためASEAN地域課題に対応したプログラムを構築していく際には、地域が一体となって取り組んでいく案件だけでなく、各国（とりわけ取り組みの遅れている国）の実情に合わせたバイの案件も組み合わせたアプローチが必要となってくる。

このようにASEAN地域援助においては、日本だけでなく、リソース国及び受益国の様々な意向に配慮することが求められる。従って今後、地域協力の発意については日本及びASEAN各国もしくはASEAN事務局といった地域組織が自由に起こせるようにしつつも、その協力案件の形成の際にはこうした様々な関係国の意向に配慮した合意形成を図っていくことが効果的な実施体制を担保する上で不可欠となるだろう。その意味で、ASEAN地域援助にかかる要請や国際約束のあり方及びその手続きについても再検討の余地があり得る。

(4) ASEAN地域援助にかかる知見の集約と人材養成

これまで、二国間協力を基本としてきたJICAの援助手法に慣れ親しんできた職員にとって、“地域でまとめて、地域で対応する”とのコンセプトにはなじみが薄く、JICA内でも市民権を得ているという状況まで至っていない。

今後、ASEAN地域援助体制を強化していくためには、従来型二国間協力とは別の地域援助コンセプトを関係者に波及する必要があるとともに、ASEAN地域に対する知見をJICA内に蓄積していくことが重要である。担当のアジア第一部内はもとより、関係課題部についても、人材育成を視野に入れることが重要である。

引用・参考文献

- 青木健 (2003) 「AFTAは東アジアFTAの中核になりうるか」『季刊 国際貿易と投資』Spring 2003 No. 51
- 植木靖 (2002) 「アジアにおける機械の貿易構造」山形辰史編『日本とアジアの機械産業』第2章 アジア経済研究所
- 浦田秀次郎・日本経済研究センター編 (2002) 『日本のFTA戦略』日本経済新聞社
(2004) 『アジアFTAの時代』日本経済新聞社
- 大辻義弘・白石隆 (2002) 「日本・ASEANの拡大FTAを提唱する」『中央公論』2002年2月号 第117年第2号
- 大庭三枝 (2001) 「地域主義と日本の選択」末廣昭・山影進編『アジア政治経済論 アジアの中の日本をめざして』第2部第2章 NTT出版
(2003) 「通貨・金融協力とFTAに見る日本の東アジア地域形成戦略」山影進編著『東アジア地域主義と日本外交』第6章 日本国際問題研究所
- 大矢根聡 (2004) 「東アジアFTA：日本の政策転換と地域構想」『国際問題』2004年3月号 No. 528
- 大山高行 (2006) 「1. 貿易投資」『東南アジア地域援助研究会報告書 - 地域統合と開発援助 - 各論課題別分析資料』国際協力機構国際協力総合研修所
- 外務省 (2001) パンフレット「人間の安全保障 - 21世紀を人間中心の世紀とするために - 」
(2002) 「我が国のFTA戦略」(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/policy.pdf>)
(2005) 「EU事情と日・EU関係」(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/pdfs/jijyou_kankei.pdf)
(2006) 「東南アジア諸国連合 (ASEAN) 概要」
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asean/pdfs/gaiyo.pdf>)
- 外務省 経済連携促進関係閣僚会議 (2004) 「今後の経済連携協定の推進についての基本方針」
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/hoshin_0412.html)
- 木村福成 (2003) 「東アジアにおける自由貿易協定の意義と問題点」『東亜』2003年1月号
(2004) 「国際貿易理論の新たな潮流と東アジア」『グローバル化と経済構造分析』所収予定
(<http://www.coe.gsec.keio.ac.jp/2003/08Kimura.pdf>)
- 木村福成・丸屋豊二郎・石川幸一編著 (2003) 『東アジア国際分業と中国』ジェトロ
- 黒柳米司 (2003) 『ASEAN 35年の軌跡 - “ASEAN Way” の効用と限界』有信堂高文社
経済産業省編『通商白書』各年版
- 経済産業省 経済産業技術協力研究会 (2003) 『経済産業技術協力研究会中間報告「アジア・ダイナミズムと技術協力政策の展望」』
- 経済産業省 日ASEAN経済連携強化 (CEP) 専門家グループ (2002) 『日アセアン経済連携強化に向けた共同研究報告書 (仮訳)』
(http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/asean/data/ajcepeg_jr_j.pdf)
- 国際協力銀行 (2004) 『わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告』

国際通貨研究所 (2003) 『東アジア研究会』 財務省委嘱

(<http://www.mof.go.jp/jouhou/kokkin/tyousa/tyou076.htm>)

佐藤考一 (2003) 『ASEANレジーム』 勁草書房

財務省 (2002) 外国為替等審議会アジア経済・金融の諸問題に関する専門部会報告 『アジア経済・金融の諸問題への取り組み』 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/hoshin_0412.html)

財務省・関税局 国際物流・貿易取引に関する研究会 (2004) 『座長報告』 (財務省主催)

(http://www.mof.go.jp/singikai/butoryu_boueki/top.htm)

財務省財務総合政策研究所 (2005) 「ASEANの為替制度と域内金融市場の発展に関する研究会」 報告書

清水一史 (2004) 「ASEAN域内経済協力の課題」 『世界経済評論』 2004年10月号

白石隆 (2000a) 『海の帝国 アジアをどう考えるか』 中央公論新社

(2000b) 「日本の東南アジア政策の再検討」 『国際問題』 2000年3月号 No.480

(2004) 『帝国とその限界』 NTT出版

(2005) 「東アジア共同体：ASEAN軸に展開」 『読売新聞』 2005年9月4日付

末廣昭 (2001) 「日本の新たなアジア関与」 末廣昭・山影進編 『アジア政治経済論 アジアの中の日本をめざして』 第2部第1章 NTT出版

対外関係タスクフォース (2002) 「21世紀日本外交の基本戦略」

(<http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2002/1128tf.html>)

田中明彦 (1996) 『新しい「中世」 - 21世紀の世界システム』 日本経済新聞社

日ASEAN包括経済連携構想を考える懇談会 (2002) 『日ASEAN包括経済連携構想を考える懇談会中間報告』 (http://www.kantei.go.jp/jp/singi/asean/kettei/021016tyuukan_h.html)

日本経済団体連合会 (2004) 「経済連携の強化に向けた緊急提言」

(<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2004/020/index.html>)

日本貿易振興機構 (JETRO) (2005) 「世界と日本の主要なFTA一覧」

(<http://www.jetro.go.jp/biz/world/international/reports/05000906>)

原洋之介 (2002) 「「東アジアコミュニティ」の構築に向けて：国益の観点から」 『国際経済協力の効率化のための官民パートナーシップの検討調査報告書』 内閣府・日本総合研究所

ベナブルズ、アンソニー (2004) 「グローバル化と地域統合 - 空間経済学の視点から」 アンソニー・ベナブルズ教授 (ロンドン大学 (LSE)) 基調講演録、アジア経済研究所、朝日新聞社共催国際シンポジウム (<http://www.asahi.com/sympo/kukan-keizai/05.html>)

箭内彰子 (2002) 「ASEANにおける域内経済協力の深化と拡大」 山形辰史編 『日本とアジアの機械産業』 第3章 日本経済新聞社

山影進編著 (2003) 『東アジア地域主義と日本外交』 日本国際問題研究所

UFJ総合研究所 (2005) 「ASEAN地域援助研究 (国内基礎調査) 報告書」 JICA国際協力総合研修所調査研究グループ委託調査

吉富勝 (2003) 『アジア経済の真実』 東洋経済新聞社

- Abad, Jr. M. C. (2000) “ The Challenge of Balancing State Security with Human Security. ” ASEAN Secretariat. (<http://www.aseansec.org/14259.htm>)
- Acharya, Amitav (2001) “ Human Security: East Versus West? ” *Working Paper Series*, No. 17. Institute of Defense and Strategic Studies. Singapore.
- (2005) “ The Quest for Regional Identity in Southeast Asia: A Conceptual and Analytical Perspective on the Social Construction of Regions. ”
- Ando, Mitsuyo and Kimura, Fukunari (2003) “ The Formation of International Production and Distribution Networks in East Asia. ” *NBER Working Paper*, No. 10167.
- Ando, Mitsuyo (2005) “ Fragmentation and Vertical Intra-Industry Trade in East Asia. ” Forthcoming in *North American Journal of Economics and Finance*.
- Arora, Vivek and Vamvakidis, Athanasios (2005) “ How much do Trading Partners Matter for Economic Growth. ” *IMF Working Paper* 04/26. IMF.
- ASEAN Secretariat (1997) “ ASEAN Vision 2020. ” at Second Informal ASEAN Summit, Kuala Lumpur, December 1997. (<http://www.aseansec.org/10384.htm>)
- (2003a) “ Declaration of ASEAN Concord II (Bali Concord II). ” at 9th ASEAN Summit, Bali, October 2003. (<http://www.aseansec.org/15159.htm>)
- (2003b) “ Framework for Comprehensive Economic Partnership between the Association of Southeast Asian Nations and JAPAN. ” at 9th ASEAN Summit, Bali, October 2003. (<http://www.aseansec.org/15274.htm>)
- (2003c) “ Recommended Actions of the High-level Task Force on ASEAN Economic Integration. ” at 9th ASEAN Summit, Bali, October 2003. (<http://www.aseansec.org/hltf.htm>)
- (2004a) “ ASEAN Security Community Plan of Action. ” (<http://www.aseansec.org/16826.htm>)
- (2004b) *ASEAN Statistical Yearbook 2004*.
- (2004c) *ASEAN FDI Database 2004*.
- (2004d) “ Vientiane Action Programme. ” at 10th ASEAN Summit, Vientiane, November 2004. (<http://www.aseansec.org/VAP-10th%20ASEAN%20Summit.pdf>)
- (2004e) “ ASEAN Protocol on Enhanced Dispute Settlement Mechanism. ” at 10th ASEAN Summit, Vientiane, November 2004. (<http://www.aseansec.org/16754.htm>)
- (2004f) “ ASEAN Accelerates Integration of Priority Sectors ” at 10th ASEAN Summit, Vientiane, November 2004. (<http://www.aseansec.org/16620.htm>)
- (2005a) “ Agreement on the Establishment of the ASEAN Development Fund Vientiane, September 2005. ” (<http://www.aseansec.org/17577.htm>)
- (2005b) “ ASEAN Agreement on Disaster Management and Emergency Response Vientiane, September 2005. ” (<http://www.aseansec.org/17579.htm>)
- (2005c) “ Joint Media Statement of Thirty Seventh ASEAN Economic Ministers’ (AEM) Meeting, Vientiane, 28 September 2005. ” (<http://www.aseansec.org/17778.htm>)
- (2005d) “ Joint Communiqué of the 38th ASEAN Ministerial Meeting Vientiane, 26 July 2005. ”

(<http://www.aseansec.org/17778.htm>)

(2005e) “Chairman’s Statement of the 11th ASEAN Summit.” at Kuala Lumpur, 12 December 2005. (<http://www.aseansec.org/18039.htm>)

(2005f) “Chairman’s Statement of First East Asia Summit.” at Kuala Lumpur, 14 December 2005. (<http://www.aseansec.org/18104.htm>)

(2005g) “Kuala Lumpur Declaration on the East Asia Summit.” at Kuala Lumpur, 14 December 2005. (<http://www.aseansec.org/18098.htm>)

(2005h) “Kuala Lumpur Declaration on the ASEAN+3 Summit.” at Kuala Lumpur, 12 December 2005. (<http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/asean/conference/asean3/joint0512.html>)

(2005i) “Joint Statement of the Ninth ASEAN Japan Summit.” at Kuala Lumpur, 13 December 2005. (<http://www.aseansec.org/18076.htm>)

(2005j) “Kuala Lumpur Declaration on the Establishment of the ASEAN Charter.” at Kuala Lumpur, 12 December 2005. (<http://www.aseansec.org/18030.htm>)

(2005k) “Agreement to establish and implement the ASEAN Single Window.” at Kuala Lumpur, 12 December 2005. (<http://www.aseansec.org/18005.htm>)

Ben-David, Dan (1993) “Equalizing Exchange: Trade Liberalization and Income Convergence.” *Quarterly Journal of Economics*, Vol. 108, No. 3. The MIT Press.

Bergheim, Stefan (2005) “Global Growth Centres 2020.” *Current Issues Global growth centres*. Deutsche Bank Research. (http://www.dbresearch.com/PROD/DBR_INTERNET_DE-PROD/PROD0000000000185704.pdf)

Cuyvers, Ludo; Lombaerde, Philippe D. and Verherstraeten, Stijin (2005) “From AFTA towards an ASEAN Economic Community and beyond,” *CAS Discussion paper*, No. 46. (<http://143.129.203.3/cas/PDF/CAS46.pdf>)

Cuyvers, Ludo et al. (2002) “Contrasting the European Union and ASEAN Integration and Solidarity.” at Fourth EU-ASEAN Think Tank Dialogue, Brussels, November 2002. (<http://www.eias.org/conferences/euaseam4/euaseamcuyvers.pdf>)

East Asia Study Group (2002) “Final Report of the East Asia Study Group.” submitted to ASEAN+3 Summit. (Final Report of the East Asia Study Group)

Evans, Paul M. (2004) “Human Security and East Asia: In the Beginning,” *Journal of East Asian Studies* 4.

Fukao, Kyoji (2004) “Comment on Gaulier, Lemoine and Ünal-Kesenci Paper.” 経済産業研究所政策シンポジウム「新たな世界的不均衡とアジアの経済統合」2004年6月 (http://www.rieti.go.jp/jp/events/04061701/pdf/fukao_presentation.pdf)

Goldman Sachs (2003) “Dreaming with BRICS: The Path to 2050.” *Global Economics Paper*. No. 99. (<http://www.gs.com/insight/research/reports/99.pdf>)

Gaulier, Guillaume; Lemoine, Françoise and Ünal-Kesenci, Deniz (2004) “China’s integration in Asian Production networks and its implication.” 経済産業研究所政策シンポジウム「新たな世界的不均衡とアジアの経済統合」2004年6月 (http://www.rieti.go.jp/jp/events/04061701/pdf/lemoine_paper.pdf)

- Higgott, Richard (1994) "Introduction: Ideas, Interests and Identity in the Asia-Pacific." *The Pacific Review*. Vol. 7, No. 4.
- IMF (2004) *Direction of Trade Statistics Year Book*.
- Inoguchi, Takashi; Basanez, Miguel; Tanaka, Akihiko and Dadabaev, Timur ed. (2005) *Values and Life Styles in Urban Asia*. Institute of Oriental Culture, the University of Tokyo.
- Jayasuriya, Kanishka (2001) "Southeast Asia's Embedded Mercantilism in Crisis: International Strategy and Domestic Coalitions." *Working Paper Series* No. 3. City University of Hong Kong.
- JETRO (2004) "ASEAN's FTAs and Rules of Origin."
- JICA (2005) *JARCOM Progress Report 2005*.
- Katzenstein, Peter J. (1997) "Introduction: Asian Regionalism in Comparative perspective." *Network Power Japan and Asia*. Katzenstein, Peter J. and Shiraishi, Takashi ed. Cornell University Press.
- Katzenstein, Peter J. and Shiraishi, Takashi (1997) "Conclusion: Regions in World Politics, Japan and Asia-Germany in Europe." *Network Power Japan and Asia*. Katzenstein, Peter J. and Shiraishi, Takashi ed. Cornell University Press.
- Kimura, Fukunari; Takahashi, Yuya and Hayakawa, Kazunobu (2005) "Fragmentation and Parts and Components Trade: Comparison between East Asia and Europe." *KUMQRP Discussion Paper Series*. DP2005-030. (<http://www.coe-econbus.keio.ac.jp/data/DP2005-030.pdf>)
- Krumm, Kathie and Kharas, Homi ed. (2003) *East Asia Integrates: A Trade Policy Agenda for Shared Growth*. World Bank.
- Limpongpan, Sathit (2005) "ASEAN Single Window Initiative." at 4th Custom Cooperation Committee Meeting, September 2005. Asian Development Bank.
(<http://www.adb.org/Documents/Events/2005/CCC/4th-Meeting-CCC/limpongpan.pdf>)
- Macintyre, Andrew and Naughton, Barry (2005) "The Decline of a Japan-Led Model of the East Asian Economy." *Remapping East Asia The Construction of a Region*. Pempel ed. Cornell University Press.
- Munakata, Naoko (2004) "Regionalization and Regionalism: The Process of Mutual Interaction." *RIETI Discussion Paper*. 04-E-006.
- Pempel, T. J. (2005) "Introduction: Emerging Webs of Regional Connectedness." *Remapping East Asia The Construction of a Region*. Pempel ed. Cornell University Press.
- Pangestu, Mari (1995) "ASEAN Free Trade Area (AFTA): An Indonesian Perspective," *The Indonesian Quarterly*. Vol.23, No.1.
- Pangestu, Mari and Gooptu, Sudarshan (2003) "New Regionalism: Options for China and East Asia." *East Asia Integrates: A Trade Policy Agenda for Shared Growth*. Krumm, Kathie and Kharas, Homi ed. World Bank.
- Ravenhill, John (2002) *A Three Bloc World? The New East Asian Regionalism. International Relations of the Asia-Pacific* Vol. 2.
(2005) "The New Regionalism." *Global Political Economy*. Ravenhill, John ed. Oxford University Press.

- Ruggie, John Gerard (1982) “ International Regimes, Transactions, and Change: Embedded Liberalism in the Postwar Economic Order. ” *International Organization* Vol. 36, Issue 2.
- Sakakibara, Eisuke and Yamakawa, Sharon (2003) “ Regional Integration in East Asia: Challenges and Opportunities - Part Ⅰ & Ⅱ. ” *Policy Research Working Paper* No. 3078 and 3079. World Bank.
(http://wdsbeta.worldbank.org/external/default/WDSContentServer/IW3P/IB/2003/07/08/000094946_03062104301554/additional/127527322_20041117164558.pdf)
(http://wdsbeta.worldbank.org/external/default/WDSContentServer/IW3P/IB/2003/07/22/000094946_03071004090811/additional/126526322_20041117164556.pdf)
- Schiff, Maurice and Wang, Yanling (2004) “ North-South Technology Diffusion, Regional Integration, and the Dynamics of the “ Natural Trading Partners ” Hypothesis. ” *Policy Research Working Paper*. No. 3434.
(http://wdsbeta.worldbank.org/external/default/WDSContentServer/IW3P/IB/2004/11/03/000090341_20041103111303/additional/310436360_20050014011053.pdf)
- Schwarz, Adam and Villinger, Roland (2004) “ Integrating Southeast Asia’s Economies. ” *The McKinsey Quarterly*. 2004 No. 1.
- Shiraishi, Takashi (1997) “ Japan and Southeast Asia. ” *Network Power Japan and Asia*. Katzenstein, Peter J. and Shiraishi, Takashi ed.
(2004) “ The Rise of New Urban Middle Classes in Southeast Asia: What is its national and regional significance? ” *RIETI Discussion Paper*. 04-E-011.
(<http://www.rieti.go.jp/en/publications/summary/04020010.html>)
- Soesastro, Hadi (2003) “ ASEAN: Regional Economic Cooperation and Its Institutionalization. ” *CSIS Working Paper Series*. WPE 071.
(2004) “ Sustaining East Asia’s Economic Dynamism: How Aid Worked. ” *CSIS Working Paper Series*. WPE 084.
- Solingen, Etel (2001) “ Crisis and Transformation: ASEAN in the New Era. ” *Working Paper*. No. 16. Institute of Defense and Strategic Studies, Singapore.
(<http://www.ntu.edu.sg/IDSS/publications/WorkingPapers/WP16.PDF>)
(2004) “ Southeast Asia in a New Era. ” *Asian Survey*. Vol. 44, No. 2.
(2005) “ East Asian Regional Institutions: Characteristics, Sources, Distinctiveness. ” *Remapping East Asia The Construction of a Region*. Pempel ed. Cornell University Press.
- Tsunekawa, Keiichi (2005) “ Why so Many Maps There? Japan and Regional Cooperation. ” *Remapping East Asia The Construction of a Region*. Pempel ed. Cornell University Press.
- UNESCAP, UNDP, ADB (2005) *A Future within reach*.
(<http://www.mdgasiapacific.org/2ndMDGReport/MDG-PDF-I.pdf>)
- Wannacott, Ronald J. (1996) “ Trade and Investment in a Hub-and-Spoke System Versus a Free Trade Area. ” *The World Economy*. Vol. 19 (3).
- World Bank (2000) *Trade Blocs*. (<http://www.worldbank.org/research/trade/pdf/trade%20bloccs.pdf>)

(2005) *Global Economic Prospects 2005*.

WTO (2003) *World Trade Report 2003*.

(2004) *World Trade Statistics 2004*.

第5章 引用・参考資料

1 - 1 貿易投資

青木健・馬田啓一編著 (2004) 『政策提言 日本の対アジア経済政策』日本評論社

伊藤隆敏・財務省財務総合政策研究所編著 (2004) 『ASEANの経済発展と日本』日本評論社

国際協力事業団国際協力総合研修所 (2003) 『開発課題に対する効果的アプローチ 貿易・投資促進』

渡辺利夫編 (2004) 『東アジア市場統合への道 - FTAへの課題と挑戦 - 』勁草書房

IMF (1997, 2002, 2003) *Direction of Trade Statistics Yearbook*. IMF: Washington, D. C.

外務省Webサイト (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asiakeizai/pdfs/AFTA.pdf>)

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asiakeizai/pdfs/FTA_china.pdf)

経済産業省Webサイト (http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/data/suishin_j.pdf)

日本ASEANセンターWebサイト (<http://www.asean.or.jp>)

1 - 2 財政金融

柳田辰雄 (1992) 「国際通貨をめぐる政治経済学」持田信樹編 『市場と国家』(知のフロンフロンティア叢書) 木鐸社

(2004) 「地域統合の政治経済学」高木保興編 『国際協力学』東京大学出版会

Bayoumi, T.; Eichengreen, B. and Mauro, P. (2000) "On regional monetary arrangements for ASEAN." *CEPR Discussion Papers*, No. 2411.

IMF, Bureau of Statistics (2005) *International Financial Statistics*. IMF: Washington, D. C.

Yanagita, Tatsuo (2003) "Reforming The Indonesian Financial System and Fiscal Sustainability." *Jurnal Keuangan Dan Moneter*, Vol. 6.

1 - 3 運輸交通

外務省 (2003) 「The JAPAN-ASEAN Plan of Action」(日ASEAN行動計画)

(<http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/asean/year2003/summit/action.pdf>)

外務省アジア大洋州局地域政策課 (2005) 「東南アジア諸国連合 (ASEAN) 概要」

国際協力機構 (JICA) 国際協力総合研修所 (2005) 『開発課題に対する効果的アプローチ 運輸交通』

日本経済団体連合会 (2004) 「経済連携の強化に向けた緊急提言 - 経済連携協定 (EPA) を戦略的に推進するための具体的方策 - 」

(<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2004/020/index.html>)

藤田安男 (2005) 「東アジアのインフラ整備に向けた新たな枠組み 調査報告書要旨」『開発金融研究所報』No. 24 国際協力銀行開発金融研究所

UFJ総合研究所 (2005) 「ASEAN地域援助研究 (国内基礎調査) 報告書」JICA国際協力総合研修所調

査研究グループ委託調査

ASEAN (2004) *ASEAN Annual Statistics 2004*.

ASEAN Secretariat (2004) “ ASEAN Transport Action Plan 2005-2010. ” 10th ASEAN Transport Ministers Meeting. (<http://www.aseansec.org/16596.htm>)

(2005) “ Association of Southeast Asian Nations: Transport and Communication. ”

Habit, C.; Aldaba, F. and Templo, O. (2004) “ An Assessment Study on the Progress of ASEAN Regional Integration: The Ha Noi Plan of Action toward ASEAN Vision 2020. ” Ateneo Center for Economic Research and Development.

Lloyd, P. and Smith, P. (2004) “ Global Economic Challenges to ASEAN Integration and Competitiveness: A Prospective Look. ” (<http://www.aadcp-repsf.org/docs/03-006a-FinalReport.pdf>)

Zhang, Tao and Bikales, W. (2004) “ Technical Assistance for Support to Strategize Regional Cooperation in Southeast Asia. ” ADB. (<http://www.adb.org/Documents/TARs/REG/tar-oth-38013.pdf>)

外務省Webサイト (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)

国土交通省Webサイト (<http://www.mlit.go.jp/>)

1 - 4 情報通信技術 (ICT)

外務省「国際的な情報格差問題に対するわが国の包括的協力策実施状況」(外務省作成資料)

国際協力事業団 (JICA) 国際協力総合研修所 (2003) 『開発課題に対する効果的アプローチ 情報通信技術』

国際協力機構 (JICA) (2005) 『課題別指針 情報通信技術』

国際情報化協力センター (CICC) 『アジア情報化レポート2005』(インドネシア、カンボジア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス、中国、韓国)

佐賀健二 (2002) 「ASEAN各国に対するIT国際協力戦略 - デジタル・デバイドからデジタル・オポチュニティへの挑戦 - 」 『国際関係紀要』第11巻 第2号 亜細亜大学国際関係研究所

「第1回ASEAN+3電気通信及びIT担当大臣会合 (TELMIN+3) 資料」(参加機関作成資料)

「第2回ASEAN+3電気通信及びIT担当高級事務レベル会合 (TELSOM+3) 資料」(会合参加機関作成)

アジア・ブロードバンド計画Webサイト (<http://www.asia-bb.net/jp/index.html>)

外務省Webサイト (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)

総務省Webサイト (<http://www.soumu.go.jp/>)

ADB Webサイト (<http://www.adb.org/>)

IT戦略本部Webサイト (<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/>)

World Bank Webサイト (<http://www.worldbank.org/>)

2 - 1 CLMV

外務省 (1999) 『ODA白書1999年版』

外務省経済協力局 (2004) 『政府開発援助国別データブック - 2004年版』

- 国際協力事業団（JICA）（1993～2003）『国際協力事業団年報』
- 国際協力機構（JICA）（2004）『国際協力機構年報』
- （2005）*JARCOM Progress Report 2005*
- 日本政策投資銀行メコン経済研究会編著（2005）『メコン流域国の経済発展戦略～市場経済化の可能性と限界～』日本評論社
- ADB (2005) *Asian Development Outlook 2005*. ADB
- 外務省Webサイト（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>）
- 国際協力機構（JICA）Webサイト（<http://www.jica.go.jp/Index-j.html>）
- 国際協力銀行（JBIC）Webサイト（<http://www.jbic.go.jp/japanese/index.php>）

2 - 2 BIMP-EAGA等ASEAN成長地域

- 落合直之（2004）「紛争から自治へ - フィリピン・ムスリム反政府組織の新たな戦い - 」『政治・政策ダイアログ』第2号、法政大学
- 経済企画庁（1991）『平成3年度年次世界経済白書』
- 小西歩（2001）「北東アジアの経済発展に向けてのADBの政策と戦略」財団法人環日本海経済研究所Webサイト（<http://www.erina.or.jp/Jp/EC/Forum2001/Hatsugen/Special/Konishi.htm>）
- 永井敏彦・小林誠・山本聡（1993）「アジア局地域経済圏の基本構造と発展メカニズム」『フィナンシャル・レビュー』June-1993 大蔵省財政金融研究所
- ADB Southeast Asia Department (2005) “Regional Cooperation Strategy and Program for Southeast Asia (Draft).”
- “IMT-GT Agreed Minutes.” Ministerial Meeting 5th meeting to 11th Meeting.
- Ishak Yussof and Mohd Yusof Kashim (2003) “Human Resource Development and Regional Cooperation within BIMP-EAGA: Issues and Future Directions.” *Asia-Pacific Development Journal*. Vol. 10. No. 2.
- Kakazu, Hiroshi (1997) “Growth Triangles in Asia, New Approach to Regional Cooperation.” *IUJ Research Institute Working Paper Asia Pacific Series*. No. 9. (<http://www.iuj.ac.jp/research/wpap009.cfm>)
- Kakazu, Hiroshi; Tang, Min and Thant, Myo (1998) *Growth Triangles in Asia: A New Approach to Regional Economic Cooperation*. ADB.
- Norojono, O. et al. (2003) “Technical Assistance to the Republic of Indonesia for the Subregional Transport Cooperation Initiative.” ADB. (http://www.adb.org/Documents/TARs/INO/tar_ino_36559.pdf)
- Weatherbee, Donald, E. (1997) “Sub-Regional Growth Zones as a Development Strategy: The Mini-ASEANS.” *Journal of Asian Business*. Center for International Business Education.
- Zhang, T. (2002) “Technical Assistance for Prioritizing Strategic Directions for BIMP-EAGA.” ADB. (http://www.adb.org/Documents/TARs/REG/tar_oth36185.pdf)

3 - 1 治安と開発

- 山影進（1991）『ASEAN - シンボルからシステムへ』東京大学出版会
- ASEAN Institutes for Strategic and International Studies (1991) *A Time for Initiative: Proposals for*

the Consideration of the Fourth ASEAN Summit, Kuala Lumpur: Institute of Strategic and International Studies.

“ ASEAN Secretariat Discussion Paper, ” 5th SOMTC, Siem Reap, 13-15 June 2005.

Caballero-Anthony, Mely (2005) *Regional Security in Southeast Asia: Beyond the ASEAN Way*. ISEAS: Singapore.

“ Declaration of ASEAN Concord II (Bali Concord II), ” Bali, Indonesia, October 7, 2003.

(<http://www.aseansec.org/15159.htm>)

“ Japan-ASEAN Security Co-operation: Recommendations from a Team of Experts, ” The 2nd Japan-ASEAN Symposium, organized by JIIA and IDSS, Singapore, October 27-27, 2004.

(<http://www.jiia.or.jp/pdf/kenkyukai/0601.pdf>)

Stubbs, Richard (2002) “ ASEAN Plus Three: Emerging East Asian Regionalism? ” *Asian Survey*, Vol. 42, No. 3.

Taft, Patricia and Landnier, Jason (2005) “ The Capacity to Protect: The Role of Civil Society, ” The Fund for Peace: Washington, D. C.

APA Webサイト (<http://www.aseanpeoplesassembly.net>)

3 - 2 環境

岩田伸人 (2002) 「 WTOと予防原則 」 『 経済科学研究所経科研レポート 』 第23号

外務省アジア大洋州局地域政策課 (2000) 『 目で見るASEAN - ASEAN経済統計資料 - 』

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asean/pdfs/sees_eye.pdf)

環境省編 (2000) 『 平成12年版 環境白書 』

(2002) 『 平成14年版 環境白書 』

(2005a) 『 平成17年版 環境白書 』

(2005b) 『 平成17年版 循環型社会白書 』

国際環境協力戦略検討会 (2004) 『 国際環境協力戦略検討会報告書 - 21世紀におけるより戦略的・効果的・包括的な国際協力のために - 』 (<http://www.env.go.jp/earth/report/h16-05.pdf>)

米国オークリッジ国立研究所 「 CO₂排出量の国別比較データ 」

(http://cdiac.esd.ornl.gov/trends/emis/em_cont.htm)

山口光恒 (2000) 『 地球環境問題と企業 』 岩波書店

UFJ総合研究所 (2005) 「 ASEAN地域援助研究 (国内基礎調査) 報告書 」 国際協力機構 (JICA) 国際協力総合研修所調査研究グループ委託調査

ASEAN Secretariat “ The ASEAN-Japan Plan of Action ” (<http://www.aseansec.org/15502.htm>)

Krumm, Kathie and Kharas, Homi (2003) *East Asia Integrates: A Trade Policy Agenda for Shared Growth*. The World Bank, Washington, D.C.

Mandani, Dorsati H. (2001) “ Regional Integration and Industrial Growth among Developing Countries, The Case of Three ASEAN Members, Policy Research Working Paper 2697. ” The World Bank, Development Research Group, Trade. (<http://www-wds.worldbank.org/servlet/WDSContentServer/>

- WDSP/IB/2001/11/28/000094946_0111090402257/Rendered/PDF/multi0page.pdf)
- Michalopoulos, Constantine (1999) “ Developing country goals and strategies for the Millennium Round. ” The World Bank, Development Research Group, Trade.
(<http://www.worldbank.org/html/dec/Publications/Workpapers/wps2000series/wps2147/wps2147.pdf>)
- Nordström, Håkan and Vaughan, Scott (1999) “ Special Studies 4 TRADE AND ENVIRONMENT. ”
(http://www.wto.org/English/res_e/booksp_e/special_study_4_e.pdf)
- Oakridge National Laboratory, CDIAC (Carbon Dioxide Information Analysis Center)
(<http://cdiac.esd.ornl.gov>)
- Thanandsillapakul, Lawan, “ Open Regionalism and Deeper Integration: The Implementation of ASEAN Investment Area (AIA) and ASEAN Free Trade Area (AFTA). ” The World Bank.
- Webster, Douglas (1999) *The Urban Environment: A Second Wave Policy Perspective: Examples from Thailand*, Asia Pacific Research Center, Stanford University, California.
- Wilson, J.; Otsuki, T. and Sewadeh, M. (2002) “ Dirty export and environmental regulation: Do Standards Matter to Trade? ” The World Bank, Development Research Group, Trade.
(http://wdsbeta.worldbank.org/external/default/WDSContentServer/IW3P/IB/2002/04/12/000094946_02040304241091/Rendered/PDF/multi0page.pdf)
- World Bank (2003) *The Little GREEN Data Book 2003*.
(2005) “ Environment Strategy for the World Bank in the East Asia and Pacific Region. ”
- WTO (1997) “ Trade and Environment News Bulletin TE/021-19. ”
(http://www.wto.org/English/tratop_e/envir_e/te021_e.htm)
- WTO Secretariat (2004) “ Back Ground Document: Trade and Environment. ”
(http://www.wto.org/English/tratop_e/envir_e/envir_e.htm)

3 - 3 エネルギー

- ADB東南アジア局 (2005) 「地域協力戦略プログラム(案)」
- 経済産業省 (2004) 「エネルギー関連産業のアジア展開に関する研究会中間報告」
(<http://www.meti.go.jp/report/downloadfiles/g50330e01j.pdf>)
- 国際協力機構 (JICA) (2004a) 『課題別指針 エネルギー供給』
(2004b) 『課題別指針 省エネルギー』
- 国際協力機構 (JICA) 国際協力総合研修所 (2005) 『途上国の開発事業における官民パートナーシップ 導入支援に関する基礎研究』
- 資源エネルギー庁 (2004) 「2030年に向けた国際エネルギー戦略」
(<http://www.rieti.go.jp/users/tanabe-yasuo/pdf/20040623.pdf>)
- 田辺靖雄 (2004) 『アジアエネルギーパートナーシップ - 新たなる石油危機への対応』 エネルギーフォーラム
- ASEAN Secretariat “ ASEAN Plan of Action for Energy Cooperation (APAEC) 2004-2009 ”
(<http://www.aseansec.org/pdf/APAEC0409.pdf>)

“ Report of the Twenty-third ASEAN Ministers on Energy Meeting (23rd AMEM) 13 July 2005, Siem Reap, Cambodia. ”

(http://www.aseanenergy.org/download/reports/energy_organisastion/amem/AMEM%2023.pdf)

Bertarelli. Lara IED (Innovation Energie Développement) (2005) “ Biomass for Electricity Generation in ASEAN. ”

World Bank, The energy and mining Sector Board (2005) “ World Bank Group Progress on Renewable Energy and Energy Efficiency: 1990-2004. ”(http://siteresources.worldbank.org/INTENERGY/Resources/335544-1111615897422/Annual_Report_Final.pdf)

COGENフェーズ3 Webサイト (<http://www.cogen3.net/>)

EAEF Webサイト (<http://www.aseanenergy.org/eaef/index.html>)

4 人材育成

ICNet (2005) 「ASEAN地域援助研究(タイ 基礎調査) 報告書」国際協力機構(JICA) 国際協力総合研修所 調査研究グループ委託調査

AUN/SEED-Net 事務局提供各種資料

外務省(2004) 『ODA白書2004年版』

経済産業省(2005) 「平成17年度経済産業技術協力の基本方針」

(http://www.jetro.go.jp/jetro/activities/oda/j_front/2005/h17_houshin.pdf) (2006年1月6日アクセス)

経済産業省編(2005) 『通商白書2005』

経済産業省日本工業標準調査会途上国基準認証協力WG(2003) 「ASEAN基準認証協力プログラム」(http://www.jisc.go.jp/jisc/pdf/sokai5_8-1-1.pdf) (2006年1月5日アクセス)

国際協力機構(JICA)(2005a) 『FRONTIER』2005年2月号

(2005b) 『FRONTIER』2005年6月号

国際協力機構(JICA) 国際協力総合研修所(2005) 『中所得国への産業人材育成支援のあり方』

国際協力機構(JICA) 国際協力総合研修所 調査研究グループ(2005) 「ASEAN地域援助研究 現地調査議事録」

国際協力事業団(JICA) 国際協力総合研修所(2003) 『開発課題に対する効果的アプローチ 高等教育』

P.T. Indokoei International(2005) 「ASEAN地域援助研究(インドネシア 基礎調査) 報告書」国際協力機構(JICA) 国際協力総合研修所 調査研究グループ委託調査

UFJ総研(2005) 「ASEAN地域援助研究(国内基礎調査) 報告書」国際協力機構(JICA) 国際協力総合研修所 調査研究グループ委託調査

Commission of the European Communities “ Strategy Paper and Indicative Programme for Multi-Country Programmes in Asia 2005-2006. ”

(http://europa.eu.int/comm/external_relations/asia/rsp/rsp_asia.pdf) (2006年1月6日アクセス)

“ New Partnership with South East Asia. ”

2002 ASEAN+3 Summit “ Final Report of the East Asia Study Group. ”

(<http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/asean/pmv0211/report.pdf>)

外務省ASEAN関連Web サイト (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asean/index.html>)

国際協力機構 (JICA) Webサイト (<http://www.jica.go.jp/Index-j.html>)

ASEAN 事務局Webサイト (<http://www.aseansec.org/>)

ASEAN大学ネットワーク (AUN) Webサイト

(<http://www.aun.chula.ac.th/>) (2006年 1 月 6 日アクセス)

AusAID AADCP Webサイト

(<http://www.ausaid.gov.au/projects/aadcp.cfm>) (2005年 9 月 1 日アクセス)

SEAMEO Webサイト (<http://www.seameo.org/>)

UNESCO Chairs/UNITWIN Networks Webサイト

(http://portal.unesco.org/education/en/ev.php-URL_ID=1324&URL_DO=DO_TOPIC&URL_SECTION=201.html) (2006年 1 月 6 日アクセス)